

令和 2 年 第 1 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 6 日 開会

令和 2 年 3 月 11 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和2年
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

3月6日(金) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 7
○会議録署名議員の指名 7
○会期の決定 8
○諸般の報告 8
○一般質問 16
 5 番 浅 見 裕 彦 議員 16
○会議録署名議員の追加指名 29
 4 番 宮 原 みさ子 議員 30
 2 番 黒 澤 克 久 議員 38
 9 番 若 林 想一郎 議員 47
 8 番 大 野 伸 恵 議員 54
 1 番 向 井 芳 文 議員 61
○散 会 67



3月7日(土) ○休 会
3月8日(日) ○休 会



3月9日(月) ○開 議 71
○答弁の補足 71
○議事日程の報告 71
○陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決 72
 ・ 陳情第8号 筆界特定に関する陳情

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第1号 横瀬町森林環境整備基金条例	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第2号 武甲山特殊植物保護増殖委員会条例	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例	
○答弁の補足	9 5
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
・議案第4号 横瀬町花咲山公園条例	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
・議案第5号 横瀬町空家等対策協議会条例	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
・議案第6号 横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第7号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第8号 横瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第9号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第10号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
・議案第11号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
・議案第12号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
・議案第13号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
・議案第14号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○延 会	1 3 1

◇

3月10日(火)	○開 議	1 3 5
	○議事日程の報告	1 3 5
	○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
	・議案第15号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算(第5号)	
	○答弁の補足	1 5 1
	○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
	・議案第16号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	
	○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
	・議案第17号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第4 号)	
	○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
	・議案第18号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	
	○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
	・議案第19号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
	・議案第20号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正 予算(第3号)	
	○議案第21号～議案第26号の上程、説明	1 6 4
	・議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算	
	○答弁の補足	1 7 1
	○施政方針に対する質疑	1 7 1
	○議案第21号～議案第26号の説明	1 7 7
	○会議時間の延長	1 7 7
	○延 会	1 7 8

◇

3月11日(水)

○開 議	181
○議事日程の報告	181
○議案第21号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決	181
・議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算	
・議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算	
・議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算	
○答弁の補足	195
○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	220
○答弁の補足	220
○議事進行の発言	221
○町長あいさつ	231
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	232
・議案第27号 工事請負契約の締結について	
○議案第28号の上程、説明、質疑、採決	234
・議案第28号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想について	
○横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について	239
○日程の追加	240
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
・発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○日程の追加	242
○広報常任委員会委員の選任	242
○広報常任委員会正副委員長の互選	243
○閉会中の継続審査の申し出	244
○閉 会	244

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第8号

令和2年第1回横瀬町議会定例会を、令和2年3月6日横瀬町役場に招集する。

令和2年2月27日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和2年第1回横瀬町議会定例会 第1日

令和2年3月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

8 番 大 野 伸 惠 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、会議録署名議員の追加指名

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表 監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。マスク着用のまま失礼いたします。

本日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は暖冬で、例年に比べ暖かい日が多かったですが、今日のようにまだ少し寒さを感じる日があります。皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただきたいというふうに思います。

さて、現在大きな脅威となっている新型コロナウイルス感染症ですが、昨日大野知事より、県内で初めてとなる2名の人の人感染による感染者が確認されたとの発表がありました。引き続き十分な警戒が必要な状況です。本町におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた本町のイベント開催に関する基本的な考え方を出し、また3月2日からの横瀬小学校、横瀬中学校の臨時休業と小学校低学年や特別支援学級の児童生徒の一部の学校施設への受入れ及び学童保育の時間延長などを決定し、実施をしているところです。この新型コロナウイルス感染症につきましては、感染経路は咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体と言われております。町役場としましても、手洗い、咳エチケット等について、ホームページ等を活用し、呼びかけるとともに、併せて窓口及び会議室入り口へのアルコール消毒液の設置、役場の会議、イベント等におけるでき得る限りの工夫等を行っているところでございます。町民の皆様には何かとご不便をおかけしますが、今は感染拡大防止に向けて大事な局面です。何とぞ感染拡大防止対策にご理解を賜りたく存じます。

町としましては、今後も引き続き国や県から開示される情報やその他の情報を収集し、できるだけ町民の皆様への不安やストレスを軽減できるよう、状況に応じた策を柔軟かつスピード感を持って検討、実行してまいりたいと考えております。

さて、続きまして本年度事業の進捗状況等の一部について報告をさせていただきます。まず、今年で7年目となりました芦ヶ久保の氷柱ですが、関係者の皆様のご努力により、例年どおり1月5日に開園をいたしましたものの、記録的な暖冬の影響で1月9日から無料開放に変更となり、その後も氷柱が形成できないことから、1月14日から閉園、1月29日をもって事業終了といたしました。また、この影響から道の駅果樹公園あしがくぼの1月、2月の売上げが大幅に減少になるなど、地域経済に与えるマイナスの影響は大きく、非常に残念な結果となりました。しかしながら、このようなときこそピンチのときはチャンスと捉え、新たな発想と工夫で新たな展開が図れるように鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、アクティブシニア事業についてですが、シニア世代の活躍の場を増やす取組として、令和2年度までの3年間をかけて、14の魅力アップ塾と4つの地域デビューサポート事業を進めています。このうち12月8日には、町民会館でタレントの清水国明氏による講演会並びにアクティブシニア3団体による活動発表が行われ、総勢334名の方にご来場いただきました。今後も活躍の場、生きがいを創出する事業を展開してまいりたいと考えています。

次に、よこらぼについてですが、2月審査分までで提案125件に対し74件を採択しています。事業展開している中から幾つか紹介をさせていただきます。引き続き毎回ご好評いただいているはたらクラスと、社会で活躍する中学生、高校生、大学生によるプレゼンテーションをテーマとしたイベントよこぜプレゼン部のほか、横瀬の魅力を再発見し、町のブランド商品づくりを勉強する横瀬ブランド塾、小学生からプロから指導を受けて演奏会の開催を目指す横瀬バイオリン・プロジェクト、横瀬、秩父の食と自然を楽しみながらテレワークを活用した働き方を体験してもらう横瀬ワーケーションプロジェクトなど、数多くのプロジェクトが実施されました。また、横瀬ワンダー学校では、町内の小学生がパソコンと3Dプリンターや本格的なカメラを使ってものづくりに取り組むイベントで、プロのデザイナーとパナソニック株式会社の全面的な協力の下、実施をされました。以上、これらの多彩なプロジェクトはエリア898を拠点に実施をされました。このように、エリア898が交流拠点として機能し出したことで多様なプロジェクトの展開が促進され、町にとって有意義な交流促進が図られてきていると考えています。

次に、昨年10月に株式会社ドリームインキュベータより提案のあったよこらぼ案件、採択案件ナンバー65、正しい世論の可視化プロジェクトでは、この間準備が進められ、予定といたしましては令和2年4月から5月頃をめどに無作為に抽出した町民計3,000名を対象として、観光客に関する意識、価値観調査を実施することとなりました。この調査では、複数の異なる手法でアンケート調査を行い、その結果を分析することでより多く、より広く意見を集める手法を研究するものです。この調査を行うに当たり、これまでよりも幅広い民意を収集し、施策に反映できるようになること、とりわけなかなか関係者以外の声を集めることが容易でない観光客に対する意識調査が民間の力を借りて実施できることから、本プロジェクトの意義は大きいものと考えています。その他の採択案件につきましても順次実施し、引き続きよこらぼが横瀬町の活性化並びに住民福祉の向上につながるよう努めてまいります。

また、昨年12月14日には北村地方創生担当大臣が公式視察で来町され、道の駅果樹公園あしがくぼ、どぶろく製造の花咲山醸造所及びエリア898を視察していただきました。視察の意図は、地域における意欲ある取組やニーズを把握し、今後の地方創生に関する取組に生かすということだそうです。地域における

意欲ある取組の実践例として我が町を選んでいただき、地方創生担当大臣にご視察をいただいたことは、我が町にとってとても意義深いことと感じています。

次に、地域おこし協力隊ですが、2月1日付で新たに1名が着任しております。新たな隊員となられたのは嶋田和代さん、東京都港区出身の49歳です。嶋田さんはいわゆる帰国子女でいらして、語学力を生かした英語塾の運営や飲食店の経営等の経験があり、またワインセミナーの講師やワイン雑誌への記事に執筆等、ワインの専門家としても活躍されてきました。このような経験を生かし、町の遊休農地を使ったワイン用ブドウの栽培やワイナリー設立に意欲を燃やしており、現在はワインの醸造を学びながら、町内のブドウ農家の方とのつながりづくりやブドウ栽培に適した町内の農地の探索を行っています。いずれは、横瀬町産のワインが町の新たな特産品になることを期待しながら、応援していきたいというふうに思います。

次に、2月4日、ちちぶ定住自立圏の構成市町と埼玉県行政書士会の間で、災害時における被災者支援に関する協定書の締結式を秩父市役所において行いました。協定内容は、被災者支援のための罹災証明書申請種類に関する相談等を無料で行っていただけるものであります。

以上、事業の進捗状況の一部等について申し上げさせていただきました。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてでございますが、条例の制定5件、条例の全部改正1件、条例の一部改正8件、令和元年度一般会計、特別会計補正予算6件、令和2年度一般会計、特別会計予算6件、工事請負契約の締結1件、第6次総合振興計画基本構想1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

- 1 番 向 井 芳 文 議員
- 2 番 黒 澤 克 久 議員
- 3 番 阿左美 健 司 議員

以上、3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、2月27日午後2時より301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございました。会議録署名委員に関根修委員、若林清平委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の掲示を受けて、日程及び会期について審議をいたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は3月6日から3月11日の6日間と決定いたしました。

なお、3月7日土曜日と3月8日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日6日から11日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和元年第5回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてもお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、

ご了承願います。

次に、令和元年12月、令和2年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員の説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、令和元年12月19日、令和2年1月24日及び2月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和元年度一般会計と5つの特別会計に関わる歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和2年1月31日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は4億3,791万8,063円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会及び特別委員会の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告をお願いいたします。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。なお、今回常任委員会は2回行いました。

まず、1回目でありましたが、開催日時、令和2年2月4日午前10時より、横瀬町役場301会議室にて行いました。出席者、委員6名、事務局2名、参考人1名。会議録署名委員といたしまして、大野伸恵委員、若林想一郎委員をお願いいたしました。

審査事件等について、1、委員会付託案件、陳情第8号 筆界特定に関する陳情について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、委員会付託案件、陳情第8号 筆界特定に関する陳情について、陳情者、中原靖高様に参考人として出席していただき、概要等について説明を受け、質疑応答を行いました。

2、その他については特にご意見等はございませんでした。

続きまして、2回目の委員会でありましたが、開催日時、令和2年2月20日午前10時より、横瀬町役場301会

議室にて行いました。出席者、委員6名、執行部11名、事務局2名。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、若林清平委員をお願いいたしました。

審査事件等については、1、委員会付託案件、陳情第8号 筆界特定に関する陳情について、2、所管事務調査、幼児教育・保育の無償化の現状について、3、教育委員会報告、4、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、委員会付託案件、陳情8号 筆界特定に関する陳情について審議を行いました。本件は、令和元年12月定例会で当委員会に付託となった案件です。審査の内容及び結果については、令和2年2月28日付総務文教厚生常任委員会審査報告書のとおりです。

2、所管事務調査、幼児教育・保育の無償化の現状について、子育て支援課長より説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

3、教育委員会報告といたしまして、教育長より資料に基づき、1、校長会等での主な指示事項、2、児童生徒の現状、3、教育委員会の主な行事についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

4、その他でございます。執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告といたします。

○内藤純夫議長 総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和2年2月20日午後2時より。開催場所は、横瀬町役場301会議室にて。出席者は、委員6名、執行部5名、事務局2名で行いました。会議録署名委員は浅見裕彦委員、小泉初男委員をお願いいたしました。

審査事件等についてですが、(1)、所管事務調査、横瀬町の観光について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、(1)、所管事務調査につきまして、赤岩振興課長より横瀬町の観光の現状と課題について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、統計の取り方等統計に関すること、後継者育成に関すること、事業助成に関すること、町の観光施策に関すること、道路等周辺環境整備に関すること等でした。

まとめといたしまして、当委員会としては横瀬町の観光について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

(2)、その他でございます。執行部から3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これらを報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。報告を終わらせていただきます。

○内藤純夫議長 産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をお願いいたします。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

第1回横瀬小学校校舎整備事業特別委員会、開催日時、令和元年12月16日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は委員10名、執行部4名、業者2名、事務局2名でございました。会議録署名委員に向井芳文委員、黒澤克久委員。

審査事件等、1、横瀬小学校校舎整備事業の進捗状況について、2、その他。

審査経過でございます。教育委員会及び業者より進捗状況等について説明を受け、質疑応答を行いました。

第2回横瀬小学校校舎整備事業特別委員会は、開催日時、令和2年1月31日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は委員10名、執行部4名、業者2名、事務局2名。会議録署名委員に阿左美健司委員、宮原みさ子委員を指名いたしました。

審査事件等、1、横瀬小学校校舎整備事業について、2、その他。

審査経過でございます。教育委員会及び業者より、前回説明以降の変更点についての説明及び質疑応答を行いました。また、委員会開催前において事前提出のあった質疑に対し、教育委員会及び業者より回答を得ました。

まとめとしまして、当委員会において変更点及び質疑については了承したということでまとめいたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 議長の許可をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合の議会の報告を行います。

この間、全員協議会が行われ、それから定例会議が行われました。順次報告をいたします。全員協議会ではありますが、まず第1に開催日時、令和2年の1月17日、開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室においてであります。議事は諸報告ということで、1、消防救急デジタル無線の談合問題について、2、水道事業経営審議会への諮問事項に対する答申について、その他でありました。

2回目の開催日時ではありますが、令和2年の2月の12日、秩父クリーンセンター3階大会議室で行いました。議事につきましては諸報告ということで、①、令和2年の第1回2月定例会議の管理者提出議案の

概要について、それから2番目として一般廃棄物の最終処分場の埋立て期間の延長について、③は消防救急デジタル無線整備事業の入札談合に伴う損害賠償請求について、4番目として令和元年火災、救急、救助統計についてということで消防局のほうから説明がありました。5として、その他であります。

(2)として、定例会議の議事日程についてを議題として進めました。2、その他であります。

3番目の全員協議会ですが、定例会の当日に2月19日、開催場所は秩父クリーンセンター3階大会議室であります。議事としまして管理者からの報告ということで、水道料金の統一に係る組合理事会の協議状況についてということの報告です。それから、(2)として、全員協議会の傍聴についてということがありました。

続きまして、令和2年の第1回の秩父広域市町村圏組合の議会の報告を行います。開催日時は2月の19日午前10時からであります。開催場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室、出席者は議員15名、それから管理者、副管理者、理事、関係職員とのことであります。議事についてであります。第1に会議録署名人の指名、それから2、会期の決定、3番、諸報告、4番に管理者提出議案の報告があり、5として一般質問が3名ありました。

第6であります。議案第1号から第8号までがありました。1番として、議案第1号は秩父市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例であります。議決結果は、起立総員で可決であります。

2番目としまして、秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これも議決の結果、可決、起立総員であります。

3号と議案第4号は一括上程をいたしまして、議案3号は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。一括上程しましたが、議決はそれぞれなので、議決結果としまして起立総員であります。第4号議案 秩父広域市町村圏組合の会計年度任用職員の報酬等に関する条例であります。これも議決結果は可決、起立総員であります。

第9、議案第5号であります。令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計の補正予算2回目でありました。これも審議結果は起立総員であります。

それから、議案第6号、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第4回)であります。これも議決結果は起立総員あります。

第7号 令和2年度の秩父広域市町村圏組合の一般会計予算であります。これも起立総員ということで可決されました。

議案8号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算であります。議決結果は起立多数ということになったところであります。

広域議会の資料、多数にわたっています。一応控室に置いてあります。参考にしていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 質問ではないのですけれども、先ほど私が所属する総務文教厚生常任委員長の報告

がありました。その中で付託された陳情等につきましては、これからの日程が出たときに多分説明があるのではないかと思ったのですが、その説明がされたようなのですが、改めて陳情、議題にのせたときに説明をいただくようにご配慮をお願いしたいと思います。

それと、1点、広域の関係でお聞きしたいことがありますけれども、消防の救急デジタル無線整備事業の入札談合に伴う損害賠償請求ということなのですが、このことについてどのようなことなのか。以前ごみの焼却場のときにもこのような談合問題があって、最終的には損害賠償請求して、大きな金が戻ってきたのですけれども、今回もそのような方向で進めているのかどうか、そのことについて。

それと、細かいことで申し訳ないのですが、全員協議会も日時となっていますから、時間までできれば記入しておいてもらおうと。細かいことで申し訳ないのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。今まではみんなそうなっていたと思うので。

質問としては、談合の関係だけお願いしたいと思います。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 若林議員の質問に対して答えます。

消防救急デジタル無線の談合問題であります。ちょっと資料をみんなあっちに置いてしまったので、ここでの回答になりますが、公正取引委員会から全国の中での消防救急デジタルの関係での無線談合が問題になりましたということで、それに対する損害賠償ということで期日が決まっています、とりあえずその弁護士さんと相談しながら期日を延ばすという点が1回目で報告がありました。2回目の報告で、今現状がどうなっているかということでもあります。金額については、ちょっと数字出てきませんので、後で報告するようにしたいと思います。

それから、先ほど言った全員協議会の日時ということで、これは私のほうの記載漏れですので、今後記載するようにしますので、よろしく願います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 関連で、広域のほうの関連で同じなのですが、消防の入札談合なのですが、これに対しては管理者、事務局のほうは全然分からないで、国のほうからの報告で事実が分かったということを一応教えていただきたいと思えます。町のほうでもデジタル無線をやっておりますので、ちょっとその関連も気にしながら、その質問をお願いいたします。

それから、産業建設委員会のほうなのですが、横瀬町の観光の現状ということでお話をいただいたみたいです。それで、私は横瀬町の観光といいますと、観光業者がやっている観光協会と、横瀬町の観光というのは、例えば武甲山であったり、山の花道であったり、農村公園であったり、札所さん、そういうものが観光だと思っているので、そこら辺をトータルで見ていただいたのかどうか、話していただいたのかどうか、お聞きします。

以上です。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この談合問題についてであります、議員に示されたのは当然理事も知っている中で、こういうことであつたので、談合問題に対する請求は発生しますということの説明がありました。どこの段階でそのことを認知したかということについては、議会のほうには特になかったというふうな点だと思います。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文委員長。

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 ありがとうございます。先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

もちろんのこと、この町の観光施策は観光協会と連動して行っているものでございますので、トータルの全体としての内容となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございます。

私は、観光協会さんが一生懸命やっているの、本当に助かっているのですけれども、それ以外に観光業者が関わらない観光、横瀬町の観光資源、その資源のブラッシュアップというのですか、磨き上げも常々お願いしているところなので、そこも併せて委員会で話が出たかどうかということをお聞きしました。ありがとうございます。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文委員長。

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 質問の趣旨をちゃんと分かってございませんでした。

基本的には、全部トータルでの内容ではあつたのですが、農村公園等、町の観光施設の資源でありながら、あまりそこに力が入っていないようなところに関しましても、出た分は出たのですが、農村公園自体が出たかという話に関しましては、私の議事録等も音声も聞きましたけれども、農村公園自体については出ていなかったと記憶をしております。ただ、それ以外の農村公園ではない部分に関しましても全般的に出ていたと。観光協会が直接関わって運営等をしているものだけでなく、町の資源等、山の花道等もそうなのですけれども、そういったところ、また花咲山公園は一緒にやっている部分ではありますけれども、そういった資源等、全部札所等も含めまして話として話合いをさせていただきました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 横瀬小学校校舎整備事業特別委員長にお尋ね申し上げます。

ここに報告がありますけれども、教育委員会及び業者より前回説明以降の変更点についての説明及び質疑応答を行った。その中でまとめといたしまして、当委員会において変更点及び質疑については了承したということでもまとめといたしましたと書いてありますけれども、1年間検討委員会があつたと思うのですけれども、その中の検討委員会の全部で十七、八人おりましたか、議員さんの了解を得て、検討委員会の皆さんは了解を得ているのですか。申し上げますけれども、私が議長の時、若林委員長、新井鼓次郎さん、阿佐美議員さん、3名の方が審議会に自分で手を挙げて入つたと思うのですけれども、1年たつたら委員会だと。それで、変更をまとめたのだと、了承したと言われていましたけれども、普通の審議会の皆さんは了承を得ているのですか。それをお尋ねいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 ただいま小泉議員からご指摘を受けました。

私、今手を挙げまして、小泉さんが先だったものですから、私はこちらの文章をまとめといたしまして、当委員会において変更点及び質疑については了承したということでまとめといたしましたと、ここを質疑については、これらを報告、説明を聞きおくことといたしましたというふうに訂正をいただきたいと先に申し上げればよかったですのですが、そういうことでこちらにつきましてはまだいろいろな問題がございますので、今説明のように、報告、説明を聞きおくことといたしましたということで、まだ課題はあるのだということに訂正をいただきたいと思います。

○内藤純夫議長 11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 今の話でございますけれども、それでは1年間、審議会の皆さんが何をしたのですか。まだこれから報告するとか、話し合いをするとか言われていますけれども、議会だけ決めてしまっているのですか。審議会の横に皆さんがいると思うのですけれども、1回でも話し合いをしたことがあるのですか。そんなに議員もいないのですか。1年間審議会があって、まとめにかかったら、特別委員会だと。一般的には通りませんよ。その辺どうですか。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 横瀬小学校の校舎整備につきましては、横瀬町にとって大変大きな事業でございまして、検討委員会等も8回ばかり、昨年協議いただいて、なかなか決断が出なかったと。そして、当初の要望であった木造化というのがRCになったとか、いろいろ出てまいりました。そして、最終的に3,150平米というふうな話が出ましたが、その後町長、議長で小泉代議士さんのところへ行って、補助事業等もいただいたというような話がありまして、議会としてはあくまでチェック機能で、とにかく大きな町の事業に対して、例えば10億円以上の大きな事業でございまして、この辺の金額の決め方、あるいは町民の多くの声を聞きながらつくっていかなくてはいけない。これを特別委員会を設けて、皆さんで横瀬町の本当に大きな事業でございまして、いろんな方面から検討いただくということで設置された特別委員会であると思います。

ですから、今回1回、2回だけで決まる問題ではなくて、まだまだ大きな課題があると思います。執行部からも新年度予算で金額の提示等もありますので、こちらについても議会側からとにかくチェックしていかなくてはならない部分だと思っておりますので、要は町にとってすばらしい、あるいは町民にとってすばらしい、そして横瀬町のこれからの担う子供たちが横瀬町に生まれてよかったな、横瀬小学校がよくなってよかったなというものを目指していきたいなと思っておりますのでございます。説明等いろいろ足りないところはあるとは思いますが、とにかく意を酌んでいただきまして、すばらしいものをつくっていただく。それを議会として議員の立場で協力していくのがいいのではないかなと、こう思うところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 その他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問を行います。傍聴者の皆さん、この大変なときに来ていただき、大変ありがとうございます。ぜひ議会を見ていただきながら、横瀬町でどんな論議をされているのかというのを聞いて、また意見をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

質問に入る前に、今回新型コロナウイルスが猛威を振っています。町長のあいさつでもありました。国内感染者が昨日現在だとすると318名で、死亡者6名という中です。クルーズ船は706名、合わせると1,024名というのが今日本の状況だというふうに思います。このような中で、各種イベントなどが次々と中止、延期となっています。また、マスクやアルコール消毒液も欠品状態が続くとか、あるいはデマ宣伝によってトイレットペーパーや、それからティッシュ、米までもが店頭からなくなるというような、こんな状況も出てきているところであります。こういう中において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が休校するように、専門家の意見も聞かず、首相の要請が行われ、各自治体が混乱している状況であります。横瀬町は、これは埼玉県知事からの点があったので、要請を受けて3月2日から小中学校の休校を決めたというふうに思っています。急なことでありましたが、子供の安全を第一にいろいろな手段を使い、見守りの強化が大事と思います。

国の大幅財政出動により、専門家の意見を取り入れて、抜本的打開策を取り組むことが重要であります。検査体制の確立、重症者をケアする医療体制の充実、大打撃を受ける中小業者を含む関係者への支援が求められています。自治体における対応は限られているというふうに思います。できることということでは。先ほど町長話をした、いろいろみんなでできること、こういうことで飛沫感染を防止するとか、手洗い、咳エチケット、こういう点での対策でのご協力ということでありました。できることをやっていくことが大事と考えます。

2つ目は、今年の冬場は気候変動等により暖冬でありました。7年目を迎えた芦ヶ久保の氷柱であります。今年度は残念ながら結氷とならず、1月に開設した3日間の環境整備基金の来場者と無料開放の1週間での来場者は、昨年度と比較するならば大幅に下落し、本当いないというような状況でありました。地域経済に与える影響も多いということでもあります。先ほど話がありました道の駅も売上げも大変下がっ

たということでもあります。こういう中で、氷柱部会の役員会等も開かれました。今年は大幅な赤字になってしまったと。こういういいときは町も応援する、よかったとなるけれども、厳しいときにもぜひ町のできれば応援ということをお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。1として、ちちぶ定住自立圏についてであります。ちちぶ定住自立圏は、2009年、平成21年の9月25日にちちぶ定住自立圏の形成に関する協定から始まりました。中心地の宣言を行った秩父市と賛同する横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町がそれぞれ協定書を締結し、ちちぶ定住自立圏内の行政サービスを広域的に充実させることに関し、必要な事項を定め、圏域内の人々の生活機能を圏域全体として確保するとともに、圏域外の人々が訪問し、滞在し、感動し、定住するためのちちぶ定住自立圏を形成することを目的としています。横瀬町議会も、2009年9月議会において総員賛成で形成協定締結を可決しました。その後も協定の変更は3回にわたり変更協定を取り交わし、昨年3月、ちょっと私はここ休んでしまったので、記憶になかったところなのですが、議会にも同意を求め、可決をされてきたところでもあります。

こういう中において、水道広域化準備室設置に関する覚書、あるいは秩父地域水道事業の統合に関する覚書、そして昨年11月20日には秩父地域し尿処理事業広域化準備室の設置に関する覚書が締結されました。今広域水道料金の料金統一が水道事業経営審議会から答申書として出されています。料金統一は、統合に関する覚書第6条第1項で明記しており、地域住民の公平性を考慮して統一料金を実施するように求めているところでもあります。定住自立圏は交付税措置されるとして、財源は各市町村から拠出していますが、その使い方は結果については成果報告資料や共生ビジョンで議員に説明会が持たれていますが、ここに議員としてチェック機能が不明確なため、今回この問題を取り上げたところでもあります。

そこで、(1)として、ちちぶ定住自立圏における協定書、覚書はどのように位置づけているのかを伺うものであります。協定書については議会との関わりの中で、これは承認を求めるとなっていますが、覚書はどのように考えているかも併せて伺うものであります。

2番目としまして、ちちぶ定住自立圏の共生ビジョンの改訂作業に係る町の取組について伺うものであります。改訂版の説明会が2月に行われました。また、成果報告書が昨年7月に行われましたが、時間の制約もあり、より踏み込んだものとなっていない気がしています。改訂作業に町も関わっていると思いますので、その関わり、参画の状況と、そして町として議会へも説明があってもいいのではないかと考えますので、そここのところの見解を伺うものであります。

2としまして、町民参加の行政執行についてであります。行政運営に当たりましては、町民の声を反映した住みよいまちづくりが大事だと思います。各種審議会を通じて意見を聞く機会等、様々な取組を通じて声を集めていると思いますが、具体的な取組状況について伺うものであります。

(1)に当たりまして、行政運営に当たり町民の意見をどのような形態で取り入れているかを伺うものであります。(2)で、今回町のホームページ等で多くの計画等についてパブリックコメントを募集しています。具体的な募集方法はどのように行っているか、また提出された意見は何件であったか、これをどのように反映していくかについても伺うものであります。

(3)は、これは出したときには、一般質問通告書を出したときにはまだ載っていなかったのですが、町のホームページで載っていました。開催されてきた町民と語る会ではありますが、今年開催されていませ

ん。開催する予定でありましたとなつて。今度は、ラインニュースのほうで横瀬町から今回はやめますと
いうふうに掲載してきたところであります。ホームページ等で私が見落としただろうか、広報等では載って
きているのは確認したところでありますが、その取りやめ等のお知らせの仕方、これについてどう考えて
いるかについても伺うものであります。

3としまして、住みよいまちづくりの取組についてであります。横瀬町が高齢者等みまもりあいシス
テム事業が始まりました。これはホームページに掲載していました。在宅で生活する高齢者等の家族が安心
して介護できる環境整備を図るため、開始するとともに、ホームページに掲載していました。詳しくはパン
フレットとあるので、クリックしてみましたが、この時点では私が質問書を出すときはまだ出ていなかっ
たのですが、昨日クリックしたらリンクが張られて出てきました。というので、ある程度見られるので
すが、ここの中で横瀬町のみまもりあいプロジェクトとはどのようなものであるのかをまず伺うものであり
ます。

(2)としまして、ブコーさん見守りサポートガイド等では、高齢者の皆さん、困ったときは地域包括
支援センターまでご相談くださいとパンフレット等でも周知しているところですが、自分から発信できな
い高齢者、これの対応等をどのように進めるかを伺うものであります。

以上です。より住みよいまちづくりを共に考えていきましょう。実りある回答を期待します。よろしく
お願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいま5番、浅見議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、浅見裕彦議員の質問1、ちちぶ定住自立圏についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 浅見議員の質問事項1について答弁します。

まず、要旨明細1ですけれども、ちちぶ定住自立圏の中心市であります秩父市と横瀬町で協定書を取り
交わしております。様々な政策分野におきまして具体的に連携を図っていくことを規定しております。ち
ちぶ定住自立圏発足時の協定、その後の変更協定につきましては、議員おっしゃるとおり、締結しており
ます。これにつきましては、議会の議決を経て締結しております。覚書につきましては、1市4町の首長
が協議しまして交わしておりますけれども、そこに至る過程などにつきましては議員がおっしゃるよう
に、中心市である秩父市以外の構成町としましてできること、例えば情報共有、あるいはPRなどに取り組
んでいきたいと考えております。

続きまして、要旨明細2番につきましては、定住自立圏共生ビジョンは、中心市であります秩父市

が定住自立圏形成協定に基づいて策定しております。共生ビジョンの策定に当たりましては、1市4町あるいは関係機関との協議を行いまして、その後各地域の関係者を構成員とする共生ビジョン懇談会で検討しております。改訂も原則毎年行っており、横瀬町からも2名の方が懇談会のメンバーとなっております。具体的な定住自立圏の取組となります共生ビジョンでございますが、中心市が作成する各取組の予算につきまして、構成市町への確認の依頼がございます。横瀬町ではこれを受け、各担当課におきまして予算を精査、検討しております。予算審議、決定につきましては、中心市である秩父市の議会が行っております。補正予算につきましても同様でございます。

議員各位への説明につきましては、今年度は昨年8月2日に議員合同現況報告会、それと浅見議員もありませんでしたが、今年2月17日に共生ビジョン懇談会の説明ということで行っております。議員ご質問にもありました内容、実施時間等の問題でございますけれども、町としましても丁寧な説明、住民への周知は必要なことであると考えております。中心市である秩父市と協議、調整しまして、定住自立圏の取組などの広報を積極的に行いたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。

基本協定については、おっしゃるとおり議会ですが、覚書等については関係市町村との協議をしながら詰めていくということの説明でありました。どうに進んでいくかということでの縛りの関係も含めてなのですが、いわゆる議会もどこも関わらないで覚書を締結しました。それを根拠にして、今回の水道料金の答申も出てきているのです。これが答申書という形で、その前が水道事業の統合に関する覚書、これで1市4町の各長と、それから皆野・長瀬上下水道組合管理者の石木戸さんとでこういう覚書を結びました。これの中の第6条の中で、水道料金の統一は5年以内に料金の統一を行うものとする、こういう定めがあって、それで答申書はどうかと。昨年12月に答申書が出されたところでもあります。これはもう前提として、統合に関する覚書第6条で統合後、5年以内に料金の統一を行うものとする、と明記してあり、地域住民の公平性を考慮した場合に、記載に従い料金の統一を実施されたいという答申で来ているところです。そうすると、この流れというのがずっと続いていく。では、今回し尿処理の締結がありました。し尿処理の公営企業の広域化準備室設置に関する覚書を締結。そうすると、今まで広域から進んできた関係というのは水道と同じ流れなのです。これは広域までの経過ということで、水道事業は秩父地域水道事業広域化委員会を設置して専門部会、それで準備室設置に関する覚書を締結して、広域準備室を設置した。今度は、事業の統合に関する覚書を締結しましたということで、規約改正にもう行ってしまおう。では、議会に係るのはいつかといったら、規約改正の時期しか係らないのです。どこまで進んでいるかどうかというのがないままに覚書で進んでいく。私は、そこをすごく懸念しているところでもあります。覚書の位置づけはどうかというのが、私の先ほどの協定書と一緒に覚書をどう捉えるのかという点であります。再度、この覚書の位置づけ等についての回答をお願いいたします。

それから、2番目として、この定住自立圏の関係で、先ほど課長答弁の中でも、中心都市を中心に、いわゆる秩父市を中心として横瀬町の構成担当課で予算をやりながら、そこにどう持っていこうかというふ

うに言われたところで回答がありました。実際どうなのかと。予算上で見るとどこに載っているかという
と、予算書の中には一括して載っているのです。これは定住自立の包括分と、予算書では総務課の総務管
理費の企画費で定住自立圏の形成推進事業負担金ということで、これは31年度当初予算の中では1,445万
8,000円、補正では出てきたところでは、補正が昨年に来たところで若干増えているところだというふう
に思います。それと、医療分は衛生費の保健衛生費で、保健医療費と一緒に秩父医療協議会の負担金1,000万
円と、こういうふうになっています。とすると、秩父市の事業はどこかといったら、この表はちょっと分
かりにくいので、これが昨年の補正のときの予算で、1,432万7,000円ということで当初予算よりは少し
減ったのですか、32万7,000円。当初は1,445万8,000円なので、少し減ったのですか。そこの確認は願
いします。

それで、秩父市の事業という形になると、あらゆるところに、細かく見ていけば、一覧表になったのが
こういうふうにあります。例えば負担金の中で総務管理負担金ということで、ここには横瀬町は1万
7,000円ですか、という、この文書法制事務費の中で23万円とか、こういう内訳で細かく出ているとこ
ろなのですが、ここまでを積み上げて持っていつているかどうかというのが2番目であります。予算上で
議員が見たときに、私たちがどこを見られるかといったら、見るのは一括して予算書の中のここしか載
ってこないのです。それがどう使われているかというのは結果で来るところなので、全部秩父市にお任せ
ですと、そういうスタンスかどうかというふうなところであります。

あと、町がこれ2名の共生ビジョンの懇談会に入って進めていますということでありました。様々な分
野にわたって合計60、この間の共生ビジョンの説明会の中では少し項目を減らしてみました。今回の説明
は、高校の統合に対してどうかという点で説明だったのです。そこにどうも全体がなかなか見えないとい
うことでもあります。この中でトータル的な点での事業数を減らしながら進めていくということ。多分野に
わたってこういうふうに来ていますので、そこら辺に町との関わり合い、共生ビジョンに対してはお金は
トータル金額は決まっています、その配分でいつているのか、あるいは前例を踏襲しながら前例の予算だ
からこうだったのかということなので、聞くところは再度聞きますが、覚書の位置づけ、どのように位置
づけるのか。それから、定住自立の共生作業に関わる予算配分等についても含めた町との中心市の秩父市
との関わりについて、それとあと議会に対しては、先ほどは地域住民、議会に理解を求めよう、秩父市
と、中心市と進めていきますというふうには回答されていましたが、まずは議会で予算チェックのときにど
う使われるのだろうかというところの細部についてがあるのかどうかということを含めて、町の関わりと、
それから共生ビジョンの関係というのを計画と、それから予算、それから説明という形の点についての考
えを伺いますので、よろしく願います。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 再質問に答弁させていただきます。

覚書の位置づけということでございますけれども、覚書につきましては浅見議員も水道の広域化の例を
出されて質問されていましたが、水道広域化に関しましても平成25年の9月に広域化準備室の設置
に関する覚書を締結しております。ここから水道の広域化ということで準備を進める。具体的に進めると

いうことで、位置づけとしましてはこの覚書を取り交わしたことによって準備、広域化を進めていくという位置づけだと思います。いきなり締結式を行うとか、そういったことでなく、協議を重ねる意味でも、1市4町で協議を重ねる上でやっていこうという意味の覚書と認識しております。

続きまして、定住の予算でございますけれども、これにつきましては先ほども答弁いたしましたけれども、共生ビジョンを策定する際に毎年改定を行う、見直しを行うように、当然その際に予算も反映するようになっておるかと思えます。それで、この予算の積み上げということでございますけれども、町の予算書におきましては定住自立圏、中心市のほうに負担金として拠出している部分しか確かに載ってございませんけれども、これの内訳につきましては今後これだけでなく、情報共有できる部分があれば情報共有していきたいと考えております。

共生ビジョン、町の関わりということですが、中心市である秩父市が案を策定しまして、それにつきまして1市4町、それぞれいらっしゃる、先ほども答弁いたしましたけれども、懇談会のメンバーの方の意見をお聞きして作成するというところでございますので、特に担当である私がおその会議に関わっているということはありません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

落ちがあれば、言ってください。

○5番 浅見裕彦議員 質問になってしまうので、3回目の質問になります。

今の回答の中で、私はどう情報を共有しながら、どう宣伝していくかというところも3点ほどあったかなと思ったのですが、そこがなかったのも、ちょっと待っていたところだったのです。

覚書について、今の答弁の中で協議を重ねると、当然協議を重ねた覚書、首長が直接こうだからと言っていくわけではなくて、事務方が積み上げてきて、それで納得してこうだと進めるところだというふうにするのですが、覚書の位置づけというか、こういうふうに進めていきますよという、そのところ、私は広域の議会にいていたので、こういう締結があるかというのは見ていたところだけでも、一般議員の皆さんはどうかというと、なかなか情報を得にくい。これが出発点となって、後を決定していく。議会に係るのは規約改正のときだけなのです。これの今私は、今回の今後のし尿処理の進め方という形の中でも、やっぱりどうなのだろうというのは、議会は知らないままに、結局規約改正でこの条目を入れますとなるのはちょっと違うのではないかと。議会ももっと知っていて、議員も知っていて、それでこういう経過でこうだから、こうなってくるのだろうというのを示していく必要があるのではないかとというふうに思いますので、覚書の締結と今後の進め方、在り方等については、町長に最後の答えを1個お願いします。

それから、定住の関係ですが、予算を毎年見直し、予算範囲というけれども、すごく広義にわたっているところでもあります。秩父市の予算書の中だとすると、総務費、民生費、衛生費、それから労働費、商工費、商工費の中の消防費、教育費という形で、全てにわたって配分されてきているのです。それを、では横瀬町はどうかといったら、先ほど話があった積み上げ方式か、あるいは示された金額でこれかというところなので、再度そこのお金の使い方について、共生ビジョンでは予算範囲という形になりますが、町としてそれぞれのお任せではなくて、ちゃんと自分たちもこういう点に関わっていますよということが担保できているかどうかについてと、それから負担金がその積み上げかどうかということの点です、今の

は。それから、最後はこの共生ビジョンが、なかなか共生ビジョンは、定住自立に入っていくと、これがずっと出てくるのですが、これはやっぱり秩父市1市4町でまとまって定住自立としてこういう形をやっていますよというのを政策アピールだとか、そういう点、それからこれは後の質問にも関わってきますが、これに対する聞きましたよという、これのやっていることに対しての行政側として受け止めて、意見を吸収していくか、そのことについて再度よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 再々質問に答弁させていただきます。

議会等に知らないままというご質問でございますけれども、そういったことのないように今後も町として中心市と協議しまして情報共有は図っていきたいと考えております。

あと、予算の積み上げの関係でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、予算書には2つに分かれて定住自立圏の負担金は計上してございますけれども、年度末に中心市の秩父市のほうから、各分野別の細かい項目の負担金の請求書が参って、それに対して細かく支出はしております。

あと、町の議会というご質問ですが、定住自立圏につきましては1市4町の首長と議会の議長の皆さんで構成しております推進委員会がございます。最終決定権のある推進委員会で決まった後に覚書、あるいは協定等についても議論しているところでございます。

まとめませんが、私のほうからは以上とさせていただきます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

定住自立圏に関しましては、これまでいろいろ試行錯誤しながらここまで積み上げてきましたという中で、私は大変いい形になってきているかなというふうに思います。我々として町単独でやること、そして広域で一緒にやること、スピードが必要なのか、スケールが必要なのかで選択肢ができてきている状況になっていますし、1市4町で同じ方向を向いている意味、意義は大変大きいものがあるなというふうに感じています。しかし、一方でまだ課題はあると思っています。議員ご指摘のとおりでございます、このシステムは言わば2階建て構造になっていて、基礎自治体があって、2階建て部分で定住自立圏の仕組み及び広域の仕組みが乗っているという形になると、必然的に住民の皆さんから少し見えにくくなるというところはあるのだろうというふうに思います。これは、このシステムが最初から抱えている課題だと思っています。なので、ここをできるだけ見えやすいようにしていくというのは大変重要なことかなというふうに思っています。私も議員時代に、意外とやっぱり見えづらいなということを実感していたという経験もありますので、できるだけそこが議員の皆さんにも分かっただきやすいように、そして住民の皆さんに見えるようにというところは意を砕いていきたいなというふうに思っています。

意思決定に関してなのですが、先ほど課長のほうから説明させていただきましたが、推進委員会というのがありまして、1市4町の首長と議長さんが出席する会議があります。そこで予算だったり、あるいは補正の局面だったり、ポイントになるところは議論して決めていくという形になっています。ただ、これ

で十分かというところでもなくて、さらに丁寧にいろんな場面で相談したり、説明したりは必要だろうなというふうに思います。あと、今回し尿処理の話が出てきます。準備室は設置しようということになったのですが、今の時点では中身は全くまだ決まっています。どれだけのマンパワーを割いて、どういう形で、どうやっていくかというのもまだまだこれから議論をしていくという段階です。水道のケースと少し違いますのは、水道に関しては1市4町それぞれ基礎自治体でマンパワーを持っています。しかし、し尿処理の場合には我が町に関しましては秩父市に委託をするという形になっていて、し尿処理に今人材を割いていませんし、秩父市にお願いしているという状況ですので、少し違った展開になっていくのではないかなというふうに考えています。いずれにせよ、少し見えにくいというところは課題だと思えますので、そこが少しでも見えやすくなるように意を砕いていきたいなというふうに考えています。

定住自立圏のPRもやはり十分とは考えていませんので、さらに、これもさっきと同じになってしまうのですが、住民の皆さんから見えやすいように、分かりやすいようにというところを少し工夫してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民参加の行政執行についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項2について答弁させていただきます。

まず、要旨明細(1)ですが、様々な形態があると思います。直接役場の窓口へいらしたり、担当課へ電話をいただいたり、あるいはファクス、メール等でご意見、ご要望をいただいたり、さらには議員各位の皆様を介されて要望をいただいたりと、形は様々でございます。一方、様々な計画を町で策定する際に住民アンケートを実施したり、まち経営課でいいますと、例えばまちなか再生事業で行ったワークショップ、あるいは議員のご質問にあります、例えば今回は中止となりましたけれども、町政懇談会のような説明会などを開催したりして、担当課が必要とする住民ニーズを把握しております。

続きまして、要旨明細(2)でございますが、まず担当課におきまして計画等の案を作成し、続いて広報紙等へパブリックコメントの実施の周知を行います。周知内容としましては、素案の名称、素案の閲覧方法と閲覧場所、素案に対する意見の提出期間及び提出方法などです。公表と同時に意見募集を行い、寄せられた意見等を考慮した計画案の意思決定を行った後に、意見等の概要、いただいた意見等の概要ですね、それとそれに対する町の考え方などを公表します。今年度の案件につきましては6件ありますけれども、意見提出をいただいたのは第6次横瀬町総合振興計画案に2件、子ども・子育て支援事業計画案に1件、自殺対策計画案に1件、教育振興基本計画案に1件です。

続きまして、要旨明細(3)でございますけれども、これは先ほど来出ておりますけれども、町政懇談会につきましては数日前までは実施を予定しておりましたけれども、コロナウイルスの影響によりまして、残念でございますけれども、中止ということにさせていただくことになりました。「広報よこぜ」3月号には提出が間に合いませんでしたけれども、今後も中止の周知は防災無線等で町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

どのような形態を取り入れているかということで、役場窓口だとか担当、ファクス、それからEメール、あるいは議員を通じてということで、それからそれぞれの計画に対しては住民アンケートだとか、それから審議会、それから懇談会ということで、住民ニーズの反映をしています担当課においてということで今答えがあったところであります。私は、どう住民ニーズというのに対して、このところでは全体で共有していくということは必要だなというふうに思うところです。担当課がやっているから、それは担当課では担当課でやっている中で、それを全体で論議する。その各セッションだけではなくて、またがる問題もあるだろうと。そうすると、そういう課長会議か、あるいは町長も含めたところの町的意思決定機関というのですか、そういうところで論議をするための資料というか、そういう点が必要だなというふうに思うのです。

それがどういう形でというと、なかなか審議会に私も幾つか出たことがあります、あるいは議事録等を取り寄せても、意見というのは本当少ないというのが私は実態だと思う。町のいろんな集まりの中にあっても、意見をその場で言う人というのは少ないのです。本当に手を挙げてどうかというと出てこない。ただ、個別に話すといろんな意見がありますよと、それが実態だと思うのです。そういう表に出てこないという声をどうしようか。それはちょっとなかなか難しい。表に出して声を出してもらいたいと私も思っているところなので、そういうところをどう、これはよければ、建設、総務です。先ほど開会のあいさつの中で町長が言いました。これだけこういうふうにやっていますよと。では、反応はというところの、その難しさがあるというふうに思いますので、いわゆる町民の意見というのをいろんなところでくみ上げていただきたい。それを反映させていく。ただ、オール全部というか、それは取捨選択しながら進めていくことは当然必要だと思うので、今の点での先ほど言った方法はいろいろあるだろうと。その中で情報共有して、全体にまたがって進めていくということについての回答をお願いします。

それから、パブリックコメントについてであります。閲覧場所とか提供場所というのは、それは見て分かる。だけれども、私もホームページを見たときに非常に枚数が多いので、事務局にお願いして印刷してもらったのです。そうすると、今回のパブリックコメントはこれだけの印刷量があるのです。両面コピーを使ってということもあって、個人がうちで見たときには非常にここまで見るのかというか、ペーパーレスで慣れている人は、こうに見ながらこの意見というのはあるかと思うけれども、実際上に見て考えて、それで意見を述べようというのが必要だと思うのですが、それで出張所にも寄ってみたのですが、どうかとったら、冊子は1冊ずつ全部あるのです。持って帰ってもいいですよ。だけれども、私も県の職員でいたときにはパブリックコメント、各種そこら辺にみんな置いてあって、それぞれ持って帰って、もうちょっと意見を求めるという、そういう姿勢が必要なのではないかなと。やっていますよというアリバイづくりではなくて、本当に意見を求める。そのことが大事だと思います。

先ほどありましたが、パブリックコメントでの意見欄、私も何度か書こうと思ったのだけれども、とて

も時間がなくて、今回書かなかったのですが、6次総合計画で2件ある。横瀬町の自殺対策計画が1件、横瀬町の教育振興が、先ほど課長が話したとおりに1件、それで子ども・子育てで1件ということであります。以前のときにここで分けたのは、地域総合福祉計画だとかで18件だとか、横瀬町の人口ビジョン、地方創生の総合戦略については18件、ほかはといたらほとんどゼロ、1で、ないのです。だから、パブリックコメント制度というのは公共でこうやっていきますよ、みんなにオープンにしてやっていますよというけれども、意見を求める割には、残念ながらこういうような状況で、私も心がけて出したところが出した。今回は残念ながらとても読み切れませんでしたので、出していませんが、なかなか難しい。そういうパブリックコメントをどう今後、一応国でやりなさいよ、やるときにはと。そうではなくて、本当に行き渡るように進めていただければというふうに思います。

それから、3つ目であります、町政懇談会については3月幾日と、これはもっと年度、3月23と24と、年も押し迫ってしまったのではないかと。でも、やっていなかったなというのではなくて、やっぱりもっと途中経過の中で見ながら進めるべきだというふうに思います。町政懇談会、これで4年、5年という形で積み重ねてきて、だんだん最初の頃のすごくいっぱいいたのがだんだん少なくなってきているというような点もあろうかと思いますが、ぜひ町長の思いとか、町政に対するという点での意見を聞く会を、町がそれを集めて報告する、そこから意見を求める場所ということでもいい場所だと思いますので、進めていただければと思います。そのところについての意見を聞きます。

3点であります、先ほどの町の共有の問題と、それからパブリックコメントの在り方と町政懇談会、3点であります、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから再質問に答弁させていただきます。

ただいまの議員のご質問の中には、とてもありがたいご意見をいただきまして、感謝申し上げます。その1点目としましては、パブリックコメントを行った結果につきまして、今回6件、数は多いのですけれども、これにつきまして職員、横の連携全体で共有するようなことは図っていかなくてはならないなと思います。

続きまして、パブリックコメントのボリュームが多いということのご質問なのですけれども、これは計画ですので、実際ボリューム厚くなる傾向にありますけれども、ただその計画を載せるというよりは、概要、分かりやすさ、そういったものも一緒にお示ししたほうが分かりやすい、手に取りやすいという部分で、議員ご指摘のとおりかと思しますので、その辺も検討させていただければと思います。

町政懇談会につきましては、今回は3月ということになりましたけれども、かつては11月頃に行ったり、4月に行ったりしたこともありますので、すみません。今後その時期も検討させていただければと。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか補足をさせていただきます。

まず、全体にまたがってやるというのは大事なことです。これは必ずそういうふうに行っていきたいと思います。それから、今回パブリックコメントについてなのですが、これは実は今回は少し今のお話も伺いまして、反省点は多々あろうかなというふうに思っています。今回は第6次の総合振興計画のタイミングであったのですが、子ども・子育て、自殺対策等々が一時期に重なりました。その交通整理がパブリックコメントを求めるということに関して十分できていたかという、少し足りなかったというふうに反省をしています。実際にいただいた件数もそれほど多くないので、どうしたらもっと意見がいただけるようになるのかということは全庁的に検討してまいりたいというふうに考えます。

それと、町民と語る会なのですが、まず誤解なきなのですが、今回3月にした意図は、これは3月のタイミングで第6次の横瀬町の総合振興計画、それが出来上がったところでやる。それから、3月であれば小学校の話も少しまとめてできたと思いますので、この2大トピックスがあって、割と早いタイミングで3月開催を決めておりました。町民と語る会、私はずっと毎年やってきたのですが、まだ定形という形にはなっていませんで、まずはその年の一番話したいトピックスのタイミングがいつか、これが春なのか、秋なのか、冬なのかということと、それからいつ集めるのが一番来ていただけるのだろうかということも、実はまだ幾つかのパターンを試しているのですが、一つ必ずこの時期というふうには多分なかなかならないかなというふうに思います。一時期、平日開催だと勤め人の方がいらして、来にくいということなので、土曜日開催も実験的にやってみたのですが、なかなか集客ではプラスはありませんでした。そんなことで、引き続き大勢の方に聞いていただけるような、町民と語る会は心がけ、機会を設けていきたいというふうに思っています。

それと、総論的なことではありますけれども、行政運営の中で声を拾うというのはすごく大事です。とりわけ小さい町ですから、細かい声まで拾っていききたいのですが、やはりそこは大きな課題がありまして、横瀬町は総体的には参加率の高い町ですし、町民の声も届きやすい町ではあるのですが、それでも100の声聞くのがなかなか難しい。とりわけ意見を出してくださいというところになかなかハードルが高かったりしますので、そこをどうに民意をつかんでいくかというところを今いろいろ考えていまして、きょうは冒頭に申し上げたドリームインキュベータさんという会社がそのアンケート手法を今研究していて、どうにやったらアンケートの回収率が高まるかというのを、その4月、5月のアンケートで試してみることになっています。そんなことで、これ正しい世論の可視化プロジェクトという名前がつけられているのですけれども、声なき声を拾うというのですか、そこはこれからもどういうことができるかということは前広にいろいろなことを試して、前に進んでいきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、次に質問3に行ってもよろしいですか。

以上で質問2を終了します。

次に、質問3、住みよいまちづくりの取組についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから要旨明細（１）について答弁をいたします。

みまもりあいプロジェクトについてでありますけれども、社団法人セーフティネットリンケージという団体が、助けてほしいという緊急事態に対して、地域にいる協力者を募ってみんなで助け合える仕組みをつくりたいという思いから立ち上げたプロジェクトであります。よこらぼに提案がありまして、採択となった事業であります。内容は、フリーダイヤルと専用IDが印刷されたステッカーを、見守りが必要な高齢者等の衣類、それから持ち物等に貼り付けて利用します。高齢者が行方不明になった際に、発見者がステッカーのフリーダイヤルに電話すると、個人情報を守られたまま、事前に登録したご家族等と連絡が取れるというものであります。

健康づくり課では、高齢者のご家族が安心して暮らせるため、この形態を横瀬町高齢者等みまもりあいシステムとして、システムを利用することとなった場合に、初期費用について補助金を交付する事業を昨年10月から始めております。現在のところ利用者はおりませんが、認知症の方が増えている現状、また見守る方を増やしていくことにもつながる事業でありますので、ケアマネジャー等関係者が集まる会議での周知や、さらに町の広報やホームページで周知をしているところであります。なお、リンクについて外れていたところについては、大変申し訳ございませんでした。

次に、要旨明細（２）について答弁いたします。ブコーさん見守りサポートガイドであります。健康づくり課で数年前に作成したものであります。その後、内容が変わっている事業もありますが、このパンフレットに地域包括支援センターまでご相談くださいと記載があります。自ら発信できない高齢者の方に対しては、地域の方、区長さん、民生委員さんを初め地域で見守り活動にご支援をいただいている方々から情報提供により、地域包括支援センターにおいて対応をしております。また、地域包括支援センターでは、75歳以上の高齢者に対し健康いきいきチェックシートという日頃の生活状況や健康状態を確認することを目的として、調査票を郵送し、返信されたシートの内容を確認し、介護リスクの高い方から順次訪問し、必要に応じた対応を行っております。返信がなかった方につきましては訪問をし、その場においてチェックシートにより生活の様子などを確認しております。そこで緊急性の高い場合には、また特に医療機関への受診が必要な場合には、ご家族に連絡をさせていただくこともあります。まだまだ全ての方について訪問ができておりません。そして、対象としている高齢者は毎年増えている現状であります。包括支援センター職員の数も限られておりますが、地域の方、区長さん、民生委員さん、それから医療機関等から寄せられた情報を基に迅速な訪問、対応に努めております。

以上であります。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

だんだん高齢者が増えてきて、高齢者が増えるのは別に構わないのですが、認知症の人が結構分からなくて増えているというところがあって、ふだん話していると、「うん、そうだね、そうだね」とちゃんと答えが返ってくるのです。だけれども、1分たって、「これ、どうなった、あれ」と、前のことどうだったと言ったら忘れてしまうというか、そういう元気な人も見えるところでもあります。

今このみまもりあいプロジェクトは、先ほど言ったリンクが切れていたということで、これを見たので、

ステッカーを貼ってということで、よこらぼの推進事業の中で取り入れてきたということで、利用者がいない。幾つか秩父警察、あるいは防災無線等でいなくなりましたというのがあるけれども、まだまだ本当そこら辺は少ないなというふうに思うのです。実際に隠れたというか、区長さん、民生委員さんそれぞれ、あるいは先ほど言った75歳以上の健康チェックの調査票、芦ヶ久保でもおたっしや俱樂部があって、幾人かでまとめて何軒かを回って聞きながらいるのだけれども、どうと聞いたら答えは返ってくる。だけれども、ちょっとおかしいかなというときにどうつなげていくか。家族が一緒、いるいないによっても、それぞれの状況があるというふうに思います。

先ほど課長が答弁ありましたが、地域包括支援センターですが、今職員何人いて、例えば今この見守る必要、こういう点で重要な介護リスクの高い人という大枠で、それは個人情報があるからだけれども、今の町職員の実態、あるいは地域包括支援センターと、それから見守る必要のある人はどのくらいというか、概要をつかんでいたら、そここのところを報告していただければと思います。その中で、今後どうしていくのかということを考えなければならないので。本当にどうしようかと困っている人というか、何件か、この間も救急車が来たりとか、来て言っていたのだけれども、おじいさんが体の不自由な奥さんと、それからちょっと障がいのある子供を見ているという80過ぎてしまって、自分もぜえ、ぜえ話をしているような人なのです。でも、ケアマネも当然行ってもらっているのだけれども、そういうところもあります。

それから、まだ支援につながっていないところ、役場に来て、これからまだ病院に行くのもどうしようかと。みんなが、家族もたまに来てくれるということもあったりして、そういう厳しい現実が目の前に見えているというところがあって、何とか役場に、役場でそれは全てではないですよ、地域も支え合いながらだけれども、そういうところをつくっていきたいというふうに考えて、いろいろお願いしているところではありますが、今の現状ということについて、課長のほうから答弁いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

現在地域包括支援センターの職員に対してでありますけれども、事務職員が1名、主任ケアマネが1名、保健師1名、それから非常勤であります、社会福祉士が2名、計5名の体制で現状は行っております。それから、リスクの高い人がどのくらいいるかということですが、なかなかその現状の把握まではできておりません。申しあげましたように、75歳以上の方の訪問を続けておりますが、まだ訪問ができていない未対応の方というのは200人先、300人近くまだいらっしゃるものと思っております。

それから、支援の必要な方も大変あるのかと思いますが、包括支援センターで今年度は4月から1月までで相談を受けました件数は154件、相当な数を今の人数で対応しております、きめ細やかな対応がなかなかできない部分もあるかと思いますが、今後ともぜひご協力をいただければと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再々質問ですが、包括支援センター、今課長が言ったような、この4月から154件

という形で、では職員はといたら、事務が1で、ケアマネ1、保健師1、非常勤職員2ということで、非常に厳しい状況であると、今後これからも増えていくであろうというところなので、ぜひ人員増を含めた、これは町長の考えだというふうに思いますので、そのことについて意気込みというか、私はこう考えて、こう進めていく。全体的な職員配置というのは、なかなかそれぞれのところでみんな難しさは分かります。一つの検討課題としてこう考えるというのがあれば、そのことを答えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおりだと思います。年々この部分の仕事の量は今増加傾向になってきているというふうに思います。横瀬町の場合には、比較的捕捉というのですか、分母に対して当たられている人の数は、決して他市町村比少なくはないと思っています。それから、同規模自治体で見ても人員的に特に少ないということではないのでしょうかがなのです。が、今の仕事に逼迫感は少し考えなければいけないと思っています。とりわけ専門職が少し厳しい状況です。なかなか今非常勤の方のお力を借りて運営をずっと続けてきているわけですが、そこのところはこれから特に専門職のマンパワーというのは体制をどう考えるかというところは、少し検討していく必要があろうかなというふうに考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。再開は13時00分といたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

◇

◎会議録署名議員の追加指名

○阿左美健司副議長 ここで、会議録署名議員の追加を議長より申し上げます。

12番 若林清平 議員

お願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいま町政に対する一般質問中でございます。

次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2項目の質問をさせていただきます。最初の質問は、コミュニティーバスブコーさん号についてであります。1つ目は、利用者の現状の状況について伺います。

2つ目は、利用者を含めた町民の要望はどのようなことがあるのか。昨年の3月の一般質問でもしましたが、要望に対して改善している点はあるか、お伺いします。

次に、地域公共交通会議を過去2回開催しており、平成20年では試行運転後、町運営の有償旅客運送の実施で運賃を100円にしました。平成20年の12月議会にコミュニティーバス条例ができ、平成30年1月には地域公共交通アドバイザーを迎え、3年に1度の更新に向けた細部にわたる実績の確認、協議などを行っているとの答弁でした。3回目の開催は、第6次総合振興計画策定を踏まえて、今年開催することになっていますが、どのような取組をしていくのかをお伺いします。さらに、今運行しているスクールバスとの併用は考えているのかも伺います。

2つ目の質問は、SDGsについて伺います。このSDGsとは、人類及び地域の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標の略式のことです。2000年に同じく国連で採択されたMDGsの達成できなかった目標を含め、2030年末に実行、達成すべき事項を整理し、2015年9月の国連で持続可能な開発サミットで採択され、国連加盟193か国が全会一致で2030年までに達成する行動計画のことをいいます。SDGsは、17の目標と169のターゲット、230の指標で構成されています。この17の目標は、貧困をなくそうとか、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなになどから、この17パートナーシップで目標達成指標まで多岐にわたっています。特にこの中のゴール11の住み続けられるまちづくりという項目は、自治体と最も関連の強いゴールと捉えることができ、自治体、行政の参画を抜きにして、このゴール11の達成は不可能と言えます。しかしながら、自治体の役割と責務は、ゴール11だけでなく、ほかの16のゴールの内容にも深く関わっています。誰ひとり取り残さない社会の実現を目指し、総合的な取組をしていく必要があります。横瀬町としてSDGsにどのような認識をお持ちなのか、また今後の施策や総合振興計画の策定などにどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

また、このSDGsに対しての認識を、子供たちを含む町民に対して理解の視野を広げるための啓発活動はどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

以上で壇上からの質問は終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○阿左美健司副議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、コミュニティーバスブコーさん号についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 宮原議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、要旨明細1の利用者の状況についてでございます。令和2年1月末現在の数値を報告します。合計は6,947人で、うち有料乗客者4,997人、小学生未満17人、減免乗客者数1,933人となっております。前年度同時期の乗客者数の合計が7,049人であったので、若干減少はしております。運行コース別では、朝の10時10分発の松枝バス停から秩父駅、このコースが2,005人で最も多く、年齢別で見ますと70歳以上が6,337人、全体の91.2%で最も多く、男女別では女性が5,063人で72.9%を占めております。

2番目の町民の要望についてでございますけれども、利用者、委託業者へのヒアリング、あるいは電話等で寄せられた意見の中には、新規の停留所、あるいは運行経路の延長を求める声などがございました。具体的には、芦ヶ久保日向山公会堂よりさらに上の地区、根古屋地区の桜が丘団地方面、苅米地区の奥の方面です。あと、宇根地区の木ノ間沢方面の方からも要望もいただいております。ほかには、目的地まで時間がかかる、停留所で待っているのにバスが行ってしまった、ずっと待っているのにバスが来ないといった苦情、トラブルもありました。一方で、運行はとてもありがたい、いつも利用させてもらっている、運転手さんには親切にしてもらって、気持ちがよいなどの声もございました。

続きまして、要旨明細2ですけれども、平成30年1月に開催されました地域公共交通会議では、問題点としまして乗り降りに時間がかかったり、運行ダイヤに余裕がなかったりするのが原因なのか、バスのスピードがかなり出ていたといったこととか、停留所以外の途中乗降者が多い原因は何なのかとか、コミュニティバスを便利に活用するためには、ほかの交通機関との関係性全体を見た調整が必要なのではないかといった様々な意見が委員から寄せられております。寄せられた意見の中から、運行のスピードにつきましては、事故等の危険性を考慮し、安全第一の運行委託をお願いしているところでございます。また、運行中の音楽についても騒々しいなどのご意見をいただき、音量を下げたり、信号待ちのところでは音楽を止めるなど、改善可能なものについては対応をさせていただきます。

ほかの交通機関との調整や要望のある路線につきましては、3年間の登録が令和2年度で切れるに当たりまして、公共交通会議等で検討させていただき、よりよい公共交通を目指し改善を図っていきたいと考えております。また、前回の公共交通会議から2年が経過し、依然として改善できていない課題があります。例えば停留所の増加、運行に時間がかかり過ぎるといった問題、あるいは運行経路の距離削減が逆に現在利用されている方に不便をもたらすようなことがないかどうかの検証などがございます。さらに、路線数や車両数を増やした場合には財政負担がどれだけ増加するかといった影響予測など、課題は残っております。

現在のブコーさん号の運行許可が残り1年となりまして、早い時期に地域公共交通会議を開催し、専門家、関係者の意見を取り入れ、現在のコース見直しを含めた今後の公共交通の方向づけを行っていきたいと考えております。具体的には、6月までには地域公共交通会議を開催し、それまでに利用者、あるいは利用していない方へのヒアリング、その結果を共有しまして、既に運行しております西武観光バスを考慮したコースの検討、または町としての方向性を決定する予定でございます。地域公共交通会議では、町の方向性を議論していただいた内容につきまして、もう一度町内、情報共有等の検討は図っていきたいと考えております。さらに、令和2年度2回目の公共交通会議を行って、認可更新をどうするかを含めた町の公共交通の在り方をさらに議論を深めていく予定でございます。

なお、走行距離が30万キロを超えましたブコーさん号は、安全面を考慮しまして新年度予算に自動車購入費を計上し、入替えを予定しております。

続きまして、スクールバスとの併用のご質問でございますけれども、スクールバスは特定旅客運送でございますので、利用者が児童生徒に限定されております。コミュニティーバスとしてスクールバスを併用するといたしますと、ルートあるいは運行ダイヤに制約が出てくるかと思われまいます。また、児童生徒やその保護者の皆さんの中には、不特定多数の大人の方が一緒にバスに乗ることに対しまして懸念を示すことも考えられるかと思えます。したがって、現状でのコミュニティーバスとスクールバスの併用は考えておりませんが、将来的には路線バスも含めた地域公共交通会議での議論を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

毎回聞いておりますけれども、やっぱり毎回同じ問題点が出てきているかと思えます。それは、やっぱり停留所の位置、あとは目的地にたどり着くまでの時間が長いという、その点は最初から、これはなかなか改善することは難しいとは思いますが、進めていってもらえればと思えます。

その中で、今回新聞の記事の中に新たな移動サービスということで日本版M a a Sという、地域によって生じる移動格差のその解消に向けて、スマートフォン一つで自由に移動ができるということの注目が集まっているという記事がございました。ちょっと読ませてもらいます。人口減少に歯止めがかからず、地方ほど公共交通機関の存続が難しくなっています。バスの減便、路線の廃止が進み、マイカーを持たない住民にとって移動の足の確保は喫緊の課題です。M a a Sは、検索、予約、決済を一つのサービスとして提供するスマホの機能を使って、鉄道やバス、タクシーなどを乗り継ぎ、円滑に移動できるようにするのが大きな特徴です。M a a S発祥の地フィンランド、結局外国なのですけれども、ヘルシンキではアプリユーザーのマイカー使用率が減り、公共交通機関の利用が伸びました。M a a Sの普及で交通手段の選択肢が広がり、マイカーがなくても気軽に移動することができる環境整備が期待されています。

国内では、昨年6月から国土交通省による日本版M a a Sの実証実験が始まりました。大都市近郊地方都市型、地方近郊過疎地型、観光地型の3つのモデル別に19地域で行われています。茨城県つくば市では、バス乗降時の顔認証でキャッシュレス決済や病院受付などを一括で実施、島根県大田市では過疎地域において人工知能A Iによる配車、予約システムを備えた定額タクシーを運行しています。一方で、M a a Sの利用はスマホのアプリを使うことが前提であるため、誰もが使えるような仕組みづくりが求められています。そのようなことが出ていまして、この地域交通の利用促進ということで、さらに続きまして2018年から19年に実証実験が各地でスタートした中で、人口減少などに苦しむ地方の公共交通の維持や観光振興に役立つと期待が寄せられておるとい新聞です。

自家用車に頼るまちづくりからの転換を目指す、三重県菟野町では、同町は県北部に位置して、約4万2,000人が居住。主要な交通機関であるコミュニティーバスは利用者が2004年の延べ7万7,600人から、18年には5万7,800人まで減少した。町内には集落が点在し、幹線道路を走るコミュニティーバスの停留

所まで自宅から距離がある人も少なくない。20年の実験では、タクシー会社からバスの時刻表などを検索できるソフトを基に予約を受け付け、以前よりも少ない人手で配車ができるようになった。予約担当だった人をタクシー運転手に回すことができれば、走行エリアも広がり、さらなる利用層へつながる可能性もある。高齢化が進む社会で自家用車を運転できなくなる人は今後増えると見込まれてきます。自治体や事業所が公共交通の新たなモデルを構築できるかが注目をされています。パソコンからもインターネット予約ができるシステムを導入したほか、ネットを使えない高齢者らは電話での予約も可能としている。目標は、乗合タクシー利用者の1割がシステムを使うこと。電話予約でもオーケーということです。2016年10月時点で、同町の高齢化率は県内平均より低い25.7%だが、スマホやパソコンを使えないお年寄りも少なくないということで、この横瀬町にも相当合致しているところの実験結果ということになります。本当にこれは簡単に正解は出ないという、関係者が顔を突き合わせて意思疎通を行っていくことが大事であると、今言われたように、課長の答弁のように、本当に今後もこの公共交通の勉強会も含め、さらにやっていかななくてはいけないと思います。

ただ、このまま今利用した人が、前回は述べましたけれども、今利用した人が利用できる、この交通会議を何とか待ってほしいという、私も住民の方に相談されると、今年交通会議があって、その中でさらに皆さんが利用しやすいように、そういうふうにやっていっていただけるのだよというのをずっとやって、やっぱり3年たったのだなと思いました。それなので、本当に今これからは高齢者が増えて、マイカー補助金も出ましたけれども、サポーターの。それでもやっぱり車を手放さなくてはならない、そういう方が今後はもっと増えてくると思うので、さらにドア・ツー・ドアとまではいなくても、本当に使いたい人が使える、そういう状況にしていけないと、かなりの財政負担も出てきておりますので、そのような点でもう一度会議の中で停留所の増設、あとは時間の短縮がこのような形でできる、どのような形でできるのか、また今お話ししたような取組、すぐにはできないと思いますけれども、ぜひ進めていけるかどうかをお聞きしたいと思います。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 宮原議員の再質問に答弁させていただきます。

公共交通会議につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、住民の方の利用、特にブコーさん号につきましては、最初に申しあげましたけれども、どうしてもやはり高齢者の方が多いということで、そういったことも踏まえまして利用の使い勝手のいい公共交通を目指して、会議等にも諮っていききたいと思います。

それと、M a a Sのお話もされておりましたけれども、国としましてもやはり高齢者の地域の暮らしを支える足、そういったことにつきましては先ほどのM a a Sの話もありましたけれども、いろいろ財源の援助的な、支援的なものも考えて行っておるようですので、それらも研究して、有効に使っていければと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 あとはスクールバスの件なのですけれども、以前にも質問させていただいたのですけれども、芦ヶ久保の子供たち、年々少なくなって、またこれが増える可能性が本当はあればありがたいのですけれども、やはりこれ増える可能性は少なくなってくると思いますので、今からこのスクールバスのことを検討していただければと思います。ここ二、三年、スクールバスの財源、予算を見てもみますと、年間490万円近くかかっております。コミュニティーバスは1,700万円程度なのですけれども、少しでも財源というよりも、いかに効率よくできるかということを考えていく必要があると思います。いろんな時間の問題、前回のときも時間の問題がある。ただ、でも今回の交通会議でその時間をスクールバスだけのためにできるようになればいいななんていう保護者の方の声も聞きますので、すぐ、すぐどうにできるということでもないのですけれども、やはりこの人口減少続く中、利用者をさらに増やしていくためには、不審な大人たちが不安というのは、まずコミュニティーのブコーさん号を使っている方は多分地元の方がほぼなので、見守りにもなるのではないかと思ったりもします。やはりその点を踏まえて、もう一度スクールバスも含めて公共交通のことを一步深く、どうしたら横瀬町の住民が喜んでくれるか。あとは、財源もなるべくかからないで、併用していく方向がないのかを検討することも大事だと思いますので、その点もう一度、もしできたら町長のご意見も聞かせていただければと思います。お願いします。

○阿左美健司副議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

宮原議員のご質問の趣旨は重々よく分かります。そのとおりだろうというふうに思います。これ割と長いことかけて議論もしてきていますし、それから要望も受けて、改善、努力もしてきているつもりなのですが、前も答弁で申し上げたことがあるのですが、これがベストではないのだと思っています。ただ、今の諸条件の中ではこれがベターということで、今の形でやっておるわけですけれども、これからはまた状況も変わり得るかなというふうにも思っています。おっしゃるとおりで、一つはスクールバスの芦ヶ久保地区の生徒は減少傾向にあったりということももちろんありますし、それからとりわけこの公共交通の分野は技術が日進月歩です。したがって、MaaSというのも当然我々も情報を取って、何かできないかということを考えているわけですけれども、現状ですと最後のユーザーが使うところは、どうしてもスマホだったり、インターネットに接続しているというところがかなりハードルになりまして、現状ではなかなかまだ難しい。しかし、これもこの先々どうかというと、選択肢はいろいろ出てくるのかなという気もしています。とにかく日進月歩ですので、その辺の情報収集もしながら、議員おっしゃったとおりで、スクールバスまで含めて、町としてのその時点で一番いい形を議論し続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、SDGsの取組についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 続きまして、質問事項2、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

議員にご説明いただきましたSDGsでございますけれども、町としてはこの後ここでご審議いただきます第6次総合振興計画の基本構想の中に取り入れております。計画は、SDGsの基本的な考え方であり、誰ひとり取り残さないを十分認識しまして、多様性を尊重するカラフルタウンの実現を目指しております。また、基本構想実現に向けた4年ごとの項目、指標などにもそれぞれSDGsのターゲットを関連づけまして、職員が意識して取り組むようになっております。

続きまして、要旨明細（2）について答弁します。SDGsに掲げる目標は、御覧になっていただくと分かりますけれども、全く今まで見たこともなかった、あるいは真新しいものというよりは、以前から問題提起されておりました事柄の再認識、再確認で、我々一人一人がその実現に向けた行動に気づく、あるいは行動を起こすということであると思います。国を挙げての取組でもあるSDGsでございますが、町民の皆さんの日常での何げない行動がSDGsとつながっていて、目標実現に向けた取組を日常にある小さなことから実践できるということに気づいていただくことからだと考えております。持続可能なまちづくりを目指す町としても、今後もPRは積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

このSDGsという言葉自体も、私も本当にここ1年ぐらいからいろいろ聞いております。私たち公明党でもこのSDGsの推進ということでさせていただいております。その意味で、今回取り上げさせていただいたのですけれども、まだまだ世界的にもこのSDGsという問題については遅れが出ているということで、やっぱりまた新聞の記事内容なのですけれども、また読ませていただきます。

国連広報センター所長、根本かおる氏という、今日の新聞なのですけれども、ちょうどいい記事が出ていましたので、読ませてもらいます。SDGsの採択から5年、現状の認識はということで、いろいろよい取組は生まれているが、2030年までに達成できるめどが立っておらず、国連がハッパをかけているのが端的な現状だ。この5年は言わば助走期間、認知度を上げる程度を高め、取組を広げているところだという、本当にまだまだ認識も不足をしております。その中で、グテーレス事務総長という方が提唱した行動の10年で重要な課題はということで、まず世界的に方向を決める。そして、国や地域などで政策的な誘導を行う。それが呼び水となって大胆な取組が数多く生まれ、潮流になる。同時に一人一人が思いを持って自分にもできることを最大限に実践する。この3つが合わさったときに大きな力が発揮できるのではないかと。

その意味では、日本では20年度から小学校の学習指導要領にSDGsが盛り込まれる。子供の頃から世界の課題と自分の身の回りの課題をつなげて考える思考力を持ち、自分に何ができると意見を出し合いながら行動の一步を進めることは特に重要だ。教育での推進は一番の希望だとあります。行動の10年で人類にとって最大の脅威であり、切迫感を持つべき課題は気候変動だ。これに手をつけないと、私たちが積み上げた経済活動や日々の暮らしが気候災害で吹っ飛んでしまう。今年の台風19号は、19年に起きた世界

の気候災害で最も経済的損失が多かった。今や日本は気候災害の影響を受けやすくなっており、他人事ではない。

もう一つ、格差も優先課題だ。格差の拡大は、日本を含む先進国共通の課題となっている。格差は不平等感を生み、権威を持つ存在に対する不信感を増幅させ、デモや暴動を引き起こしてしまう。また、期待しているのはという、公明党の新聞なので、ちょっとすみません。期待しているのは、声なき声に耳を傾ける姿勢だ。様々な制度から取り残されがちな人たちに寄り添った制度設計を提言し続けてもらいたい。SDGsという共通言語に乗せると、地域の課題を取りまとめた施策は、同じような課題に取り組む世界の仲間と経験や教訓を共有できる。そういう意味でも一層の柱になってほしいという、本当にやっぱり世界でたたえられているSDGsだけれども、国もそうですけれども、地方の自治体がどのように、SDGsは今まで横瀬町も全てにおいてこのSDGsに関わっていること、いろんな今回の第6次の計画でもその中に盛り込まれておりますし、さらにでもこういう観念でやっていけるという、そういうものがすごくありますので、ここでちょっと町長にこのような、どのように思いを持っておられるのか聞きたいのと、あとここにある、日本では20年度から小学校の学習指導要領にと、SDGsが盛り込まれているという点で、横瀬町の教育としてはこのSDGsを子供たちにどのように今後取り組んでいきたいのかを教育長にもちょっと答弁していただければと思います。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問について、教育の分野からお答えをさせていただきます。

2020年の小学校学習指導要領にSDGsが盛り込まれるというような今お話をいただきました。学習指導要領の今回の中に直接的な表現としてSDGsという言葉が使われているわけではありません。ただ、小学校または中学校、両方なのですけれども、学習指導要領及びその総則の中に持続可能な社会の担い手となることという表現が用いられています。具体的には次のような表現になっています。例えば持続可能な社会の担い手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、この次なのですが、学校教育全体並びに各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通して、どのような資質、能力の育成を目指すかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとするということで、学校教育全般あるいは教科のいわゆる授業全体を通して育てていくということです。その資質、能力というのは、いろんなところで登用もさせていただいておりますけれども、知識、理解といった内容であったり、思考、判断、表現といった考え方や、それから主体的に学ぶ態度というふうなものであります。これは、これからの教育の中の3本柱として最も大事にされていることになっておりますし、またその学び方として主体的、対話的で深い学び、この学び方そのものがこの社会の担い手となるというふうにつながるといふふうに思っています。

先ほどご紹介いただきました、子供の頃から世界の課題と自分の身の回りを考えて、自分に何ができるかということを考えていくといった、その学び方そのものにもこういった考え方がつながっていくものと。つまり教育全般を通して行っていくというのが基本的な考えで、これは当然横瀬町でも推進していくということでお取りいただければというふうに思います。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

これは、議員おっしゃるとおりで、SDGsへの取組は町としては非常に重要だと思っています。という考え方で、第6次の計画には全て基本的にはSDGsとひもづけをしています。これはかなり町としては踏み込んで、今回そういう形にさせていただきました。それはなぜかということ、大変重要だと思っているからです。なぜ重要と考えるかということ、まず今課題がかなりグローバル化しています。気候変動のところは分かりやすいのですけれども、我々の課題は世界の課題であることがとても多いし、世界の課題、日本の課題は、そのまま我々の課題であることも多いです。という状況があらうかなということが一つ、それから時代の流れの中で資本主義の世の中に私たちは生きていますが、その制度疲労がかなり出てきていて、それをも埋めていく考え方がSDGsだと私は考えています。

分かりやすいのは、例えば格差の拡大への手当とかということですね。あるいは、環境問題への取組とかということがそうなのだと思うのですが、そういったことで、このところ大分SDGs、大分ピックアップをされるようになってきましたが、私はこれはやりでは終わらないと思っています。本当に中長期的に腰を据えて取り組むべき課題というふうに理解をしています。ということで、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

私もこのSDGsの件に関しまして、横瀬町でSDGsのカードゲームというのを今年2月に、1月に行ったのに参加をさせていただきました。架空の都市を使った、架空のまちを再生していく、そういうゲームなのですけれども、やはりゲームの中でさえも豊かにまちづくりをしていくことの難しさを、1回のそのカードゲームの参加でしたけれども、本当にいい体験をさせてもらったなど。そんなに簡単に言葉で言うほど簡単ではないのだなということを、そのゲームを通してちょっと分かったような気がしました。それなので、やっぱり啓発活動ということで、こういう活動をさらに教育長が言われたように、教育の中でも進めていくということなので、町民に対してももっとSDGsの活動をというか、認識を持ってもらえるよう、もう少し啓発活動をしていただけるか、もう一度課長、よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 再々質問に答弁させていただきます。

議員がおっしゃいましたカードゲーム、SDGsのカードゲームにつきましてですが、今まで町民向けのカードゲームは計3回実施しておりますが、今後も何かの機会がありましたらこういったカードゲームみたいのを楽しみながらSDGsを学べる機会が提供できればと考えております。また、先ほど町長も申しておりましたけれども、計画の中に関連づけております。それで、その計画ですが、基本計画ですけれ

ども、あえて空欄の部分をつくっておきまして、町民の方にもそれに気づいていただくような形になっておるのですが、そこもこういった事業はこういったSDGsに関連しているのかなと、そういった部分で気づいていただくような取組を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

最初に、大きい項目、働き方改革として、働き方改革の取組の背景にはSDGsが関連してきます。SDGsで策定された17のゴールのうち、働き方に関連するものは主にゴール8、包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用、ディーセントワークを促進するになります。ディーセントワークは、権利の保障や十分な収入、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する言葉です。ILO、国際労働機関の主目標として位置づけられており、まさに働き方改革に直結する概念と言えるでしょう。

ただ、いざこのゴールに取り組もうと思っても、何から始めればいいのか分からない、また難しい達成目標というイメージを持っている人も多いかもしれません。そこで、注目したいのがターゲットです。例えばこのゴール8の中には12のターゲットがあります。中でも8.5、2030年までに若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成するという部分は、日本の働き方改革における具体的なプランの一つでもあります。もし企業、行政が正規、非正規、雇用の待遇差をなくした場合、その企業は、行政は、ゴール8に貢献していると捉えることもできます。また、人材不足を解消するために行う施策がいずれかのターゲットと結びつくことも考えられるでしょう。

以上のことを踏まえて、小項目（1）、勤務体系の現状について、2、職員の資質向上についてをお伺いします。

続きまして、大きい項目2、道の駅です。この冬は記憶にない暖冬で、過ごしやすい日々でしたが、一方で芦ヶ久保の氷柱事業は数日オープンしてクローズとなりました。ここ2年は来場者数も10万人、12万人と右肩上がりでした。秩父地域の冬の観光を支える事業だと思っております。そのことから、（1）、道の駅の現状について、道の駅の収益が前年に比べ落ち込んだとのことですが、現状についてお伺いいたします。

（2）、勤務体系の現状について、この項目は働き方改革の部分と重複する部分もありますが、現状についてお伺いいたします。

(3)、今後の展開について。

以上を壇上での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 2番、黒澤克久議員の質問1、働き方改革に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

令和元年4月1日現在、横瀬町の特別職を除く職員数は89名で、定員管理適正化計画に基づき適正に管理しております。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方関連法が平成30年7月6日に公布され、翌平成31年4月1日から順次施行されています。当町におきましても、平成31年3月議会定例会で関連する条例等の改正を可決いただきました。ポイントといたしましては、時間外労働の上限規制を導入し、月45時間、年360時間を原則として、特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間未満等の制限があります。これらのことについては、課長会議、グループウエア等を通して職員に周知するとともに、時間外勤務命令簿においても累積時間を記入していることで上限の徹底のほうを図っております。併せてワーク・ライフ・バランスの推進等を目的として、毎週水曜日をノー残業デーとするとともに、月1度第3水曜日を定時退庁強化デーとして、午後6時をもってパソコンの強制シャットダウンを実施しております。一方、業務の複雑化、増加等により時間外勤務を必要とすることも認識しております。引き続き定員管理適正化計画に基づく適正な職員の人事配置に努めるとともに、職員の能力開発、仕事のやり方の工夫、事務の平準化等により業務の効率化を図ることで、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。職員の資質向上についてですが、職員の意欲を高め、能力を引き出す支援として、定期的な人事異動を行うことで職員と組織の活性化を図ること、並びに職員の能力や適性に合った適材適所の人事配置を行っております。また、地方公務員法の一部改正により、能力及び実証に基づく人事管理の徹底が規定されたことから、任用給与等について実績に基づく人事評価を行うことにより、職員の能力、意欲を引き出してまいりたいと考えております。

次に、職員の能力を伸ばす支援ですが、まず職場外研修として彩の国埼玉人づくり連合が主催する職務及び職責に応じた基本的知識の習得を目的とした新採職員、中級、副課長、課長級等の階層別基本研修や各職位に応じた実践的な能力の向上を目的とした地方自治法、地方公務員法、プレゼンテーション、窓口クレーム対応、企画調整力向上等の階層別選択研修等がございます。そのほか各課において職員が担任する事務の研修等にも必要に応じて参加をしております。

次に、職場内研修といたしまして、新規採用職員及び入庁して間もない職員を対象としたフォローアップ研修、地域の情報収集及び若手職員の人材育成を目的とした23区担当窓口制度、ファシリテーター育成研修を初めとする研修のほか、人権問題研修会なども実施をしております。

次に、自己啓発研修といたしまして、職員が公務遂行上必要とされる知識、技能を習得する通信教育研修促進費補助金制度や職員の政策形成能力の向上を図る自主研修活動促進費補助金制度があります。職員には周知及び積極的な働きを行うことで、能力を伸ばす支援を行ってまいりたいと考えております。今後これらの研修を引き続き実施することにより、職員への資質向上を図り、併せて住民目線、プロ意識、

コミュニケーションを意識し続けながら、町民の皆様役に役立つ職員を育成してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

現状職員さんに対する教育的な背景で研修がしっかり行われているということですので、今後も引き続きその研修等に前向きな姿勢で取り組んでいただければと思います。また、働く時間数とかの制限もしっかりとかかっているようですので、一番行政体が働き方改革を実現するのがハードルが高い事業体という認識ではいるのですが、そうはいつてもしっかりやらないといけない、そういうふうに思ひまして、今回提案をさせていただきます。

再質問2点とさせていただきます。今回の働き方改革の切り口でほかのターゲットについて見ていくと、例えばテレワークを推進する場合、女性が出産、育児というライフステージを迎えても、オフィス以外の場所で働けるという柔軟なワークスタイルの実現につながるという観点から、ゴール5のターゲットである5b、女性の能力強化促進のため、ICTを初めとする実現技術の活用を強化するに相当すると考えられます。当町においても、女性職員が多く勤務していますし、テレワーク、フレキシブルタイム等導入に対する考え方をお伺いいたします。これがまず1点目。

次に、職員のリスキリング、再教育を行うことは、社員、職員がその企業、行政の発展の担い手となることが期待でき、ゴール4のターゲットである4.4、2030年までに技術的、職業的スキルなど雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させるに相当すると考えられます。以上のことから、再教育、スキル向上など、今回でいうと再教育のほうですね、決して悪い意味で再教育と言っているわけではなくて、皆さんが例えば10年役場に勤務して、10年前に聞いたことを10年たったときに聞くと、それはまた多分捉え方が違うと思うのです。そういう意味でも、再教育というか、意識の共通化というか、そういう部分で再教育というジャンルで聞かせてもらいます。

以上、2点となります。よろしく申し上げます。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、テレワークの導入についてでございますけれども、働き方改革の一環として今後検討する必要があることは承知をしております。一方、導入に当たりましては、例えばセキュリティーの問題、それから専用モバイルとか端末、それからタブレットの支給に伴うコストの問題、それからログ管理等の課題等があると考えられます。また、フレックスタイム制度につきましては、日々の始業、それから終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務のバランス、調和を図りながら、効率的に働くことができる制度です。プライベートと仕事のバランスが取りやすくなるなど、柔軟な働き方の選択が可能となるということだと思っております。話のあった2つのことにつきましては、まず勉強から始めさせていただきます。今

後導入に伴う課題、問題点を洗い出す費用対効果の検討、それと同時に他市町村の動向等も注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の再教育についてのお尋ねでございますけれども、先ほどの答弁と若干重複いたしますけれども、職員には新規採用職員研修、それから中級者研修、課長級研修等の階層別の基本研修がございます。その職位に即した研修を受けて、職務に必要な知識や経験を積んでいくということになると思います。その経験や知識の共有を図ることは非常に大切なことだと思っております。新規採用職員には今エルダー職員として先輩職員が相談に乗ったり、それから若手職員には中堅職員、それから中堅職員にはグループリーダーや管理職が必要なアドバイス、それと自分たちが今まで学び、培ってきた経験等々を伝えているというふうに思っております。研修という形ではありませんけれども、今後も職員間でのコミュニケーションを図り、気づきを大切にしながら職務に当たるよう、引き続き指導のほうをしてみたいというふうに考えております。併せてスキル向上についても、職場外研修、それから先ほどいった彩の国人づくり広域連合が主催する研修、それから通信教育等を活用して職員の能力の開発に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

再々質問に行く前に、今回私が言っている働き方改革ですが、決して職員の皆さんに物足りないから言っているのではなくて、あくまでもこの町を担っていただいているのは職員の皆さんでありますし、今回の新型コロナウイルスとかが実際出た場合に、町がやっぱり全ての拠点となって動いているというのが、今回の一件でよく分かりました。なので、より一層万が一に備えたときの対応という部分で、今回鎌倉市が職員の3分の1が隔離というか、出勤禁止という形を取りましたけれども、出勤禁止になった方の中でテレワークで参加されている方がかなりの人数がいるということをメディアの発表で見たのですが、同じ行政体にしても、例えばうちの町はL G W A Nが入っていて、それがセキュリティー上、やっぱりどうしてもハードルが高くなるということだと思っておりますけれども、総務省が進めてL G W A Nが導入されている。でも、一方では鎌倉市みたいに大きい都市がテレワークを導入して、このコロナウイルスで職員の3分の1が休んでいるのに、そこに業務に最低限支障が出ない程度のことのできているというのはなぜなのかなと素朴な疑問を思いましたので、今後本当に先ほど宮原議員の質問のときにもいろいろありましたけれども、S D G sはあくまでも切り口であって、でも持続可能的にこの役場が成り立っていくには、職員さんのストレスがなるべくなく、働きやすい環境をつくって、自分の能力を精いっぱい出してもらえる。その能力が100%発揮してもらえれば、少ない人数でもそれなりに役場の機能が最大限の効果を発揮する。そういうふうに思っているのですが、実際人数の関係もあると思いますが、この理想に向けて最後町長にこれはお伺いしますが、今の人数がベストの人数なのかどうかという部分と、I C Tやそういうものが今後駆使され出しますといろいろ変わらなと思うのです。窓口業務がコンビニのコピー機で住民票が取れるだとか、いろんなシステムがあると思いますが、そういうものが導入されてきたときを想定した場合に、現状横瀬町の働き方改革は大幅に前向きな取組ができるのかどうか。予算云々は置いておいて、その

ことについて聞かせていただきます。大丈夫ですか。分かりづらかったかな。よろしくお願いします。

○阿左美健司副議長 では、再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ご質問は2点です。1つ目は、今の人数がベストかどうかです。今の状況では、ベストかどうかはあれですが、適正な人数だとは思っていますが、強いて言うとやはりかなりタイトです。本当に正職員が少ない中でよく頑張ってくれています。これは、ほかの自治体とかと比べても、秩父の郡部は割と似たような状況かもしれませんが、比較的無駄な人がいない状況にはなっていて、やや足りなめというのが私のイメージであります。では、今後どうかというと、これは人口減少が進んでいきますので、そうはいつてもなかなか増やすわけにはいかないです。役場の人数は中長期で考えると、よりスリム化していかざるを得なくなる状況のほうが想定しやすいです。そういう中で、ではどうするのだというと、もうこれは業務を効率化していくとか、あるいは第6次の計画に書かせていただきましたが、我々人に優しいテクノロジーとっているのですが、使い勝手がよくて、そして比較的风险の小さいテクノロジーがはまるものがあれば、それは積極的に入れていきたいというふうに思っています。ただ、大切なのは最少のコストで最大のという部分がやはり大切でして、無理なく無駄なく一番いい住民サービスが届けられるような陣容を考えて、運用していくということかなというふうに理解をしています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了します。

ただいま2番、黒澤克久議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま2番、黒澤克久議員の一般質問中です。

質問を続行いたします。

次に、質問2、道の駅に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2につきましてご答弁申し上げます。

まず、要旨明細1ですが、町では道の駅の経営状況等について、月ごとに報告を受けております。その報告内容は、速報値としてのそのレベルでございしますが、昨年度と今年度の売上額を比較してみますと、昨年度、平成30年4月から平成31年2月末までの11か月間の売上額が約3億7,000万円だったのに対し、今年度、平成31年4月から本年2月末までの売上額は3億2,000万円と約5,000万円の減少となり、この期

間の道の駅利用者も昨年度の45万6,000人から39万人に、約6万6,000人減少しました。特に氷柱時期の1月、2月の2か月分を比べると、昨年の売上額7,700万円から今年は4,800万円に、約3,000万円の減額となり、利用者も9万6,000人から5万5,000人に、4万1,000人減少しました。

改めて、今年度の売上げが落ちた原因でございますが、今年度は観光客が多く訪れるはずの週末に雨の日が多かったこと、台風15号や台風19号も土、日を絡んできたほか、台風19号による登山等への被害は紅葉時期でも登山やハイキングを控えていただく案内をするしか仕方がなかったということもありました。加えて現在は新型コロナウイルスの影響など、観光にとって支障となる悪い条件が何重にも重なった、そのような年となりました。とりわけ冬場の誘客の頼みとしていました氷柱事業では、記録的な暖冬により公開できたのは9日間だけ、その来場者数は3,780人でした。うち環境整備協力金は1,831人から54万5,300円いただきましたが、昨年の3,052万円とは比較すらもできない結果となりました。冬の時期の貴重な観光資源として定着してきた氷柱事業ですが、今回秩父3大氷柱全てで思わしくない結果となったこと、事業を担っていただいております横瀬では、町の観光協会とアスガキボウ委員会は大きな痛手を負っております。その影響は、主催されている団体だけでなく、今回道の駅で売上げ減少となったように、秩父地域の広い範囲でイチゴ狩りや日帰り温泉施設、飲食店等の利用にも同様の影響が及んでいるという話を聞いております。新型コロナウイルスも相当影響しているとは思いますが、氷柱がこの地域の経済に恩恵をもたらしてくれているということが改めて認識できる場所だと考えます。

続いて、要旨明細（2）についてでございます。道の駅果樹公園あしがくぼの指定管理を受けていただいているのは有限会社果樹公園あしがくぼでございます。その社員の勤務体系につきまして申し上げますと、まず今月1日現在、正社員は6名でございます。うち4名が町内在住者、アルバイトを含めたパート社員は52名ございまして、うち43名が町内在住者でございます。全体では58名の社員に対して町内在住者が47名、81%を占めております。

次に、勤務体系ですが、正社員にあつては各社員の都合等も加味しながら、計画的に組まれたシフトにより勤務していただいております。道の駅の利用者は土、日、祝日、そういう日に集中しますので、毎月正社員には10日の休みが取れるようになっておりますが、平日に取ることが多いとのこと。一方、パート社員もシフト制により計画的に人員配置をしていただいております。勤務シフトとしては、午前中四、五時間を勤務する方、午後四、五時間を勤務する方、それとお昼前後の四、五時間を勤務する方という配置に努めていただいております。利用者の多い時間帯にパートの社員の方が多く対応できるように心がけてもらっています。

なお、パート社員の中には、扶養認定の範囲内の勤務を希望される方が多いため、時間給の手当が年々高まっております中、パート社員1人当たりの年間労働時間が短くなる傾向にあります。この勤務時間数の減少を補うため、アルバイトを含めたパート社員の募集をしているということですが、応募者がほとんどいない状況にあり、勤務シフトを組むために必要な人員の確保が課題であるということで、それを共通認識といたしております。

続きまして、要旨明細（3）です。今後の展開につきましては、まず道の駅の質の向上を目指す上で、これまで議会等でもご提案をいただきました内容、例を挙げますと、道の駅の各関係される方々のご意見を伺うこと、こちらにつきましては道の駅との協議が調っておりますので、アンケート調査を実施する段

階となっています。それから、施設の拡充としまして、オートバイの駐輪スペースの改善や駐車場の一部に屋根を設けることにつきまして、利用者の利便性向上を考えて、これからも町の建設課と連携を図りながら、引き続き県に要望してまいりたいと考えます。

なお、県が所有しておりますトイレにつきましては、今年度改修工事が行われまして、洗浄機能つきの暖房便座に変えることができました。これにより冬場のお客様への温かいおもてなしというのができるようになったものでございます。また、広場の地面部分にあるウッドデッキや芦ヶ久保駅との連絡階段に腐食が生じてきました。そのため施設内や鉄道の駅との間の動線を見直すことで、今後利用者にとって分かりやすく、利用しやすい施設に改善したいという考えを持っております。

続きまして、道の駅が接客上、大事にしていること、それは秩父地域の東の玄関口にある施設として来訪者を温かく迎え入れ、温かく送り出すこと、そうすることで秩父の人柄のよさをお伝えし、この地域を好きになってもらおうという考えを持っています。特に気をつけていることは、飲食店でも特産品でも秩父全域にわたるよいところをお伝えして、秩父の中をあちこち観光してもらう。そうすることで秩父の魅力をたくさん知ってもらえますので、今年のような氷柱の事情が、このような形成できず、来訪者を招けなかった、こういう事情に対しても秩父地域への新たな来訪者が減るようなことを避けられるのではないかと考えているところでございます。

なお、道の駅として今後も道の駅の魅力をさらに高めようという使命感は常に持っていただきたいと考えております。そのため、例えば農産物加工所を活用した特産品開発等、これまで以上に力を入れていただけるよう働きかけたいと考えています。秩父産の果樹や農林産物を使った新たな特産品開発を目指していただくよう、町としても支援できるところを支援していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。ちょっと多岐にわたっていますので、整理しながら。

(1)、道の駅の現状で5,000万円ほど昨年より減ということで、非常に記憶に残る暖冬で、それはもう芦ヶ久保の氷柱とリンクしている部分で仕方ないことなのですが、先ほど課長の答弁で、今後の展開でいろいろ加工品でまたしっかりと見据えた動きをやっていただけるようなので、ここはもう少し踏み込んだものを、道の駅自体で収益が黒字のうちにレストランコーナーでもっと魅力のある商品というのを外部からアドバイザーを入れてでもいいからしっかりと構築したほうがいいのではないのかなという思いが私にはありまして、自分がどこかの道の駅でおいしいものがあると聞いたら、やっぱり食べに行こうと思うのです。そこにしかない、たかだか1,000円ぐらいの定食だけれども、あそこにしかないよと言われてたら、勉強のために行ってみようと思うのですけれども、それは多分暖冬だとか暑いとか寒いとか関係なく、年間通してだったら行ってみようと思うのです。その意味も含めまして、自然に左右されないための道の駅の努力をしっかりと行っていただきたいので、そこに関してしっかりと町から指導というのか、要望というのか、町長が社長なので、社長に対して要望すればいいのか、ちょっと聞き方が難しいのですが、そこがまず1点。

そして、(2)の勤務体系なのですが、私もよく耳にするのが、道の駅をもっと営業時間を延ばしたり

だとか、年末年始の休みが今年に関しては1日ずつ、多分早かったのです。それで、オープンが遅かったのです。それは、1年の中で一番稼ぎ時のところに何で休むのですかと聞いたら、もう氷柱でこの後人がいっぱい来てしまうと、パートの人の時間数が皆さん余裕がないから、誰も働きたくないとなってしまうのだ。そういうふうと言われて、では募集したらいいではないですかということだと思っていました。すけれども、実際募集をかけても人が集まってこないというのは、これは道の駅に魅力がないから集まってこないのではないのかなと思ってしまうのですけれども、この勤務体系で正規にしる、パートにしる、募集をかけて人が集まらない原因とは何ぞやと捉えているのか、教えてください。

再度今後の展開ですが、私道の駅さんいろいろ言ってきたので、ようやくアンケートやトイレが形になってきたということで非常に前向きになったなと思っているのですが、ここからが踏ん張りどころというか、恐らく2月までが悪いただけではなくて、3月も新型コロナウイルスの影響で軒並み4月ぐらいまで引っ張られてしまうのかなと思っているのですけれども、何しろ皆で乗り切らなければ、こういう難局は乗り切れないので、道の駅の職員さんや関係者の皆さんが気落ちしないように、ぜひ振興課からも頑張らましようという声かけをしていただけるように、これは要望で結構ですので、最初の2点、お願いいたします。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点について回答させていただきます。

その前に、今期の状況なのですけれども、残念ながらここまでは売上げ5,000万円ぐらいです。先ほど説明した暖冬があって、それから台風の影響ですね。台風は、特に週末に当たって、それからその後道が大分やられたというところに影響されているのですが、もう一つあって、消費税の上げが利いています。ということもあって、本当にいろんなことが重なってしまった年です。なので、しっかり今年をこれいい経験にさせていただいて、次からしっかりやっていきたなというふうに思います。

黒澤議員にご心配いただいている今後の展開とかという部分ですが、いろんなことを前広に考えていきたいというふうに思っています。早速今月、道の駅と振興課を交えて、次に向けた事業を、事業関係のミーティングを始めていきたいと思っているのですが、私のほうで今踏み込んでやっていきたいというのが大きく3つありまして、1つは農家さんとのもう少し近い関係で農家さんをフォローしていくというのですか、とりわけ芦ヶ久保地区の耕作放棄地のところにもう少し道の駅としてアクセスできないかとか、あるいは一緒に知恵を絞って何か新しい産品を置いたりとか、あるいは新しい耕作者に来てもらったりとか、そういうことができないかというのが1点。

2つ目が、やはり2次加工のところ、例えば横瀬町だとこの季節だとイチゴ農園さんがあるわけですが、形にならないイチゴを使った、何か2次加工品をつくるかとかいうのを、今各農園さんではジャムにしたりをやられているのですが、もう少し大きい規模で集約的にやるというのもできないかなという部分の一つ。もう一つが、おっしゃっていただいた、自然の状況とかにあまり左右されない、新しい人が呼べるものを何かつくりたいという思いがあって、少し議論を始めていきたいというふうに思います。それぞれそれなりにお金や、あるいはマンパワーがかかる話ですから、そのままでいいということにはな

らないのですが、ちょっと今年を契機にして、少し道の駅の次のステージは踏み込んで考えていきたいなというふうに思っています。

あと、採用のところは、これはもうずっと苦労しています。実は年末年始の休みのところも、皆さんの状況を見たら、ある意味苦渋の決断でお休みを取らざるを得なかったのですけれども、なかなか人が採用するのが楽にはなっていません。これは、ある意味道の駅だけではなくて、多分世の中一般の状況ではあるのかなとは思っています。さはさりながら、しっかり生き生きと働いていただくというところをつくっていききたいと思うので、待遇面や、あるいは働きやすい職場をつくるというところを考えて、採用活動等にも臨んでいきたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

道の駅がこれだけの売上げの打撃を受けるということは、道の駅以外の、通常の町内の飲食店とかはやっぱり聞く限り悲惨な数字です。それは前年比、前年比の話聞く限りだと、もうがた落ちだと。そこにきてこの新型コロナウイルスで、軒並み3月はいろんな歓送迎会の予定だとか、それがみんなキャンセルになって、どうしたらいいのだろうというのが、途方に暮れるという言葉が今回ほど当てはまる、震災のときよりひどいという、そういう状況下になってきていますので、ぜひ個人的な思いとしては、家族で出かけたりだとか、少人数で食事に行くというのを控えることなく、地域経済をぜひ皆さんには回していただきたいというのが個人的な思いでありまして、道の駅がこれだけトイレが直ったりとか、整備がだんだん進んできたということは、もう一度ことし上半期を過ぎた後、後半には、また人を呼ぶPRをしっかりと考えなくてはいけないと思いますので、その点振興課とまた道の駅で連携していただいて、あとは西武さんですね、西武さんとも連携いただいて、次のステージに向けてPRをしっかりと企画していただきたいと思っておりますので、その辺の意気込みを最後お願いいたします。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再々質問にお答えいたします。

これまでも町の観光の関係で人を呼ぶ活動、取組に取り組んでいるわけですが、ここに来て本当のご意見の中にあるように、大分ひどい状態であるそうです。振興課としても、この町の産業全般の盛り上がりをつくるように、外部の協力者、西武鉄道とか、できるところに協力を求めながら、さらに人に来てもらえるような取組にしていきたいと考えます。

以上です。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからコロナウイルスの関連だけ補足をします。

非常に難しいです。今の局面で行きますと、まだ感染拡大防止というのが非常に大事な局面なので、まずはこれです。町の皆さんの安全、安心を守るというところがまず大前提になるのですが、さはさりなが

ら、これなかなか終息宣言というのがしばらく出ないと思いますので、そうすると地域内経済に大きな打撃を与えることになるということ想定して、例えば飲食店さんだったり、あるいは観光関係の方だったり、直接的なそこで大きな影響を受ける方たちのフォローや、何か行政でできることというのは鋭意検討してまいりたいというふうに思っています。いずれにせよ、しっかり町としてサポートしていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回私の質問事項は、安心・安全なまちづくりの推進についてでございます。要旨明細は、(1)、横瀬川の護岸工事及びしゅんせつ工事の実施について、(2)、県道熊谷小川秩父線下語歌橋の改良について、(3)、武甲山登山口へのトイレ設置について、(4)、観光施設の整備について、(5)、除雪作業についてでございます。

初めに、(1)、横瀬川の護岸工事及びしゅんせつ工事の実施についてお伺いいたします。埼玉県は、2月13日、一般会計総額が1兆9,603億円になる令和2年度予算を発表しました。令和元年秋の東日本台風被害からの復旧や防災、減災対策に積極的に投資するなど、公共事業費は過去10年間で最大の1,016億円を計上しました。社会保障費の増大や法人税収の減収などで財政状況が厳しさを増す中、県民の安心、安全確保に重点的に予算配分をする姿勢を強く打ち出しました。大野元裕知事の就任後初となる予算編成の特徴は、公共事業重視であり、東日本台風による甚大な被害を受け、入間川流域の治水を含む河川の決壊や越水などの防止対策に85億円を計上、農業水利対策の機能向上などを含めると、災害関連の対策事業に427億円を計上しています。県は、新年度から県管理の61河川の101か所で水害に備えた治水対策を初め、堤防の補強、舗装をするほか、河川内の樹木を伐採し、川の底を掘削するなど、今後同規模の災害が起きても被害を最小限に食い止めるよう対策に乗り出す方針を示しております。

そこで、要旨明細(1)の横瀬川の護岸工事及びしゅんせつ工事の実施について、現況はどのような状況にあるのかを教えてくださいたいと思います。当該河川につきましては、町内の下横瀬橋から横瀬大橋までの間、護岸工事が実施され、しゅんせつ工事についても着工をいただいているところであり、周辺住民から感謝や御礼の言葉をいただいている状況でございますので、県のこうした姿勢を背景として、今後の方向性と他流域の工事予定等も含めてお聞きしたいと思います。

続いて、要旨明細(2)の県道熊谷小川秩父線下語歌橋の改良についてお伺いします。下語歌橋の改良につきましては、以前から繰り返し要望させていただいておりますが、いまだに改良されていない状況であり、最近ますます危険度が増しております。去る12月2日午後7時半頃、町内在住の37歳の男性が、坂

氷から定峰方向にランニング中、後ろから来る車を避けようとしたところ、下語歌橋上のガードレールの隙間から7メートル下の大入沢へ転落し、頭蓋骨と肋骨12本を骨折する事故が起きました。被害者は、大入沢の水たまりに転落しましたが、たまたま防水型の携帯電話を所持していたため、意識が薄れていく中で家族に連絡できたことから、体温が32度の低体温症になってはいましたが、一命を取り留めることができたということです。ということで、下語歌橋の改良について、進捗状況をお伺いいたします。

(3)の武甲山登山口へのトイレ新設についてでございますが、昨年9月定例会でも質問させていただきましたように、4,585名の皆様から署名を頂いたものです。クラウドファンディングを絡ませ、新年度予算にどのように反映されているか、お聞かせいただきたいと思っております。

(4)の観光施設の整備につきましても、毎回同じような質問をしておりますが、依然として不備な状況が続いております。案内板、指導標等の整備及び氷柱への遊歩道の整備なども予算化されているのか、お伺いしたいと思います。

最後に、(5)の除雪作業についてでございますが、建設課から除雪作業等に関する協力とお願いという回覧文書が出されております。この文書の内容につきましては、住民の皆様から空き地等の利用や水路への投雪禁止などについて、除雪についてノウハウを持った地域に学ぶことが必要ではないか、あるいは2014年2月の大雪の際の教訓が生かされていないのではないかという意見が出されております。このことについての反響等について詳しく教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 9番、若林想一郎議員の質問1、安心・安全なまちづくりの推進についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、建設課のほうから要旨明細の(1)、(2)及び(5)についての答弁をさせていただきます。

まず、1番の横瀬川の護岸工事につきましては、かねてから秩父県土整備事務所に対して要望しているところでございます。今年度も9月に和田河原及び清水橋下流の危険箇所についての要望を行いました。また、しゅんせつ工事につきましては、特に浸水対策が必要な箇所として、和田河原に沿った部分の工事を県に実施していただいたところでございます。

さて、昨年の台風19号では、各地で記録的な雨量を観測し、埼玉県内でも昭和57年以来となる堤防決壊が発生し、大規模な浸水被害が生じました。これを受けて、県では県土強靱化緊急治水対策プロジェクトを立ち上げ、県内61河川101か所において、令和2年度より緊急治水対策を実施する方針となりました。横瀬川もこの緊急治水対策の対象となる河川、箇所に含まれておりますので、町としても河川の状態を調査しつつ、地元自治体として対策箇所等を県に要望していきたいと考えております。

次に、要旨明細2ですが、県道熊谷小川秩父線の歩道整備につきましては、現在川東14区地内まで完了しております。今後について、秩父県土整備事務所を確認しましたところ、今年度については下語歌橋から語歌橋までの間の用地交渉と物件調査を行っているところで、用地確保ができた段階で工事に入る予定であるとのことでございます。また、議員ご指摘の事故につきましては、私どもも情報を持っておりませ

んでしたので、現地を確認し、改めて危険性を認識したところでございます。命に別状がなかったことは、何より不幸中の幸いでありました。このことは、秩父県土整備事務所のほうに報告をし、できるだけ早く歩道整備を進めていただくよう要望してまいりたいと思います。

それから、5番目の除雪作業につきましては、町内の建設業者と武甲山関連4社で組織する交通委員会との協力体制の下に、各地域を分担しながら除雪作業を行っていただくことになっております。大雪とならない限りは、道路脇や一部空き地に雪を掃きつけながらの除雪とし、できるだけ早く広範囲の作業ができるよう努めております。町民の皆様には、除雪作業等に関するご協力とお願いという回覧を流して、除雪作業への協力をお願いいたしました。これは、作業が安全に、スムーズに運べるように協力をお願いするものでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

また、万一大雪となった際の雪置場の件でございますけれども、平成26年の大雪の経験から、非常時の雪置場として横瀬橋及び下横瀬橋下の河川敷や公共の広場などの活用、加えて町内の各地域に34か所の民有地の協力を得ています。その際には、役場建設課が中心となって情報の一元化を図りながら、除雪作業を指示するということになっております。

以上です。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、要旨明細3と4について答弁をさせていただきます。

日本一歩きたくなる町を目指している当町においては、武甲山をとっても大事な観光資源と考えております。そのため、武甲山を訪れる方々に何度でも繰り返し登りたい山と感じていただけるよう、武甲山の魅力、武甲山を歩くことの魅力を少しでも高めることに取り組まなければと考えているところでございます。その中で、一の鳥居、登山口付近への常設トイレ建設につきましては、多くの方から設置要望をいただいている案件でございますし、これまでも何度か本議会でご意見を頂戴し、町の対応説明もさせていただいているところでございます。それだけ武甲山の魅力を高めるために重要な施設と受け止めております。

そのため、町の財政負担軽減と環境負荷を極力抑えた対応を課題としていますが、その課題解決を図りながら、観光トイレ建設に向けて計画的に事業を進めるため、令和2年度当初予算案に盛り込ませていただきました。その内容ですが、振興課が所管しております第6款商工費の中に観光施設整備事業があります。その観光トイレ整備等委託料を79万7,000円計上させていただいているところでございます。この内訳としましては、まずし尿の浄化処理方法をどのようにすれば、周辺や下流域への環境負荷を減らすことができるのか、それを調査していただくための整備調査委託料。それから、その調査結果を反映させていただいて、予備設計を作成する。そのための委託料でございます。早期の事業実施を目指しておりますが、台風災害により一の鳥居までの町道復旧工事等が町として急務な課題であります。一の鳥居から先の登山道におきましても大きく手を加えなければならぬ状態にあります。そのため、令和2年度にはそれらの復旧事業を行いながら、予算でお願いしております委託業務の執行に当たることになるため、実施設計の作成や建設工事に実際に取りかかれるのは令和3年度以降となる見込みではありますが、業務を少しでも早めてまいりたいと考えています。

また、町の財政負担を極力抑えることも大きな課題ということで、現時点においてはそのための財源と

して可能性のあるものを見つけているところでございます。これまで県のふるさと創造資金や個人、または企業版のふるさと納税、クラウドファンディング、寄附金などを候補として考えているところでございますが、そのほかにも町が直接実施主体となるのではなくて、埼玉県等に実施主体となっていただいて、トイレを建設するという方法の可能性につきましても検討材料として考えているところでございます。

なお、ここで申し上げております財源候補の多くは、建設費等の事業費がある程度積算できた段階、目標額等が定まった段階にならないと、資金提供のお願いは難しいものでございます。そのため当面は財源との選択肢から、どの方法を重複して組合せられるかもしれません。そういったことの活用の方法を見つけながら、最善策を見つけるために検討を進めてまいります。

次に、要旨明細4です。日本一歩きたくなる町を目指しておりますので、この地域を歩くのに快適に歩いていただく。そのための環境整備に力を入れなければならないと考えています。そのため、観光案内板につきましても、議員がおっしゃるように、正確で見やすいもの、正しい情報を提供する、そういったことに努めなければならないとは考えております。その認識で業務を進めているわけですが、昨年9月の定例会において議員からのご指摘を受けて、改めて情報が適正でないものがありました。そのときは、札所5番の案内板ということでご指摘をいただきました。取り急ぎ町内全域にわたって案内板を見直してみたところ、やはり同様の情報を載せたものが多数見つかりました。そこで、それぞれ個別に対応するよりは、まとめて対応する、そのメリットを考えまして、現在統一的にリニューアルするための準備作業を行っているところでございます。

今目指していますのは、町内の観光案内板を総合的にリニューアルすること。それにより、町内を歩いていただく方に統一感のある、見やすく、精度の高い情報を提供したいという考えです。現時点においては、その町内に設置してあります案内板の点検を行いながら、その位置や案内板のサイズ等を見ながら、利用される方にとっての利用しやすい図柄、表現方法等を研究しているところでございます。また、案内板等を専門に扱っていただいている事業所にも相談をしながら、どのようにすればより財政的なところも可能になってくるかということも相談をしているところです。それらの作業を令和2年度中に仕上げまして、その作業の進捗により予算要求をさせていただき、できるだけ早い時期にリニューアルできるよう努めてまいりたいと考えます。

また、道の駅から氷柱会場への遊歩道につきましては、二子山登山道としても利用者の多い道ですので、令和2年度予算には一般会計の第6款商工費の中の観光施設維持管理事業のところに予算を入れさせていただいております。遊歩道の改修工事や修繕料がそこにあるのですが、必要な都度使わせていただければということで、予算のほうをお願いしております。なお、これまでも観光協会の氷柱部会等の協力もいただきながら、毎年整備作業を行っているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 答弁ありがとうございました。

(1)の横瀬川の護岸工及びしゅんせつ工事についてでございますが、令和元年10月12日の台風19号ですが、こちらにつきましては横瀬町でも川地雨量計で総雨量が10月10日から12日までの間に542ミリ、

二二九沢雨量計で657ミリを記録しました。昭和22年のカスリーン台風のときに二二九沢が611ミリだという記録がございますが、これに対してかなり上回っていると。そして、聞くところによりますと、今回の台風で県道11号線、熊谷小川秩父線の東秩父村の白石地区で総雨量が753ミリを記録し、今現在でも東秩父村の白石と皆谷間では大型車両が通行できない状況ということを知っております。これらの対応について、あと今回の台風で避難状況等から今後の避難所の在り方、特に長期化した場合のペットの問題や、警報発令中に避難所から帰宅する方への対応など問題が指摘されました。安全、安心の観点から早急に対応しなければならないと思います。こちらにつきましては、町長の見解を教えてくださいたいと思います。とりあえず（1）につきましては、町長の見解を教えてくださいたいと思います。

では、（2）の関係でございます。県道熊谷小川秩父線の下語歌橋なのですが、この方、37歳の人が12月2日のあそこから転落してしまったと。本当に一命を取り留めたということでありました。あそこに街路灯がないのです。暗くて、自分でも多分歩道があると思ってよけたら、下がもう大入沢だったということでしたので、こちらについていろいろ県のほうへ要望していただいたり、予算化等も考えていただけるようがございますので、今の安心、安全なものからいけば、あそこに街灯を早急にでも設置していただくのがいいのではないかと思います。

そして、3番目の武甲山の登山口のトイレでございますが、令和2年の当初で予算を取っていただいたと。令和3年度には事業実施ができるというような話を聞きました。本当によろしくお願ひしたいと思うところでございます。それで、私はクラウドファンディングという話を聞きましたので、ちょっと一つの例を調べてみました。北海道で27年間愛され、廃止になった寝台列車北斗星を保存、設置するため、車両を移設、設置するための資金を募集したというクラウドファンディングがありました。多くのファンからの支援もあり、北斗星の思い出を守り抜き、地域活性化にもつながるプロジェクトがあったと。こちらの目標金額が1,000万円だということで、支援総額で1,588万5,000円を集めた。支援者は837名いたということでございますので、横瀬町が実際にクラウドファンディングするときには、目標設定額、そして事業主体、いろいろな関係があると思いますので、こちらについては町がやることですから、とにかくすばらしいものを町長がつくっていただければという答弁もいただいておりますので、こちらについてはそういう形で具体的に事業主体をどうにしたいとか、クラウドファンディングはどうしたいとか、この辺についてお答えをいただければと思います。

それから、観光案内板の関係でございますが、既に13区の5番のところですが、5年以上経過して、この間見に行きましたら、トイレのところにはばんそうこうのようなのが張ってあって、あとは上に二重線が引いてあったり、改良というか、これではいけないということで直していただいたのでしようけれども、まだ完全ではないと思います。早急にいいものをつくっていただきたいと。町長の中で、例えばパブリックコメントで町長はウォーキングコースの整備というような形で、スポーツの振興やあらゆる世代が取り組みやすいウォーキングを主とした事業の充実に努め、日本一歩きたくなる町を目指し、町民の歩きたくなる意識の醸成を図りますというような形がありますので、これも早く、そして外から幾ら来ても恥ずかしくない、横瀬はさすがだと言われるような施策を展開していただければと思うところでございます。

そして、除雪作業ですが、いろいろ建設課長さんに答弁いただきました。そのとおりやっていただければ一番いいのですが、一つの例として秩父市の例があると思います。これは、具体的に雪捨場を締結する

人には幾らとか、あるいは重機を提供した場合には幾らで、オペレーターが1日幾らとか、そういうのがあったと思いますが、その辺も横瀬町も参考にして、具体的に例えば雪捨場、これは川まで持っていくまで大変ですので、具体的に空き地等があったら、34か所あるという話を聞きましたけれども、そこに例えばただで置くというのも果たしてどうかな。例えばある人から聞いたのですが、田んぼを雪捨場にしたら砂利がいっぱい出てきて大変だったというような話も聞きますし、あるいは自分の宅地から道路へ捨てる人もいっぱいいたりしますので、その辺についてはタウンミーティング等が出た話は、雪が降ったときに雪国へ行って、その対策を見るのがいいのではないかというような話を受けたので、どうかその辺も参考にさせていただければと思います。

そういうことで、その辺についてお答えいただければと思うところでございます。よろしく願います。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、再質問に対するお答えをいたします。

まず、2番目の県道熊谷小川秩父線の街路灯の関係でございます。安全対策として街路灯等、歩道の整備の予定もあるわけですので、そういったことも含めまして、県土整備のほうにお話をし、要望していきたいというふうに考えております。

それから、5番目の除雪の雪置場の関係ですけれども、秩父市の状況については市内でかなり家が連檐しておりまして、道が狭いという状況ですので、ある意味どこにも雪の掃きつける場所がないような部分もあるのだと思います。そういった状況ですと、横瀬の町内と少し状況が変わってきているのではないかなというふうには思いますが、横瀬町の場合は各路線をずっと分担して掃いていただくことになっておりますので、できるだけ早く除雪したいという思いでやっておりますので、現状のような掃き方になっております。確かに雪を掃きつけていきますと、そこが邪魔になったりというようなこともあろうかと思えますけれども、できるだけ早く道路を開放していきたいということでご理解を願えればと思います。

また、雪置場につきましては、これは前回の大雪の後に、各区長さんを通じて緊急時の雪置場についてのご協力をいただけるような場所があるでしょうかというふうにならばちょっと調査をさせていただきまして、それに応えていただいて、協力できるよといったところをお願いをいたしまして、緊急時の場合のみ利用させていただくというようなことになっております。今議員おっしゃいましたとおり、平時から雪置場というようなことになると、泥や砂利や、沿道の田畑を提供していただくような方が多い状況ですので、そういった砂利などが含まれているのが毎年のようにということになりますと、なかなかその後の協力も得られないのではないかなというふうに思います。そういった点と、それからあと除雪をして、運搬をするということになりますと、現状はホイールローダーが1台でずっと雪を掃きつけながら進んでいきますけれども、雪を運ぶとなりますと、それに加えてダンプトラックとか交通誘導員とかということも必要になってくるというようなことで、その場合には費用も増大しますし、除雪のスピードも遅くなってしまいうということもありますので、社会活動に大きな支障が出るようなときには、こういった雪置き場所なども活用しながら体制を整えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

私のほうからは、トイレ建設の財源について、クラウドファンディングということでおっしゃられていますが、現時点ではクラウドファンディング、ガバメント・クラウドファンディングになるかもしれませんが、それも選択肢の一つとして考えているところでございまして、その選択肢を一つ一つ当たりながら、町にとっても、協力していただく方にとっても適正なものを選んでいきたいと考えております。

それから、案内板の今応急的に対応させていただいているわけですが、先ほど答弁で申し上げましたように、町全体を見て、歩きたい方がどこを歩いても見やすい案内板ができるように、今準備作業を進めておりますので、もう少しお待ちいただければということをお願いいたします。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干の答弁と補足をさせていただきます。

まず、1の質問です。台風19号からの復興というところ、今我々として全力でやっていますけれども、できるだけ早期に復旧できるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。町民の皆様いろいろなご負担をかけているというところは重々承知しておりますので、しっかり取り組んでまいりたいなというふうに思います。

それから、しゅんせつ等に関しましても、県のほうの要望を継続的にやっていきたいなというふうに思います。

それと、次に3番です。武甲山のトイレに対しましては、これも1号線と122号線の復旧というのが入ってしまいまして、そちらを優先せざるを得ない状況になってしまいました。なのですが、令和2年度に委託料は計上させていただいて、それからできるだけ早く進めてまいりたいというふうに思います。今はできるだけ環境負荷の少ない、いいトイレを造るのはどうすればいいかというところの議論から始めているというような状況でして、それがあ程度見えて、形が見えたところで、次に財源確保という段階になるのかなと思います。それは、幾つかの選択肢がありまして、補助金、それからふるさと納税、これ企業版を含めて、それからクラウドファンディング寄附金、あとは主体を工夫するということですか、ということまで含めて幅広く検討して、一番いい方法を見つけていきなというふうに思います。いずれにせよ、進めるということで、できるだけ早く実現できるように頑張ってみてまいりたいというふうに思います。

それと、(4)のところです。これからも歩きたくなる町ということで、遊歩道の整備等は鋭意進めてまいります。その中で今案内板がまだリニューアルされていないという状況ですので、ここを急ぎ、これは全町的になのですけれども、いいものにリニューアルしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 では、ないようですので、9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。
それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○阿左美健司副議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。
8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問1、第5次後期基本計画の達成度及び第6次総合振興計画への住民参画についてでございます。富田町政になり、5年ほど経過しました。人口減少は予想値より抑制されたものとなっています。人口減少に果敢に取り組むといった公約は、よい結果となって表れていると感謝しています。また、併せて住民が主役のまちづくりを期待しています。住民の求めているものは、安心、安全な日々の生活です。

今年、令和2年度より第6次総合振興計画基本構想がスタートします。基本構想は、平成23年の自治法改正で策定義務がなくなりましたが、町の長期的、継続性のある行政執行のためには必要不可欠だと考えています。令和元年度終了の後期基本計画の目標指数の達成度及び地方創生総合戦略の基本目標、基本プランの達成度、また達成できなかった施策がありましたら、その理由をお聞きいたします。

それらの結果を検証し、今度の新計画にどのように組み入れたのか、お聞きいたします。

また、今回の総合振興計画作成に対し、住民の参画はどのように行われたのか、お聞きいたします。

審議会を実施したようですが、十分に委員の発言を引き出せる運営をしたでしょうか。会議録をネットで探しましたが、見つかりませんでした。小鹿野町は同様のものが出てきました。審議会だけでなく、町と個人の中間の担い手は、区行政や町の各種団体、区長、民生委員、愛育班等々だと考えています。総合振興計画作成アンケート質問19、住民がまちづくりに参加する上で必要なことには対し、広報、情報提供の次に、行政区や地区を通じて地域住民の要望を町政に反映させる仕組みづくりが入っています。各種団体による住民目線での横瀬町の課題に対して聞き取り等を実施され、計画に取り入れたのか、お聞きいたします。

私は、従来の基本構想も、前回の地方創生総合戦略も、住民主体の目線ではなく、行政主体の目線で計画がつけられているなど感じていました。例えば振興計画の住民アンケート問い10では、大切にしたいものは、武甲山が第5次のと時から変わらず1番です。山歩きを快適にするため、施設整備等の総合的対応に努めますとありますが、達成すべき目標にも、主な指標にも入っていません。最も取り組む必要度1番

の道路交通網の整備は建設課の指標に入っているのですが、通学路の危険箇所の解消を期待していますが、労働環境の充実や計画的な土地利用の推進についての指標は見えてこないと感じています。子ども・子育て支援事業計画の住民アンケートでも、子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしいが、前回調査時から高いままであることがうかがえますとありますが、私も一般質問で子供用遊具を備えた公園をお願いしていますが、達成すべき目標にも主な指標にも入っていません。宮原議員も先ほど言いましたけれども、声なき声、そういう声なき声を聞くと言っていましたけれども、その理論的根拠はないなというふうに感じています。住民意思の反映はされたのか、お聞きします。

また、令和2年度からの振興計画に沿った実施計画3年分は策定されているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2として、町営住宅廃止とひとり親家庭等アパート家賃補助についてお聞きします。時代とともに必要な政策事項は変わります。現在民間アパートの空き室もあり、町営住宅政策は一定の成果を生み、終了したと考えています。人口減の時代を迎え、自治体の政策に対する取捨選択は必須であり、廃止へかじを切り、順調に進んでいること、建設課、また担当者のご努力に感謝しています。今後解体工事を経て、借地及び町有地整備の実施計画はどうなっているのでしょうか。

跡地は優良な住宅地にもなるかと考えます。有効活用できるように期待しています。現在作成中の都市計画マスタープランにどう反映されていくのか、お聞きいたします。

また、併せて私はひとり親家庭等のアパート家賃補助等をお願いしています。今回今まで予算にあった町営住宅の維持管理費や修繕費はゼロ円になります。給食費や学用品費等は既に就学援助費等の支援がなされており、同じ経済的要件で民間アパートへ入居しているひとり親保護者への補助に振り替えていただきたいと考えます。民間アパートの空室解消にもなりますし、その投資は次世代人材の育成にもなると考えます。いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、出納整理期間の支払いと会計事務についてお聞きいたします。昨年9月議会の決算認定において、書類の確認時に3月31日を過ぎ、出納整理期間の支払いがありました。あり得ることは承知しています。違法ではありませんが、3月末をもって支払いが完了するよう事務処理を行う努力が必要と考えています。特別な理由があったのでしょうか。件数と金額をお聞きいたします。

また、今年度についても同様の処理となる事例が見られるのでしょうか、お聞きいたします。

また、入札不落なども見られる中、予定した工事が実施できなかった場合、補正または不用額として処理されますが、不用額を生じさせないよう、行政運営の効率化の点からも事業計画の精査等必要と考えます。どのように対処されているのでしょうか、お聞きいたします。

また、努力して作成いただいた債権マニュアルですが、今年、令和2年4月に民法の債権法の改正があり、債権の消滅時効の変更があるようですが、対応をお聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○阿左美健司副議長 8番、大野伸恵議員の質問1、第5次後期基本計画の達成度及び第6次総合振興計画への住民参画の方法はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 大野議員の質問事項1、要旨明細1について答弁します。

第5次の後期基本計画と地方創生総合戦略における目標指標の達成状況のご質問ですが、本年度3月末までの5か年の結果をもって、令和2年度に最終評価を行い、公開する予定でございますので、第6次総合振興計画策定に当たり根拠としました昨年3月末現在で確定している数値の達成状況を答弁させていただきます。

後期基本計画の分野別に、生活環境におきましては目標指数が11項目中、達成した項目は6項目、約8割達成した項目は2項目ありました。また、前年度時点においては未達成段階の項目ではありますが、水質環境基準、1人1日当たりのごみの排出量、消防団員数などは5年前の基準値から目標値に向けて改善しております。しかしながら、巡回パトロールの年間稼働日数は現時点では基準値を下回っている状況です。

生活基盤の分野におきましては、10項目中、達成したのは公園の利用者数や公共下水道普及率など5項目、前年度時点で未達成ではありますが、約8割程度達成した項目が3項目あり、中でも橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕数は長寿命化計画の中で順調に推移しております。ほかには、改修住宅棟数、水洗化率などがあります。

保健・福祉・医療分野では、介護予防事業の参加者数、障がい福祉サービスの年間利用者数、児童館年間利用者数、1歳6か月児健診、3歳児健診受診率など15項目中6項目達成し、また2項目が約8割程度の達成状況です。前年度時点での主な未達成項目には、避難行動要支援者登録者数、総合福祉センター年間利用者数などがあり、胃がん、大腸がん検診受診率、特定健康診査受診率、特定保健指導受診率は徐々にではありますが、率の向上が図られております。

教育・文化分野では、30項目中8項目が達成しておりますが、未達成である7項目も約8割程度以上の達成率となっております。前年度時点での主な未達成項目は、公民館年間利用者数、学校応援団人数などが挙げられ、社会教育主催事業の参加者数、就学前児童の児童館年間利用者数、家庭教育支援事業数などは基準値よりも増加しております。

産業・経済分野ですが、12項目中6項目達成し、前年度時点での主な未達成項目ですが、道の駅農産物等売上高、認定農業者数、森林施業面積などがあります。

協働・交流分野では、6項目中3項目達成し、前年度時点で主な未達成項目には、人権教育研修会、講演会の参加者数、コミュニティー活動者の割合があります。

行政経営分野は、3項目中1項目達成し、前年度時点では経常収支比率が未達成項目となっております。

続きまして、地方創生総合戦略の基本目標及びKPI、目標指標の達成状況です。まず、横瀬の強みを生かした産業づくりの分野では、基本目標、町内事業者の新規雇用者数が目標値に対し74%と、前年度時点では未達成となっております。基本目標に基づくKPIのうち前年度時点で未達成な項目は、6次産業化へのプロジェクト件数、定住就職促進奨励金交付件数などがありますが、6次産業化プロジェクトではどぶろく花咲山が今年度、本項目の第1号として実現しました。この分野の今後を期待したいと考えますし、既に達成されている町内創業件数におきましても、今年度幾つかの新しい動きが見られる点も今後を期待したいと考えております。

住みたくなる訪れたくなるまちづくりでは、基本目標、転出超過数、これは5年間平均になりますけれ

ども、の改善が目標値に対し78%と、前年度時点では未達成となっておりますけれども、転入者が増加傾向にあり、改善が見られます。基本目標にひもづくK P Iのうち、前年度時点では未達成な項目は、移住相談件数、通勤助成金交付件数、町ホームページ年間アクセス数などが未達成となっておりますが、これらの項目の最終的な目標の一つであります町外からの移住者件数は、前年度時点でほぼ達成の水準にありますので、一定の評価が可能ではないかと思えます。また、ほかの交流人口に係る項目も現時点でおおむね達成水準にあるものが見られます。

続きまして、横瀬っ子を増やす環境づくりでは、基本目標、合計特殊出生率の上昇が目標値に対し113%、出生数、これは5年間の平均でございますけれども、の減少抑制が目標値に対し107%と、前年度時点では達成しております。基本目標にひもづくK P Iのうち前年度時点で未達成の項目は、婚活イベント、婚活セミナーの開催回数、ファミリーサポートの年間利用者数などがあります。

未来を見据えた住みよい地域づくりでは、基本目標、横瀬町に住み続けたい町民の割合が、目標値に対し89%と未達成となっております。この点につきましては、全体的に特に若い世代からおおむね一定の評価はあるものの、この先行きの見えない時代の不安を払拭するために、まだまだ戦略的な取組が必要であることを感じております。なお、基本目標にひもづくK P Iのうち前年度時点で未達成な項目は、高齢者サロンの設置数、町内の年間犯罪発生件数などがありますが、目標数値に向かって改善されております。

達成できなかった施策の理由ということですが、令和元年度の数値の確定をもって各指標の最終評価を行ってまいります。総合振興計画策定時におきまして、1つは災害時の外的な要因、あるいは時代の変化、思考の多様化など、前回計画策定時と社会背景が大きく異なっていることが考えられます。2つ目としまして、計画的な事業実施は十分できていたものの、各種指標の目標数値に対して効果が表れていない場合におきまして、実施計画として毎年事業の見直しを行っている中で、担当者を含む課全体でその原因を見極め、目標指標に影響を与える工夫などが足りなかったことも考えられます。目標を達成するためには、事業の創意工夫、時代に即した柔軟な対応が改めて求められていると思えます。

続きまして、要旨明細2について答弁します。要旨明細1を踏まえた上で、第6次総合振興計画では、先行き見えないこれからの社会の中で、日本一住みよい町、日本一誇れる町を将来ビジョンとして掲げ、その実現のためにはどうすべきかと全職員で議論してきました。その結果、将来ビジョンの達成のための計画目標カラフルタウン、このカラフルタウンを実現するための7つの柱と、7つの柱を支える土台を基本構想で掲げております。さらに、基本計画では7つの柱を達成するための基本目標と達成すべき基本指標を掲げ、その達成こそが日本一住みよい町、日本一誇れる町の将来ビジョンにつながっていることから、各課におきましては第5次総合振興計画、地方創生総合戦略の各指標の再確認、再点検、取捨選択のほか、各指標が及ぼす効果など、全ては将来ビジョンを達成するために今必要な指標を洗い出し、再設定しながら再構築を行っております。

第6次総合振興計画の特徴としまして、細かな事業を掲載し、それを4年間やり続けるのではなく、指標を掲げ、それを達成するために全職員が事業の創意工夫、事業の毎年度見直し、計画的な行政運営に加え、柔軟な事業実施をしていくことを想定しております。

続きまして、要旨明細3について答弁します。第6次総合振興計画策定に当たって、次のような方法で住民の声を参考にさせていただきました。広報紙でまちづくりワークショップ開催をお知らせし、計4回、

延べ36名の参加者がありました。会議等に参加しにくい方、まちづくりにあまり興味を持たれていない方などの声を聞くべく、様々な会合等に出向いて住民インタビューを実施し、様々な年代の85名の方から貴重なご意見をいただいております。次に、住民の声を聞くアンケートを1,000人の方に発送し、377人の方から回答を得ております。続きまして、行政経営審議会を3回開催し、委員の皆様から第6次基本構想・基本計画、あるいはまちづくり全般にわたり貴重なご意見をいただいております。アンケートの結果につきましては、職員に情報共有し、計画策定の参考や今後の実施計画に反映するようお願いしております。さらに、基本構想・基本計画の最終段階としましてパブリックコメントを実施し、町民の皆様から広く意見募集を行いました。

続きまして、要旨明細4について答弁します。総合振興計画は、一番上位に基本構想、その次に基本計画、3段目に実施計画が来るピラミッド型で、最上位の基本構想実現に向けた基本計画があり、基本計画実現に向けた実施計画がその下にあるといったイメージであります。今回基本計画は職員の手作りということもあり、総花的な事業列挙は行っておりませんが、議員ご指摘の山歩きを快適にするにつきましては、施設整備等の総合的な対応により魅力的な登山道を整備することによって、町民の登山機会を増加させることを目指し、基本目標にある観光入り込み客数、横瀬駅乗降客数、主な指標の観光協会ウェブサイトへのアクセス数を増加させ、歩きたく、登ってみたいとなる武甲山につなげていきたいと考えております。武甲山関連、トイレの整備につきましては、令和2年度、先ほど振興課長の答弁にもありましたけれども、担当課におきまして事業計画、予算にも計上されております。

議員ご質問の労働環境の充実につきましては、自分らしい多様な働き方が実現できる環境づくりを掲げ、既存の町内業者の経営基盤強化、起業促進、産、学、官連携や広域連携による雇用対策事業に取り組むことを計画に入れております。さらにご質問の計画的な土地利用の推進につきましては、基本構想の土地利用構想は現在建設課において専門家を入れて都市計画マスタープランを策定中であり、その策定作業の中でアンケートの結果やまちなか再生事業の取組として利用実態などを踏まえ、検討しております。主な取組施策として、幹線道路や通学路、地元要望路線の整備、道路橋の修繕を進めるとともに、国道などの広域幹線道路の歩道整備や交差点改良を促進し、安全性の確保や渋滞の解消を図ることを目指すことを計画に入れております。

子育て関連としては、総合振興計画の人づくりの目標設定として、少子化という大きな課題から出生数、合計特殊出生率を掲げています。指標につきましては、現在実施している、または事案が具体化している事業等から定めております。子供の居場所づくりですが、達成すべき指標で地域子育て拠点事業、学童保育室も居場所となります。また、子ども・子育て支援事業計画の中で、ニーズに対応した居場所の検討で既存の広場等を含め、親子で気軽に出かけられる場所として安全、安心な子供の居場所についても検討することとなっております。こうした内容を踏まえ、子連れでも楽しめる場所等の子育て環境の整備に努め、出生数の増加に努めてまいります。

続きまして、要旨明細(5)について答弁します。実施計画につきましては、令和2年度予算編成に並行し、各課において3年分を作成しております。これは、予算等の影響で事業の拡大、縮小、あるいは事業の取りやめ、変更の可能性はありますけれども、向こう3年間の事業推進の方向性を示すことを目的としております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。答弁どおり実行していただければありがたいと思います。

私、こういう時期ですので、要望だけでおしまいにはしたいなと思っております。いろいろとありがとうございました。目標指数の達成については、議員のほうにも達成表ができましたら、よろしく願いいたします。あと、審議会なのですけれども、浅見議員もおっしゃってございましたけれども、委員のほうから素人だから難しくて分からないと言われたのですが、私たちの日常のことを審議していただくのに、分からないというふうな発想をさせていただくのはおかしいと思うのです。せっかく皆さんに来ていただくので、分かりやすく説明して、皆さんの生活をよくするためのものなのですよという、本当に聞く、ファシリティーというのですけれども、聞く体制を、来たら1人1回ぐらいは発言していただくという姿勢で審議会等をやっていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。これは要望ですので、以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、町営住宅廃止とひとり親家庭等アパート家賃補助についてに対する答弁を求めます。

質問者、答弁者ともに簡潔、明瞭な発言をお願いいたします。

建設課担当課長。

〔大畑忠雄建設課担当課長登壇〕

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（1）についてでございますが、現在町営住宅の建物は10棟ございますが、そのうち一番新しい建物は昭和50年に建築したもので、耐用年数が令和2年度末をもって到達すること、また町営住宅の用地面積約4,500平方メートルのうち借地が約3,500平方メートルとなっており、その賃貸借契約が令和3年度末をもって満了すること。これらのことから、令和3年度末をもって町営住宅を廃止する予定となっております。

町営住宅廃止までのスケジュールでございますが、まずは来年度、令和2年度に建物等の解体工事に係る設計をし、令和3年度の前半で解体工事と整地、その後に用地の境界確認、関係例規の整理、そして令和4年3月31日をもって借地を返還する予定となっております。町営住宅廃止後の町有地約1,000平方メートルの活用につきましては、現在策定中の都市計画マスタープランでは、今年度の作業分の中では具体的な検討にはまだ至っておりません。ただ、第6次の総合振興計画の前期基本計画の中で町有資産を有効活用することが位置づけられていることなどから、今後の都市計画マスタープランの策定作業の中で一つの既存ストックとして、様々な視点から活用に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細（2）についてでございますが、議員にご提案いただきましたひとり親家庭等アパート家賃補助制度につきましては、子育て支援策だけでなく、住宅政策にもつながる事業でございますので、子育て支援課と連携をして、現状や課題等を整理していきながら、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それで、これやっぱり要望なのですけれども、町長さんをお願いします。海外派遣も数百万円かけて人材育成をしております。このひとり親家庭のアパートの要望も同じ私は人材育成であると思っています。町長も格差の拡大のない世の中というふうにおっしゃっておいりましたので、より切実な場への、より有効な投資だと思っていますので、今後の社会の担い手となる人たちに目を向けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質問2を終了します。

次に、質問3、出納整理期間の支払い等会計事務についてに対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 質問事項3、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

(1)の出納整理期間の支払いの関係ですが、出納整理期間は会計年度末の3月31日までに確定した債権債務について、現金の未収、未払いの整理を行うために設けられた期間です。会計年度終了後の4月1日から5月31日までの2か月間となります。平成30年度の一般会計の出納整理期間中の支払いの件数、金額ですが、2,303件、3億5,406万4,070円であります。出納整理期間中の支払いについては、電気料金、上下水道料金などの公共料金や医療、介護などの給付費など、3月までの実績に基づき料金計算するものがあることから、4月以降の請求となり、支払いが出納整理期間中の支払いとならざるを得ないものがあることをご理解いただきたいと思います。

出納整理期間中におきましては、会計年度末の3月末までに工事や業務委託の完了、物品の納品等を完了し、確定した債務について、未払いの債務がある場合には速やかに支払いを行っているところでございます。職員に対して未払いの債務の確認を徹底し、早期の支払いの完了を図っております。

次に、不用額の関係ですが、不用額が生じる要因として、予算の効率的な執行や経費の節約によるもの、予算作成後の予測しがたい事情の変更等により生じるものなどが考えられます。予算の執行につきましては、毎日の町税等の収入状況を確認するとともに、歳出予算の執行状況を確認しながら会計処理を進めております。町の財政が極めて厳しい状況にある中で、予算の執行をよりの確に行っていくことは重要であると認識しております。計画的に事業を実施することが、予算の計画的な執行につながるものと考えております。今後も歳計現金の収支のバランスを確認しながら、会計事務を進めてまいります。

続いて、(2)の民法の改正による債権の消滅時効の関係ですが、本年4月1日から民法の改正により、私債権の消滅時効期間が変更となります。今回の民法の改正により、債権管理マニュアルに掲載されている町の債権、29の債権のうち、学校給食費などの7つの債権が該当となります。債権ごとに2年、3年、5年、10年と違っていた消滅時効期間が一律に5年に変更となることから、債権管理マニュアルを改訂す

る予定でございます。消滅時効の期間が変更となりますが、債権管理につきましてはこれまでと同様に適正に管理、対応してまいります。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

やむを得ないものがあるのはもちろん承知なのですけれども、それ以外のものです。それについて私は役場の職員でずっといたのですけれども、3月31日を過ぎてもいいのだみたいな意識が問題だと思うのです。小さな問題だ、うるさいことを言うなと思うかもしれませんが、この年度末を守る意識の緩慢が、組織として健全であるかどうかのバロメーターであるとは私は思っております。ですから、組織がびしっとすることをお願いしたいので、年を越えたら執行率を気にしながら事務を行う等、税務会計課長さんからも強く指導していただき、組織を健全なものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上、要望です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 では、次に1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。まず、1つ目ですが、第6次横瀬町総合振興計画とSDGsについてでございます。本年度で第5次総合振興計画が終了し、次年度からは第6次総合振興計画に沿ったまちづくりが展開されますが、新しい総合振興計画にはSDGsが取り入れられております。このSDGsを取り入れた目的を教えてください。

なお、SDGsに関しましては、本日の宮原議員の一般質問におきまして詳しい説明をいただきましたので、割愛をさせていただきます。また、こちらの質問に関しましては宮原議員の質問内容とかぶっております。そちらで計画がSDGsの課題と共通しているということ、そして世界、日本、この町においても基本的な課題が共通しているということ、そしてまた今までとやっていることは変わらないという中で、職員の皆様、町民の皆様に理解、それを進める上で意識をしやすいようにということ、そして世界みんなで共有できることという目的と認識をいたしました。もしこれ以外にあればお答えいただければと思います。

また、総合振興計画はまちづくりの基本であり、根幹でございます。住民に理解していただくためにも、

分かりやすく見やすいものが求められる中で、注目され始めておりますSDGsを取り入れることは大変有効であり、住民参画の意識づけと動機づけを促進させることにもつながると考えます。ただ、現時点ではSDGsとは何、または聞いたことがあるけれども、分からないという方が多いのが現状だと思います。ある大手企業が行ったアンケート、こちらは2018年2月なので、若干古いアンケートになりますが、SDGsの認知度は16%であるのに対し、SDGsに関する行動を日常的に実践していた方というのは60.4%存在したということでした。これが最新と言えるかどうか分かりませんが、2019年8月の調査におきましては認知度が27%まで上がったというデータもございます。ただ、60.4と比べれば全然はるかにその差があります。このSDGsとは何か分からないけれども、それを実行している方というのは多くいるということが分かります。また、興味はSDGsに対してあっても、何を実践していいか分からないという方も多くいるようでございます。

それらを踏まえ、SDGsの認知度、項目別の実践状況等のアンケートを行うことにより、SDGsとは何か、どんな内容か、どんなことを実践したらよいのか、またどんな実践している内容が合致しているのか等、住民の皆様にお伝えする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、第6次総合振興計画は課を超えた横の連携を意識した内容になっておりますが、そしてそれは理想のものと考えております。どのように連携を図っていくのか、教えてください。

次に、2つ目の質問でございます。よこらぼについてでございます。よこらぼについての質問は前回もしておりまして、またそちらとは内容が違う内容になっておりますが、よこらぼは横瀬町の最重要施策の一つでございます。大変認知度が上がり、様々な成果が出てきていると思っております。今後は、さらなる展開が求められますが、今後の展開はどのように行っていくのでしょうか、教えてください。また、よこらぼは官民連携プラットフォーム事業であり、官である横瀬町の役割は主に行政権限による法的サポート、信用、フィールド、町民協力の提供等であり、基本的にはお金がかからない事業として認識されておりますが、さらなる展開という意味においては町にとって有益であれば積極的に連携し、補助金等、またはその交付金等だけでなく、場合によっては独自の予算を伴ってでも、企業と連携をしていくのがよいのではないかと私としては思っておりますが、現状を教えてください。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願いたします。

○阿左美健司副議長 1番、向井芳文議員の質問1、第6次横瀬町総合振興計画とSDGsについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項1、要旨明細1について答弁します。

宮原議員の一般質問でも答弁いたしましたけれども、SDGsの基本的な考え方、誰ひとり取り残さないを十分意識しまして、多様性を尊重するカラフルタウンの実現を目指すところでございます。国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、新しい時代の流れを力にするという施策の方向性の中で、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとされております。これらを踏まえ、基本構想実現に向けた4年ごとの計画の項目、指標などにおきましても、それぞれSDGsのターゲットを関連づけて、職員が意識して取り組んでいくことを目指します。

続きまして、要旨明細（２）について答弁します。この後ご審議いただきます第６次総合振興計画の基本構想に、資料としまして前期基本計画がございます。それには、今後４年間で達成すべき指標を記載しておりますけれども、各項目とも現状の基準値と４年後の目標欄に数値が入っております、その間の３年間は空欄となっております。また、主に対応するＳＤＧｓのゴール、ターゲットを柱ごとにまとめております。基本構想と前期基本計画は、全家庭に配布を予定しており、指標については毎年役場からデータを各家庭へお知らせし、各世帯におきまして記入をお願いするつもりでございます。これによりまして、町の各指標に対する取組状況のチェックを町民の皆さんにも行っていただくとともに、ＳＤＧｓのターゲットにどれだけ近づいているかの確認もしていただくこととなります。アンケートといった形式ではございませんけれども、この方法でＳＤＧｓを町民に意識していただくことを現時点では考えております。

続きまして、要旨明細３について答弁します。議員ご指摘のとおり、課を超えた横の連携は、行政においては欠かせません。基本構想は、施策実現のための７つの柱があります。さらに、この７つの柱を支える土台がありまして、これらは課を横断して取り組むべきものとして、横の連携が必要となります。ＳＤＧｓの各ゴールが連鎖的に関係している点も、基本構想での横断的な取組にマッチすると思います。職員一人一人が自分の担当する事業以外にも関心を持ち、お互いに意見を言い合えるような環境づくり、場所づくりに取り組ましまして、職員の能力の最大化につなげていければと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

１番、向井芳文議員。

○１番 向井芳文議員 ありがとうございます。再質問しにくい雰囲気ではあるのですが、させていただきます。

まず、１点目に関しましては、平成30年度または令和元年度の総務省のＳＤＧｓ未来都市というのがあるのですが、そちらに応募したかどうかということ、またはそれを検討したかどうかということをお願いいたします。また、していない場合は、今後の応募に関してどう考えているかということでございます。補助金と、またはブランド力等、メリットが多いのかなと思っております。

また、同じく総務省のＳＤＧｓ未来都市選定に関するホームページからも分かるように、ＳＤＧｓ推進に官民連携というものは欠かせないものでございます。そして、この横瀬町は官民連携が一番進んでいる町だと思っております。そういった中で、官民連携プラットフォーム事業、このよこらぼが注目されているこの横瀬町なので、ぜひ応募してほしいなということを思っております。

地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームというのが、これもまた総務省の管轄であるのですが、こちらに入会しているかどうかということをもう一点、これ２点目の質問になります。埼玉県は秩父市を含む23の市と５の町が加入しているのを現時点では確認をしているのですが、横瀬町としてはこちらにどう考えているかということをお聞きいたします。

もう一点が、よこらぼ事業とひもづけです。よこらぼ事業に関してもＳＤＧｓの達成と合致するものがあると思いますので、よこらぼ事業のひもづけもしていくのかどうかということが３点目の質問になります。

次の、すみません、ちょっと多くなって。また、つながっているという意味においてなのですが、これ

総合振興計画の中に14の海の豊かさを守ろうだけが入っていないのです。海がないので、仕方ないのかなと思うのですが、海の豊かさを守ろうというのは、やはりこれは海がない場所でも考えるべきこと、そして災害協定等、下流域との協定等もありますので、そういったことを意識する中でも無理やりではよくないのかもしれませんが、幾らか入れられるところには入れておくというのがいいのかなと私個人としては思っておりますが、いかがでしょうかということをお願いいたします。

あと、すみません。この職員に周知するという意味も含めまして、私バッジつけさせていただいておりますが、SDGsのバッジ等、これはただバッジであるだけで、ここに内容が全部、内容はまた別に勉強しなければいけないのですが、取り組んでいるよという意識づけという意味でバッジの普及というのも有効化と思っておりますが、いかがでしょうか。

それで、あと最後にSDGsゲームが先ほど出てきておりますが、SDGsゲーム、かなりSDGsを学ぶ上で、そしてSDGsを達成していく過程、そしてその難しさ等を学ぶ上でもかなり有効だと思えます。ただ、私が確認している限りでは、幾つかこの種類もあるのですが、資格が必要というか、それをやるに当たってはファシリテーターの認定を受けなければいけないというようなものがありますが、そういったファシリテーターを呼んでやっているのが現状だと思いますが、町の中で職員さんでもし希望ある方いたら、ぜひ町のほうで派遣して、そういう資格をとって、どんどんもっと小まめに、今まで3回というお話だったのですが、月1ぐらいでやるレベル、また中学校、小学校でもやっていくというぐらいまでやっていていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○阿左美健司副議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから向井議員の再質問につきまして答弁させていただきます。

まず、SDGs未来の関係で応募してあるかということでございますけれども、これにつきましては現在では応募しておりません。

続きまして、2番のSDGs官民連携プラットフォームですか、これに入会しているかということでございますけれども、入会はしておりません。ただし、今後向井議員がおっしゃるように、SDGsの取組におきまして研究等をさせていただいて、入るような方向も十分検討させていただければと考えております。

あと、よこらぼとのひもづけということでございますけれども、よこらぼの様々な案件とSDGsのつながりにつきましては、今後こういうところはつながっている、こういうところはつながっているとか、そういうところを研究させていただければと思います。

それと、総合計画に海を守ろうが入っていないということなのですが、これはちょっと私の考えになってしまうのですが、例えば町の川をきれいにすることが、それが海につながっていくことになるとか、そういった意味でも我々の取組が海をきれいにすることにも当然つながっていくのかなと、そういうような認識でおりますので。入っていますか。すみません。入っていました。申し訳ありません。

あと、職員の周知につきましては、今後も積極的に行っていきたいと考えております。

あと、SDGsのゲームにつきましても、私も1回参加させていただいたのですが、これからは子供向けとか、大人向けばかりでなく、子供向けとかそういった部分でもゲーム等でPRできればいいかなと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 井上副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 少し補足のほうをさせていただきます。

SDGs未来都市ですけれども、現状こちらのほうから申し出ているということはありません。将来的にそういうことがあるかということでございますけれども、現状取り組んでいる自治体の様子を見ますと、かなり特化した、例えば自然環境のバイオであったりとか、そういった環境問題的に特化できるところ、あるいは非常に広範にわたって取り組めるところが出ておるのかなという感じがしております。我々横瀬町としては、この特徴を生かして、できること、できないことを見極めた上で、もしこの未来都市に応募することが我々の事業計画を進めると、中期計画を進める上でプラスになり、SDGsに貢献するのであれば、検討したいと思っておりますが、現状ではまだそこまでは行っていないというところでございます。

それから、よこらぼとのひもづけのところを補足いたしますけれども、よこらぼはご案内のように、いろいろな事業を提案していただくということでございます。その中には、当然社会のテーマがSDGsのいろいろな切り口になってくれば、そういったご提案をいただくということもあるかと思っております。そういった提案を受けながら、その提案をしっかりと審査しながら、結果としてSDGsにコミットしていくといった案件があるかもしれないなというふうには考えております。

それから、海に関する14番は環境づくりですね。景観環境づくりのところは14番は一応含めるという形になっております。

それから、ゲームのファシリテーターのところでございますけれども、このSDGsのゲームが非常に導入のところでは効果があるなというのは私自身も体験をさせていただいて、感じているところでございます。一方で、このファシリテーターについてはかなり時間をかけて研究したり、勉強したり、トレーニングをするということが必要かなと思っております。私どもの町の役場のリソースとしてそこを取り組んでいくのかどうか、これについてはまた適切に判断をしたいと思っておりますが、逆にファシリテーターを持っているという民間の方、あるいは一緒にやりませんかという方がいらっしゃれば、その方たちと一緒に何かイベント事を組むという、そういったやり方が横瀬らしい取り組み方なのかなというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

海の豊かさに関しては入れていただいたということで、以前いただいた資料ではまだ多分入っていなか

ったのです。ということは、ここの6番のところに入れていただいたということで、ありがとうございます。

では、再質問ということで、すみません。この情勢の中で再々をさせていただいてしまうのですが、ありがとうございます。7つごとの柱があって、横の連携に関しまして再質問のところでもちょっと忘れてしまったのですが、横の連携を図る上で7つの柱に沿って、各1つの柱ごとに各担当課というのがここにも表記がございますが、その特化した1つずつの課をまたいだ柱ごとの会議みたいなものというのは考えているかどうかというのが1点目。

あとは要望になるのですが、先ほどの宮原議員のところでも出ておりました教育分野において、こちら取り組んでいっていただくというのはかなり重要なことだと思っております。そういった中で、目に見える形で今やっているこの掃除はどれに該当するのだよとか、この取組はこれに該当するよ、例えば計算するのもそういうのも入っていますし、勉強するというのも入っています。そういったことで、目に見えるシールだったりとか、そういったものでやっていくのも一つの手段でございますけれども、逆にそのゴールは、これはどのゴールに行くのだということ、本人が考えてゴールを探してやっていくということも必要だと思えます。そのあたりを併せて教育現場で取り入れていっていただいて、これはもう大人も子供も何人でも、誰でも共通の課題でございますので、そういった意味でぜひ高めていっていただければというふうに思います。

では、その1点だけ、7つの柱ごとのところをお願いします。

○阿左美健司副議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 7つの柱の職員の対応ですが、これは必ず連携が必要になります。ということで、必ず会議を持ったりとか、場合によってはプロジェクトチームなのか、7つの柱ごとに議論する場を必ず設ける形を想定しています。

以上です。

○阿左美健司副議長 それでは、次に質問2、よこらぼについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項2、要旨明細1について答弁します。

スタートから3年が経過したよこらぼでございますけれども、まず横瀬町を広く町外の方に知っていただく、あるいは関係人口の増加、横瀬町のファン層拡大という面におきましてはかなり機能しているといった実感がございます。今後は、町の未来を変えるという最終目標に向かいまして、さらに何が必要かとお質問されていることかと思えます。これにつきましては、事業の立ち上げや実証実験のフィールドを提供するという今までのスタイルは続け、さらに人や情報を横瀬町へ呼び込んでいくということによりまして一層の活性化を図り、より多くの町民の皆さんに実感してもらえるような成果につなげていきたいと考えております。

続きまして、要旨明細2について答弁します。議員のご質問にあるように、よこらぼにおける町の役割

はフィールド、信用、町民協力の提供などでございます。要旨明細1で答弁しましたように、町の課題を逆に提案する形におきましても、基本的には町の持ち出しが少ないことが優先されるかと思えますけれども、企業や個人と町がそれぞれウィン・ウインの関係にあれば、予算を使っていくこともいとわないと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

では、こちらに関しましては要望という形で終わらせていただきたいのですが、今ご答弁いただいた、大変心強いご答弁をいただきました。そのように進めていただければと思います。どうしてもよこらば事業は予算を伴わないというようなことが結構先行していた部分も、これは私の認識なのかもしれませんが、あったので、どうしても予算を伴ってやるとなるとハードルがあるのかなということをちょっと感じていましたので、その当たりウィン・ウインであれば、町にとってよければ、独自の予算を伴ってでもそのよこらばで知った業者、そのよこらばでつながったことによって、その業者のいろいろが分かっていると思いますので、ぜひ連携をしてやっていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○阿左美健司副議長 いいですか。

では、ないようですので、1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○阿左美健司副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時19分

令和2年第1回横瀬町議会定例会 第4日

令和2年3月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、陳情第 8号 筆界特定に関する陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

1、議案第 1号 横瀬町森林環境整備基金条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 武甲山特殊植物保護増殖委員会条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 横瀬町花咲山公園条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 横瀬町空家等対策協議会条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 横瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 横瀬町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設樂政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼 計管 理者
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表 監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 ここで、第1日目の秩父広域議会議員の答弁に漏れがございましたので、ここで答弁をいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 秩父広域市町村圏組合議員の1月17日の全員協議会の中で消防救急デジタル無線談合問題についてということで質問がありまして、そのときの資料が手元になかったので、答弁できなかったのですが、この場所で答弁するようにします。

消防救急デジタル無線談合問題については、この消防救急デジタル無線設備整備事業ということで入札は平成25年6月28日に行われたもので、7月の23日に契約になりました。契約金額は3億4,650万円ということであります。これについて、富士通ゼネラルを含む5社の談合により受注調整が行われ、公正取引委員会から出された排除措置命令があったので、課徴金納付命令の対象となった当組合の入札事案について損害賠償請求権を有するものであり、行政機関として適切な措置を行うものということです。この中で、質問にあった業者はどこかといったら、請求の相手方、関係する業者ということで、入札指名したパシフィックシステム株式会社、それから株式会社富士通ゼネラル、扶桑電通株式会社、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社。契約業者及び納入メーカーのパシフィックシステム株式会社と株式会社富士通ゼネラルで、公正取引委員会からの排除措置命令を受けた沖電気工業株式会社、日本電気株式会社、株式会社富士通ゼネラル、株式会社日立国際電気、日本無線株式会社、全ての場合についてはこの業者を入れますよということであります。

それから、請求金額についてであります。請求金額については、請求額の算出は弁護士と相談しながら進めていって、合理的な根拠により近日中に算出できる予定ということです。こういう当局からの説明がありましたので、この間の答弁漏れのところを説明いたしました。

以上です。

○内藤純夫議長 ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

◇

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、陳情第8号 筆界特定に関する陳情を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。総務文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

事件の番号、陳情第8号。件名、筆界特定に関する陳情。

審査経過といたしまして、本件は令和元年12月定例会で本委員会に付託となった案件です。委員会審査は、2月4日と2月20日の2日間行いました。陳情者である中原靖高様に参考人として出席いただき、概要等について説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

審査結果といたしまして、委員より継続審査としたい旨発言があったため、委員に対して異議があるか諮ったところ、委員全員一致で異議なしとなり、陳情第8号 筆界特定に関する陳情は継続審査と決定いたしました。

以上で報告といたします。

○内藤純夫議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

この陳情につきましては、総務文教厚生常任委員会委員長から、審議中の案件につき、会議規則第72条の規定に基づき閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教厚生常任委員会委員長の申出のとおり、陳情第8号については閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1、陳情第8号 筆界特定に関する陳情は、総務文教厚生常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第1号 横瀬町森林環境整備基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第1号 横瀬町森林環境整備基金条例についてであります
が、国から譲与される森林環境譲与税を、将来の森林整備等の財源として積み立てるため、基金の設置及
び管理等を規定したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 議案第1号の細部説明を申し上げます。

まず、制定の経緯についてですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が昨年4月1日に施行
されたことに伴い、都道府県、市町村が実施する森林整備事業の財源として森林環境譲与税の譲与が始ま
り、同法に規定されている用途に見合った施策を適正に行うことが求められています。その中には、将来
の森林整備や木材利用等に備えるための基金積立ての事業も含まれていますので、各年度の森林環境譲
与税から法令で定められた用途に支出した額を差し引いた残額を積み立てておくための基金を設置したた
め、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、横瀬町森林環境整備基金条例の制定をお願いするもので
あります。

それでは、条例の各条文についてのご説明をいたします。第1条につきましては、森林環境税及び森林
環境譲与税に関する法律に規定されている施策に要する費用の財源に充てるため、横瀬町森林環境整備基
金を設置すると規定しています。

第2条は、基金への積立てについて、積立額は一般会計歳入歳出予算で定める額と規定しています。

第3条は、基金の管理について、まず第1項では基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も
確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定しています。

第2項では、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることもできると規定し、選択肢を増や
していますが、あくまでできる規定であります。

第4条では、基金の運用益金の経理処理して、一般会計歳入歳出予算に計上してから基金に編入すると
規定しています。

第5条では、財政上必要が生じたときは、繰り戻しの方法等確実な条件を定めて、基金から繰り替えて
運用できると規定しています。

第6条では、森林の整備等、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で規定する用途の財源に充て
る場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるという規定です。ここで処分とは、基金を
取り崩すことを意味しています。

第7条は、この条例に定めている事項のほか、基金の管理に関して必要な事項については町長が別に定
めるとした規定です。

附則では、この条例の施行日を公布の日としています。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

この横瀬町の森林環境整備基金条例を定めるに当たり、横瀬町は横瀬町みどりの基金条例というのがあります。それから、最近だと福祉基金条例という、こういう基金の条例があります。それを2つ見比べてみたときに、先ほど課長のほうから話がありました地方自治法の241条の第1項によって、この基金を積み立てることができるということでありました。このことについては、横瀬町の地域福祉基金条例ではこの法令の241条第1項の規定に基づき設置するとあります。ここの中での条文的な点では、森林環境税を根拠規定として、口頭ではありましたが、こういうことを入れたということで、そのところ整合性の問題が1点であります。

もう一つは、みどりの基金との関係であります。みどりの基金は、寄附金によって財源としているということですが、設置目的は緑化の推進及び緑の保全を図り、緑豊かなまちづくりに資するためということでの基金となっているところであります。森林環境税は、この法律に基づいた施策に要する費用の財源に充てるためというふうにあります。目的の点では同じような気もしないでもないのです。そこら辺との関連についての説明をよろしく願いいたします。

2点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目でございます。横瀬町みどりの基金条例と福祉基金条例ですか、その中で地方自治法の第241条第1項の規定につきましては、この規定は普通地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるという規定でございまして、今回お願いさせていただきました横瀬町森林環境整備基金もこの規定に基づくものでございます。言葉として明文化していませんが、この規定に基づくということでございます。

2点目でございます。横瀬町みどりの基金と今回お願いする基金条例との関係でございますが、みどりの基金の関係はその使用の目的が小中学校等公共施設の緑化事業、それから自治会等の緑化活動事業ということで、この2つがはっきりとうたわれております。そういう目的で使う基金、使途としてその基金が使われるということでございます。森林環境整備基金につきましては先ほど申し上げました法律に基づきまして、使途が限られております。森林の整備や森林整備を担う人材育成、木材の利用促進等のそういう目的で使われるものでありまして、その財源は森林環境譲与税でございます。ということで、そこで区別をしながら、その2つの基金を使い分けていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第1号 横瀬町森林環境整備基金条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第2号 武甲山特殊植物保護増殖委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第2号 武甲山特殊植物保護増殖委員会条例についてであります。武甲山特殊植物の保護増殖に関して調査審議をするため、武甲山特殊植物保護増殖委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 議案第2号の細部説明をさせていただきます。

お配りしております資料も参考に御覧いただければと思います。条例制定の基本的な考え方でございますが、武甲山特殊植物の保護増殖に関する業務を円滑に推進するため、武甲山特殊植物保護増殖委員会を附属機関として条例の整備をするものでございます。

この委員会は、武甲山特殊植物園の設置及び管理に関する規則の中で定められておりましたが、地方自治法第138条の4第3項に基づく諮問機関として整備をするとともに、地方公務員法第3条第3項第5号の特別職の非常勤職の厳格化に伴う職の整理を行い、条例として制定整備をするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は武甲山特殊植物保護増殖委員会を設置することについて規定しております。

第2条は、委員会の所掌事務について規定しております。第1号では、環境保全と保護増殖に関すること、第2号で調査研究に関すること、第3号ではその他教育委員会が必要と認めることとなっております。

第3条は、委員の人数、委嘱について規定しております。委員は、植物学等の専門知識を有する者としております。

第4条は、委員の任期について規定しております。

第5条は、委員長及び副委員長の設置、選任方法、その職務について規定しております。

第6条は、会議の招集、定足数及び議決数について規定しております。

第7条は、会議の公開について規定しております。

第8条は、委員会において関係者から意見、説明の聴取、資料の提出等を求めることができる旨の規定をしております。検討委員会の庶務は、教育委員会で行うことについて規定をしております。

第9条は、守秘義務についての規定でございます。

第10条は、委員会の庶務は教育委員会事務局で行うことについて規定しております。

第11条は、委任についての規定でございます。

附則におきまして、条例施行日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この武甲山の特殊植物園の設置、保護増殖委員会条例であります。

先ほど教育次長のほうから説明がありました武甲山特殊特別園の設置及び管理に対する規則ということで、これの中でうたわれている武甲山特殊植物保護増殖委員会というのを、これを条例化するというふうな説明でありました。とすると、今この武甲山、規則の下に増殖委員会というのがあったのが、今度は条例という形でいくと上位になるというか、ここを下に増殖に関する規則が定められていくという形になるのではないかなというふうに思うのです。この管理の規則のほうでは、武甲山石灰岩特殊植物の保護、増殖と展示活用を図り、教育、学術並びに文化の発展に期するために武甲山植物園を設置するとあります。

この中では、どんな業務を行うかということで、先ほどこの中で委嘱されている審査条項については、植物園の環境保護と保護増殖に関すること、特殊植物の調査研究に関すること、その他とありますが、こちらの規則の中では植物園の活用に関することということが定められています。そこのところは、今回の中に入っていないくて、その他教育委員会になるのかどうかという点が1点であります。

それと、この中では園長、副園長、管理委員という形で提起されていますが、この増殖委員会の委員と園長、副園長、管理者というのは兼ねるのかどうか。あるいは、また別に存在して進めていくのか、このことについての説明を2点でありますか。

もう一点は、ごめんなさい。では、3つにします。もう一点、この管理規則と条例との関係をこういうふうに位置づけるというのを説明していただければと思います。

3点になりますので、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

1番目と3番目がちょっと近いご回答になるかなというふうに思います。まず、植物園はその実態から、地方自治法第244条に規定される公の施設には該当しないというふうに判断をさせていただいております。そのような形で、実態に即した形での植物園を適切に管理運営をしていくための武甲山特殊植物園の設置及び管理に関する規則と、それから今回上程いたしました、町の附属機関としての保護増殖委員会条例と、この2つでそれぞれで運用を図り、武甲山特殊植物の保護増殖活動を行っていきたいというふうに考えております。

上位法という関係ですので、それぞれの役割が違うということで、規則につきましては特殊植物園の設置管理に関する部分、それから保護増殖委員会につきましては天然記念物としての武甲山石灰岩地特殊植物群落というところの環境管理等と保護増殖ですね、特殊植物の保護増殖をこの増殖委員会で調査研究、また意見を伺いながら進めていきたいというふうな考え方でございます。

ちょっと実情というところでは、なぜ公の施設にしないかということなのですが、所在地が企業の所有地内にあり、またそこは鉱区内であるというふうなことで、保安上の問題から容易には入園できない状況にあるというところでございます。この植物園自体の設置の目的も、やはり保護増殖に関する学術的な調査研究的要素が非常に強いということで、現在も入園をするような方は、やはりそういった研究者の方に限られているというふうなことが実情でございます。また、現場はそういった鉱区内ということで、けがや事故等の対応につきまして責任は町のほうにあるものですから、あまり一般的な公開や不特定多数の入園は想定していないというところでございます。このようなことから、広く住民が利用できるような施設としては設置目的、あるいは立地施設状況等が異なるため、植物園につきましては教育委員会内の規則で適切に管理運営していきたいと考えているところでございます。

園長、それから副園長との兼任の関係ですが、これはそれぞれ別の方をお願いしているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると、この規則の改正、これは第8条は削除して進めていくということで、こちらで決めている条例で定める委任の関係は、ここはそれに該当しないという形ですか。2点になってしまうかな。1つは、8条関係は規則として削除するかどうかというのと、もう一つ、この委員で来ている中規則ではなくて、もともとこれはこれとして個別にあるかというところの2点、よろしく願います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 この条例の制定に絡めまして、この規則のほうの改正も同時に行っております。一部改正を行っています。その中で8条のほうは削除ということでしております。

それから、園長とか委員ということですか。ちょっと2点目の質問が。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、もう一度願います。

○5番 浅見裕彦議員 委任という形で、条例上で委任でこの条例に定めるのか、委員会の運営に関して必要な事項ということなので、この条例から直接この規則を規定するものではないということの確認です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 おっしゃるとおりです。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

この条例の第3条で、委員会の委員は植物学等の専門知識をとうたっているところがありますけれども、この植物学等の専門知識、これは資格を有するものか、あるいはどの程度の人がこの対象になるのか。横瀬町において8名もの、こういった有識者が存在しているのかどうか。他のところに求めて委員を確保するのか、その辺が実態がちょっと分かりませんので、今でも園長は町外の人がやっているのですか。それから、今まで携わった中でもかなり亡くなってきている方もいますから、新しくこういった有識者で町内にどのくらい存在しているのか、ちょっと分かりませんので。仮にこの条例が制定されれば、間違いなく機能が発揮できるのかどうか、それが一つ心配なので、お聞きいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 今現在の植物保護増殖委員会の委員さんですが、ここでも今現在5人の方を委嘱しております。実は、当町は平成30年の4月1日から委嘱ということだったので、2年間の委嘱ということだったのですが、実はその平成30年4月1日から現在までの間に2名の方がちょっとお亡くなりになりました。委員から外れたということで、当初6人で平成30年4月からはいたわけなのですが、2人欠員ということになって、4人になりました。それから、新たに1人、令和元年中に委嘱をさせていただいて、今現在5人という状況でございます。当初、平成30年の委嘱のときには町内の方が1名おりました。この方はちょっと欠員となってしまいました。

今現在は、主な委員さんは県の文化財関係の元職員の方、自然史博物館の館長さんや、あるいは川の博物館の館長さんを歴任された方をお願いしているところでございます。それから、現職の1名、自然史博物館の学芸員の方をお願いしております。ほとんどは学芸員という資格は恐らく持っていらっしゃる方が多いかと思えます。でも、中には高校で理科とか生物とかを教えていた方、元校長先生というような方もいらっしゃいます。その方は、非常に長い間チヂブイワザクラ等の調査研究をされている方ということで、実績のある方でございます。

ご指摘のように、今後非常にこういった方をお願いするというのが難しくなっていることはございます。ただ、ご指摘のように、できるだけ地元の山のことでございますので、地元のことを分かっているということが非常に大事なことだと思いますので、できる限り地元でそういった武甲山に関する関係の方を今後委嘱できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第2号 武甲山特殊植物保護増殖委員会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例についてであります。地方自治法の規定に基づき、移住・定住・交流等推進拠点施設を公の施設として設置及び管理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから条例制定の細部説明をさせていただきます。

まず、この条例制定の目的でございますけれども、町民の相互交流、町民と来訪者との交流の場としての施設を設け、にぎわいと活気のある持続可能なまちづくりを推進するためでございます。条例を制定する根拠法令としましては、地方自治法第244条の2の規定に基づいております。

続きまして、条例の主な内容について説明させていただきます。第1条でございますけれども、これは趣旨でございます。この条例は横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設を公の施設として設置、管理するために必要な事項を定めるものとしております。

続きまして、第2条におきましては、設置の目的について定めております。

続きまして、第3条でございますが、これにつきましては施設の名称、通称及び位置について定めております。

続きまして、第4条におきまして施設の管理について定めております。利用者がいる間は町も責任を持って管理を行います。また、管理委託につきましても定義しております。

続きまして、第5条、これは施設の休館日を火曜日と水曜日、それと国民の祝日、それと12月29日から1月3日までと定めております。

続きまして、第6条、施設の利用時間につきましては午前10時から午後6時までと定めております。なお、この第5条と第6条につきましては、必要に応じ町長の承認を得て、これは許可申請によりますが、規定する休館日等利用時間を変更できる例外規定を定めております。

第7条におきましては、今申し上げましたけれども、施設を利用する際の許可が必要となる事案を定めております。ここに規定する利用を行う場合につきましては、事前に許可申請を行い、内容を審査させていただきます。さらに施設の管理上、必要な条件を付すことも定めております。

第8条ですが、これは施設の利用を許可しない事態等を定めております。

続きまして、第9条、造作等の制限ということで、施設に造作等が必要な場合は、あらかじめ町長の承認が必要であることを定めております。

続きまして、第10条、これは利用時における遵守事項を定める規定でございますが、細かい内容につきましては規則で定めることとしております。

続きまして、第11条、使用料についてでございますが、無料であることを定めております。ただし、入場料を徴収して、利用する場合の例外規定を設けております。

続きまして、第12条、原状回復でございます。利用者が施設終了後の原状回復を行うことを定めております。

続きまして、第13条、施設の損傷等に際しての損害賠償について定めております。ただし、町長が認めた場合の減免規定も定めております。

続きまして、委任ということで、この条例の施行につきまして必要な事項は規則で定めるものとしております。

附則でございますが、施行期日でございますが、令和2年4月1日から施行することについて定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。それでは、まず逐条解説をお願いしたような感じで、最初にちょっと細かくお聞きします。

この条例の案を見る前に、横瀬町ではほかの町民会館ですとか活性化センターの条例も併せてちょっと見させてもらいました。同じような体裁なのですが、それではちょっとお聞きします。まず、地方自治法244条の2、これどういう内容か、教えてください。

それと、第2条、この施設を使って町民相互の親睦、町民と来訪者の交流の促進で持続可能なまちづくりということですが、親睦と交流促進ということをどこでどう判断するのか、利用件数なのか、人数なのか、もしくは町民の声なのか、教えてください。

続いて、第4条です。施設運営上、管理を委託できるとあります。施設運営上必要とは、具体的にはど

うということなのでしょうか。その日1日の貸出しについてのことなのか、もしくは年単位の指定管理料が発生する指定管理まで含めて考えているのか、お聞かせください。

また、これ町が管理するとありますが、今まち経営課長が説明してもらったので、恐らくまち経営課が管理するのかなと思いますが、まち経営課が管理するのか、それとも町長直属なのか、教えてください。

それと、5条の休館日です。休館日は町長が認めるときは変更ができるとあります。この変更ができるとは、具体的にどのようなときなのでしょう。

続いて、第6条、利用時間が午前10時から午後6時までで、先ほども課長の説明でありました許可申請によるということで、町長が認める場合は変更可とあります。具体的にはどういう場合に変更可能なのでしょう。これだけ見ますと、夜中の12時頃でも許可が出れば使用可能ということにも読めますが、その辺いかがでしょうか。

続いて、第7条の利用の許可のところですが。利用する者が10名以上で貸切り、入場料徴収、休館日に利用、時間外に利用する場合はあらかじめ町長の許可とあります。その許可を要する場合というのはどのようなときが想定されるのでしょうか。

また、これに当てはまらなければ許可は要らないということにも読めますが、許可は要らないのでしょうか。

それと、その2で条件を付するとありますが、具体的にはどういう場合でしょうか。

次、8条です。利用の制限です。(1)の施設管理上の支障というのは具体的にどういうことが支障という場合なのでしょう。

(2)、公共の福祉の阻害の恐れとありますが、具体的に公共の福祉の阻害とはどういうことでしょうか。

(3)、施設の設置目的に反するとは、具体的にはどういうことでしょうか。これが交流ということなので、1人で例えば仕事に使うとか、そういう場合は駄目なのかどうか。ワーキングスペースというふうに言っていましたので。

11条、利用料は基本無料ですが、入場料を取るイベントなどの場合、その100分の10を町へ納入とあります。入場料を取った上で、使用料を取るということは、そのイベントなり団体の会計報告がきちんとされていないと、この辺はきちんと管理されないと思いますので、会計報告とか、その辺の金額の正しさとかのチェックはどこでどういうふうにするのか。それで、もしこう言うては何ですが、その団体、イベントを企画する団体と、悪く考えて、恣意的なことという感じですけども、職員とは言いませんが、関係する人の中でごまかされたり、なあなあでよかったりとかという危険性があるのかどうか。それと、場所代の100分の10というのは何を根拠に100分の10にしているのか。

それと、公益上必要と認めるときは使用料の納入の減免が可能とありますが、何を以て公益上必要と判断するのでしょうか。根拠は具体的に何でしょうか。予算書の中に、この施設からの使用料が1万円というふうに計上されていましたが、これを見ますと初めからもう減免ありきという意図も感じられますが、その辺どうお考えでしょうか。

それと、12条、原状回復に係る費用は、9条の設備とか造作物の場合も含めて、その費用は誰が負担するのか。指定管理をしてしまった場合ですと、指定管理料に含まれるのか含まれないのか。

それと、次からは前回、前々回の質問の続きにもなりますが、町内町外利用とも光熱水費の使用料は全額無料なのかどうか。もしくは、JAとメーターが一緒に、そもそも使用料、利用料が分からないのかどうか。それと、火元責任者はその後決まったのかどうか。あと、鍵は8個のままなのかどうか。

以上ですけれども、細かいことは先ほどの説明で利用規則なりで定めるとありましたので、そうかもしれませんが、その規則を今まだオープンにできないという説明が、以前私が開示請求したときにできないというお答えがありましたので、細かいことをお聞きしますが、その辺よろしく教えてください。

○内藤純夫議長 　ただいま質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 　答弁させていただきますけれども、漏れ等がありましたらまた言っていただきたいと存じます。

まず、244条の2、今回の条例制定における根拠法令でございますけれども、普通地方公共団体は法律またはこれに基づく制令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。これに基づいております。

親睦ということでございますけれども、どこで判断ということでございますけれども、町民の方がエリア898に来ていただいて、そこでいろいろなイベント、会議を行う。あるいは、町外の方も横瀬の町民の方と一緒に会議、イベントを行う、そういうことで判断したいと考えております。

管理委託の関係でございますけれども、この条例におきましては指定管理の規定は設けてございません。指定管理を行う場合には、また議会の同意を得て行わなければならないとなっておりますので、現状では指定管理についての規定はございませんが、議員ご質問のとおり、現状ではまち経営課で担当して管理していくことになると思います。また、今回の条例の中に管理委託ができるということで委託の規定を設けておりますけれども、これにつきましては地域おこし協力隊、あるいはシルバー、横瀬町のシルバー人材を現状では想定しております。

続きまして、休館日あるいは開館時間の変更につきましては、これにつきましては後の質問の答えともダブってしまうかもしれないのですけれども、原則10時から6時まで、これにつきましては今も自由な時間という、うまくできなくて申し訳ないのですけれども、オープンデーといいますか、そこを通った人たちが気軽に立ち寄っていただけるような時間というのですか、うまく表現できなくて申し訳ないのですけれども、誰でも気軽に立ち寄れる施設ということで、その10時から6時ということになっております。それ以外、例えば午前10時以前、あるいは午後6時以降につきましては、これはあらかじめ許可申請を行っていただきまして、例外規定なのですけれども、許可の下に利用していただくという形になると思います。

あと、議員のご質問にもありました夜中の12時までとか、そういったご心配でございますけれども、これにつきましては利用許可申請でございますので、利用いただいた内容を審査し、近隣のご迷惑、あるいは地主であります農業、JAちちぶに迷惑のかからないような内容を審査させていただく予定でございます。

第7条の許可する場合における利用についての条件でございますけれども、やはりこれも先ほど申し上げましたけれども、近隣へのご迷惑、あるいは建物の所有者であります農協さんの建物に害を及ぼすよ

うな使い方、こういうのは避けていかななくてはなりませんので、現状で想定できるのはそういったことになるかと思えます。

ですので、第8条においての施設の管理上、支障があると認められたとき、そこに規定されております公共の福祉を阻害する恐れ、あるいはその他施設等の設置の目的に反する。これにつきましては、利用申請をいただいた段階でよく審査し、利用許可になると思えます。現時点で申し訳ないのですけれども、こういった方が使用されると許可が出せない、あるいはそういった具体的な事例がなく申し訳ないのですけれども、ただ公の施設である以上、原則は住民の福祉の増進に基づいておりますので、利用申請があった際にそれが住民の福祉の向上に反するものでない以上は許可する方針になるかと思えます。

あと、入場料の10%の関係なのですけれども、これにつきましては1年間試行ということで、エリア898を行ってきたわけなのですけれども、実際件数的にはこの入場料を取って行う件数はそんなに多くございません。ですので、10%という根拠でございますけれども、これにつきましても減免規定を設けておりますので、こういった使われ方においてこの入場料を徴収して行うのか、これにつきましてもよく審査の上、この入場料の徴収も行っていきたいと現状では考えてございます。

続きまして、原状回復のご質問ですけれども、原状回復につきましては現状利用者、誰が行うということでございますけれども、この条例にもあるのですが、破損した場合には当然利用者の責任になるということと、あと原状回復ですので、机、椅子等の整理、これを使う前に戻すことも当然含まれてくるかと思えます。

電気料は無料なのかというご質問でございますけれども、これにつきましては無料と、利用者に請求するようなことは考えていない。無料でございます。

あと、鍵の個数ですけれども、8個です。すみません。

すみません。あと、火元責任者の関係でございますけれども、火元責任者につきましては、防火管理者は建物全体としてJAちちぶで、火元責任者については町の職員ということで異なります。

何かまた漏れていましたら、すみません。

○内藤純夫議長 答弁漏れはございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 11条の公益上必要とされる場合というのは、この公益上というのはどういう場合か。

それと、メーターがJAと一緒にどうかと、火元責任者が決まったのか決まっていないのか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 では、再質問に答弁させていただきます。

公益上というのは、公共的な利用に供するものが大きなものかと思えますけれども、例えば小さいお子さん、小学生以下のお子さんとか、例えばなのですけれども、想定されますのは小学生以下のお子さんが利用したような場合、入場料を取ったような場合、これは例えばで申し訳ないのですけれども、減免するというような意味もあるかと思えます。それが公益上ということで考えております。

メーターにつきましては、分けてはおりません。

火元責任者は、役場の職員ということで決まっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。逐条解説ありがとうございました。細かいところまですみません。ありがとうございます。

では、それを受けてというか、なのですが、第6次振興計画の中にもありましたが、この施設のお題目的なオープン・アンド・フレンドリーというふうになっております。オープン・アンド・フレンドリー、どういう意味でしょうか。

それと、今課長のいろいろ説明の中にもありましたけれども、例えば町外の人が9人、貸切りではなく平日の12時から利用する場合、町長の許可は必要ないはずなのですけれども、その場合も無料ということでもいいのですね。

3つ目、例えばこういったケースですが、例えば1人で移動中に横瀬にふらっと来て、何か仕事か何かで来て、町民との交流もなく、もしくは間違えてトイレだけに来てしまったみたいな場合も第2条の町民と来訪者の交流になるのかどうか。

管理は、10時から6時まで役場の職員がいるというふうに言っていましたけれども、協力隊に委任するみたいなこともありますが、その場合鍵を持っているであろう協力隊は町長の許可は必要なのかどうかです。

それと、8条の利用の制限、9条の造作物の制限、10条の遵守事項の規定は、あらかじめ事前申込みがないと事実上管理できないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

それと、今までの一般質問の中にも私もお聞きしましたが、ここの条例案に一応飲酒の可否の部分がないので、その辺規則、今後定めるであろう規則まで含めてどのようにお考えなのか、教えてください。

それと、もう一つ、二つですが、こんなケースなのですけれども、極端なケースで、8月の金曜日、ウオーターパークで例えば仮にバーベキューをしていました。夕立に遭いました。雨宿りに来ます。トイレも使います。洋服がぬれたので、エアコン全開で乾かします。あと、アルコールですね、当然持ってきているでしょうから、それもアルコールを飲むなどした場合です。これは事前申込みが必要ないケースに当てはまると思うのですけれども、この場合も無料で利用が可能なのでしょうか。これも町民と来訪者との交流の促進に当てはまるのかどうか。

それと、一番最初にお聞きした利用の状況というか、町民の親睦ですとか来訪者との交流をどこで判断するのかということで、利用する利用状況みたいなところで判断するとありましたが、そもそもカウントができない状態ですと、利用状況の把握もできないのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。要するに町長の許可を得た利用であれば人数把握は可能でしょうけれども、ふらっと来た場合、それは人数カウントできないと思いますので、どこで利用状況の判断というふうにするのでしょうか、お聞かせください。

○内藤純夫議長 ただいま議案第3号の審議中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿左美健司議員の再質問の答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、先ほど課長の答弁の中で火元責任者の話がございまして、ちょっと正確でない内容になってしまっておりましたので、訂正をさせていただきます。

現状は、まだ現時点ではJAちちぶさんの職員の方ということになっております。次回、5月頃に避難訓練というのを建物としては予定をしておるらしいのですが、そこに参加して、今後火元責任者についてはどうするかということについて協議をするということになっております。私どもとしては、役場のほうでやらせていただくということも申し上げておるのですけれども、建物全体の管理の必要からどうするかについては、そのときに協議しましょうということで現状なっております。その点、一部訂正のほうをさせていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 続きまして、私のほうから答弁させていただきます。

オープン・アンド・フレンドリーというご質問でございますけれども、これは第6次総合振興計画の町の姿勢ということでさせていただいております。まず、オープンというのは開かれた、文字どおり開かれたといいますか、誰でも気軽に横瀬町に来ていただいて、横瀬町の人たちと交流していただいて、そして横瀬町の町民の方もそういった交流で横瀬町に住んでいて本当によかったなと感じていただけるという意味でございます。

続きまして、貸切りでない町外9人というご質問でございましたけれども、これにつきましてはエリア898の設置目的であります町民との交流のほかにも、町を訪れた人たちとの交流、これを目的としていることから、実際条例では10名以上という規定でございますけれども、こういった方がいらしたからといって、管理人がおるわけですので、そこで判断し、このエリア898の設置した施設の目的等をお話するような形になるようなこともあるかもしれませんが、ここでそういった方たちをすぐ拒否するようなことは、やはり施設の設置目的からは反していると思われまますので、そのようなことはないよう管理する方向でいたいと現時点では考えております。

続きまして、1人で仕事で来て利用する。これにつきましても10時から6時まではオープンな形で、いろいろな方に使っていただくのが設置も目的でもございます。そういった意味で、1人でいらした方もご利用していただくことになるかと思えます。

あと、協力隊の鍵のご質問でございましたけれども、これにつきましては以前議会でも答弁させていただきましたけれども、4月以降、協力隊、委託業務ということでお願いする予定でございます。それにつきましては、契約の中でしっかりと鍵の管理についても町としてしっかり管理していただくようお願いす

る形になるかと思えます。

あと、飲酒の考えでございますけれども、規則におきまして飲食の時間、何時まで、当然利用する夜中とか、そういったことでなく、時間につきましても規則で定めるようにしております。アルコールにつきましても、当然近隣へのご迷惑、何時まででも、遅くまででもやっているということは、これは社会一般常識としても外れてしまうようなことにはならないように、規則のほうでも規定していきたいと考えております。

続きまして、ウオーターパークでバーベキューをやって、その後雨宿り、トイレ、エアコンをがんがん利かせる、アルコールを飲むといった場合のご質問をいただきましたけれども、実際そういった方がエリア898にいらっしゃるといことは十分想定されると思えますけれども、そういった場合におきましてもエリア898、ほかの利用者がいらっしゃるかもしれません。そういった場合におきましても、ほかの利用者に迷惑のかからないようなご利用方法を、管理人がおりますので、よく事前に管理人のほうには話をしておきまして、利用方法、ほかのお客様に迷惑のかからないような利用方法でお願いするような形になるかと思えます。

町民との親睦の判断ということでございますけれども、これは実際私の個人的な考えになってしまいますけれども、そこにいらした町民の方が、このエリア898でこういったことに参加して、こういったイベントに参加して、これが親睦なのかと、町民相互の親睦、あるいは先ほど申し上げましたけれども、町外からいらした方と交流することによって得られるものなのかなと。具体的に、ですからこういったものだと私の能力では規定できないのですけれども、そういったものが親睦になるかなと考えております。

あと、エリア898におきましては、現在も協力隊の方によりまして利用していただいている方のアンケートを取っております。非常に利用してよかったという声をいただいております。それも一つの親睦の判断にはなるかなと私は考えておりますので、うまくまとまらないですけれども、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

そうしますと、今管理人という言葉が何回か出まして、協力隊を委託でという話もありましたけれども、今規則の話も出ました。だとすると、規則で決めるからいいということを今言われてしまうと、その規則まで今ここで、そこまで含めて説明を受けないと、併せた判断ができないと思えますので、この条例上は管理人を置くという規定がありませんので、改めてその辺は説明をしていただきたいと思います。

それと、第6次振興計画のほうにもこの施設の利用実績の目標みたいなものがありましたので、カウンターのところはきちりやらないと、SDGsか何かにもやっているようですので、その辺大本営発表になってしまっは困ると思えますので、その辺はつきりしてもらいたいと思えます。

それと、そもそもこの施設、町民会館の隣にあるので、教育委員会は嫌がるかと思えますが、町民会館はアルコール飲めます。私も飲んだことはあります。中郷の体育部の打ち上げとか、そういうので飲んだことはあるのですけれども、町民会館の別館扱いみたいな形にすれば、変な話が、この条例、こういう内容の条例は必要なかったのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

今もオープン・アンド・フレンドリーの意味なり解釈を課長にしてもらいましたが、私の意見ですが、この条例なり今の説明の中から判断する限り、いいかげんでなあなあだと、そんなふうに感じます。アルコール、管理人がいるという話ですけれども、地域おこし協力隊がいるということですが、許可事項に当てはまらなければ事前にもチェックできずに来てしまいますので、この制限かけられないと思いますので、そもそもこの条例自体は厳しいのかなというふうに感じます。

それと、ほかの町の施設、町民会館にしろ、町民グラウンドにしろ、町内の利用と町外の利用で利用料に差があります。この施設、利用料は取らないということが前提になっているというのがありましたけれども、私からするとちょっと特別扱いし過ぎかなという気がいたしますので、その辺どういうお考えなのか、教えてください。

それと、12月と9月議会でも私一般質問させてもらいましたが、この施設に当たっての利用規程を早くつくってくださいという話は申し上げております。何回も申し上げました。申し上げたところ、その利用状況を見てから利用規程を決めると答弁を何度も何度もいただきました。今までの利用状況、この1年間なりを見てみますと、今回のこの条例案に当てはめると、ほとんどの町長の許可が必要になるケースに当てはまるのであろうなというふうに感じます。実際ちょっと私この1月、3月で898のホームページ上から拾ってみたのですけれども、貸切りと利用時間のところで許可が必要なのが、約です。ちょうどカウントがあれですけれども、75分の51件が許可が必要な件数でした。そうなりますと、何を許可するのか。ほとんど許可が必要ならば、ちょっとこの条例自体、本当に機能していないというふうにも考えますし、今後地域の会合、集まりですとかよこらば関連の利用状況、利用を想定場合、そのように町長の許可ということで必要になると、その都度町長が判断しなくてはいけない。そうなりますと、利用規程と言いながら、利用規程ではない。都度判断しなければいけないような利用規程は利用規程ではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対しての答弁を求めます。

井上副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから全体的な補足も含めましてお答えいたします。

まず、オープン・アンド・フレンドリーですけれども、第6次の計画にもありますように、横瀬町の今後の施策の中心は、引き続き人、物、金、情報を外から取り入れながら中の政策を打っていくということでございます。そのために必要なこと、これを一言で表しているのがオープン・アンド・フレンドリーということでございます。ですから、そういった大きな町の施策の観点からこの言葉についてはご理解いただけるとありがたいなというふうに思います。

それから、状況の把握、ちょっと順番が前後してしまうかもしれません。状況の把握ということでございますけれども、この施設は町民会館ともし違うところがあるとすると、時間を決めて、その間オープンのスペースとしていろんな方に寄っていただくという、そういうことになります。おっしゃるように、その間どういう利用がされているか、全く把握できていないのであれば、その後の検証もしにくくなるわけなのですが、その点については一定程度数であったり、どのような使用がされているかについてはカウント、あるいは把握をするつもりでございます。大体の人数であったり、使用目的、オープンの間はいろんなグループ、あるいは個人が入って、その中で過ごしていただいたり、仕事をしたりということが行われ

ますので、そこは管理人を通じて把握をしていくということには心がけたいというふうに思っています。

それから、大きなところでいきますと、ほとんどが許可事項ではないかということでございますけれども、基本的には10時から6時までの間、オープンのスペースにすることによっていろんな方に、これは町内の方も、それから町外の方も立ち寄っていただけるスペースをつくるということによって、交流の場になると。町内の方同士ということであれば、それが親睦の場というふうにも表現できるかなということで、この目的の在り方になっております。

この1年間の利用実績を、暫定ではありますけれども、集計をいたしました。その時点での我々の把握では、恐らく件数ベースでいくと3分の1ほどがこの許可状況に当たる可能性があるかなというふうに思っております。議員のおっしゃったほどの高い比率ではなくて、日中のミーティング、あるいは日中での地元の方の利用、これはかなり多くございます。ということで、その部分についてこの許可の中で適正に管理していこうということでございます。

あとは、町民会館との違いという意味でいきますと、前回もお答えしたかと思うのですが、用途においていろんな方がオープンのスペースとして使っていただけるというところが、この施設の一つの肝になっておりますので、そういった業態が取れるということ。そして、町民あるいは町外からの方の選択肢が増えるということを意図して、別途このような形で独立して、規定をさせていただいているという形になります。

とりあえず以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長、補足ございますか。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 料金の無料の関係でございますけれども、これにつきましては御覧になっていただけると分かるのですけれども、椅子、テーブル等につきましてはかなり腰が痛くなるような椅子を使っております。それとあと、トイレにつきましてもまだ不十分な、使い勝手のあまりよくないトイレでございます。さらに、エリア898を整備していただいたのはボランティアの皆さんの力によるところが大きく、改修費におきましてもかなり抑えられたものとなっております。また、町民会館との比較でございますけれども、入場料、町民会館は使用料を徴収しておりますが、そういった意味で建設費等も抑えられているということで、入場料も無料ということになっております。以上です。

規則につきましては、現在骨子については策定しておりますので、今のところ示せる形、これでいきたい、最終的な形にはなっていないので、示せないでおります。すみません。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 質問のほう、今阿左美健司議員のやり取りの中で幾つかしていただきましたので、私としては9つほどそれでもございます。よろしく申し上げます。

まず、1点目が5条の休館日、火曜日、水曜日という、この火曜日、水曜日を選んだ根拠というのはどういったものだったのかというのが1点目です。

2点目、夜間入れないのは、先ほどのやり取りもございますが、管理上ということになっておりますが、

その管理上の部分、それにプラスアルファ、夜間予約制ということだと思うのですが、した理由というのをお願いいたします。

3つ目に関しましては、予約時というところにも恐らく管理人を置くことになるのかなと。それは、先ほどのシルバーであったりとか、または地域おこし協力隊ということだと思うのですが、その確認を3つ目をお願いいたします。

4つ目に関してですが、休憩等、休憩に一時的な利用、これは7条の1の(1)になりますけれども、休憩等の一時的な利用、先ほども話で出ております。雨宿りだったりとか、いろいろあるのだと思うのですけれども、その定義、どのぐらいの定義、一時的な利用というのはどのぐらいのものを考えているのかということをお4つ目としてお願いいたします。

また、5番目として、9条の利用のために特別の設備とあります。この特別の設備は、例えば具体的にどんなような部分を特別な設備と想定しているのかというのを5つ目としてお願いいたします。

6つ目として、規則、今骨子はできているというお話で、まだ全体としては完成していないということなのですが、重要箇所をここでもし出していただけるものがあれば、ぜひ出していただきたいなということをお話しております。

7番目といたしまして、自由に使えるということがこの一つの特徴なのだと思います。いろんな方がいらっしゃる中で交流促進があったりとか、地元交流も含めまして、これ夜中というのは確かに近隣の迷惑というのは一番考えなければいけないのですけれども、会社帰りで遅くなるような人たちのグループ、どうしても会議を9時、10時から始めなければいけない団体等というのも実際に私は聞いておりますので、そういった意味ではかなりの自由度を持たせるためにこういう形でつくったのだと思うのですけれども、今までのここでの近隣だったりとか、その中でのトラブル、苦情等あれば、具体的にお話いたします。

あと、8個目になるのですが、こちら先ほどの休憩を一時的にした場合、例えば雨宿りで30人ほど、がっとう入ってしまって、そこにいた場合。地元の人が、または地元でなくても来たときに使えない状況等があって、例えば地元の人が来たときには、何であれを使っている、私はこんな真面目なことで来たのになんていうトラブルもちょいちょい発生するのかなと思います。そういったトラブルをそこで調整するというのは、やはりその管理人の腕次第かなと思うのですけれども、このまま無理やりファシリテーターのところにつながってしまう部分もあるのですが、そういった管理人教育、家守的な存在なのでしょうけれども、管理人教育というのは何か考えているのかどうかということをお願いいたします。

最後に、規則が今まだつくっている途中で、今回この条例の上程があったと。この部分というのは、今回でなければこの条例の上程というのは駄目だったのかどうかというところ。予算等の関係と連動しているのだと思いますが、先ほどのいろんなやり取りもそうですけれども、かなり修正もしっかり考えた上でやっていったほうがいいのかと思う部分もありますので、このあたりご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

火曜日と水曜日を休みにしたという根拠でございますけれども、先ほど来出ています町民会館の休館日が月曜日なのですけれども、そこをあえて同じ月曜日にしなくて、月曜日にも使っていただく。開館日にして使っていただくという意味を考えております。

それと、夜間予約の理由につきましてでございますが、やはり向井議員もおっしゃってございましたけれども、管理の面でどんな方が利用されるかというのは把握すべきと考えております。そういった意味で夜間予約につきましては事前に利用を申請していただくということになっております。

それと、先ほど来管理人という話を私が条例の説明で申し上げましたけれども、管理委託ができるということで、基本は、ベースはまち経営課職員が管理ということでございます。ですので、予約時の管理におきましても夜間、利用時間外に管理する場合はまち経営課職員、あるいは委託として地域おこし協力隊、あるいはシルバー人材センターというふうに考えております。

それと、7条の休憩を一時的に利用ということでございますけれども、実際いろいろなケースが考えられるかと思えます。例えば30名の方が横瀬町にハイキングにいらして、昼食を取りたい。そういった場合に事前予約がないと、ここはということのないように、オープン・アンド・フレンドリーな施設でございますので、昼食を取る休憩、あるいは先ほど来出ています雨宿り的な休憩で利用していただく分には、これは許可がないから使えないということにはならないかと思えます。

9条の特別の設備ということでございますけれども、これはイベント等でその利用者がいろいろ想定されると思いますが、例えば大きな音の出るスピーカーを設置したいといった場合、当然これは近所迷惑にもなるケースでございます。そういったことのないように、事前にどんな特別な設備、エリア898に何かしら設置するような場合は事前に申し出てもらうということでございます。

続きまして、規則につきましてのご質問でございます。規則につきましては、その利用に係る利用申請方法、利用許可の交付方法、それとかほかには遵守事項、それと使用料の免除、既存施設の備品等を毀損した場合の届出などを規定するように準備しております。

今まで1年間行ってきた中で近隣の苦情、トラブルということでございますけれども、私のほうで把握している分はございません。

続きまして、管理する人間の教育ということでございますけれども、向井議員おっしゃるように、いらした方が不快に思われて帰る、あるいは既に利用されている方が不快に思われない、そんな管理の仕方が望ましいと考えておりますので、そういった指導は考えております。

今回条例の3月議会上程はなぜということなのですけれども、昨年2月に試行ということで、1年間使用状況を見て、今回公の施設として条例を上程しているわけでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから何点か補足をさせていただきます。

規則のところ、皆さん気になられると思えますので、骨子ということで、とりわけ時間ですね。時間が一つポイントかなというふうに思っています。今向井議員からお話があったように、1年間これ運用しましたと。2月の23日時点のデータ、11か月弱のデータで3,890人が利用してくれています。306件の利用があって、利用者は多岐にわたっておりました。副町長申し上げたとおりで、大体6時までの間というので

すか、このままというところで3分の2ぐらい、残りが3分の1ぐらいということです。そこをどう縛るかというのが今回とても我々でも難儀をしました。向井議員がおっしゃったとおりで、遅くからしかミーティングが始められない人がいます。これは遠距離通勤者、それから若い人たちで遅くからしか始められない人たちがいるので、そこには配慮したかったというのが一つ。それから、一方で青少年の健全育成という観点でどこかで線を引く必要がある。それから、特に飲酒とかが遅い時間にわたって繰り広げられるというのは、これはよろしくありませんので、そこを縛るということを考えています。

オープンにしている時間の原則は18時まで、18時以降の利用については一応今は飲食に関しては撤収まで含めて9時半です。飲食は撤収まで含めて9時半と、あとミーティングに関しては近隣の事例も探してみたのですが、秩父にクラブハウス21というのがありまして、これ11時だったかな、まで使わせている施設です。そこにやや準じるということで、基本11時で、撤収含めて11時半完全撤収、ただし飲食は9時半。今はそういった時間的には縛りにしようというふうに思っています。

それと、料金の無料化も議論をしたのですが、トータルでの経済合理性とか費用対効果でいくと、無料にしたほうがいいという結論になっています。898の施設に関しては、農協さんから基本的にただで借りている。それから、廃品とか頂き物でやっている。トイレもまだまだあまりきれいなトイレではなかったり、あるいはバリアフリー対応もできていないというような状況で料金を取るというのは、手間とかコストとか考えるとちょっと割に合わないというところもあつたりで、そぐわないという判断をしました。それよりも、11か月で3,890人が集まってもらうことの付加価値というのですか、それは十分割に合うだろうというふうに考えています。ということで、今まで自治体の運営する施設としては非常に珍しいといえますか、よく言うと画期的だと思うのですけれども、施設にしようというふうに思っています。町民会館とは違う使い方、違う利用をしてもらおうということで、より交流が促進されるというところを目指しています。

このタイミングで上程というのは、そもそも1年間試行しますということを書いてきたわけです。ほぼほぼデータもそろっていて、少なくとも条例に上げられることはもう条件がそろいますので、適切というふうに判断しまして、3月上程とさせていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

いろいろ詳しくご答弁いただいたので、大体大丈夫なのですが、管理人教育に関しましては本当に力を入れていっていただきたいなと思っております。ただ、何かやっているというのが基本体制なのでしょうけれども、何だかんだのトラブルが起きたりとか、何だかんだの質問が来たりということはかなり想定されますので、例えば観光情報等も含めていろいろな情報を持ちつつ、いろんな対処法を持ちつつ、臨める人間がそこに就いていただきたいなと思いますので、そちらのほうをよろしく願いいたします。いかがでしょうかということと、そこだけでお願いというか、要望というか、いかがでしょうかというか、お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 管理人は、教育面も含めてしっかり管理をしていくようにしたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません。2点になるかな。お願いします。

まず、このエリア898ですか、試行運用1年ですか、やってきて、データ等を取っていたというお話でしたが、近隣の住民の皆さんへの説明とかご理解というのは十分いただいていると思いますので、どんな回数、住民説明会をやったか。それから、要望をどのように聞いたか。これをお願いします。住民の声、大事ですので、どれだけ取り入れているか、お願いします。

それから、2点目として、9月及び12月定例会でこの場所の固定資産税についてどのような取扱いになっているかということで、確認をさせていただいているはずですが。12月の定例会においては、議会の最終のところこの話が出ていまして、結局答弁になっていなくて、文書で出してくださいなんていう声も出たほどでした。9月、12月と聞いていて、最終的な明確な答えを出さない、この理由は何か。しかも、3月、この定例会になっても何のアナウンスもない、無視されていると。どういう根拠でこういうことをしているのか、執行部にお尋ねします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

最初のエリア898、近隣の住民説明会ということでございますけれども、町として近隣の住民の皆様を一堂に会してするような説明会は開催してはございません。ただ、実際利用者あるいは近隣の方も当然6区の方、コミュニティークラブとか利用されている方もございます。そういった方にいろいろなご意見は伺って、近くの方からもご意見は伺うようにはしております。

新井議員のおっしゃる、議会に説明がなかったというお話でしたけれども、それにつきましては12月定例会後におきまして阿左美議員とお話もさせていただきました。もう説明できたという話で終わったかなと、自分の認識で申し訳なかったのですけれども。私の認識としましては、説明して、それでよいという判断でおったので、その後特にアクションなかったわけなのですけれども。それでよろしいですか。

○内藤純夫議長 井上副町長。

○井上雅国副町長 固定資産税の件でございますけれども、準備をしてご説明をしようというところまでは行っておったのですが、その時点で一旦止まっております。ご説明をということであったのですけれども、前回の終了時のご質問のところでご相談しましたところ、一旦ストップというところで我々としては止まっているという事情がございます。その後についてもう一度、私したほうがよろしければ、それについてはきちっとご回答申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 固定資産税どうなっているかという議員の質問、議会のこの場で質問しているこ

とについて、個人的に1人の方の議員に答えるというのがそもそも考えがおかしいです。副町長の弁解、答弁のほうで止めたということも理解できない。簡単なことですし。

それから、固定資産税、条例により考慮、控除、免除、そういうようなものがされているということであれば、まだ回答はいただいていないので、これ仮定の話ですが、無料で借りているという町長の答弁に対して、平たく言えばお金のやり取りで違うところもあるのではないかという疑念も出てくるので、具体的に9月から言っている話を何で止めて、止める理由もこっちが聞くまで言わないというのはどういう態度なのか。もう一回お答えいただきたい。

それから、先に質問した、住民の理解、近隣住民への説明会等をやっているか。これやっていない。声を吸い上げているとは言いがたいと思うのです。住民説明ないで声もろくに聞いていなく、オープン・アンド・フレンドリー、この意味合いとの整合性を教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

井上副町長。

○井上雅国副町長 私が先ほど申し上げた件についてもう一度ご説明申し上げます。

12月の議会の最後にお尋ねいただいたことに対して返したいということで、議長ともご相談を申し上げました。その中のお話の中で、あのご質問に対する答弁はしないと、しないと、止めるということに我々としては1度なったものですから、そのような表現をさせていただきました。中身について隠しているわけでも何でもございませんので、そこについてはもちろんご説明をしたいと思いますし、そのところはご理解いただければというふうに思います。あのときのやり取りについてのご説明を今させていただいたということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 住民説明のところですけども、898は1年間試験運用して、金曜日はオープンデーということであっておりました。そこに来た方の声は拾っています。それから、アンケートも取っている。ただ、一方でこれ公の施設になるということであると考えて、必要とあらば住民説明会はやっていきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 なりますけれども、必要とあらばやっていくという姿勢のどこにオープン・アンド・フレンドリーがあるのですか。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 できるだけ声は拾っていきなというふうに思います。繰り返しますけれども、1年間、金曜日、オープン利用にしている、誰でも入れるという形。これからは誰でも入ってきていただける形になりますので、それはオープンであろうというふうに理解をしています。住民の皆さんの声はできるだけ拾っていきなというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 2点教えてください。

この条例なのですけれども、普通管理に関することは条例で決めるということで私は思っていたのですが、時間等については管理に関するのではなく、規則で決められるということが分かったので、その点については納得したのですけれども、しかし開館時間や休館日等に関する事項は公の施設の利用に係る権利を行使する上で極めて重要な情報であると考えられるため、公示を行うことはもとより、市の広報紙やホームページを利用してできる限り市民に周知しておくことが望ましいであろうという質疑応答集がありますので、近隣住民だけでなく、この周知徹底というのは住民に公平に公正に使っていただかなくてはならないので、そこら辺を町長のほうはどういうふうに考えているかということが1点です。

それから、細かい質問で申し訳ないのですけれども、試用期間の利用人数の考え方なのですけれども、私は例えば審議会等である場所を使ったと。1回だけなら、私はしようがないかなと思うのですけれども、全ての会をそこで行ったと。それを例えば利用人数にプラスしたというふうな考え方は、私はちょっとその誠実さというものはいかがなものかなというふうに疑問に感じています。審議会という委員に対しての、その方たちも役場に来る機会はとても少ないと思うのです。私は役場自体も、皆さんが本当に入りやすい、親しみやすい役場になっていただきたいと思っているので、そういう機会をあえてエリア898に持って行って使用人数、利用人数を増やしたということに対しては、私はちょっと疑問を感じています。

そして、の中で鍵なのですけれども、協力隊が8個持っているということでそのままのようでも、例えば役場の職員は全部鍵を持っているわけではありません。そうした場合には、鍵の管理というのは8個、協力隊員が全部持っているというのは、住民からの不信感にも思われますので、やはり2つとか、住民から理解を得られる、管理しやすい、きちんと管理していますよということを示すためにも、そこら辺は考え直していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、大野議員の鍵の関係についてのご質問に答弁させていただきます。

確かに鍵につきましては議員おっしゃるとおり、管理、これをしっかりしておかない限りは、どんなあらゆることに、犯罪等にも結びつきかねません。その辺を肝に銘じまして、鍵の管理のほうはしっかり行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、開館時間や休館日等の公示、あるいは市民への告知というところは市民、町民へ知らしめるということは非常に大事なところだと思いますので、そこは漏れなくやっていきたいというふうに思います。これやっぱりオープンな施設ということでありますので、一番大事なのは公平に使っていただくということですか。公平である、フェアであるということが非常に大事だと思うのです。ですので、そこはしっかりやっていきたいなというふうに思います。

それと、利用人数のところは、これは利用人数を増やすためにやった会議は一つもありません。一つもないです。役場の会議室が取れなくて行ったというパターン、もしくは898がその会議にふさわしいということはあったでしょうが、そこで利用人数を増やすという意図は全くありません。ちなみに役場の会議室と同様の用途で使ったのでいきますと、人数は354人、それから仮に地元団体等による会議や集まり、これが316人なのですが、合わせても全体ではそんなに大きくありません。ということで、利用人数を増やそうという意図を持ったことは自信を持ってありませんということは申し上げたいと思います。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ただいま議案第3号の審議中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 先ほどの質問に対して答弁漏れがございましたので、ここで答弁いたします。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、すみません。答弁漏れを補足させていただきます。

先ほど大野議員からご質問がありました鍵の管理につきましてですが、鍵の管理につきましてはしっかりと行っていくとともに、現在も既にエリア898におきましては警備会社に委託をして、警備をお願いしております。ほかにも防犯カメラを設置しまして、その管理を行っておりますので、補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 それでは、他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 条例を提出するときに法規とか例規の審査があると思うのですけれども、どうふうな作業を行っているのかということとまず1つ聞きたいと思います。そのときにいろいろ議論があったと思いますが、これだけいろんな質問が出るということは、やっぱりそのときにも出たのではないかと思うので、いずれにしてもどういう経過を経て、これがこういう上程案になったか、条例案に

なったかということが一つあります。

それと、まず一つは町民会館の設置及び管理に関する条例は、ほとんど題目が似ていますね、この条例の。そうすると、普通条例をつくる時にここに趣旨、設置、管理、業務とか書いてあるのですけれども、ここは設置だとか書いて、設置の項に名称だとか、通称だとかというのを公民館の場合には入れてあります。それで、ここに対して業務というのが、要するに親睦を図る施設の提供だとか、そういう部類になると思うのですけれども、そういう整理の仕方をなぜしなかったのかなと思うのです。やはり横瀬町の例規集ですから、同系統のものは最初の何項目かはやっぱりそろえてつくっていくほうが、後々やりやすいのではないかなと思うのです。ですから、その辺のことをどうに思って、この業務とかという、これは業務というとなると難しいかもしれないですけども、そういうのを入れたかということです。

それともう一つは、設置のところの親睦、町民との交流を図るとか、その程度でも、あるいはその後に福祉の増進を図るためとか、そういうことでこの持続可能なまちづくりを目的とした施設を設置するという、この部分が何かちょっと。では、持続可能なまちづくりというのはどういうのだという議論にもなるし、では持続可能ではなかったら使えないのかとか、まちづくりに寄与するというのはまた別のことだと思うのです。ですから、交流の場をつくる、施設の提供ということに特化して、それはやっぱり福祉の向上だとか交流の拡大だとか、そういうことにとどめただけでも十分あります。だから、要するに形容詞的なものを羅列しても、逆にではそうでなかったらどうなのだと議論がすり替えの議論になっていってしまう可能性があるので、その辺のことを、今さら提出したものをどうのということなのだけれども、つくる経過において審査、立案がまち経営課なのでしょうけれども、審査は総務の担当になると思うのです。だから、そういう点をいろいろ考えて、ちょっとお話を聞きたいなと思います。

それともう一つは、この後もあるかと思いますが、このアンケートを取りましたと。それで、使い勝手がよくてどうのというのですが、アンケートというのはどれぐらい回収して、どれぐらいの量があるのか。そういうことをちょっと教えてもらいたいと思います。

もう一つ、地元中の地元で、はす向かいがエリアなので、時々明かりがついていて、出れば明かりがついているとかついていないとかが分かるのですけれども、10時から6時の使用というのが実証して、1年間やってみて、その結果としてこういう形になったというのですけれども、どう見ても午後6時からの利用のほうが、明かりがついているからかもしれないけれども、目立ちます。近隣のいろんな人から質問も受けるので、町がやっている関係でいろいろ使っているでしょうとかしか言えないのですけれども、特にうちの班の人は何をやっているのだとよく聞かれます。そういうこともあるので、やっぱり住民にこういう利用規程があつてどうだということがちゃんと分かり次第、知らせたほうがいいかなと思います。

それともう一つ、こういうものについて、規則ができてなくて、この条例の発効が、条例を4月1日ですね。そうすると、もう2週間しか、20日ぐらいしかないわけです。それを周知させるための手段も必要でしょうし、そういうことはどう考えているのか。だから、本来だったら、上程するときに規則もちゃんと説明できるぐらいものができていないと、やはりまずいのではないかなと思います。ですから、規則といっても町民会館の規則なんかを見ますと、利用のときの手続の仕方だとか、そういうことですね。どういうふうな書面で書くとか、そういうことなので、あらかじめほとんど決まっていることなのだと思うのですけれども、やはりちゃんとその規則の大まかな点ができていないと、やっぱりこういう条例説明のと

きは疑義がいっぱい出てくるのではないかなと思います。本条例に上げる部分と、規則に回す部分とというのが、条例によっては違ってきますので。

それと、その利用面について、福社会館みたいに利用できる人の項目があります。それについて別表でいろいろたっています。時間も制限しています。それで、貸切りの場合も制限している。だから、この場合も横瀬町に来た人があそこを休憩所にするという部分の項目と、そうではない項目と、いろいろ分けられます。そういう分別をちゃんと、要はこの第7条ですか、7条についての利用のパターンをちゃんと表にして書くような、福祉センターの条例の場合にはそういうふうの一部になっています。ですから、やはりその辺ももう一回考えて、ちゃんとつくったほうがいいのではないかなと思います。

それともう一つ、利用のことについてなのですが、本来町民会館と設置しています。こっちがフリーに使えるようにということなのだけれども、トイレとか整備されていません。トイレについても、例えば委託契約でしたか。貸借契約しているのでしょうか。所有はあくまでも農協のもので、そうすると、トイレを直すといっても、本来だったら、例えばアパートなんかの場合は所有者がそれを直すわけだから、あそこを直す場合に農協に直してもらわなくてはいけないことになります。そうすると、手続上、横瀬町が補助するといってもなかなかまた手続が大変になるということが発生しますので、本来町民会館、あの辺に実は消防団の前にトイレがあったのだけれども、管理する者がいなくてトイレを廃止したわけです。地元の人が管理をボランティアでするという人がいたのだけれども、できなくなってしまったので、それで潰して、町民会館のトイレを利用できますよと。そして、赤ちゃんの何とかの駅とステーションにもしてあるわけです。ですから、そういう配慮もしてあります。町民会館の例えば会議室、2階を利用すればいいのに、地元でそこを使ってくださいよと言えばそこを使うと。だから、本来使えるところがあるのに、エリアのほうに行ってしまうというのも間々あると思うのです。だから、その辺のすみ分けも大事だと思うので、トイレに関しては簡単に修繕が利くのかなと思います。

もう一つ最後に、これは自分の意見なのですが、僕はあのエリアをちゃんと使うのだったら、意義あるものにして使うのだったら、お金をかけてもいいと思っています。ちゃんと使い勝手のいい。利用が増えれば、当然償却もしますね、いろんなものが。椅子だって利用度がいいのに。ちゃんとその辺のことを方針として打ち出して、予算化しても、本当に町民のために資するのだったらいいのではないかなと思うのです。僕はこの間来た、理念はいいと思うのですが、交流して云々と。でも、あの施設を創生大臣が見てどう感じたかというのは疑問です。理念が分かっている人なのかなと、国会答弁見ると分かりますね。何となく不安を感じました。あれを見て、いい印象になるか、悪い印象になるかというのは。ただ、決められたから来たのだというだけで終わってか困ると思うので、その辺は1度町長に検証をしていただけたらなと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから質問について答弁させていただきます。

担当課のほうで条例を立案した後に、総務でどのようなチェックをしているかというご質問でございますけれども、総務課のほうでは例規担当を含めて、私のほうと2名のほうで法制執務のチェックというこ

とで、法令等に違反をしていないかどうか等のチェック、それから字句等のチェック等についてはさせていただいております。前もその辺の文言も含めた統一的なものというお話をほかの議員さんからもさせていただいておりますので、今全てが全てなかなかチェックというのも難しいところがありますので、原理原則みたいなところ、例えば条例をつくるときに、新たな制定をするときに原理原則でこういうことというのを、骨格の部分をつくっていききたいなというふうには考えております。

基本的には、先ほど申したように、法令違反があるかどうか等の関係をさせていただくのと、今回につきましては時間等の関係がどうなのかとかというのは、質問を何点かさせていただいて、担当課のほうに1度お返しをして、それから条例のほうをまた審査を行うというようなことを行っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから答弁させていただきます。

アンケートを取ったというのは、数はどれくらいかということでございますけれども、エリア898の利用者アンケートということで3か月程度の集計でございます。104名の方から集計を取っております。

続きまして、5番の10時から18時の利用につきましては、議員のおっしゃるとおり、今後の周知、利用時間はもちろんのこと、開館、休館日、利用方法につきましては周知徹底を図っていききたいと考えております。

続きまして、規則ができていなくて4月1日から施行というご質問でございますけれども、これにつきましては骨子はもちろんできておるのですが、まだ今後4月1日の施行に向けて細部を調整しているところでございます。

町民会館の条例の利用者が様々なパターンに分かれているというご質問でございますけれども、エリア898におきましては10時から6時までの原則とする開館時間におきましては、フリーの方々、自由に使っていただくという目的がございますので、あえてそういうグループに分けてはおりません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 そのほか答弁はございませんか。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか補足をさせていただきます。

まず、町民会館の条例等の平仄ということですが、町内の施設であればできるだけそろっていたほうが良いというのはそのとおりだろうというふうに思います。一方で、その施設の性格等、あと特に時代背景というのですか、町民会館の条例をつくったそのときと今とでは住民のニーズとかが変わっている部分もあります。より分かりやすくという条例をとということを考えまして、今の形に落ち着いています。これが1つ。

それと、持続可能なまちづくりを目的というところは、今回ここは大事なところかなというふうにも思っています。横瀬町は今まだ持続可能性を高めるということをやっているわけではなくて、その目的意識というのは持っておきたいということで明記をさせていただいています。

それと、規則に関しては詳細なところを詰めてというのは必要なのですが、可及的速やかに住民の方への、ご可決いただきましたらなのですけれども、周知はしていきたいと。今日の個別項目に関しては、重

要なところはお答えはできる状態にはなっていますので、個別の項目で必要でしたら、ご質問していただければお答えをしていきたいというふうに思っています。

あと、最後です。地方創生担当大臣が来てどう思われたかということなのですが、少なくとも私に対してはいいねと言っていたいております。一緒にブランコにも乗って、写真も撮らせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 時代に合わせてと言うけれども、少なくともここにある業務というのですか、ちゃんとどういうことを町民に提供できるかということ、あるいは町民以外の方にも。そういうことはちゃんと明記しておいたほうがいいと思います。分かりいいかといったら、かえって曖昧で分かりづらい。はっきり言って。そういうふうに感じます。

可能なまちづくりというのは、これは当たり前前で、あえてそこにうたわなくても、これは周知徹底しているわけでしょう。総合計画にもちゃんとSDGsですか、入れているわけですから。そういうことを分かって、これから流布していかなくてはいけないことですが、条例の中にあえて入れる必要は僕はないと思います。

いずれにしても、例外規定、通常より例外規定のほうがはるかに多いのではないかとされる、予測されるものの条例を、むしろ町民会館みたいに9時から9時半としておいて、10時から6時まで是一般の人も可能というふうに、フリーにしたほうがいいと決めておいたほうが、管理上もしやすいのではないかなと思います。これはもうちょっと、この後質問する方も言われると思いますが、もうちょっと見直したほうがいいのではないかなというのが今の僕の結論なのですけれども。ここは答えてもらわなくても大体。不備なのではないかなということなのです。それだけを申し述べます。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁ございますか。

〔「答弁要らない」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ほかに質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私は、まずこのエリア898なのですが、これ私的財産というか、農協の施設ということで言えると思います。地公法の公の施設ということで244条の2項については、これは公の施設は条例で定めなければならないとなっているので、この私的財産を公の施設として活用ということに対しての、こういうところで認められているよという根拠を一つは示していただきたいという点があります。

それから、あと条例上の中身でいきますと、5条、6条なのですが、2項において前項の規定に関わらず、町長が必要と認めるときはこれを変更することができる。これは、恒常的なのか、一時的なのか。こうに単純に読んでしまうと、ここに定めただけでも、町長必要だったので、やっぱりここは違うから、では祝日ははずそうではないかということが恒常的に決まっていく中身かなというふうに私は読み取れる気がするので、そこの解釈の点についてが2点目であります。

それから、いわゆる賃貸借の担保の問題なのです。公の施設として1年使うわけではない。これから5

年ないし10年使うとなると、そこを農協がやめてしまったらどうするのかというふうなので、借地借家とか、そういうところを今無償貸借という形でいるけれども、こういうところの担保をどうやっているかというのが3つ目であります。

もう一点は、防火管理者との関係と水道メーターの関係であります。独立した施設であるならば、防火管理者は独自に置いて、それでちゃんと管理していきますよというのが必要ではないかなと私は思うのですが、先ほどの答弁だというと、いわゆる防火管理者は農協があって、その中の責任者ということで町が取りましますよということだったので、そこをもうちょっと詳しく説明していただきたいのと、あとは電気代、あるいは水道料金どうするか、どう払うのだという点があると思います。ちゃんとメーターつけて、ここはこれで借りているから、この分だけは払いますというのは必要ではないかと思しますので、その点についての説明をよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 借地、借りているところが公の施設として活用できるかというご質問に答弁させていただきます。

地方自治法244条におきましては、公の施設についての具体的な定義はなされておられません。しかしながら、公の施設としまして住民の利用に供するためのもの、当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、住民の福祉の増進する目的を持って設けるもの、地方公共団体が設けるもの、施設であること、これらをもって公の施設にするという社会通念上、そのようになっております。実際横瀬町におきましても、既に公の施設としまして総合福祉センター、あるいは活性化センター、あるいはコミュニティー広場、これらにつきまして借地でありますけれども、公の施設としまして条例を制定して、定めております。

続きまして、町長が必要と認める5条、6条の関係でございますけれども、これにつきましては条例でございますので、あらゆるパターン、あらゆる時間、あらゆる利用方法を具体的に列挙することは困難でございます。そうしまして、次の第7条におきましてそういった利用方法の例外を行う場合におきましては、許可申請を出していただきまして、町で審査の上、許可するという方法を取っております。

続きまして、賃貸借の担保ということでございますけれども、実際エリア898におきましては所有は秩父農協さんでございます。契約の期間も実際ございます。その間、利用実態やどれだけ有効であったかという検証も行っていかなければならないと思います。ですので、議員ご質問のように、農協さん側の都合によって使用契約ですので、返してほしいという協議があると、またその協議は行っていかなくてはならないと考えております。

続きまして、防火管理者の関係でございますけれども、先ほど副町長も答弁いたしましたように5月頃、避難訓練等を想定しております。ただ、防火管理者につきましては建物全体の管理も含まれているということで、JAの職員さんがなっているところでございます。町としては、ですから今後火元責任者ということで関わっていきたくと考えております。

続きまして、電気、水道の支払いの関係ですけれども、今年度試用期間ですが、今年度につきましては年度末に一括してエリア898の使用分ということでお支払いするようなことになっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今私が聞いたのは、借地というのはそれぞれで持っているというのは先ほど説明されたところでは知っているのだけれども、借家ということ。いわゆる地面ではなくて、地面はそれは借りています。でも、建物そのものを借りるということで、借家がどうかということ聞いたところなので、そこは再度借家についての点を説明をお願いします。

それから、いわゆる公の施設とはということで、通念上の理念だということで、これは第1法規が公の施設はと、ここに書かれている点があるのだけれども、その第1法規は一つ確かに国の法律とか、いろんな点をやっているのだけれども、そのところがほかにちゃんと総務省の根拠だとか、あるいはこういう判例とかで示されているのがあるかどうかということについての説明をもう一度よろしくお願ひします。

それから、賃貸契約については相手の要望に基づいてそれはどうかと。でも、協議する機関と、それからこの間は借りますよというのがあるって成り立つのではないかなと思うのですが、途中で公の施設になりました。もう来年、あそこはやめてしまうから返してくださいよと、それでは通らないと思うので、一定の期間を継続させる中身が必要だと思いますので、そのところはどうかということ。

もう一個、防火管理者、公の施設なのに、この建物の防火については別の管理者ですよというところがまいちどうかなと思うので、そのところを再度、いや、これは法律上も何も問題ないですよということがあれば、その点で説明をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

井上副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから賃貸借のところなのですが、お答えをいたします。

現状、秩父農協様との契約期限というのは2024年の3月末ということになっております。この期間については、このような施設として使いたいということを前提にお話をしておりますので、ここが一つの区切りになるかなと思っております。また、今回2月も現状についての使用の様子等々についてお話しに行き、細かいコミュニケーションを取るというところには気をつけてやらせていただいております。今後もし所有者としての農協さんとのお話し合いが必要になるということがあるとすれば、当然それは日々行っているやり取りの中から協議をしていくということになろうかと思っておりますので、急にこの公の施設が何かなくなってしまうとか、問題が起きるとかということはないようにしていきたいなというふうに考えております。

それから、最初のご質問のところ2つ目に、町長の決定については、許可については一時的なのか、恒常的なのかというご質問があったかと思ひます。これについては、都度事前にお申し込みをいただいて審査をするということで、これまでもご説明申し上げているように、基本的には一時的ということで、都度の判断というふうに、一時的な判断と、その件についての判断というふうにお考ひいただければと思ひます。

あと、水道メーターの件、若干補足いたしますと、これも農協さんとの話の中で、農協様のほうの管理の中身と合う形で協議をさせていただき、ご請求をいただいて、私どもの分をお支払いするという形で、

細かく対話しながら進めているところでございます。これまでのところについては3月で1度お支払いをするということになっておりますし、今後についても基本的な考え方についてはすり合わせをしているところでございます。水道のメーターですね、というところでございます。

私からは以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 浅見議員の借地、土地ではなく、建物というご質問でございましたけれども、これにつきましても公の施設としまして地方公共団体が何らかの権限、貸借権、使用貸借権等を有しておればよいと解されるということで社会通念上なっております。これにつきましては、自治法のどこに書いてあるということはないのですが、このやり方で建物についても行っております。

防火管理者のご質問でございますけれども、現在もエリア898におきましては消防署の検査などは定期的に行っております。特に指摘はないのですけれども、防火管理者につきましては先ほども申し上げましたけれども、建物全体としてJ Aちちぶの職員が管理されていることになっております。ただ、繰り返しになりますけれども、今後はそういった有事に際しましての合同的な訓練、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の防火管理者、直接条例上ではないのだけれども、答弁の中でいろいろ出てきたので、改めて聞くのですが、私は公の施設が防火管理者を設けなくてもいいのかどうかということを聞いているところなので、全体はこうなっている。それは実態なのだけれども、公の施設、防火管理者を置かなくていいかどうかということについてお答えください。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 公の施設ということでいろいろなパターンが考えられると思いますけれども、今回のエリア898につきましてはその建物を農協から借りてやっているということでございます。その全てにおいて、こういった防火管理者が地方公共団体の人間でないとまずいとか、そういったことについてはただいま手元に資料はございません。

以上となります。

○内藤純夫議長 他に質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 何点かお聞かせいただきたいと思っております。

まず、今の浅見議員の質問にも関連するのですが、今回のこの条例案はやっぱり町の公共施設としての維持管理が目的となっております。まず、J Aちちぶとの借地借家契約の中でどの程度の、5年という契約でありましたけれども、一般的に公共施設をつくる場合、借地がかなり多いのですけれども、20年、30年の単位だと思っております。なぜ5年の短い期間での借地借家契約なのか、その辺もちょっと疑問に思っています。

それと、エリア898、それ以外に駐車スペースもあると思うのです。そういうところが何か全然ぼけていて、町民会館の駐車場を利用するのか、あるいはエリア898にそれだけの駐車スペースをちゃんと借りて整備するのか、その辺もまだよく分かりません。

それから、休館日、利用時間、利用の許可も含めてですけれども、かなり例外規定があって、一般的な条例でいくと長の例外規定は必要なのですけれども、こんなに幾つもの項目でもって例外規定を設けるのが本当に条例としていいのかというのが、先ほど総務課長が例規担当がちゃんと審査したということなのですけれども、本当にいいのかどうかというのはちょっと疑問に思います。

それから、公共施設でありながら、まず休館日もそうです。なぜ平日の火曜、水曜、2日も週の間にあるのか。町民会館が月曜休館日になっていますから、それとは重複しないような形で休館日を設けたという話もありました。でも、なぜ2日必要なのか。通常は、年末年始とか旗日だとか、週に1回ぐらいの休館日というのが一般的には多いと思うのです。それが公共施設としての性格ではないかなと思っているのですが、2日も休館日にする、その辺の理由もちょっと分かりません。

それから、利用時間はやはり公の施設であれば、開館から閉館までの時間を決めて、その中に例外規定としてどういうものにしたらいいか、利用勝手を決めていくのが筋ではないかと思うのです。その辺が、これでいくと逆に話の部分では10時から6時までには自由に誰もが利用できる形がいいのだと。確かにそれもあります、公共施設としての維持管理を考えた場合に、果たしてこのような形でいいのかどうかというのも疑問があります。

そして、管理の関係も先ほど話がありまして、窓口はまち経営課になるそうですけれども、シルバーに任せるのか、あるいは地域おこし協力隊に任せるのか分かりませんが、この辺はきちっとした施設の管理者を置かないと、私はまずいのではないかなと。それをどういう形にするかがまだ分かりませんが、そういう中で例外規定をつくって、10時から6時は自由に使える。それで、6時以降のことについては使用許可申請を出して使ってもらう。その場合に、最終何時まで使えるのか。一般的な公共施設とすれば10時、11時が限度だと思うのですが、そういう形でもうちょっと分かりやすくこれは整理しないと、条例としてはやっぱり分かりにくいのはよくないかな、そんな気がしております。

この間、大勢の方からも質問、意見が出されました。議会のほうもある程度大方が納得できるような形の条例ができなければいけないかな、それも基本にはあります。この際、1度この条例案については審議未了ということで1回戻して、改めて今まで出されたような意見をもう一度再吟味をしながら、本当に町の公共施設を管理運営する形の中で適した条例案につくりかえて、また議会に提案してもらったほうがすっきりするかな。今のままでいくとあまり納得できない人が大勢いるので、このまま通すということは、やっぱり議会としても納得できる形ではないような気がするのです、その辺の見解もちょっとお聞かせ願います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 まず、町の施設でJ Aちちぶとの契約、なぜ5年ということでございますけれども、実際借地だけでなく、建物自体も古いということもございます。それと、相手方が個人でなく、法人

の会社ということもございます。そういったこともございまして、5年という設定をさせていただきました。

続きまして、駐車スペースでございますけれども、これにつきましては実際エリア898の前駐車スペース、そんなに広くはございません。ですので、町民会館裏の駐車場の利用等も考えられます。ただし、そういった場合におきましても規則のほうで駐車についての、車を止める際の責任を持って管理していくよう、うたうようにしております。

続きまして、休館日、利用時間の例外規定が多くて、本当によいのかというご質問でございます。これにつきましては、例外規定は例外規定でございます。ただ、先ほど関根議員のご質問にもございました町民会館の条例を見ますと、やはり例外規定でございます。と申しますのも、やはり条例においてあらゆるケース、あらゆるどういった利用、それと時間等につきましても、先ほども申し上げましたけれども、具体的に盛り込むことがかなり困難でございます。それで、例外規定ということになってしまうのですが、その際にも原則があって、原則の使われ方をしない場合のという認識であります。

続きまして、公共施設でありながら、なぜ火曜日と水曜日ということでございますけれども、これにつきましても土、日オープンするということで、そこに管理する人間も当然休みが必要になってきます。そういった意味で土、日も出るということで、火、水という設定をさせていただきました。

それと、エリア898の管理でございますけれども、これにつきましても先ほど来議員各位からご質問いただいております。管理につきましては、セキュリティ、安全面でしっかりと行っていく。そういった意味でも、若林議員ご質問の管理人ということもございますけれども、責任を持ってしっかり管理できるような教育、ご質問がございました。そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長、ございますか。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時59分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○富田能成町長 12番議員のご質問で少し補足をさせていただきます。

最後に、条例として分かりにくいというお話をいただきました。そのことに関しては真摯に受け止めないといけないというふうに思います。一方で、これあまり例のない公共施設になります。ですので、いろんな事例を調べ勉強し、情報を集めてつくったのですが、なかなか結果として条例としては分かりづらい形なのかもしれません。一方で、例規の審査はやっており、法令としての要件は確実に満たしていることは申し上げさせていただきます。

それと、1年間運用してきた実績があります。1年間これだけ幅広くいろんな用途で利用していただいて、基本的には無事故で1年間運用してこれています。そういうことで、我々としてはしっかり運用していくという自信は持って、今回の上程につなげさせていただいております。少し説明が足りないかもしれませんが、私の答弁は以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、日程第4、議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例について、反対の立場から討論いたします。

地方自治法第244条の2、地方公共団体は法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理する事項は、条例でこれを定めなければならないと定めております。この規定からいえば、既にこの施設はこの条例設置の前から約1年にわたり、根拠法令、根拠条例がないまま、規定などがないまま使用されております。言わばなし崩し的に法的にはグレーな状態で使用されている町の施設であります。今までこの施設の利用規程については、利用状況を見てから決める、いろんな形に使っていただき、いろんな使い方をしていただき、その中から出てくるものをもって利用規程をつくりたいと、これまで何度も何度も議会答弁がありました。しかし、この条例案を見ると、私にとっては今までの利用状況から規定をつくったとは、私には考えられません。

先ほどもいろいろ答弁いただきましたが、利用状況から利用規程をつくろうとすると、今までの利用ができなくなるから、今までの利用がこのままでできるようにするために、他の町の施設の条例をひな形にして、とりあえず体裁だけ決まりらしきものをつくって、他のケースは町長の許可という形にして、今までどおり利用できる形にしたとしか考えられません。利用において苦情は入ってきていないと答弁がありましたが、現実にあります。近隣住民にも説明もなく、なし崩し的に使用され、地元にも迷惑している人がいます。

今回の条例案は、決まりをつくれというからつくったというレベルのもので、また詳細な規則もまだできていません。いいかげんでなあなあです。はっきり言ってざる法だと思います。この条例を根拠に管理され、条例で管理者を置くことが規定していないこの施設に人が集まり、町長の許可という名のもとに例外規定が多く、好き勝手されてはかないません。公の施設を管理すべき条例がこのようにいいかげんではいけないと考えますので、法令の要件を満たしているとはいえ、この内容の条例案には賛成できません。執行部にも再考を求めますので、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 賛成討論ございますか。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長より発言の許可をいただきましたので、これより議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

通称エリア898は、約1年間の仮運用を行い、利用状況は非常に良好であり、多くの人が利用しています。また、全国でもあまり例のない画期的な公共施設であります。前例があまりなく、条例化するのは大変だったと思いますが、条例は法的な要件を十分満たしています。1年間無事故で運用できていて、運用規則もしっかり準備されるようなので、信頼して町に任せられると思います。そして、この施設は横瀬発展のキーになるような施設であります。秩父地域全域からも高い期待を持たれている施設であり、流れを止めてしまってはならないと思います。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

私たち議員は、議員になったときにこの議員必携という本をもらいます。この議員必携の地方議会当面の課題と議員の心構えという項目があるのですが、その中で提案が4つされています。そのうちの提案3を読ませていただきます。町村議員は、万事世の中の動きが早まる中で、先例や慣例にとらわれることなく、新たな試みを次々に打ち出せるチャレンジ精神を堅持すべきである。これからの町村は、これまでにない難関に立ち向かうのであるから、先例や慣例だけではこの難関を乗り切ることにはできない。内外の知識や情報を豊富に取り込んで、新たな挑戦に臨む必要がある。その際、失敗を恐れることなく、大胆に新たな試みに取り組み、失敗したらその反省の上に立ってやり直せばよい。町村は小回りが利くし、また一般に地方自治は間違いを犯す権利とさえ言われてきたことを明記すべきである。そして、成功事例ばかりでなく、失敗事例もまた蓄積されることによって、他の町村議会の活動に大いに役立てられることであろうという文言があります。

私は、関係人口を増加したいチャレンジ精神については理解したいと思っています。今回難しい宿題をもらったと思っています。若者の勤務実態が厳しくなった現在、従来の公の施設の時間が利用しやすいものだったのか、働き方も変化が求められる中、様々な事例を洗い直す必要があると感じました。関根議員もおっしゃっていましたが、条例の一律の見直しも行う必要があると期待しています。それは、職員にとって大変な勉強になることと思います。

この施設の夜間利用については、都会ではない、田舎の人間として若干の不安があります。また、町民の福祉の増進のための公の施設であり、利害が一部の人に偏っては、公正、公平なものとならないことも十分に注意していただきたいと思っています。しかし、またこの関根議員なのですけれども、先日ひきこもりの問題のことも私は本当に大変なことだと思っています。取組が役場としても必要と考えています。そんな人たちの居場所など、多岐にわたる使用に期待もあります。この施設が町民、若者から理解を得られる場となることをお願いして、賛成といたします。

議員諸兄の賛成をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第4、議案第3号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第4号 横瀬町花咲山公園条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町花咲山公園条例についてであります。地方自治法の規定に基づき、花咲山公園を公の施設として設置及び管理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 議案第4号の細部説明を申し上げます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、花咲山公園ですが、平成26年4月に埼玉県から公園用地を取得し、平成30年4月には隣接する土地を借り受けて敷地の拡張を行いました。これまで多くの方の協力をいただきながら整備を進め、主立った構造物については今年度実施しております藤棚整備工事の完了により、公園としての姿が大枠整ってまいりましたので、花咲山公園を地方自治法第244条第1項の規定による公の施設として正式に位置づけたいため、同法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例案の制定をお願いするものでございます。

それでは、中身についてご説明いたします。第1条では、この条例の制定趣旨を地方自治法第244条の2の規定に基づく公の施設として花咲山公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとしています。

第2条では、公園の設置及び管理に当たっては、町はその基本理念を定め、地域コミュニティの活性化と健康の増進等を目的に設置すると定めています。

第3条では、第2条で規定されている花咲山公園の設置及び管理に関する基本理念を「みんなでつくる、人が集う花咲く美しい山」と定めています。

第4条では、町長の許可を受けなければならない行為について、その申請方法及び許可行為の基準について明確に定めています。

第5条では、町長から第4条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡したり、転貸することを禁じる規定です。

第6条は、公園内における禁止行為を列挙しています。ただしといたしまして、非常災害時等に行う場合にはこの限りでないとしています。

第7条では、公園の管理者が公園の利用が危険であると判断した場合、利用を禁止したり、制限したりできることを定めています。

第8条では、この条例の規定により許可を受けた者が規定に違反した場合、許可の取り消し等の処分や行為の中止、原状回復、公園からの撤去を命ずることができる内容について明確に定めています。

第9条では、利用者が故意または過失により施設等を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないことを定めています。

第10条は、必要な事項は規則で定めることを規定しています。町では、本条例の施行規則を制定する予定でございます。

附則では、本条例の施行日を令和2年4月1日としています。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 2つほどお願いいたします。

今回横瀬町花咲山公園ということが公の施設になるということで、水、手洗い場並びにトイレの設置ということは今後考えているのかということと、あと基本理念の中に「みんなでつくる、人が集う花咲く美しい山」とするとありますけれども、具体的な構想、例えばここに町民がお花を持ってきて植えるとか、そのようなものがあるのかどうか、その2点伺います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目です。公の施設として水道、手洗い場、トイレ等の設置が計画されていますかということでございますが、現時点ではまだ公園自体の整備が完成状態ではありません。もう少し手を入れて、大勢の人に来てもらう公園としたいわけです。その動きと併せて、今後水道とかトイレとか、そういうものを設けたいという考えはございます。クアオルトの健康ウォーキングの会場でもありますし、必要と考えているわけですが、適切な時期に計画性を持って建設していきたいという考えでございます。現時点においては、町民グラウンドが少し離れていますが、そちらの水道とかトイレを使わせていただいておりますが、少し距離がありますので、将来的にはそのような考えでございます。

また、2点目といたしまして、その理念に併せて町民がお花等を持ってきていただくということが出来ますかということでございますが、まさにみんなで作るというところは、そういうことを意味しているものでございまして、町としましても提案ですか、お花を植えたいのですけれどもという提案は積極的に受け付けたいと。一緒になって公園を作っていきたいという考えでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 それでは、私も何度かあの山を散策させてもらっていますけれども、かなりきついところなので、子供たちは何とか元気なのですけれども、ある意味の年配の方とかが歩くのにはかなりきついという声も聞きます。それで、建造物は以前は余りできないということでしたけれども、手すりをつけるとか、やっぱり障がい者にもお年寄りにも、全ての人に優しい公園を目指して行ってほしいという思いもありますので、そのような形のものもぜひ取り入れられるかどうかもう一度お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 ご質問にお答えします。

理念にもあります、人が集うというところは、これは誰が来ていただいても、大勢の方にとにかく来ていただきたい。体が不自由な方にもできるだけ楽しんでいただけるような対応に努めていきたいとは考えております。今後ホームページとか、公園の入り口付近に振興課の連絡先等をつけたいと思っています。そうすることで、振興課として、町としてサポートできることを極力しながら、また設備等についても手すり等、つけられるところをつけていきたいということで考えておりますので、大勢の方にとにかく来ていただいて、楽しんでいただければということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど伺います。

農村公園条例というのがあって、ほぼ同じつくりというところだと思います。今回花咲山は公の施設ということで、定義して必要な事項を定めるものということですが、この中で新たな条例の中で整合性という形を取るならば、一応基本理念というのが本の農村公園には入っていません、公園条例には。それを、これを入れた理由。

それから、2番目として、これ利用許可の関係ですが、町長はということで、その利用許可のところで禁止行為ですか、今回は花火またはたき火、火気を使用することというのが新たに入っています。旧農村公園条例ではここのところを定めていないので、これを入れた意図。

それから、前の状況だというと、損害賠償の関係が入っていなかったというふうに、私は第9条の関係ですか、こちら残っていないと思いますので、ここのところをこれを入れたところで、農村公園条例との整合性をどう図っていくかという点が2番目と3番目。

それから、最後、先ほど課長が説明した3ページの説明の中では、第4条の趣旨を言って、公園の適正

な管理を図るためということで、公園施設とはという形でうたっています。見晴台、長椅子、こやこやま、藤棚、遊歩道等となっているのです。そうすると、では全部ではないかとなると思うのですが、この「等」の施設はほかにどんなものがあるかについての説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目でございます。基本理念を入れた理由ということでございますが、花咲山公園についてはこれまで多くのボランティアの方等を含めて、公園を作るための整備に力をいただいております。そういった方々の思いというのも既に公園には持たれているわけでございまして、それらをあえて基本理念として定めることで、今後も一緒になって多くの方々に関わって、あそこを今後についても一緒に手を加えていただける、一緒になってあそこに愛情を注いでいただけるということを思いを込めまして、基本理念を含めさせていただきました。

続きまして、行為の禁止事項の中に今回花火、火気を使用することというものを含めさせていただきました。これは農村公園の条例には入っていない内容でございます。今回花咲山公園の条例をつくり上げていく中で、その1項目は必要なのではないかという判断で、今回入れさせていただきました。もともとこの花咲山公園の条例については、農村公園条例を基本として考えて、それに手を加えてこのような形にしたものでございます。

損害賠償の条文につきましても、同じようにこの条例をつくる上で必要と判断させていただきまして、入れさせてもらったものでございます。今後農村公園の条例について、この管理上、必要と判断した場合には、農村公園条例の改正等も考えなければならないとは思いますが、現状このままにさせていただければと思います。

それから、4点目としまして、公園施設の解説の文の中で、遊歩道等の「等」の文字が入っていますということでございます。現時点においては、ここに挙げさせていただきました見晴台、長椅子、こやこやま、藤棚、遊歩道が思い浮かぶわけでございますが、これからこの公園を造っていく中で、新たに施設が増える可能性もございますし、この限定的な言葉で終わるのではなく、「等」をここに入れさせていただいたということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 損害賠償の関係が、横瀬町農村公園条例の中には特に入っていないくて、損壊その他の場合においては利用を禁止するということになっていると思うのですが、損害賠償が今回入れた点がどうということかというのと、それからもう一点は花火なのですが、花火をやってはいけないよと、たき火、火気を使用することなのだけれども、イベントか何かで町が花火をやるのではないかと、森林公園の整備、保全に対するときは必要な応急措置としてこの限りではないというのだけれども、そういう町として花火のイベントをやるのかというふうな点が出てこないとも限らないと思いますが、そのところを再度よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、今のご質問に私のほうからお答え申し上げます。

まず、損害賠償は農村公園の条例をつくったのと今の時点は、やっぱり時点の差というのがありまして、今公園を造る際のいろいろなりリスク、町が負い得るリスクを考えて、万全の条例にしたというご理解でいただければと思います。

それと、花火に関しましては、花咲山公園の今の立地とか状況を考えますと、やはりあそこでやるのはふさわしくないというふうに考えておりまして、花木もあるわけですし、花火のイベントは今のところ想定しておりません。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、第6条の行為の禁止、こちらにつきまして(2)で竹木を採取し、植物を採取し、またはこれを損傷することということが禁止行為になっておりますが、この地域は昔から開墾山と言われてまして、ワラビとかエリンギがありまして、ここを今でも採取している方がおります。この辺については厳しく禁止するのかどうかはまず1点です。

2点目、第9条の損害賠償、こちらには公園を使用する者は、公園の施設等を損傷し、または滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと理由があると認めるときはこの限りでないとありますが、周辺に民家、田畑、山林等があるので、逆に周辺に損傷を及ぼしたらどうなのか。これについては進入路が土側溝のために、去年の台風19号で損傷を受けたところがありますので、こういうときにはどこまで町が補償というか、あるのかどうか。これについては起こってみないと分かりませんが、ある意味で逆の考えも生じると思いますので、こちらについて説明をお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目といたしまして、この山の中にワラビ等が自生しておいて、その採取についてはということでございますが、ここまでは許して、ここからは駄目ですということをはなかなか決めかねると思いますので、原則を貫くということを大事にしたいと考えます。

2点目といたしまして、損害賠償の条文がありますけれども、周辺に対しての影響ということに対してですが、花咲山公園を設置して、その公園が新たな損害賠償に当たるような行為だとか、畑や田んぼに悪影響を与えるというようなときには、町の費用をもってできるだけの対応をしなければならないわけですが、そのようにできるだけの対応をするということを考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま答弁いただきまして、ありがとうございました。

行為の禁止について、原則的にいけないということで、かなりの方が今までも取っておるので、この辺についてはそういうふうに解釈いたします。

第9条についても、実際に以前あそこの下の民家のところに土砂が崩れる前に、途中で止まったからいいのですけれども、これが逆に損害を与えてしまうというようなことがないように、ぜひ土側溝等も早めに崩落とか、あるいはクラックが入らないようにしていただきたいなと思うところでございます。これは心配をしながら、いいものをつくってほしいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。特にそれで構ひませんので、よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町花咲山公園条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第6、議案第5号 横瀬町空家等対策協議会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町空家等対策協議会条例についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、横瀬町空家等対策協議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願ひいたします。

建設課担当課長。

〔大畑忠雄建設課担当課長登壇〕

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、議案第5号の細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます説明資料を参考に御覧ください。条例制定の基本的な考え方でございますが、いわゆる空家対策特別措置法の第7条第1項の規定に基づく協議会を設置したいため、横瀬町空家等対策協議会条例を新規に制定したいものでございます。この協議会は、町の附属機関として今後作成予定の空家等対策計画の協議等をお願いしたいと考えております。

続きまして、それぞれの条についてご説明申し上げます。第1条は、協議会の設置についての規定をし、第2条は協議会の所掌事務の規定でございますが、具体的な事務といたしましては先ほど申し上げましたが、空家等対策計画の作成などの協議を予定しております。

第3条でございますが、協議会の構成員は町長のほか、委員10名以内、計11名以内で構成すること。第2項各号では、委員として選任する方を規定しております。そのうち第1号では区長さんや民生委員さんなど地域で活躍されている方、そして第3号では司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士などの有資格者を初め、学識経験者を想定しております。

第4条では、委員の任期を2年とし、再任について規定し、第5条では会長及び副会長を委員の互選で選出し、その職務について規定しております。

第6条では、会議は会長が招集すること、定足数は委員の過半数の出席が必要であること。議決数は、出席委員の過半数であることなどを規定しております。

第7条は、会議は原則公開にすることを規定し、第8条は関係者の出席等について、第9条は委員の守秘義務についてそれぞれ規定しております。

第10条は、協議会の庶務を建設課で行うことについて、第11条は委任について規定しております。

附則において、施行日を令和2年4月1日として規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

こちらの提案理由のところの空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきとあるのですが、こちらの特別措置法に関しましては平成26年11月27日に公布をされ、翌平成27年2月に一部、5月より全面施行となっていると思います。比べる対象がちょっと差があり過ぎてしまうのですけれども、大阪市などではその年の同年7月に検討部会をもう立ち上げているという情報でございました。私も平成28年の12月定例会の一般質問におきまして、国交省の助成金の活用をお願いというのを行っております。

この町の空き家対策に関しましては、そもそももう10年以上前ですか、空き家バンクができる前の、秩父の空き家バンクができる前にまちづくり委員として当時大畑課長を中心に行った経緯を記憶しております。かなり早くから空き家対策は、この町は行っていたのかなと。その当時は、空き家の活用という意味がメインで、その倒壊のおそれがあるとか、そういったところよりも活用のほうがメインで進んでいたとは記憶しておりますが、この特別措置法の関係も含めて、それまでこの町としての空き家の取組と兼ね合わせますと、もっと早くに本当はやってほしかったなというところがあるのですが、ここに来ての設置、

これはしなければならないではなくて、することができるという部分だと思います、確認した限りでは。なので、設置をしなければならないという規定ではなかったと思うのですけれども、この設置の理由のところにも文言にある第1条のところなのですが、ただここに来て設置をするということになった、その経緯というをお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、答弁させていただきます。

今年度から、それ以前からも空き家の調査等をさせていただいておりますけれども、今年度から本格的に空き家の調査等をさせていただいております、その関係上、この後空き家等の判定であるとか、その先の特定期間等の判定等の関係もございまして、こういった協議会を設置させていただいて、そういった委員の皆さんにご意見をいただきながら判定をして、その後を進めていきたいというところで、来年度からお世話になりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。もっと早くと言えばもっと早くですし、この後何年後かにできるという想定をしたときには今まだ早いという、どこを基準かというのはあるのですが、今もう現段階でこれがここで出されておりますので、空き家対策、今までも行っているものに増していろいろなことが進んでいくと思いますので、ぜひ潜在的な空き家をいっぱい出していただきまして、そこの活用に関してもしっかりと交渉した上で活用していただきたいと思います。お願いいたしますということで、そちらいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 再質問に答弁させていただきます。

今後個人の財産等のことが関係ありますので、慎重に進めていきたい。かつやっぱり危ないような空き家等も散見されますので、その辺についてもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほど担当課長のほうから説明がありました。位置づけなのですが、この対策協議会、補助機関としてということで、今日午前中、武甲山のときにやった地方自治法の関係でいきますと、地方自治法の138条の4の3で、普通地方公共団体はと、附属機関としてということで挙げていましたが、この補助機関と先ほど説明があったところの中の位置づけ的な点がどうかというのが1点であります。

それから、委員の10名の内訳であります。この空き家対策基本法については、第7条で協議会は市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者ということで、今回のこの条例に町長が入っていないので、協議会の中に。そこのところはどうかという点であります。

あとは、10人の内訳、町民幾つ、町議会議員幾人、それから特に法務、不動産、建築、福祉、文化等という形になると、それぞれいくと10人の構成はなかなか難しいと思うのですが、その内訳についての今現在分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、附属機関としての位置づけでございますが、先ほど申し上げましたように、空家対策特別措置法では協議会を附属機関として想定をしているというところで、今回空家対策特別措置法の第7条第1項という規定をしておりますが、そこには法律上では附属機関としても位置づけられているというところで、今回の第1条で空家対策特別措置法のみ根拠法令として挙げさせていただいているという状況でございます。

それと、2つ目でございますが、市町村長が入っていないではないかという話でございます。議員お話のとおり、空家対策特別措置法の第7条第2項によりまして、市町村長は協議会の構成員として必須となっております。ですので、町の条例でも第3条で、町長は構成員として入っていると思われまして。ただ、一方先ほど申し上げましたように、協議会は附属機関ということでもありますので、協議に町長が加わるということになりますと公平性を欠くというようなおそれもあるかもしれません。ということで、条例の5条第1項の会長及び副会長の選任であるとか、あるいは第6条の第2項の定足数及び3項の議決数の規定には町長を含めないということで、委員の中からということで公平性を担保しているといったところでございます。

それと、委員の10名の内訳でございますけれども、第1号委員でございます。3条の第1号委員でございますけれども、この方は先ほどもちょっと申し上げましたが、地域の実情をよく把握されている方ということで1名、第2号委員については議員さんの中から1名、第3号委員については、先ほどご説明申し上げましたが、有資格者を初め学識経験ということで5名の方、そして第4号は2名、第5号委員は1名といった、現在のところでは考えているというところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1番のところは確認だったのです。先ほど説明の中で私、補助機関と聞こえた点だったので、附属機関ですねと、そういう確認だったところで、138条の4項に基づく委員ということですね。その確認が1点であります。

もう一個、協議会の読み方というのですか、市町村長のほかということで、市町村長はこの附属機関ということでありまして、協議会には入るけれども、委員ではないよという、そういう解釈になるのですか。委員は次のうちからということで、ほかこの人たちを構成するとあるので、私は含まれるのではないかなという解釈が妥当かと思うのだけれども、そのところの点、もう一回お願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 答弁させていただきます。

構成員としての記述はありますので、そのとおりだと思いますが、ただやはり附属機関となりますとやっぱり公平性を担保する意味では、今のような規定の仕方が望ましいのではないかというふうに考えます。以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第5号 横瀬町空家等対策協議会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第6号 横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例についてであります。農業用ため池として利用が見込めない施設について、農業用ため池の機能を廃止し、併せて規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 議案第6号の細部説明を申し上げます。

横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例でございます。現行の横瀬町溜池管理条例は、昭和30年に制定されたもので、その第1条には町有ため池の所在地、地目、面積を第1号から第7号まで、7つのため池を列記しています。その一つ一つの所在地ですが、第1号は姿の池を示しています。第2号は赤穂木池

で、所在地は三菱マテリアルセラミックス工場から武甲山方向に約200メートルの地点にあります。現在も池の形態をなし、水を蓄えていますので、本条例改正案が承認された時点で安全のための対応を取らせていただきたいと思います。

第3号は、所在地番が下苧米でございまして、明確な目標物はありませんが、苧米の平沼建設さんのところから北東斜面の別荘地に向かう道路を上り始めてすぐに、大きく左カーブがあります。そのカーブの東側、右側に当たる谷間にございまして、地形を利用した人口ダムがかつて造られていたことをうかがわせる形状が残っています。現在は水をためられる状態ではありません。

1つ飛びまして、第5号は苧米林道上り口にある苧米池です。近年まで後田地区の田んぼに水を供給していましたが、現在は苧米池からの供給はしていません。それぞれの耕作者が別の水利を確保されていますので、池の水位を下げた状態が続いています。

1つ前に戻りまして、第4号のため池は、その苧米池の北東側、林道を挟んだところに小さいな池の形をしています。水はたまっておりません。

続いて、第6号は川東の花咲山公園東側に位置しています大入池です。現在は、水を蓄えることができない状態でございます。

第7号は、川東14区公会堂から南に約50メートルの地点にあります。小さな田んぼのような形態ですが、農業用水としての利用は将来に向けても見込めない状況でございます。

これら7つのため池のうち、現在農業用ため池として使用され、将来にわたっても使用の見込まれるため池は姿の池ただ1つであるため、改正後の条例で定める町有ため池を姿の池1つにしたいものであります。

また、現行条例で使われている文体表現等が他の例規に比べ読みにくい箇所が複数ありますので、基本的な考えはそのままに、条例全体にわたり改正したいことから、全部改正の方法を使って規定の整備を図りたいものでございます。

なお、ため池は町が農業振興事業を執行するための施設ですので、町では行政財産のうちの公用財産の位置づけています。このため本条例案が承認いただけた際は、姿の池以外の6つのため池については現場の対応を行うのに並行しまして、財産管理の事務手続といたしましてため池の用途を廃止し、普通財産に変更する対応も行うこととなります。

それでは、改正案についてご説明いたします。なお、全部改正に伴いまして、題名の「溜池」の表記を、平仮名を用いた「ため池管理条例」に改めたいと考えます。

続きまして、第1条では、この条例の目的を町有ため池等施設を維持管理するに当たり、町農業の発展及び安全な管理を目的とすると規定しています。

第2条では、ため池の設置について、農業用水の安定供給により農業生産性の向上を図るためと規定しています。

第3条では、町有ため池の名称、地目、所在地番、地籍を表示しています。

第4条では、ため池をかんがい用水利として使用する場合に限り、そのため池を利用する農地耕作者に無償で貸与できるという規定でございます。

第5条では、ため池の管理について規定しています。第1項では、第1条の町農業の発展に寄与するた

めの設置目的に適合する機能維持、向上させるための管理作業については原則ため池を利用している耕作者が責任を持って行うと規定し、ただし町が直接管理作業をすることもできるという規定です。

第2項では、耕作者が修繕を行う場合には、町長の事前承認が必要だという規定です。

第6条第1項では、耕作者にため池管理のための組合結成と組合員になることを促しています。

第7条は、前条の組合の遵守義務を定めています。

第8条は、ため池及びその附帯施設の敷地内でやってはいけない行為を規定しています。

第9条は、この条例の規定以外で、この条例を施行する上で必要な事項については町長が別に定めるという規定です。

附則では、この条例の施行日を令和2年4月1日としています。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 どこが廃止すると聞こうと思ったら全部説明がありましたので、条文上の点についてのちょっと理解が私の点ができないので、教えていただきたいと思います。

第5条の1項と2項なのですが、農地耕作者に無償でと、農地耕作者があるのだけれども、管理は行政財産でありながら耕地責任者が行うものとする、協議によってなのだけれども、ここのところはどうかということかということ。

それから、第2項の耕作者がため池の修繕等を行うときということで、承認を得なければならない。行政財産を、これは耕作者が修繕していくという中身なのかどうか。その2点ですが、確認の意味でこういう考えますということの町の考え方を示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございます。第5条において、管理作業を耕作者が責任を持って行う。行政財産でありながらということでございますが、この行政財産の目的はその地域の農地のための農業用水を供給するため池ということもありまして、その管理につきましては受益者であるため池を使って農地耕作を行っている方々をお願いするという規定でございます。

また、第2項の修繕につきましてですが、こちらにつきましてもため池を農業用水の安定供給の確保、農業の生産性の向上を図るという第2条にあります。そういう目的を持って町は行政財産としているものでございますので、ため池の安全面を害さないことを条件に修繕をお願いするわけでございまして、その場合には堤体の修繕等、その修繕の内容等を事前に町に知らせていただいて、問題ないことを確認して修繕に当たっていただくという内容でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 この廃止になるため池に関してなのですからけれども、こちらにため池としての利用が見込めないということでの判断に関してなのですが、その経緯に関しまして地元の要望等というのはもちろんいろいろ聞いた上だと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

6つのため池をこの条例により廃止ということになります。その6つのうち、もう既に長い期間水をためていない状態のものが4か所あります。最近水を減らしているところが苅米池で、苅米池と、今まだ水を蓄えているところは赤穂木の池です。この2つの池につきまして、かつてため池の水を利用していた方々に事前に確認をしております。将来に向けてもそのため池の水を使わなくても耕作はできますということを確認できていますので、今回廃止の手続きを取りたいと、そういうことでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町溜池管理条例の全部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第7号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第7号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてありますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 議案第7号の細部説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。なお、新旧対照表の説明は省略させていただきます。改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、所定の要件を満たした場合に成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができることとされたことから、印鑑の登録資格に係る規定を整備するとともに、性的少数者への配慮を図るため、性別に関する表記を廃止したいので、改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。横瀬町印鑑条例において、成年被後見人は一律に印鑑の登録ができないとする規定を、意思能力を有しない者と改正することにより、要件を満たした成年被後見人の印鑑登録を可能にするものでございます。

次に、性別の表記につきまして、性的少数者への人権的配慮や県内の対応状況などを鑑み、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書から性別に関する事項を削除するものでございます。なお、総務省通知により、このような配慮で性別を記載しないことは市町村の判断に委ねられております。

本条例の施行日は公布日としております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点伺います。

この中で意思能力を有しない者に改正することにより、要件を満たした成年被後見人の印鑑登録を可能にするものということで、この要件を満たした成年被後見人というのはどういう人を指すのかについての説明をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 成年被後見人の登録要件でございますけれども、総務省通知におきまして意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人の申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないということとされております。条例及び総務省の印鑑登録証明事務処理要領を準拠して取り扱ってまいります。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第7号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第8号 横瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第8号 横瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

議会事務局長。

〔小泉 智事務局長登壇〕

○小泉 智事務局長 細部説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項にずれが生じるため、条例の一部改正を行い、併せて字句の整理等を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、第3条見出しを「定例監査」から「定期監査」に字句の整理を行い、同条第1項中「毎年10月」を「監査委員の定める期日」に改めるものです。

第5条につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、引用条項にずれが生じるため、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」へ改めるものでございます。

なお、附則で令和2年4月1日から施行する旨、規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 定例監査と定期監査の関係が、これ監査委員の権限というのですか、条例でいつだよと、10月にこれを行いなさいよというふうに決めているのが、今度は監査委員の定める期日ということになったということでありまして、監査委員の権限が上昇したのかということについてです。これで今までは10月となっていました、いわゆる会計年度の締めるときと、それから監査の時期というところがあったりするので、そのところが、代表監査委員もいらっしゃいますが、今後変わるのかどうかについてです。秩父市の監査委員に関する条例を見ると、かなり前から定期監査というふうになっていますので、この定期監査と定例監査の違いが何かと、あと監査委員の権限がこうなったかということについての説明をよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

議会事務局長。

○小泉 智事務局長 ご質問のほうへ答弁させていただきます。

地方自治法第199条第4項では、監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならないと規定されております。この地方自治法の規定を受け、横瀬町では監査委員に関する条例第3条で毎年10月にこれを行うと定めております。今回の地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正に併せて、定期監査の実施を10月から監査委員の定める期日に改正し、より柔軟に対応できるようにするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 横瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第9号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第9号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考に御覧いただければと存じます。まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、令和元年法律第16号が令和元年5月31日に公布され、その法律において行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、平成14年法律第151号が一部改正されたことにより、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第6条第2項は今回の法律改正により、法律の題名改称が行われたこと、及び法律の条が新たに追加されたことによる条ずれにより、条例の一部改正をするものでございます。

第10条第2号は、法律の条が新たに追加されたことによる条ずれにより、条例の一部改正をするものでございます。

附則は、条例施行日を公布の日からと規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第9号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、これを原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時27分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第11、議案第10号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第10号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。会計年度任用職員制度の導入及び国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第10号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと存じます。まず、条例改正の基本的な考え方ですが、一般職の任期付職員に係る給料月額について会計年度任用職員制度が導入されたこと及び2019人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うため条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第6条第1項の表中に規定している任期付職員に係る給料月額を会計年度任用職員との均衡を考慮して、1級にあっては「14万8,600円」を「17万1,700円」に、2級にあっては「15万8,300円」を「18万8,700円」に、3級にあっては「17万100円」を「20万1,200円」に改正するものでございます。

第8条第2項は、任期付短時間勤務職員に期末手当及び勤勉手当を支給できる旨改正するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第11号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第11号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町空家等対策協議会条例の制定並びに地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う特別職の非常勤職の追加等の必要が生じたため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第11号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考に御覧いただければと存じ

ます。まず、条例改正の基本的な考え方ですが、横瀬町空家等対策協議会条例の制定並びに地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の非常勤職員に追加、削除が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第1条は地方自治法第203条の2第3項の次に1項が追加されたことによる条ずれにより、条例の一部改正をするものでございます。

次に、第2条第2項第18号として空家等対策協議会の委員を加えるものでございます。

次に、条例の別表についてですが、空家等対策協議会の委員を新たに規定するとともに、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職に属する非常勤職員の定義の厳格化に伴い、追加及び削除するものでございます。

附則は、条例施行日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今補足説明をいただいたのですけれども、別表中の関係で最後のほうに書いてある追加及び削除するということがあります。

私もこの現行のものと改正のものを見まして、かなり変化があります。できれば何がどうになったか、そういったことも説明いただければよかったかなと思ったのです。例えば今回新しく表の中に出てきました学校医だとか学校薬剤師だとか、それと全体的に報酬の額の見直しは行わなかったのか。できれば併せて、任期付職員の関係もそうですけれども、こういった非常勤の方の報酬等についても、こういう時期を捉えて引き上げ等検討すべきだったのかなと思います。その点につきましては特に検討しなかったのかどうか。特に区長報酬は別のほうへ行きましたから、それはそれでまた説明を受ければいいのですけれども、そういういろんな大きな流れの中で変わったところは、この説明の字面だけでちょっと分かりにくいので、各自みんな見ていると思いますけれども、見落としがないような形で確認できればいいなと思いました。そういう意味で、もうちょっと説明のほうをしていただき、引き上げ等については、これはなぜかといいますと、平成16年、緊急財政に伴って、横瀬町がかなり引き下げてきた経緯があります。当時の状況と大分違ってきていますので、やはりもう十数年たって、当時の合併するしないの議論の中から、単独で町は進んでいくという中でかなり切り詰めてきました。だから、それが今はその当時の状況と全然違うので、できれば手当の額についても検討すべき時期かなと思いましたから、あえてお聞きしたいと思いません。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうで答弁をさせていただきます。

別表の改正については、基本的なお話だけで、個々の内容については説明をさせていただきますので、その辺について若干補足をまずさせていただきたいと存じます。今回の条例の制定に伴いまして、

新たに執行機関の附属機関として追加したのは空家等の対策協議会、それから学校運営協議会及び武甲山特殊植物保護増殖委員会の長及び委員さん、それから先ほどもちょっと説明させていただきましたが、地公法第3条第3項第3号の厳格化により、新たに追加した職として学校医、それから学校歯科医、学校薬剤師ということになります。厳格化によりこの中から削った職につきましては、区長、それから区長代理、公民館館長、環境衛生推進員、交通指導員、社会教育指導員並びに地域おこし協力隊ということになります。

区長につきましては、区長及び区長代理者の設置規定の規則のほうがございますので、削除された分については報償費でお支払いをするような形を考えておりますので、そちらのほうで規則のほうに規定をしまいたいというふうに考えております。

それと、今回の条例の見直しに伴って、報酬の規定の見直しというお話がございましたが、今回の整備に伴っては報酬のほうの見直しについてはしておりません。今後長、それから議会の議員さん等の報酬審議会等の状況等も踏まえて、今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第13、議案第12号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第12号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改定したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第12号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと存じます。まず、条例改正の基本的な考え方ですが、2019人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第9条の2第1項は住宅手当についての支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、現行の「1万2,000円」を「1万6,000円」に改正するものでございます。

第2項は、家賃の月額基礎額を4,000円引き上げ、現行の「2万3,000円」を「2万7,000円」に、住宅手当の上限を1,000円引き上げて、現行の「2万7,000円」を「2万8,000円」にするとともに、国の人事院規則に準じて表記を改めるものでございます。

第16条の7第2項第1号は、正規職員に係る各基準額、基準日ごと勤勉手当を算定するための支給割合について、現行の「100分の92.5」を「100分の95」に改正するものでございます。

別表第1については、人事院勧告に基づく国家公務員俸給表に準じて改正するものでございます。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日から規定し、ただし書として住居手当の改正については令和2年4月1日から適用と規定するものでございます。

附則第2項は、正規職員の勤勉手当の支給割合について、平成31年4月1日から適用と規定するものでございます。

附則第3項は、既に支払われた給与について、改正後給与の内払いとみなす規定でございます。

附則第4項は、令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家に関わる住宅手当に支給されていた職員であって、今回の住居手当の改正に伴い住居手当額が2,000円を超える減額となる職員等については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずることを規定するものでございます。

附則第5項は、住居手当の支給に関し附則第4項に定めるもののほか、必要事項を町規則に委任する規定でございます。

附則第6項は、条例の施行に関し必要事項を町規則に委任する規定でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第14、議案第13号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第13号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第13号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。まず、条例改正の基本的な考え方ですが、一般職の会計年度任用職員に係る給料月額を2019人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、給料表の別表第1を2019人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額を改正するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第15、議案第14号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第14号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。診療報酬の算定方法の一部改正に伴い規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 議案第14号の細部説明をさせていただきます。

資料及び新旧対照表を御覧ください。改正の概要につきましては、引用法令及び注の追加による注番号のずれを直し、字句の整理を行うものでございます。

第6条第2項の改正は、引用法令の法律番号等を改めるとともに字句の修正を行い、診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、注の追加によるずれを改正するもので、引用法令の注の内容についての改正はございません。参考といたしまして、資料に引用法令の注4、注9を掲載させていただきましたが、往診距離が片道16キロメートルを超える、いわゆる僻地に居住している方等は、在宅医療を受診する機会が損なわれる可能性があるため、別途点数が特別加算されます。これに対し一定の配慮がなされており、条例ではこの特別加算の部分について一部負担金を支払うことを要しないとしております。

なお、本条例の施行日は公布の日からとしております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第14号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎延会の宣告

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

延会 午後 3時48分

令和2年第1回横瀬町議会定例会 第5日

令和2年3月10日（火曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第15号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、議案第15号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第15号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げます。

今回は歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億840万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,110万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時47分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。それでは、毎回のことですが、23ページのよこらば関係です。食糧費と機器レンタルでそれぞれマイナス10万円、課長の説明で内容を変更してマイナスというふうになりました。具体的に何を当初想定して、どういうことで減ったのか説明をお願いします。

それと、地域おこし協力隊です。減額が461万円です。隊員が途中で辞めたということがありました。辞めた原因は何でしょうか。なぜ途中で辞めたのかということです。

それと、24ページの移住定住促進事業、これ当初予算ときに、当初は500万円で、今回は300万円のマイナスということで、予算審議時には詳細はまだ決まっていないという答弁を頂いたのですが、この詳しい事業内容と、この200万円はどのような使われ方をしたのか教えてください。

それと、47ページ、森林整備事業委託金と森林環境整備基金の2つですが、課長の説明を聞いていたのですが、することがないから取りあえず基金に積み立てたのかな、積み立てるのかなという印象がありましたので、その辺詳しい説明をお願いいたします。

それと、49ページの河川改良、665万円の減額ですが、課長の説明で、工法の見直しで減額しましたということでしたので、いつ頃の工事で減額したのか、減額したのであれば、ほかにその減額した予算を回す気はなかったのかお聞かせください。

それと、小中学校のICT関係ですが、国のGIGAスクール構想ということで、かなり環境が変わったということで大幅にプラス・マイナスして、結果的にプラス708万円しておりますが、そのGIGAスクール構想なるものをちょっと説明をお願いいたします。

これが個別のことですが、あと全般的に今回の補正は、マイナス1億800万円の減額になります。昨年が1億2,800万円、おとしが1億6,200万円の1億超の減額補正が3年続いております。4月というか、当初予算時の予算査定が甘いのではないかなというふうな思いがありますので、このように減った、3月議会の補正でこのように3年連続の減額補正の要因は、自己分析しているのかどうか、それと今年度予算に関しても、6月の補正はプラス1,500万円、9月はプラス9,700万円、12月がプラス2億円、合計で3億2,000万円の増額補正をしておきながら、今回1億円のマイナスなので、その辺の説明もお願いいたします。

それと、すみません、昨日の質問、条例の関係とちょっとつながってしまうのですが、898関連の光熱水費の支出は、この予算書のどこから出ているのでしょうか。

それと、今コロナウイルスがはやっておりますが、今回この補正ではコロナ関係は支出があるのかどうか、どこに当てはまるのか教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 すみません、今ちょっと数多くて、最後のほう準備がまだできていないので、できているところだけ、申し訳ありません。

食糧費の関係でございますけれども、イベント当初、都内等によこらば関係のイベントを行う予定でございました。実際今年度3回行ったのですが、町からの食糧費、支出等は使わなかったということ

で減額補正させていただいております。

続きまして、地域おこし協力隊の関係でございますが、1人の方は結婚されて横瀬町……1人の方は秩父地域内に就職されたということで退任されております。ただ、その1名の方につきましては、秩父地域内に就職されましたけれども、現在も横瀬町にはお住みになっていただいております。

続きまして、移住定住支援金につきましては、これは制度でよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○**新井幸雄まち経営課長** この制度でございますけれども、埼玉県と県内の各9地域、これにつきましては、秩父市、飯能、本庄、ときがわ、横瀬、皆野、小鹿野、東秩父、神川、この9市町村が対象となっております。ここに東京23区からこの地域に移住された方に対しての移住支援金という制度でございます。単身の場合は60万円、世帯2人以上で移住されてくると100万円という制度でございます。

なお、これにつきましては、歳出のところでもご説明いたしましたけれども、実績、現状、横瀬町今1件でございます。ですので、当初5件分予算化しておりましたけれども、この時点で3件分を減額するというものでございます。

あと、すみません、最後の898はまた。

以上で答弁とさせていただきます。

○**内藤純夫議長** 建設課長。

○**町田文利建設課長** それでは、49ページの河川改良事業の関係で答弁させていただきます。

この河川改良については、木ノ間沢の支流の護岸工事を予定をしました。木ノ間沢のトンネルの手前の左側の工事になります。当初、この支流については、石積みが護岸にあったわけなのですけれども、その石積みが大分裏が崩れて、広範囲にわたって崩れておりました。その辺の修繕を当初見込んだときには、鉄道の軌道敷のほうまで崩れるのではないかというような懸念もあつたりしましたので、その工法で設計をしておいたわけなのですが、現場のほうを精査をしましたところ、官地の中で工事が完了して、当初は用地測量なども予定しておいたのですけれども、建設課のほうで測量業務を行うことでできたということが一つ、それから、石積み工法で当初は設計をしておりましたけれども、2次製品の大型のU字溝でもって現場のほうを施工できるということになりまして、そちらの工法で施工したことによって、工事費も抑えることができたという内容になっております。

以上です。

○**内藤純夫議長** 振興課長。

○**赤岩利行振興課長** それでは、私のほうからは46ページの林業振興一般事務費、こちらの森林整備事業委託料の減額と森林環境整備基金の積立てのお願いでございますが、まず森林整備事業委託料につきましては、森林環境譲与税を今年度から譲与頂き、始めました。この譲与税の用途として定められている中で、町が私有林の管理の委託を受ける、その委託を受けた森林のうち条件不利な山については、再度小規模な森林施業事業者者に再委託できるという制度でございますが、条件のいいところは、大きな例えば森林組合とか、そういうところに委託することで、そちらの委託を受けた側が無料で管理をし、森林の市場に出して収益を生む活動につながるわけなのですが、条件不利なところは、お金を町が支払って管理をしてもらうという、そういう制度でございます。今回減額をさせていただいたのは、その森林整備事業委託料は、

そういった条件不利な山についての管理をお願いする予定をしておりました予算でございます。ただ、今年度から始まった事業でございますが、現在は秩父地域森林林業活性化協議会の集約化分科会というところで、どう市や町が委託を受ける山を個人の所有者から、その意向を伺って委託を受ける範囲を決めていただいているわけなのですが、その中をうまく作業しやすい集約化ということを今図っておりますが、まだ実際に現場を管理していただく、町が管理する、管理していただくということができていない状況です。ただ、年度当初においては当然のこととしまして、この制度を活用する上で、この予算は必要と考えていたわけですが、ここに来て、今年度中の再委託が難しくなったので、この事業費については予算から落とさせていただき、翌年度以降、その事業ができるようにということで、森林環境譲与税の使途としては基金への積立てということも認められておりますので、今回はその基金に積み立てる、そして今後の森林整備、また木材利用の促進ということで、例えば横瀬小学校の校舎建設に秩父産の木材を利用するとか、そういう費用に充てたいというための基金への積み立てでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁は簡潔をお願いいたします。

教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、学校ICT関係についてご答弁させていただきます。

まず、GIGAスクール構想でございますが、こちらはSociety5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、2019年12月に閣議決定され、2019年度補正予算案に盛り込まれたものでございます。具体的には補助対象となるものがいわゆる校内LAN整備工事、それから端末機、それから充電保管器といったものが補助対象になるということでございました。この補正予算につきましては、まず小学校費、54ページになるかと思いますが、この部分でのLAN工事請負費、それからICT機器購入費、これについて補助金を充て、新たに補正で計上させていただいたものでございます。工事につきましては、小学校につきましては新校舎の建築も控えているというところで、第一校舎にのみ先行的にLAN工事をしておきたいということで、第一校舎分のLAN工事請負費を計上しております。その第一校舎に対応する部分ということで、端末機60台分をこの備品購入費として計上させていただきます。また、同じく備品購入費として充電保管庫、これを2台分計上させていただいているというところでございます。この額につきましては、繰越明許費ということでさせていただいております。同じく中学校のほうでございますが、こちらちょっとその部分につきましては、56ページの一番下のところになります。ICT機器購入費ということで、こちらにつきましては、中学校におきましてLAN工事は令和元年度に完了しましたので、端末機120台分の購入費、それから充電保管庫4台分を計上させていただいております。補助率につきましては、工事費、それから充電保管器は2分の1、端末機につきましては基準額1台4万5,000円という補助率でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 申し訳ありません。最後答弁が漏れておりました。

898の支出の関係でございますけれども、支出しているところとしましては、地域おこし協力隊事業活

動拠点費でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから何点か補足と答弁をさせていただきます。

まず、1番のよこらぼの不用になった部分というのは、もともと今年度はよこらぼ3周年に当たる年でしたので、秋口に大勢の人を集めて3周年のイベントをするというのが当初の考えだったのですが、途中で都内のスペースをただで貸していただけるという話が出てきたりとか、多人数よりも少人数のコアな人に、四、五十人のイベントですか、分散してやるのがいいだろうということになりまして、こちらの持ち出しなしでイベントができたということで不用になりましたということです。

それと、地域おこし協力隊のところは卒業です。任期まであと何カ月かあった方なのですが、看護師の資格を持ち、秩父郡市内の医療機関に就職が決まりまして、まだそのまま今横瀬町民になられていご夫婦で生活されて、ここから通勤をされているということで、ハッピーな卒業だったかなと、お互いにとってと思っています。

それと、自己分析です。3月不用額のところ、これは私も毎年気にしているのですが、当町の通常ですと35億円とか6億円、来年度42億円の予算規模なのですが、の中で年間の不用額が1億内外出るとするのは、水準としては適正だとは思いますが、水準としては適正かなというふうに思います。ただ、とりわけここ何年かは、小学校の大きな支出が見えておりましたので、ずっと引き締めぎみの運用できたという意識を持っています。一方、当初予算の制度がどうかというところは、様々検証は必要だというふうに思っているのですが、来年度の予算に関しては、枠配分という考え方で予算編成させていただいたのですが、そういう中でできるだけ各課の創意工夫とか、というものを出していって精度を上げていくというのですか、ということはやっていきなというふうに思っています。

それと、あと最後のコロナの関係なのですが、今のところコロナ関係の支出はこの中には入っていません。想定されるのがマスク、それからマスクとアルコールティッシュとか、そういったあと消毒液等々が追加としては購入の可能性があるのですが、今のところをし直しだったりということもありまして、コロナの関係の補正予算はこの中には反映をされていません。また、3月までに大きな支出が出るということも恐らくないだろうというふうに、それはまだ分らないです。すみません。このままでいきますと、3月末までに町として大きな支出が発生するということは、今のところは想定していないということかなというふうに思っています。

私からは以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 いろいろ方々飛んでしまって申し訳ありませんが、すみません、地域おこし協力隊のところですが、今現在、何をされているかということを知りたいのではなくて、何が原因で辞めたのかと聞いたので、その辺を教えてください。

ハッピーな卒業と町長も今おっしゃいましたが、漏れ伝わり聞くとところによると、ハッピーな卒業ではなかったというふうなことも言われてますので、辞めた原因は何だったのか教えてください。

それと、移住定住促進事業、9地域に対して23区からの移住定住に対して支援金が出るということですが、町がそれに対して何か県に働きかけですとか、一般の方に広報か何かしたのか教えてください。

それと、河川改良のところですが、工事の内容は分かりました。ほかにその残った予算を流用ではないですが、ほかに何とか回そう回そうとしたのかどうか、そういう努力はしたのかどうか、教えてください。

それと、898の関連の支出は地域おこし協力隊ということと、コロナ関係は今回予算想定はしていない、ほぼ想定していないということですが、コロナ関係では、今横瀬町でも小学校が休校というか、休みになっておりますし、町関係のイベントなりもほぼ中止、いろんな利用、建物なんかの利用状況もほぼ中止になっておりますが、898のイベントに関しては、どのような対応を取るのでしょうか。中止にするのか、どのような対応を取るのか教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、河川改良事業でございます。

河川改良については、工事の時期としては、近隣に水田がありましたので、水田の刈取り作業が終わった後の工事ということで予定しておりました。特にこの河川改良に関するほかの場所というところについては、候補地が特になかったということで、このまま予算のほうを減額させていただいたという経緯になります。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

地域おこし協力隊の方の辞めた原因ということですが、もともと就職先、転職先が見つかったという、私はそういう認識でおったのですけれども、辞めた原因がやりたい仕事が見つかったかということで理解しております。

続きまして、移住促進の事業でございますが、これにつきましては国が地方への人の流れ、動きというものに基いた補助金であると認識しております。間に埼玉県が入りまして、該当する9市町村にこういった補助金があるということで、県の補助分、これは国も経由していると思うのですけれども、3分の2ですか、補助金があって、町が残りを持つという補助金でございます。周知を行ったかということでございますけれども、内容的に考えますと、これはどちらかという町民というよりは、内容はやっぱり横瀬に来ていただく方、そういった方への周知が大きくやっていくべきかなと考えておりますので、これからも横瀬町の広報のみならず、そういった町外の方へのPRを積極的に行っていきたいと考えております。

それと、最後の898、これは議員ご指摘のとおりでございます、これだけ世間でコロナの関係が問題となっております。当然898におきましても、現在は十分注意して行っているところでございますけれども、今後につきましては慎重に取り扱っていくように考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 コロナ関連でイベントの考え方なのですけれども、町のほうからイベント運営に関する考

え方というガイドラインを出しています。一律禁止にはしていないのですけれども、集まってくる人の密度だったり、あるいは高齢者が含まれているかとか、乳幼児がいるか、妊婦さんがいるかとか、その辺で判断をしていくということでガイドラインを出しています。898のイベントに関しましては、町主催のものは今予定をしていません。やらないという状況になっています。一方、町が主催しない民間の方だったりのイベントに関しては、ガイドラインに沿った運営をお願いしているというところなんです。例えばはたらクラスというのが毎月あるのですけれども、今月のはたらクラスはオンラインでやるということで、人を集めないということになってきたかというふうに思います。今後のコロナの状況はまだ動き得るということだと思っていますので、その中でいろいろ判断していきたいというふうに思っています。

○内藤純夫議長 再々質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。地域おこし協力隊ですが、私は町の面倒見が悪かったのではないかなというふうに感じているのですが、そういったことはなかったでしょうか。

それと、898のコロナ関係ですが、移住定住交流ということで、一番真っ先に私が危ないなと思ったのはここだったのですけれども、利用を慎重にお願いするということもあります。そのはたらクラスをオンラインですということとそういうことではなくて、ほかのところは全て閉めているのに、何でここだけ開いているのだということを私は聞きたいので、その辺をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 先ほども申し上げましたけれども、私の認識としましては、地域おこし協力隊の方がやりたい仕事が見つかって、秩父地域の仕事に就いたという認識でおります。人間ですので、受け取り方で町の対応が悪かったということも思われているかもしれないのですけれども、私の認識としましては、本人がやりたい仕事を見つけたと、それでやはり横瀬町のことを気に入っていただいて、ご夫婦で横瀬町に住んでいただいているという認識でおります。答弁になっているかあれなのですけれども、すみません。

あと、898につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりの運用に気をつけていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと多岐にわたります、

まず、11ページですが、森林環境税の基金との関係であります。3級3,394万5,000円ということであって、基金に310万7,000円を基金と積み込むということで、残が83万8,000円残ってくると思うのです。これの使い道が何かという点が1点であります。

2つ目ですけれども、先ほど説明ありました災害復旧に対しての県の負担金と、それから国庫の負担金の関係で、国庫の支出金が8,871万8,000円に対して、県の負担金は7,342万6,000円ということで、1,500万円の差があるというふうに思うのです。これは、査定確定ということでありました。査定確定で下がっ

てしまったというふうに思うのですが、この国庫支出金と、県を通してくるという形になったので、予算の組替えをしましたということであったところなのです。下がったのは査定だということなのですが、今回激甚災害ということで90%の災害査定という形でいったと思うのですが、災害査定率幾つだったのかということについての説明をよろしくお願いいたします。

それから、ページの16になります。先ほどこれ財産収入の関係なのですが、土地の払下げということでありました。165万7,000円ですが、場所はどこかということについての説明をよろしくお願いいたします。

それから、ページ21になります。ここで総務課の関係で、埼玉県の市町村の情報システム共同の中で、システム機器の保守委託料ということで、当初予算から比べるとすごく52万7,000円に対して33万円やると、残りがというので、37.3%というので、非常にここ低くなったなというふうに思います。これがどうということかということについての説明をよろしくお願いいたします。

それから、22ページの間伐材の関係であります。実績が伴わなかったので、予算を減らしましたということだけれども、この844万5,000円に対して820万円やると、お金が残る部分があるというふうに思います。これは、今度間伐材を8本切りますということですか、南沢の。これに間伐材の作業委託料というのは該当するかどうかというふうな点であります。

それから、これは23ページの企業等職員受入負担金ということであります。当初予算が360万円に対して実績が280万円だったから、実績で支給ということだったのですが、企業職員受入れということで、JICAの職員が町の職員としてきますということで、全体ではなくて一部を企業から派遣してもらって、その足りない部分を町から払うということなのですが、これの実際のどういう負担金という形だけれども、契約状況についてこうだったということで、当初にもこれ決まっているのではないかと思うのですが、それが実績という形で出てくるところ、これがどういうことなのかということであります。

それから、地域おこし協力隊、先ほど阿左美さんのほうからも聞かれていました。どうかということなのだけれども、建物借上料なのですが、これが当初は479万5,000円に対して150万円も減ってしまうということで68.7、今何人いて、その中で土地の借り上げ、建物借り上げというのはこういうふうに減りましたという、その内訳を説明していただければと思います。

それから、39ページになります。小児科オンラインの関係であります。当初157万円に対して、今回29万3,000円ということで、小児科オンライン、これが減ってきたというか、もっと伸びるかなというふうに思いながらいるのですが、なかなかこういう予算に対して減ってきた点の理由についてであります。

それから、ちょっと1個前に飛んでしまった。1個ページ数戻って38ページの関係なのだけれども、ねたきり老人の入浴サービス、実績に基づいて見込みということではありますが、60万円に対して50万円減額ということで、実質10万円しか残らないと16.7%という形になると思います。それから、日中一時支援事業も57万8,000円に対して27万8,000円、ほぼ半額ということで52%の実績ということですよ。見込みとの違いということですか、需要がないのだからどうかということについての説明を1個加えてください。

それから、ページの40ページであります。管外保育についてであります。利用者数と、それから公定価格が予定を下回ったということで、一旦補正組んだところをこうだということだったので、利用者数がどうであったか、公定価格はどうであったかということについての数値で示していただけるとありがたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それから、ページの48ですか、社会資本整備の関係であります。実績に基づくということで、2,000万円の減額となっています。調査委託料だとか道路改良工事だと、これは当初予算でここまでやるということになったけれども、実績という言い方をすると、できなかったのだから、あるいは補助金がつかないのかということところがちょっとどっちかというところがあるので、そのところの説明をもう一度よろしくお願いたします。

それから、これはページは、貯水槽の関係であります。これのページの51ページであります、耐震性貯水槽工事の中で実績に基づくということで、これが当初予算に基づく272万4,000円の減額ということで、これは760万円の予算だったと思うのですが、70.1%、これは入札差金とかではなくてだというふうに感じるところであります、具体的にどうかという点の耐震性貯水の実績に基づくのが、予算はこうであって、ここ1か所だかちょっと場所が分からないので、そのところの説明をもう一度よろしくお願いたします。

それから、町のこれは60ページであります、公債費の関係です。元金償還が増えて、それからこれは借入先に基づくということでありまして、それで利子が減ってくるということは、これは一部繰上償還という形が入っているのかどうか、通常にこういうふうにも決まっている利子でいくと思うのですが、その利子が減るといふことの意味がちょっと捉えにくいので、どういうことかということについての説明をよろしくお願いたします。

以上です。

○内藤純夫議長　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前11時25分

再開　午前11時34分

○内藤純夫議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、浅見議員の質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長　それでは、私のほうから2点答弁させていただきます。

まず、1点目のL G W A N管理運営事業のシステム機器保守委託料の33万円の減の理由についてでございますが、先ほどもちょっと説明のところさせていただきましたが、地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-L I Sの方針によりまして、当初予算の関係では第4次のL G W A Nの切替え委託費として33万円を計上しておりましたが、J-L I Sの方針によりまして、令和元年度の構成変更を伴わない切替えについては、作業費用については無料にするという方針に伴いまして、減額補正をさせていただくものでございます。

あともう1点、消防施設整備事業の耐震性の貯水槽の関係の272万4,000円の減の理由についてでございますけれども、当初予算では町道317号線の町道改良に伴う耐震性の貯水槽の新設工事と、既設の防火水槽の撤去工事を合わせて760万円ほど計上をさせていただいておりました。建設課のほうで執行委任を

して設計を行っていただいた結果、当初設計額のほうが430万円強で契約額のほうが408万2,400円ということになって、その後変更契約をして、最終的に487万5,120円という数字になりました。結果的にその差額分の272万4,000円のほうを減額補正をさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、22ページの間伐事業の補助金の関係でございますけれども、本年度サンプリングという形で南沢の木材をカットしてみるということに使われる費用が残しまして、それ以外の部分を減額補正しております。

それと、企業職員の受入れの関係でございますけれども、当初予算で見込んでいた時点の金額と時期が実際ずれております。協定を結んできていただいたわけでございますけれども、それに基づきまして不用額となる分を減額補正しております。

建物借り上げ料の、協力隊の借り上げ料の関係でございますけれども、これにつきましても協力隊を募集している時期、採用となってすぐ横瀬町に越してきていただければ、スタートできればいいのですが、なかなか諸事情ございまして、隊員によっては1カ月、2カ月ずれております。その隊員たちの主にアパート代でございますけれども、これにつきましてトータル今までかかった費用、今後かかる費用を計算しまして、この額の減額ということになっております。

それと、公債費の関係でございますけれども、元金の割合と利子の割合ですか、の関係でございますけれども、臨時財政対策債という起債のメニューがございます。臨時財政対策債、ほぼ毎年のように起債しておるわけでございますが、10年ごとに利率の見直しを行っております。10年前の利率、10年前に借りたものはそのままずっと同じ利率で来ておったわけでございますが、10年に1度見直しを行います。それによりまして、今の低利率に変わるわけでございます。そうしますと、元利償還金でございますので、利息が下がれば元金が上がってくるということになっております。したがって、利率と元金のバランスがそういう形になっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、建設課のほうからは3点ほど、まず13ページ、14ページですか、災害復旧事業の負担金の関係でございます。これについては、査定段階で申請額に対しまして、一部法面工と舗装工が減というふうな判定をされましたのと、もう一点は、積算について一部ちょっと積算ミスがありましたものですから、その分で減額で、査定後の減額として、県負担金としての計上をさせていただきます。

それから、負担率については、現状では66.7%という負担率でございます。激甚災害の指定を受けての率につきましては、今のところまだ未決定でございまして、もうしばらくすると、率がどうなるかというのはそういった知らせが来るものと思われま。

続いて、16ページの土地の払下げについてでございますけれども、字10番地内の道路敷の払下げの収入でございます。約85平米という面積になっております。

それから、48ページの社会資本の町道整備事業の関係でございますけれども、これについては補助金の

交付金の減額に伴う減額という形でございます。交付金の減額に伴いまして、町のほうでも事業の国費の充当について事業内で調整を図りまして、できるだけ工事を進めて、あと先行で土地の購入、用地の購入ですとか物件補償ですとかというものについては、減額をして対応したという内容になっております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからは、46ページの一番下に森林環境整備基金の積立金があります。これと歳入の森林環境譲与税との差額につきましてご説明申し上げますと、今年度、森林環境譲与税の使途として事業執行できましたのは、1市4町で共同運営しております秩父地域森林林業活性化協議会の集約化分科会への町の負担金でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 38ページにありますねたきり障害者入浴サービスについてであります。お一人の方が月4回利用ということで予算計上してはいたしましたが、現在までの利用がなかったということで、そこまでの分の減額を計上しております。

それから、次の日中一時支援事業補助金であります。3名の方の利用を見込んではいたしましたが、お二人の方の利用で今のところ済んでおります。そこまでの期間分の減額であります。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 39ページになります。小児科オンライン相談業務委託料の減額についてです。小児科オンライン相談業務につきましては、月15回で契約をさせていただいております。予算上は、20回で予算計上させております。追加相談があったときの対応のために、プラス5回予算計上しております。今回減額させていただくのが、その5回分の計上分です。利用につきましては、小児科オンライン、産婦人科オンライン合わせて7月から3月5日までで109件ご利用いただいております。大体月平均10回ぐらいのペースでご利用いただいております。小児科につきましては92件、産婦人科につきましては17件で、小児科のほうが84.4%、産婦人科のほうが15.6%、ご利用いただいている状況となっております。

続きまして、40ページ、管外保育等の運営支援事業のところですが、管外保育所運営費委託料につきまして減額補正につきましては、先ほど公定価格の表示ということでお話をいただきました。1号認定の子供さん、3歳児につきましては1カ月当たり5万7,000円、4、5歳児のお子さんにつきましては4万2,000円予算計上しております。2号、3号の子供さんにつきましては、ゼロ歳児19万円、1、2歳児12万円、3歳児6万6,000円、4、5歳児5万2,000円で予算計上しております。まず、管外保育所運営委託料ですが、こちらにつきましては1号認定が7名マイナス、2号認定、3号認定でプラス2名、プラス・マイナス、すみません、こちら保育所と認定こども園でプラス・マイナス・ゼロ人となっております。ここで、利用者数が見込みを下回ったため減額補正を行うものです。

その下の管外措置委託料につきましては、利用者についてはマイナス1名となっております。こちらにつきましては、公立の保育所となっております。公立施設のため、ほかの園と施設等と同等で公定価格積算してはいたしましたが、加算項目等が少なく公定価格自体が低かったため減額補正をお願いするものです。

地域保育型事業につきましては、1名増員のため増額補正を行うものです。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁いろいろありがとうございました。まずは、企業職員の受入れ負担金の関係です。先ほど協定によってやったのだけれども、来る時期がということで、計算すると9分の7という計算になると思うのですが、12で割ると30分の9カ月、月30で、9で270なのだけれども、実質280というので、日割り計算か何かで進めていったのだからどうかということなのです。協定でどうなっているかって、何割負担となっているのだから、あるいは町の負担がこれだけ願っていますってきているのだから、そのところと併せて答弁をよろしく願います。

それから、償還金の関係であります。償還金の地方財政、臨時財政特例債の関係での10年ごとの見直しということの……ちょっと聞こえにくいそうなので、これでマスク外します。そうすると、パーセントが利率が変わったからということで、元利償還金を金額を同じにしておけば金利が下がれば当然元金が上がっていくという形の、そういう説明だったと思います。何%から何%になったというところの臨時財政対策債の10年の利率見直しということだったので、パーセントがこう変わりましたということの中身をよろしく願います。

そんなところです。よろしく願います。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 企業受入れの金額の件、私のほうからご説明を申し上げます。

予算計上時に先方と協議をしていた負担金の額、それから来る時期と最終的に決定いたしました負担金の額、それから実際に赴任ができることになった月が違っているため、変わりましたため、このような数字の変化になっているということでございます。町の負担額は、月額幾らということで固定で契約といたしますか、協議のほうを整っておりますので、月額幾らということでお支払いをしているということになります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 浅見議員の利率の見直しのご質問でございますけれども、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。すみません、1点だけなのですけれども、53ページの中学生国際交流事業のマイナス補正がございます。163万4,000円ということで、今回の国際交流、昨年の国際交流はこの例年になく応募者がちょっと少なかったという現状というのはあったみたいだったので

が、その当時の募集の、その人数全体の募集の人数に対して応募人数がどのぐらいあったか、そして一次応募で多分人数いかなかったの、恐らくその後増えたと思うのですが、そこで結果何人増えて、最終的に何人が行ったのかということをお数字をまずお願いします。

もう一点、時々過去を遡ってみても、そういう年がないことはなかったと思うのですが、それをどのように捉えているか、保護者負担、また子供たちが行きたいと思う環境づくり等を含めまして、どのように捉えているかということをお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 国際交流事業についてご答弁させていただきます。

この予算書にあります国際交流事業は、いわゆる海外派遣事業と、それから国内事業に分かれております。まず予算的には、海外事業につきましては14名の予算を取っておりまして、実際に実施できたのが12名ということでございました。また、国内交流事業につきましては20名の留学生を見込んだところ、7名ということでした。それから、参加した中学生、こちら20名ほど予算的には予定しましたが、8名の参加であったということでございます。国際交流事業の海外事業につきましては、当初まず募集をしましたところ、10名の応募者があったということで、まだ14名に満たないということで追加募集をいたしました。したところ、2名の方が追加で応募されて、結果、全体で12名の参加ということになっております。

それから、国内の交流事業につきましても、やはりちょっと参加者が少なく、最初の申込みで応募があった方は2名でございました。ですので、こちら再度中学校にまた募集をかけ、若干参加者の枠を拡大いたしまして、高校生ももし希望があればいいというふうなことで、高校生に対する呼びかけもさせていただきました。また、町内に限らず、この国内交流事業につきましては、広く秩父市等の学校等を通じて募集をかけたところでございます。結果、8名の参加者だったということでございました。

今後の国際交流の在り方ということだと思っておりますが、長く続けてきております海外事業につきましては、これは当初予算の話になりますが、そちらでは例年のような形で今回考えておりますが、令和2年度中におきましては、もう少しいろんな方向性を検討したいというふうに考えております。また、国内事業につきましても、これは参加してくれた方に本当にいい事業で、相手方の留学生のミドルベリー大学の方々も非常に熱心で、いい交流ができていますと思いますので、内容をまた検討しながら、よりよい事業にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございました。先ほど質問のほうは、国外を中心に質問をさせていただいてしまったのですが、ありがとうございました。国内のほうもしていただきまして、国内も大変すばらしい事業で、国内事業に関しましては、かなり幅広く参加したいと思えば参加できる事業となっておりますので、また私ごとになってしまいますが、うちもお世話になりまして、国際交流の海外版、そして昨年は国内版も参加をさせていただきました。本当に考え方が変わったと、周りに対する見方が変わったと、大変影響を受けたということをお聞いておりますので、ぜひ今後厚く同じく今までどおりで、次年度予算にも

同じように計上してございましたので、ぜひ拡大をしていただきまして、特に国内交流事業に関しては、中学校のほうにより理解を頂いて、ぜひもっと多くの子供たちが参加できる環境、今でも整えてはいただいているのですが、なかなか部活動等の問題もございます。このあたりも踏み込みにくいところではございますが、踏み込んでいただいて、ぜひ参加しやすい環境、より参加しやすい環境をつくっていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 1番、向井議員に申し上げますが、質問なので、自分の意見は言わないように。

取りあえず今の再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまのご質問について答弁させていただきます。

参加しやすい環境ということでございますが、参加者の中に同じ部活動から数名来ているというふうな、特に国内事業につきまして、状況がございました。そこをですと、ある意味では誘いやすいというところもあろうかと思っておりますので、そういうところは一つは重点的に。さらにまた校内のほうにも、これは4月当初の校長会から時期、今回はちょっと難しいところがあるかもしれませんけれども、少なくとも予定としては組めますので、4月当初のあたりから、この時期にあるのでということでの広報をし、協力依頼をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 21ページの広報紙発行事業というのが40万円の増額になっています。これについて、前年度の予算でいくと12カ月で割ると大体50万円から60万円の間ぐらいになると思うのですがけれども、40万円という、その70%ぐらいかな、3分の2ぐらいになると思うのです。平成16年に行財政改革したときに広報紙だとか、そういうものについてもやっぱり精査して、なるべく安上がりでやろうということで、目的はわかりますから、時代が違うとはいってもいろんな先ほど町長が言ったように、学校にいろいろな予算がかかる可能性があるということですから、いろいろ圧縮して枠配分、圧縮していかないといけないと思うのです。実は班長をしていて、広報もあるのですけれども、いろんな刷りものがやっぱり結構ぜいたくになっています。印刷代というのは多分安くなっているはずなのです。だから、その辺をもう一度、入札してやっているのだと思うのですけれども、広報紙の発行自体の予算立てはそんなに難しいことではないと思うのです。それで、この1カ月分の6割ぐらいの発行のお金がここに来て簡単にぱっと出てくるというのは、やっぱりちょっと甘いのではないかなって思うので、この辺の要因をお聞かせください。

それと、もう一つついでなのですけれども、班長をしてみている配りものがやたら多いのです。これ一括で出すと読まないのです。読まないと思うのです。ですから、いろんな何とかだよりというのと、ちゃんと通達しなくてはならないものとやっぱり2回ぐらいに分けて、月の半ばと月の初めぐらいに配布依頼をしていただいたほうが住民にとっては親切ではないかなと思うのです。結構多いので、次に回さなくてはって読まない人結構いるのではないかなと思うので、その辺も改善して、ついでなのですけれども。

それと、もう一つは、道路整備の改良のところの減額補正なのですけれども、14ページの国庫支出金の

社会資本整備総合交付金という欄なのですけれども、これは6割以上減額になっていますよね、当初予算の。去年もたしか、去年何年か連続でこの社会整備総合交付金というのが減らされていると思うのだけれども、その要因、それは計画で事業しなかったから出ないのだということなのだけれども、かなと、つかないから事業しないのかなって思いますけれども、その辺の要因ですか、査定、当初予算で見込んだ額が出ないというのは、どういう理由なのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 関根議員の広報に関するご質問でございます。

今回、補正計上してございますのはご指摘のとおり、どうしても情報量が1年間で多い、そういうことでページ数が増えたことによります増でございます。ただ議員ご指摘のとおり、補正によって増やしていくということは、そういった考えではなく、限られた予算で「広報よこぜ」にも情報を載せられるように、今後も努力していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、14ページの社会資本総合整備交付金の関係でございますけれども、この辺につきましては、毎年補助要望額に対して十分に補助金がなかなかつかないという状況でございます。これは昨年もそうなのですが、今年も約4割弱ぐらいの交付金の交付額になっております。事業については、町のほうでも計画をして、これだけ事業をしたいということで要望額を出して、毎年出しております。それに対して、国からの交付金の回答額が要望した額よりも下回っているというのが現状になっております。要因については、これは国のほうの全体の交付額が決まっていて、各市町村から上がって、各県からの要望をまとめて、その要望額との差によって振り分けていくのだと思うのですけれども、現状では十分に要望額が満額来るといような状況ではなくなっております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 広報については、編集の段階で結構ビラとダブっているものもありますよね。だから、ビラをするのだったらビラで徹底するし、広報にはそれを削とか、いろんなダブらないような形で少しでも削減していくような編集方法を取ればいいと思うし、文字の削減もあるだろうし、計画したら予算内でやるということを徹底していただきたいと思います。

それと、交付金については、国から来て県の査定でというのですけれども、県の査定を座して待っているのですか。例えば何か交渉があったり、その説明に行ったりというのはやっていないですか。それを聞きたいです。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 すみません。先ほどの広報の配布の関係に関連して、私のほうから若干答弁させていただきたいのですが、配布物の関係につきましては、一緒に同じる配布物等につきましては、2月の区長

会の臨時総会でも執行部から話をさせていただいて、月に1度の広報の同時配布と別に、やむを得ない場合は月の真ん中あたり、週水曜日に配り物をさせてもらったりしているのですけれども、その辺についてのお話を聞きましたら、やはり区長さんとしては2回というのはなかなか厳しいということで、できれば1回にさせていただきたいという意見が多数でした。今、関根議員がご指摘のように、そもそも論一緒の同時配布物とか回覧が多いというのは承知しております。その辺今ご指摘のように、広報として統一をするとか、必要性とか緊急性だとか、そういうものを見ながら、全庁的に配布物等の回覧物については、見直しは必要かなというふうに思っておりますので、その辺については各課のほうにはまた周知をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 社会資本整備総合交付金についてなのですが、これは毎年工事を予定する要望箇所と、それから工事の内容等についてまとめたものを県のほうのヒアリングにおいて説明して、要望額を出しております。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 総務課長の答弁は、手間がかかるから区長さんは大変だろうと思うのですが、緊急性を要するものと単なる読み物と一緒に出した場合に、うちが11件なのですが、回るのに1日かかってしまうわけです。だから、読まないでそういうのだけ、僕も緊急性のあるものを上に置いてやっていますから、そういうこともあるので、やっぱりその辺を改善したほうがいいのかと思って思っていますので、区長会とよく話をして、頭下げてお願いしてもらったらと思いますけれども。

それと、要は交付金の関係、大体4割しか出ませんというのだったら、計画を膨らませて出せば、その額の4割という話にも、そんな単純な話ではないと思いますけれども、でも何か担当に再度説明に行ったり、進捗状況を進めるには計画をもうちょっと厚みを持たせたりしながら、必要性が感じられないと、やっぱり査定するほうもその配分で決めるわけですから、その辺を努力してもらいたいなと思います。これは要望です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第15号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

————— ◇ —————

◎答弁の補足

○阿左美健司副議長 ここで、先ほどの5番、浅見裕彦議員の質問に対し答弁漏れがございましたので、答弁をいたします。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、答弁漏れにつきまして答弁させていただきます。

10年前の利率でございますが、変動で1.2%でございます。借換え後の金利でございますが、0.002%でございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

————— ◇ —————

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○阿左美健司副議長 続きまして、日程第2、議案第16号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第16号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,717万

1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,683万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時08分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点になりますか、1つは歳出の関係であります、医療費給付分であります。これは9ページになりますが、一般医療費、それから退職被保険者というふうなものも含まれているところではありますが、これは医療費がかからなかったのかどうかという点であります。見込みに対して減ってきた、先ほどの説明、ちょっと私も聞き漏れてしまったかも分からないので、改めて伺うものであります、予算報告に対して、こういうふうな点があったのかどうか1点であります。

それから、2つ目は、退職者の被保険者等の療養給付金と被保険者等の医療費の関係であります。非常に実績が減ってきて、あと何人いるのかということになると思うので、そこら辺があとこれだけだよというのがあれば2点目として、退職被保険者の関係が2点目であります。

3つ目ではありますが、マイナンバーの関係で、私は給付に、このマイナンバーを発行するのに必要な予算かなと思ったのですが、先ほどの説明によると、社会保険料とかというのをできるシステム改修の補助金ということでありましたので、これには交付は含まれていないのかどうか。マイナンバーについては、常任委員会のときの報告等ありましたが、まだ普及率10%ちょこっとということだったので、今年度の末でもってどの程度に、末が発行者数でいくのだから、あるいは率でも結構です。そこら辺でつかんでいたら、そのところをお願いします。

もう一点は、11ページにあります出産一時金です。4件分の減ということでありました。ちょっと当初が私のほうも聞いた点はあったと思うのですが、今言っていないので、何人予想したのに対して、いわゆる国保会計からの一時金が出たのが何人かということになります。

4点ですか、よろしく申し上げます。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、まず1点目の保険給付費の件でございます。

保険給付費全体が減額になっております。当初予算では、埼玉県が県内の医療費動向等を基に市町村、国保で必要な保健医療費を推計いたしまして、それに基づき当初予算に計上しております。補正予算において減額するということは、医療費が減ったということに結びつけるよりも、実績がこの推計を下回ったというふうになった状態でございます。

続きまして、退職者の医療制度の関係でございます。被保険者数でございますが、本年度当初は8人おりました。3月31日現在でいなくなります。ですから、令和2年度につきましては、退職者被保険者はゼロということでございます。

続きまして、マイナンバーのシステム改修の件についてでございます。マイナンバーのこちら交付が含まれていますかということですが、こちらは交付のシステム改修ではございません。

それと、交付率でございます。こちら総務省から公表されている直近の交付率でございます。令和2年1月20日現在になりますけれども、横瀬町は12.7%となっております。

続きまして、出産育児一時金の件でございますが、現在、執行済み件数は3件でございます。当初は10件見込んでおりました。3月までの出産の見込み件数があと2件ございますので、突発的な対応で1件見込み、合計で6件となりますので、4件分の減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はよろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第16号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○阿左美健司副議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○阿左美健司副議長 続いて、日程第3、議案第17号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第17号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万6,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,876万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、前年に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時22分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、3点ぐらいになりますか、1つはシステム改修費の関係であります。歳出予算で見ると、これは8ページになりますが、改正前が149万円に対して56万1,000円、システム改修費になると、先ほどの国庫補助の関係で見ますと、国庫補助が16万4,000円に対して37万4,000円で53万8,000円になって、ここに先ほどの一般会計の繰入金ということで18万7,000円ということになっていました。介護システムの改修委託というのが当初予算に比べて大分増えたのではないかなというふうに、私は今説明を聞きながら聞いたので、この介護保険システムの改修というのはどんな内容で、当初これを見込んでいたのがこうなりましたということの説明をよろしくお願いいたします。それが1点であります。

2点目でありまして、保険給付の介護サービス等諸費ですか、要支援の関係での居宅介護サービス給付というのが1,331万5,000円減額になっています。その振り替わりという言い方はちょっと違う、語弊があるかも分かりませんが、地域密着型介護サービス給付、それからこの介護予防サービスの給付でケアマネというふうに取り入れるのですが、それで合っているかどうかというところが2つ目です。

3つ目は、14ページになりますが、ねたきり老人、これは任意事業の中であります。ねたきり老人紙オムツ給付委託料であります、実績に基づいてということなのですが、おむつ給付の点についてであります。介護3以上の方については、月額5,000円の現物給付という形で申請があればということなのですが、ケアマネによってまちまちなのです。介護3になっているからどうだと聞いたら、あら知らないわとい

う人もいたりするので、これの要介護3のときのケアマネ対応とかという点で、実際に周知され切っていないのではないのかなと感じるところがあります。その点についての実際に要望がないのだから、周知は徹底しているかどうか、そこら辺についてがあります。

もう一個の配食サービスの委託料も、これも156万7,000円に対して、ほぼ3分の1がなくなるというふうなので、要望がないのかどうかという点についての、利用者が当初見込んだよりも減っていますということなので、その点についての説明をよろしく願いいたします。

以上です。

○阿左美健司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

まず、システム改修費につきましてですが、介護保険の報酬というのは毎年のように改定がありまして、そのたびにシステムの改修をしているわけなのですが、今回、個人情報の処理とレイアウトの変更等が追加で必要になったことによりましての計上であります。

それから、居宅介護サービス給付費の1,331万5,000円の減額のことにつきましてですが、地域支援事業等の増額に伴うものの部分もございまして、各給付費の事業について精査をし、今年度末までの見込みでの減額の補正であります。たまたま今回、居宅介護サービス給付費に不用額が多く生じた結果でありまして、差し引きしたところがちょうど増減なしというような結果になったわけであります。

それから、おむつの給付のケアマネの周知不足というところかとは思いますが、実際には周知しておりまして、利用者もありまして、そういった個人的な感情等はないものと認識しておりますが、改めてその辺の制度周知についてはしていきたいと考えております。

それから、配食サービスにつきましてですが、要望がないといいますが、制度に適用しない方が出てきてしまったりとか、入所してしまって在宅でのそのサービスの必要がなくなってしまったというようなことからの補正であります。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1つは、再度システム改修については、個人情報等があってということでありました。実際に委託料が当初は予算に計上したけれども、契約によってこの金額になりましたということで、契約金額幾らかということについて、もう一回よろしく願いします。

もう一点は、介護サービスの諸費の関係ですが、今課長の説明は、結果としてこういうふうになりましたという説明だったと思います。居宅サービスから、これが介護サービスの地域密着型サービスになりました。あるいは介護予防サービス給付、それから高齢化サービスという形になったので、制度的な移行ではなくて、結果としてこうなったということ、再度の確認になりますが、もう一度よろしく願いします。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 まず、システム改修費のことにつきましては、手元に今契約の関係の書類があ

りませんので、後ほどその辺は答弁させていただきます。

それから、居宅介護サービス給付費の関連であります。この居宅介護サービス給付費の中には、訪問介護サービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護などのほかの給付費が合わさった居宅介護という形になっており、それぞれの実態、実績等を調査しての増減になっております。でありましたので、差し引きを合わせるための増減ではなく、実績に基づいた補正増減の結果がこのような結果になっております。

以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第17号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○阿左美健司副議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○阿左美健司副議長 続いて、日程第4、議案第18号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第18号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ822万9,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億555万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時33分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ですか、1つは歳出の関係であります。今課長が説明した点で、賦課総額が多かったということに対して見直しを行ったら、こういう形でしたという点が1点でありましたので、これは賦課総額というのを見積もるのがどこかというふうな点が1つであります。

もう一つは、歳入の関係であります。歳入が収入を下回ったということの説明でありました。入ってくるのが少なかったということで、現年度分の特別徴収と、それから普通徴収と分かります。これは、比率でいっているのだから、この特別徴収と普通徴収の関係であります。ここの特に内訳というのですか、特別徴収は年金とかからぱっと引かれますということと、あと普通に徴収するという点がありますので、ここは率でいっているのだから、実態かという点についてであります。見込み等を含めながらの点での説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の賦課総額を見積もるのはどこかということでございますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計して賦課総額を見積もってございます。

2点目でございますが、こちらの収納の、減額補正した普通徴収、特別徴収の配分というのですか、それは率か、それとも実態かということでございますが、実態で見積もってございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 収入が下回ったということですので、ここは実態でということになりますと、見込んだ人数というのですか、それに対して後期高齢者に、75歳以上ですか、なる人が少なかったという言い方なのですか、亡くなる人が多くて減ってしまったのと、あとは75歳に来る人が少なかったと見るのだから、そこら辺の人数見込みの関係というのはどうなっていますか。もう一回よろしくお願ひします。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 人数見込みの件でございますが、広域連合が推計いたしましては、被保険者数の見込みに基づいて、この保険料の賦課総額というのが出されておりますが、最初の当初の見込みが1,540人と見込んでおりました。現在、これは令和2年2月末現在ですけれども、1,396人と、このぐらいい開きがございますので、見込みを下回ったための減額補正ということでございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第18号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○阿左美健司副議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○阿左美健司副議長 日程第5、議案第19号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第19号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ593万1,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,029万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどですか、1つは8ページであります。総務管理費、一般管理費の中にありますが、研修旅費が7万円減、それから下水道技術者研修参加負担金マイナス7万8,000円ということで、必要な研修というか、これが行われていたかどうかということであります。つい多忙に追われて必要な研修を受けられなかったということではなくて、ちゃんと予定していた研修が受けられたかどうかというのが1点目であります。

もう一点は、9ページになりますが、下水道事業費の中での管渠実施設計業務委託料であります。実績に基づくということでありました。今年度の管渠実施設計があって、それから工事というふうに進む中身だと思いますが、この1,700万円に対して91.8%という形での委託料だったので、これは入札差金ということだったので、済んでいる中身だというふうに思いますが、これは当初予算で聞く中身ののだろうかけれども、次年度以降の管渠設計の委託料かどうかというのと、入札に対して91.8%だから妥当性。「よし」というふうに認めたところ、そこら辺の妥当性の判断という点の一つ、それから舗装復旧工事であります。1,011万1,000円に対して220万6,000円ということで79.2%、これは入札差金ではなくて幾つかの工事のかみ合わせなのだか、やった工事の足し算なのだかということについての説明、3点になりますか、よろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、お答えいたします。

まず、研修費についてでございますけれども、下水道事業に関して下水道協会、あるいは下水道事業団等の研修に参加をしております。これも通常の業務の合間というか、長期の研修になると業務の合間を空けて研修に出かけるというような状態もありますので、その中で幾つかの研修に参加をしているわけなのですが、その研修のメニューを見ながら参加をしているという状況で、一部どうしても仕事の都合で参加できなかったメニューもありますし、それから一部は、この間だったらこの研修に参加できるという形で参加したメニューもあります。おおむね希望する研修には参加できております。

続いて、管渠の実施設計の関係でございますけれども、これについては請負差額による減額となります。

管渠の実施設計については、次年度以降の工事分についての実施設計になっております。

それから、舗装復旧については、これも主には幾つかの工事の請負差額分との積み上げという形になっております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 研修についてであります。横瀬町は、事務職という形で採用という形なので、いわゆる技術屋さんをということの中での研修というところを充実していかないと、担い手が減ってきてしまうのではないのかなという点で、研修の重要さって思います。それで、希望したけれども、できなかったというのと、だけれども、時間があつたから取れましたということの説明だったので、いわゆる必須研修というか、これだけはちゃんと受けておこうということは、全部それはできましたかどうかということ再度確認ですが、よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 今年度、職員にはこの研修は行ってもらいたいという研修には参加できております。かつて私も研修に参加した経験もありますが、そういうところで大勢全国から集まってくる下水道職員の研修に参加しますと、やはりそういった熱意もかなり伝わってきて、事業の重要性ですとか、やる気ですとかというのが出ると思いますので、今後もそういった形で研修には参加をさせていきたいと思っております。

以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第19号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○阿左美健司副議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○阿左美健司副議長 日程第6、議案第20号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第20号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,992万3,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ3,786万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願ひいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 9ページになります。歳出の関係で事業費であります。浄化槽設置工事費ということで、これは当初予算2,993万5,000円だったのですが、これに対しての執行率、予算に対する、計画に対して進めたのは58.5%という点であります。浄化槽本体購入も、これが757万5,000円に対して57.4%、当初のということでは30基と転換含めて20基ということであったと思います。これに対して何基できたか、実際の浄化槽設置が何件、それから転換が何件あったかって、なかなか毎年聞いているところですが、進まないのです。当初は予算組むけれども、進まないということなので、その進まない理由、どんな点が考えられるかあります。

これに伴って、今度は7ページで歳入の関係であります。これは実績に伴って負担金であるとか、この交付金というのが交付されないというか、そういう形で来る県の補助金だと思っております。出ればこっちは出るものなのか、順番の問題で、工事が先か、県補助金、国庫補助が、これは社会資本のところもあったのですが、減ってしまったからここまでしかできなかったのだ、いや、できなかったからここまで

しか来なかったのだから、そこら辺の分析を含めての説明をよろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それではまず、今年度の実績についてですけれども、今年度の浄化槽の設置実績については、基数としては全部で15基にやっています。そのうち、単独処理浄化槽からの転換が5基という数字になっております。事業について、なかなか思うようにその基数が伸びてこないというのが私どもも非常に悩みどころでございまして、その辺はできるだけ改善できるように、広報等活動していかなければいけないというふうに思っております。一部にはやはりだんだんその人口が少なくなってきたり、あるいはお年寄りだけの世帯になってしまったりとかという関係上、なかなかお金をかけて、配管費等もかかりますので、そういったことでなかなか合併浄化槽に転換できないとかというのもあるかと思っております。今年度、これと別に調査事業もしておりますので、そういった形で単独浄化槽から合併浄化槽に転換する必要がある世帯等を詳しく調査をした上で、また来年度の事業に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、歳入の今度は関係で補助金の関係ですけれども、これにつきましてはおおむね事業の実績に基づいて交付をしていただくというような形になりますので、工事の実績が増えていけば、この歳入の補助額も増えるという感じになると思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 進まない理由ということで、人口減とか高齢世帯ということで、これをどうやっていくかということは調査しながら、もうちょっと図っていくということの説明であったというふうに聞いたところであります。15基ということで、転換5基ですか、新しく10基ができてということは、新しいうちができたという、うちではできていることは進んでいるところと、あとは下水道区域外ということでは、条件が整わないとかというふうに思います。

これともう一点は、直接予算上出てこなくて法定点検とか、あるいは保守点検委託料、清掃委託料という、これを見るときに、これは帰属も入っていると思うのです。浄化槽設置管理事業ということは、いわゆるきれいな川をつくっていかうではないか、そのためには法定点検を進めていきましょう、帰属にすれば間違いありませんよということも言っていたと思うのです。そこの帰属の進み具合というのですか、法定点検が少ない、保守点検が少ないということは、当初予定していたよりも帰属も進まなかったのではないかというふうに見えるのですが、そこのもう一個帰属の関係がこういうふうになりましたというのがあれば、点検委託料の実績が減だからというのは、予定に対してこう見積もったけれども、こうだというのが説明できれば、資料としてあれば説明願いたいと思います。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 浄化槽の帰属の関係なのですけれども、帰属というのがなかなか実績が今年度上がりませんでした。どこにどういうところで帰属が上がらなかったというのも、ちょっと検証していかなくて

はいけないかもしれませんが、なかなか実際には帰属が進んでいないというのが現状であります。
あと、帰属ですか。

〔何事か言う人あり〕

○町田文利建設課長 帰属については、今年増えていなかったというふうに思います。

○阿左美健司副議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今5番の浅見議員ともやや似ているのですけれども、この浄化槽の関係については、以前から非常に気になっています。今、前から見ると非常に町の取組の体制がなっていないなと思っているのです。横瀬町が公共下水道を導入するについていろいろと議論がありました。この合併処理浄化槽のことについても、二転、三転して今の形になっています。町設置型がいいということで今の形になってきましたけれども、この形にしてから非常に進みが悪いのです。それから、1人槽当たり10万円の補助金を出していたころから、それを引き下げながら、今度は別の関係が入ってきたり、当初の最初の意気込みからすれば年間60件はやらなくては、そのことによって、横瀬町全体の中で合併処理浄化槽と特管型の公共下水道で町全体をいい形に持っていけるという、これが最初の出発点ですから、そこをやっぱりもう一度振り返ってみて、それなりの取組、あるいは人的配置を含めて体制をつくるべきだというふうに思うのですが、この点につきましてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 若林議員さんのおっしゃるとおりだと思います。なかなか実際に浄化槽の設置が進んでないというのが状況でございます。この辺については、やはり要因を分析しながら、我々としても反省して真摯に取り組まなくてはいけない問題だというふうに思います。先ほどもお話ししましたけれども、実際に浄化槽の実数がなかなかこれがかみづらいものがあって、人口が減ったりとか、新規にうちが建つのもそうですけれども、そういった面で実際にどこのお宅が単独浄化槽で、それを転換しなければならぬかというのも今現在調査をしております、調査に基づいた形で来年度からもう少し重点的に家を回ってパンフレットを配ったり、そういったお話をさせていただくような方策を取って、鋭意進めていきたいと思っております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 建設課長も今年度で退職になるので、もう先がないので、かわいそうなのですが、実際にこの取組を始めた頃は、建設課長も担当業務としてかなり頑張ってきて、それなりの実績をつくってきているのです。もう先がないからいいというのではなくて、ぜひ今までの培ってきたことをきちっと後の方に伝えて、それでなおかつやはり下水道あるいは合併処理浄化槽の関係については、もうちょっと体制づくりをしてもらわなければいけないと思うのです。まず、その辺につきまして、やっぱり担当課長にはできない人員配置だと思うので、町長のほうにその辺の考えをちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○阿左美健司副議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今日の貴重なご意見を頂きました。議員のおっしゃるとおりかというふうに思いますので、こちらのほうで体制がどうあるべきかというのは、今日のご意見を真摯に受け止めて検討してまいりたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 なければこれで質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第20号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○阿左美健司副議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第21号～議案第26号の上程、説明

○阿左美健司副議長 ここで、お諮りいたします。

日程第7、議案第21号から日程第12、議案第26号までは、いずれも関連がございますので、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算、日程第8、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第9、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第12、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本日一括上程されました令和2年度一般会計予算、各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたく存じます。

基本方針。

令和元年度は、10月の台風19号による被害、あしがくぼの氷柱を閉鎖せざるを得なかった記録的な暖冬によるマイナスの経済効果、そしていまだ終息の気配がない新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応など、町が様々な想定外の脅威にさらされた、さながら“試練の年”となりました。

そのような中、想定外の対応を迫られる状況で、町や地域のことに協力を惜しまない町の皆さんの存在がありがたいと感じたことは一度や二度ではありません。“試練の年”は、ずっと昔から綿々と積み上げてきた横瀬町の協働の精神、連携力の強さ、住民パワーを改めて実感した年でもありました。いざというときに協力し合える、助け合えるという、この町のよき伝統を培ってきた先輩諸氏、そして町民の皆様に改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

私は、町長就任以来、この町を「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」にするという目標を掲げ、この町が持続していくための最大の懸念事項である人口減少に正面から向き合い、町として組織的に粘り強く、人口減少を抑制する努力、そして備える努力をすることを一貫して政策の大方針としてきました。

「この町の未来を変える。変えられるのは私たちだけ。」という合い言葉を職員と共有し、第5次総合振興計画後期基本計画及び地方創生総合戦略に基づく各施策を実行に移してきました。そして、今年度は第5次総合振興計画後期基本計画及び地方創生総合戦略の最終年度であります。

最終的な評価は、3月末の着地を見て改めて整理しますが、現状では出生数の減少抑制、合計特殊出生率の上昇、転出超過数の改善、健康寿命の延伸、観光入り込み客の増加、ふるさと納税の増加等多くの重要な指標で状況好転や伸長の数字が出てきています。一方、町内における創業件数は増加傾向にあるものの、町内事業所の新規雇用者数では減少傾向が見られ、依然として課題となっています。

戦略的に設定した目標値の達成度は項目によりばらつきはあるものの、全体的には肯定的に捉えられる状況と言えます。加えて、メディア露出増加に伴う町の知名度向上、関係人口の増加、若い世代による起業や移住の動きなどで、これまでの取組の成果が顕著に表れてきています。とりわけ、これらの成果が官民連携、官学連携、地域連携など取組を工夫することで、大きな財政的な負担を負うことなく、財政的な規律を保ったまま達成されていることは、我々横瀬町として誇ってよい状況だと考えています。まだまだ横瀬町は、「これでいい」という状況にはなく、人口減少が続く未来を変えるチャレンジ（挑戦）が必要な状況には変わりないですが、「町の未来は変わり始めている」との確かな手応えを感じています。

これらを踏まえて、いよいよ令和2年度は第6次総合振興計画のスタートの年となります。なお、第6次横瀬町総合振興計画は、第2期横瀬町地方創生総合戦略を含むものとなります。

第6次総合振興計画では、最終的に目指すべき「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」に向けて、「多様性」を大切に、「四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、そこに温かい人の輪がたくさんある。その一人一人はいろいろな人がいて、皆その人らしく幸せに生きている」というまちづくりを目指します。

そこでは、計画の7つの柱として、①、人づくり、②、健康づくり、③、安全安心づくり、④、産業づくり雇用づくり、⑤、賑わいづくり中心地づくり、⑥、景観環境づくり、⑦、人の輪づくりを掲げ、これまでの取組をより深化させ継続し、また世の中の変化に応じて柔軟に、そして町民及び町に関わる全ての人と一緒に各施策に取り組んでいきます。この7つの柱には、これまで縦割りの課単位ではできない事業が多く含まれています。横瀬町役場は一丸となり、課横断的に取り組んでいきます。また、これらの実行

のために、広域での連携、官民連携、人に優しいテクノロジーの利活用等を積極的に進めてまいります。

7つの柱は、「人づくり」で始まり、「人の輪づくり」で終わります。横瀬町の施策の中心は、「ひと」です。「一人一人はいろいろな人がいて、皆その人らしく幸せに生きている」状態を目指していきます。その中で、本計画より持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も本格的に取り入れ、地域の課題解決を図ると同時に、SDGsの基本的な考え方である「誰一人取り残さない」を十分に意識して、協働参画の推進など、多様性を尊重した「カラフルタウン」を目指します。令和2年度は、東京でオリンピックが開催されるというまれなチャンスのある年です。この機会も活かして、町の子供たちが世界や多様性に触れる機会や国際交流の機会等積極的に創出していきたいと考えています。

令和2年度は、第6次総合振興計画のスタートとなる重要な年ですが、同時に令和元年度“試練の年”から立ち上がる年でもあります。“試練の年”は、私たちに激しく損傷した道路や経済的なダメージや感染症への大きな不安などをもたらしました。一方で、期せずして、私たちはこうしたときにしかできない貴重な経験値を積み上げることになりました。「ピンチはチャンス」といいます。今年度、積み上げた貴重な経験を財産として、来年度以降の町政運営に活かしていきたいと考えます。防災力の向上や地域活性化の一層の工夫など、今年度の経験を活かし、来る令和2年度は、「ピンチをチャンスに変える」年にするという強い想いで臨みたいと考えています。

続きまして、令和2年度重点施策。

令和2年度は、横瀬小学校校舎整備事業、台風19号被害からの復旧復興、防災行政無線デジタル化などの大きな事業のほか、7つの柱の各分野において、今、町民の皆様に必要なこと、そしてよりよい未来をつくるために必要なことを財政的なバランスを意識しつつも積極的に計上した予算編成としました。

第6次総合振興計画に掲げた7つの柱ごとに、令和2年度予算における重点施策を申し上げます。

まず、1つ目の「人づくり」です。これは、切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てることを目標としています。令和2年度、いよいよ横瀬小学校の校舎整備事業がスタートします。新校舎完成までに3年を要する大事業で、子供たちばかりでなく、全ての町民から愛されるような施設の建設を目指します。また、横瀬小学校と横瀬中学校におきまして、学校教育におけるICT環境の整備に向けたネットワーク機器等の整備を行うとともに、次世代の学校教育ICT環境の整備、安全な情報ネットワークの管理運用に向けた検討を行っていきます。また、中学生の国際交流事業を令和2年度も実施します。子育て支援の推進としましては、「はぐくみ相談事業」や「すきっぷ教室」などを実施するほか、「小児科オンライン」「産婦人科オンライン」の継続や子育て世代包括支援センターの強化、保育所民営化を見据えた諸調査、園児とご家庭への支援の検討など、子育て世代に安心をもたらす事業に取り組んでいきます。

2つ目の「健康づくり」では、超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しい、全ての人が健康に暮らせることを目指します。

疾病の早期発見から、早期治療につながる「がん検診事業」の実施、健康増進と生活習慣病の予防・改善を目的とした「健康マイレージ」や「ウォーキング教室」などの実施のほか、3年目を迎える「アクティブシニア推進事業」では、引き続き60歳以上のシニアの皆さんにも様々な分野で地域社会の担い手となって活躍していただくための各種事業を行っていきます。

さらに、「障がい者計画」と「高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定し、障がい者等の支援、あるいは介護保険被保険者、高齢者等の支援を計画的に進めていきます。

3つ目の「安全安心づくり」では、防災、防犯、防火対策や交通安全対策を推進し、子供から高齢者、障がいのある方など全ての人が安全で安心して生活できる環境をつくることを目標とします。

まず、今年度から引き続いて、令和元年10月の台風19号被害の復旧工事を町内各所で行ってまいります。防災行政無線のデジタル化を令和2年度に完了させるほか、横瀬町消防団第2分団の消防自動車の入替え、防災備蓄品等の購入など、住民の生命、財産を守るための備えを進めていきます。さらに、防災活動を効果的に実施するため、国土強靱化地域計画を策定し、「地域防災計画」を改訂します。地域公共交通の面では、路線バスへの補助、ブコーさん号の定期運行での町民の利便性を確保するとともに、町民にとってより利便性の高い今後の方向性を検討します。町民の生活道路である町道につきましても、町道3175号線、町道5号線の整備工事を継続して進めるほか、緊急性、必要性などに基づいて順次整備を行っていくとともに、橋梁の長寿命化修繕工事を実施します。また、旧芦ヶ久保小学校裏の急傾斜地崩壊対策として、落石防護ネット工事を行います。

4つ目の「産業づくり雇用づくり」では、移住促進や農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報が集まり続け、自分らしい多様な働き方や生き方が実現できる環境を目指します。

これまでに、民間活力を取り入れる独自の仕組みである「よこらぼ」や地域おこし協力隊制度の積極的活用により、町の知名度アップとファンづくり、町外の人とのつながりを促進、町の外から「ヒト・モノ・カネ・情報」を積極的に取り入れることで、「関係人口」づくりを進めてきました。その上で「関係人口」から「実際の人の流入と交流」や「経済効果」につなげる流れをつくることを目的に、人が交流できる「場づくり」を進め、町民が楽しみ交流する機会の増加、複業や二拠点居住による起業等の増加、都市部の企業や人の行き来の増加という新しい流れの創出を目指してきました。今年度のエリア898や「よこらぼ」から生まれた川西地区の「コミュニティスペースさくらんぼ」などは、その動きの始まりと言えますし、若い世代の移住、起業、地域おこし協力隊の町への定着など、少しずつ手応えを感じるところまで来ました。

令和2年度は、これらの動きをさらに加速、充実させていき、さらに町民の皆様実感していただける成果につなげていきたいと考えています。7つの柱のもとに世の中の変化に対応し、柔軟にかつ確実に進めていきます。

さらに、U I J ターンを促進するため、東京圏から移住してきた起業家へ支援金等を交付する「移住就業等支援金支給事業」や、移住して秩父地域内外の企業就職者への支援となる「定住就職促進奨励金事業」などを実施します。ふるさと納税の返礼品や特産品の開発も引き続き行い、寄附受入れ額の増加を目指すと同時に、町内の経済循環の活性化も図ります。また、令和2年度から活用しやすくなる企業版ふるさと納税の活用を検討します。集落支援員を設置して、耕作放棄地の対策を強化し、農家への支援、目配りなどを行っていきます。今年度導入された森林環境譲与税を財源として、間伐等で林業の活性化を図ります。

5つ目の「賑わいづくり中心地づくり」では、オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光などで訪れる交流人口や地域の人々と多様に関わる地域外の関係人口の増加を図ることでにぎわいをもたらします。また、駅やコミュニティスペースなど、町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図

ります。

まず、都市農村交流のシンボルである寺坂棚田におきましては、遊歩道を整備します。観光イベントも横瀬らしい企画として「里山まるマルシェ」「大学連携・町歩きイベント」「クアオルト健康ウォーキング」などを開催し、広く参加者を募集するほか、道の駅果樹公園あしがくぼの整備、交流人口確保に貢献する横瀬町観光協会への支援を継続します。武甲山について、観光トイレの整備調査・予備設計を行うほか、花咲山公園の整備なども進めています。また、長期的な視野に立ち、持続可能な都市運営を目指した「都市計画マスタープラン」を作成するとともに、「まちなか再生」の成果である「まちづくりプラン」などを参考にして、兎沢町有地周辺の活用計画も引き続き検討します。そのほか、土地の正確な境界、面積、地目等を明らかにするために地籍調査を継続します。また、5年に1度の国勢調査を実施します。

6つ目の「景観環境づくり」では、自然を大切にし、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った自然と共存する暮らしを育みます。また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整えます。

令和2年度は、とりわけ今後ますます重要な課題となっていくと考えられる空き家の有効活用策に着手します。空き家については、全町的な空き家調査を実施し、危険空き家への対応と優良空き家の有効活用促進を実施します。「住宅環境改善促進補助事業」では、既存住宅のリフォーム工事に対する補助を行い、居住環境の向上及びクリーンエネルギーの普及促進を図るとともに、増加傾向にある空き家の有効活用を目指します。さらに、危険なブロック塀の撤去補助と、老朽空き家の除去補助も引き続き行います。また、「生活排水処理基本計画」を見直し、水質浄化を推進します。令和2年度も引き続き、特定環境保全公共下水道の整備を行うとともに、浄化槽整備区域内での市町村設置型浄化槽の設置促進にも一層力を入れてまいります。また、広域連携分野につきましては、これまで着々と積み上げてきた秩父郡市1市4町の連携をより密にし、来るべき水道料金の統一やし尿処理事業の広域化を初めとする諸課題への取組を進めていきます。

最後に、7つ目の「人の輪づくり」は温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町を目指します。

まず、オリンピックイヤーとして小中学生80名が新国立競技場でオリンピックの陸上競技を観戦するほか、パラリンピックの採火式イベントを町内で実施するなど初め、世界を肌で感じてもらう機会を積極的につくっていきます。また、「よこらぼ」による幅広い事業の受入れも継続し、「地域おこし協力隊推進事業」においても、令和2年度中に新規募集を実施します。引き続き、町の様々な分野において、能力をいかんなく発揮していただくことを期待します。また、新規事業としまして「国際交流推進事業」と「結婚新生活支援事業」があります。前者は、町内の外国人居住者にアクセスし、外国人向け町紹介パンフレットを作成したり、他文化共生セミナーを開催したりするものです。後者は、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する事業です。一方、スポーツを通じた元気なまちづくりの一環として、町民グラウンドAコートに防球ネットを新設し、利用環境を改善します。令和2年度は、町民会館や総合福祉センターなどのコミュニティー拠点施設に新たにエリア898が加わり、町民同士あるいは来街者との交流の場として、人の輪の広がりが大いに期待されます。このほか、内外から評価の高いヨコゼ音楽祭や音楽によるまちづくり事業、町民文化祭、さらにはよこぜまつり、町民体育祭などを引き続き開催し、町が住民パワーで活気づくことを目指します。

以上、基本構想に掲げる7つの柱実現に向けた、令和2年度重点施策を申し上げました。

続きまして、令和2年度予算の概要です。

議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の概要を申し上げます。

令和2年度は、「第6次横瀬町総合振興計画」の初年度に当たり、「日本一住みよい街、日本一誇れる町」の実現に向けて、新たな一步を踏み出す重要な一年となります。

町の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。町民と行政が一体となって、第6次総合振興計画にある目指すべき町の姿である「カラフルタウン」に向かって取り組んでいけるような予算を編成しました。

編成に当たっては、従来の「積み上げ方式」ではなく、「枠配分方式」を採用しております。これにより、職員一人一人が貴重な財源を優先化、重点化すべき行政課題に集中させ、現在と未来に向けた投資を有効に実施していく予算を編成しました。その概要を申し上げます。

令和2年度の予算額は、一般会計42億3,500万円、特別会計5会計合計20億2,345万円で、全体での総額は62億5,845万円となりました。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。まず、一般会計ですが、歳入歳出予算総額42億3,500万円は、前年度と比較して6億3,100万円の大幅な増となりました。歳入予算の柱である町税は11億2,555万8,000円で、歳入の26.6%を占めますが、前年度と比較して727万6,000円の減額となります。このうち町民税は、前年度より493万5,000円の減額を見込んでおり、固定資産税も前年度より384万8,000円、率にして0.6%の減となりました。これは、家屋分は増額を見込んでおりますが、償却資産分が減額となることによります。

続いて、地方交付税は、前年度の交付実績等により、普通交付税9億5,665万円、特別交付税1億2,484万9,000円を計上し、歳入の25.5%を占めています。

国庫支出金は、児童手当国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が1億5,811万円、社会資本整備総合交付金1億1,024万6,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金6,301万1,000円、公立学校施設整備費国庫補助金2,551万円などで、前年度比43.5%の大幅増、3億9,651万8,000円を計上しました。

県支出金は、子どものための教育・保育給付費県負担金3,634万4,000円、障害者自立支援給付費県負担金3,150万5,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る基盤安定負担金3,051万7,000円、地籍調査事業費県補助金1,254万円などで、前年度比0.8%減の2億2,176万円を計上しました。

町債は、秩父広域市町村圏組合の水道事業に対する出資債7,630万円、町道改良事業債などの土木債に1億690万円、防災行政無線デジタル化事業に充当する緊急防災減災事業債が2億5,330万円、臨時財政対策債1億1,750万3,000円を見込んだほか、学校建築関連で公共施設等適正管理推進事業債などの教育債が1億8,200万円で、合計7億3,600万3,000円となり、前年度比113.2%、3億9,075万3,000円の増額となります。

続きまして、歳出につきまして性質別に主な内容をご説明申し上げます。人件費は、7億8,374万7,000円で、歳出全体の18.5%を占めており、前年度と比較して8.9%、6,431万7,000円の増額になります。

物件費は、6億4,955万9,000円で、全体の15.3%を占め、前年度と比較して5.9%、4,071万9,000円の減額ですが、主な事業としては地域おこし協力隊活動事業業務委託料、固定資産税、土地評価基礎資料作成業務委託料や地籍調査業務委託料、地域防災計画策定業務委託料などがあります。

扶助費は、総額で5億827万6,000円となり、前年度と比較して4.5%、2,209万6,000円の増ですが、このうち最も多くを占めたのが、管外保育運営費委託料で1億7,544万9,000円となります。

補助費等は、5億3,726万9,000円の計上で、歳出の12.7%を占めていますが、この大半を占めるのが秩父広域市町村圏組合への負担金で3億4,609万5,000円となります。

普通建設事業費は、8億4,958万8,000円で、前年度より135.9%、4億8,949万5,000円と大きく増加していますが、主なものとして横瀬小学校校舎整備事業2億2,788万円、社会資本整備総合交付金町道整備事業2億3,597万円、防災行政無線デジタル化整備工事2億2,873万4,000円などがあります。

公債費は、3億625万円を計上しました。前年度と比較すると5.4%、1,558万8,000円の増額となっています。

続きまして、特別会計です。まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は平成30年度から、埼玉県が財政運営の主体となり、町は窓口業務を担当しています。予算総額は7億8,251万6,000円で、対前年度比7.3%の減となっています。歳入において、国民健康保険税は1億5,274万5,000円で、対前年度比3.6%、567万円の減額となります。歳出は、保険給付費が5億6,197万8,000円で、全体の71.8%を占めていますが、前年に比べ、5,564万2,000円の減額となります。今後も各種検診などを継続し、医療費の抑制に努めてきます。

次に、介護保険特別会計ですが、予算総額は7億6,709万1,000円で、前年度と比較して0.8%、642万5,000円の減額となります。歳入のうち、保険料は1億6,593万9,000円、支払基金交付金は2億122万9,000円を計上しました。歳出につきましては、保険給付費7億1,663万8,000円、地域支援事業費が3,877万9,000円で、全体の98.5%を占めています。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてご説明します。後期高齢者医療制度は、町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営をしています。予算総額は1億947万4,000円で、対前年度4.8%、548万4,000円の減額となります。歳入は、保険料と一般会計からの繰り入れで、歳出は広域連合への負担金が総額の98.3%を占めています。

続きまして、下水道事業特別会計についてご説明します。予算総額3億310万1,000円で、対前年度比14.5%、3,844万3,000円の増額となります。歳入は、使用料4,265万8,000円、一般会計繰入金1億4,583万8,000円、町債7,260万円などがあります。歳出は、事業費1億6,690万5,000円と公債費8,039万5,000円で、歳出の81.6%を占めています。

最後に、浄化槽設置管理事業特別会計ですが、予算総額は6,126万8,000円で、対前年度9.7%、540万円の増額となります。歳入については、浄化槽使用料735万5,000円、国庫支出金1,809万6,000円などを計上しており、歳出につきましては浄化槽設置管理事業費を5,161万円計上しています。

以上、「施政方針」及び「令和2年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、行政運営により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で、町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました令和2年度予算案6議案の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

〔副議長、議長と交代〕

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎答弁の補足

○内藤純夫議長 ここで、先ほど5番、浅見裕彦議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 申し訳ありません。先ほど介護保険特別会計の中で、介護保険のシステム改修についての答弁が漏れておりましたので、追加いたします。

介護保険のシステム改修につきましては、6月の補正時に32万8,000円の補正を頂きまして、そのときの改修内容は、介護職員の処遇改善、それから消費税率の引き上げに伴います影響分の改修でありました。もう改修作業は終わっております。今回新たに事務手続関係なのですけれども、先ほど申し上げましたような特定個人情報のデータ標準のレイアウトの変更等の改修の必要が生じたために、56万1,000円の追加の補正をお願いするものでございます。

以上です。

◇

◎施政方針に対する質疑

○内藤純夫議長 それでは、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けてありますので、その際お願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 町長から、基本方針と重点施策が示されました。今回は、試練の年として自然災害あるいはあしがくぼの氷柱の気候変動、感染症を挙げています。持続可能な開発目標としてSDGsを今後、第6次横瀬町の総合振興計画を中心に据えて、皆その人らしく生きていくというまちづくりを目指すとして挙げています。

施政方針での感染症に大きな不安をもたらしましたと、既に終息したとの表現で、今後のピンチをチャンスに変える年としていました。今、新型コロナウイルスははまだ猛威を振るい、感染症に対する現状把握や対処方針など、今後の課題となっています。今、政府は特例の措置を定め、緊急事態情報などで進めようとしています。先ほど町長言った中で、今後の今の中でオリンピックイヤーであり、パラリンピック、世界を肌で感じて、みんなで集う機会を積極的につくることとしていますという表現がされていたところでもあります。今、ここに対しては、官民、知識人、専門家を含めて対処方法とか油断を許さない状態で、今後学校もどうなるかということが不安な材料の中です。こういう中で、現状を含めて安全安心を中心として進めたいと考えていますが、今の掲げた目標と実際の新型コロナウイルスの現状を見ますと、少し乖離しているというふうに感じましたので、そのところをこう考えていますということが質問の内容であります。

全体的な点では、活発なまちづくりの熱意をすごく感じたところでもあります。人づくりを進めて、町民の皆様実感していただけるという成果を期待するというので、ぜひ町民がいろいろ町の施策に対して、本当に町がこうやってよくなったって、そういうつかめる状況を周知徹底していかないと、なかなか実感として湧かないところあると思いますので、そういうところを強めていく点をどのように進めていくかの2点について、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、今ご質問頂いた点に関しまして、答弁させていただきます。

まず、コロナの関係なのですが、施政方針の中では、いまだ終息の気配がないという表現にもさせていただきました。まだ気配がないです。やっぱり大切なのは、まずは情報だと思います。正しい情報を取っていく、そして適切に臨機応変の対応をしていくということが大事なというふうに思っています。施政方針を書いた時点では、今期は試練として来期は立ち上がるというような流れにはしているのですが、現実的には今コロナが最優先課題になります。少なくともこれは経済的影響を含めて、しばらくこの影響はとて強く受ける形になろうかと思っておりますので、コロナの対応を当面は最優先、これは来年度が明けても当面は最優先ということになろうかと思っております。ということでご理解を頂きたいというふうに思っています。町民の安全安心を守るため、町としてできることを精いっぱいコロナに関しては最優先でやっと思っています。その場合に、昨日初めてコロナに関しまして、1市4町の首長集まって会議を持ちました。1市4町の中で連携を密に取っていくということと、できるだけ情報及び意思疎通を図りながら、今後対策を取っていきましょうという形にはなってきました。これが1つ目です。

2つ目、強めていくというところで、やはり住民の皆さんに参加していただくという部分の裾野を広げていくということがやはりかなり大事なというふうに思っています。感触としましては、ここに至るま

でにその輪は広がりつつあるという感触は持っているのですが、まだまだ十分とは言えません。いろいろな動きを、町の動きをできるだけつぶさに伝えていくこと、それから町民の皆さんが参加しやすい形を整えていくということ、大事なというふうに思っていますので、来年度はそこはかなり注力をしてやっていきたいというふうに思っています。

○内藤純夫議長 再質問よろしいですか。

他に質疑。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 では、施政方針お聞かせいただきましたが、3つ目の安全安心づくり、それから4つ目の産業づくり雇用づくりに関連しまして、2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど浅見議員のほうから、コロナの関係について質問あり、衛生関係について一生懸命やっていくという心強いご答弁を頂きましたが、産業面についてちょっと具体的に質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

国では、中小企業に対して、売り上げの落ち込みの激甚、激しく落ち込んでいる方に対しての緊急支援策というのが発表されまして、3月15日あたりに決定が下りるといようなニュースがありますが、横瀬町の中小事業者の方、結構疲弊していると思います。国とは別に横瀬町独自の救済策等が考えていただけるかどうか、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

それから、2点目なのですが、町道5号線の整備、これを上げていただいておりますが心強い限りなのですが、産業づくり、その関係で花咲山とか芝生のグラウンド、あの利用を促進するとかいうことに関して、12メーター級の大型バスの乗り入れができれば、もっと実際の流入、交流、経済効果というのが期待できると思います。そうした場合に、国道299号からあそこの花咲山あるいは町民グラウンドのところの間において、道路の拡幅が必要ではないかと、将来です。思うところなのですが、都市計画上、どのように考えているか、構想等があればお聞かせいただきたいと思います。どうしてもやっぱり観光となると、いっぱい来ていただくのにハイキング、徒歩というよりも、やはりバスがあって、人がどんと降りれるところが、ベースがあるというのが手っ取り早いかなと思いますので、構想で結構ですので、何か明るい話があればお伺いしたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点答弁させていただきます。

まず、最初の経済支援策ですが、考えていきたいと思っています。これは、町の特殊事情もありまして、この町に関していうと19号でまず秋がしんどくて、そして氷柱のマイナス効果は町でも非常に大きなマイナスになっていて、その上でこのコロナの今の状況になっていますので、かなり秩父地域の業者さん、今ものですが、例えば4月、5月にそれってかなり顕在化してくるかなということが予想されますので、それに対しては具体的に幾らで何をというところまでは申し上げられませんが、行政としてできるポートですか、支援は積極的に考えていきたいというふうに思っています。

2つ目なのですが、道路に関しましては、今マスタープラン作成中です。なので、今時点で5号線の拡幅はそこに具体的に盛り込まれているかということ、今の時点ではまだそこまではいっていないので

すが、今の観光誘客の動線づくりというのもよく分かるお話ですので、将来的には幅広く考えていきたいというふうに考えています。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

では、他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 総花的によくできているかなとは思うのですけれども、福祉的な意味でちょっと政策が抜けているかなと感じました。誰一人取り残さないというのは、多様性とか言葉がいっぱい出てくるのだけれども、誰一人取り残さないを十分に意識してというのですけれども、具体的にはどういう層、どういう方とか、どういうふうに考えているかということです。

あとは、ちょっと知識不足で、2ページの町内における創業件数は増加傾向にありますというのですけれども、具体的な指標があれば教えてもらいたい。

それと、特定出生率、去年は一番だったですよ。今年はどうなのかということです。それと、関係人口の増加というのだけれども、これがよく、確かににぎわいで増えているのでしょうかけれども、町長就任というのですか、1期目の後半から、1期目の半ばぐらいからどれぐらいの感じで増えているのかなって、もしそういう指標があれば教えていただきたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、1件目は創業でしたよね。

〔何事か言う人あり〕

○富田能成町長 創業ですね。創業は、町内の創業件数というのが地方創生総合戦略の基本戦略の1という中に入っています。ラップで平成30年末のカウントで5件かな、になっています。これは、基準値って出したのは見込んでなかった、ちょっとすみません、3件か、3件見込みのところ5件という形になっていますので、ここ何年かで増えてきているということは言えるかということです。

あとは、合計特殊出生率のところは、去年が県で一番だったのですけれども、今年も記憶が確かであれば8番ですか、少し下がりました。

それと、関係人口のところは、関係人口、観光客は数がおおむね把握できています。これは増加傾向、関係人口はいろんなトータルとしての数把握はなかなか難しいのですけれども、例えば来街者、それからふるさと納税してくれる人も関係人口です。そういう面からするとかなり増えていると。来街者、ふるさと納税、観光客をどう考えるかというのはあるのですけれども、それは増えているということです、そういうふうに理解をしています。

誰一人取り残さないというのはSDGsの基本の考え方なのですが、例えばハンディキャップのある方が同じように生活ができる環境を整えるですとか、あるいはジェンダー差がないようにですとかということのトータルの意味というふうに理解していただければよろしいと思います。これをあえて入れているのは、これからそういったところを町としては非常に大事だというふうに思っていて、ジェンダーの壁を乗り越えるというサポートだったり、あるいはLGBTの、最近ではQといいますけれども、LGBTQだったり、あるいはハンディキャップへの対応、それからバリアフリーの促進とか、そういうところは

町としては力を入れていきたいというふうにして、この言葉を使っています。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 私が聞いたのは、ぜひ障がいと認定されると健常の方の間があります。間もかなり幅が広いのです。精神科に通ったり、心療内科に通ったりいろいろしていて、例えばパニック障がいとかいろんな今名前があります。そういう生活、少数、全体から見ればマイノリティーになるわけです。ひきこもりもそれに入ります。そういう面の積極的に社会に参加できて、こういう共同参画に積極的に行ける方はいいのですけれども、そうではない方が結構潜在的にいるのです。前回も言ったとおり、今まではひきこもりというと39までの人だったかな。だけれども、前回の一般質問で40以上からも多いと、それで主婦の方も多くなっているということなのです。だから、積極的に参加できる方はいいのだけれども、積極的に参加できる状態になくて、でもそこを何とか乗り越えたいという人たちも結構います。ですから、僕はそういう部分にも目を向けて、何となくこの全般から見てそういうあれが感じられなかったのも、誰一人取り残さないというところに集約されるかなと思うので、ぜひその辺も町として、個人とか家庭とかというのではなかなか解決できないようなこともあるので、町としてもそのテーマとして考えて、施策に入れてもらいたいと思います。そういう意味で、この中に含めて考えてもらえたらなと思います。それも持続可能な、要はマイナス、それから脱却してできないと、それが財政的な負担にも将来つながらる可能性がありますので、それを社会参加することによって、社会の利益になっていくという方向が見えるので、そういう点にも配慮していただけたらと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 おっしゃるとおりだと思いますので、そこは町としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 今、関根議員のほうから、障がい者とか福祉面にちょっと薄いのではないかというお話がありましたので、ちょっと質問させていただきます。

この4ページに、「誰一人取り残さない」を十分意識して、協働参画推進と多様性を尊重した「カラフルタウン」という文言がございます。カラフルタウンということは、人間の五感でいうと主に視覚に訴えてきている言葉だと思いますが、誰一人取り残さないという目標を私も十分理解します。ただ、カラフルタウンということで視覚で訴えてきているということになると、ある一定数、視覚の障がいがある人も中にはいらっしゃいますし、私もそのうちの一人ですので、こういうふうにくこのこういう部分にカラフルタウンというふうになりますと、そこで誰一人取り残さないということになりますと、取り残されているという気持ちになるのが事実でありますので、その辺を質問、回答は要らないのですが、そういったことを配慮しながら、施策に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 町長には日本一住みよい町、日本一誇れる町を標榜されまして、素晴らしい施政方針と思います。私が町長に望みたいのは、この施策を具体的に推進するのは、進めるにはスピードアップが必要ではないかなと思います。計画は素晴らしいけれども、具体的にいつ何をどこで行うのか、いつまでに行うか、そういうことを示していただければ、さらにいいのではないかなと思います。また、国、県との太いパイプを構築されまして、施政方針の実現を目指してほしいと思います。これについてはいかがでしょうか。

また、次に10ページにありますように、地域おこし協力隊推進事業について、令和2年度も新規に募集をしますということですが、最終的に何人を目指しているのでしょうか。この辺も教えていただきたいと思います。

さらに、今年もミッション型ではなくて、ノーミッション型でいくのか教えていただきたいと思います。これを進めていく中で、職員の適正配置と職員の持ち場立場でのオーバーラップが顕在化し、モチベーションが低下するのではないかなと思いますので、このようなことがないように努めていただければと思いますが、こちらについてもいかがでしょうか、教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、答弁させていただきます。

まず、スピードアップが必要は、そのとおりだろうと思います。スピード感を持って、今回の計画でも、数値目標をしっかりと上げています。そこが達成できるように、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思います。

国と県との太いパイプは、おっしゃるとおり重要だと思しますので、しっかりとつくってきたいというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊は、来期の予定としては、活動9人を予定をしています。2人新規採用という形になります。従前もご答弁申し上げたことがあると思うのですが、10人というのが一応今の体制で管理できるめどかなと思っていましたので、そこを一つのめどにしています。来期は、今の予定としては9人です。地域おこし協力隊に関しては、ノーミッションではなくてフリーミッションにしています。フリーミッションということです。来た方が自分のやりたいことを言ってもらって、町のためになりそうだったら、いい人だったら採択をするという形にしています。

職員のところは、職員のモチベーションが落ちることがないように、そこはしっかりと管理をしていきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 再質問。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 町長から答弁頂きました。横瀬町職員も大変優秀な方がそろっておりますので、どうか地域おこし協力隊の皆さんと一丸となって、横瀬町の発展と町民の幸福実現を願うところでございますので、その辺の町長にリードして行ってほしいなと思います。意気込みを教えてください。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 人材は、横瀬町にとって大変大事だと思います。しっかりその力を引き出して、みんなで一緒に頑張っていきたいと思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。



◎議案第21号～議案第26号の説明

○内藤純夫議長 それでは、ここで前例に倣いまして休憩をして、休憩中に各担当課長より令和2年度予算6議案の細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 4時52分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議時間の延長

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたします。

会議を続行いたします。

○内藤純夫議長 それでは、休憩して説明を聞きたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時17分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎延会の宣告

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

延会 午後 5時17分

令和2年第1回横瀬町議会定例会 第6日

令和2年3月11日（水曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 工事請負契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、選挙第1号 横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、広報常任委員会委員の選任

1、広報常任委員会正副委員長の互選

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表 監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第21号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、議案第21号から日程第6、議案第26号までの6議案を議題といたします。

一括上程した6議案につきまして、議案第21号の細部説明が終了したところです。

引き続き休憩をして、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算についての細部説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時17分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時38分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号の細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説

明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程の6議案につきまして細部説明が終了いたしました。

これより質疑に移ります。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上歳出から各款ごとに進めていきたいと思っております。

なお、質疑の際はページ数をお示しして、要点のみを質問してください。

最初に、日程第1、議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第2款総務費に移ります。

質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 4点質問させていただきます。

1点目が、歳出の47ページ、企画一般事務費の中で、長尾根トンネルの期成同盟会の関係があるのですが、これの今のところ進んでいる内容というか、どんなことに、どんな会になっているのかというのを1点目で質問させてください。

続きまして、49ページ、集落支援設置事業ですが、これは昨日の施政方針で出ていましたが、この人材はどのような方を想定しているのか、選定方法とその辺をもう少し詳しく教えてください。

続いて、52ページ、国際交流推進事業費、これも施政方針で入っていたのですが、町内の外国人移住者との関係ですが、これももう少し詳しく内容を教えてくださいいただけますか。

55ページの移住定住推進事業の中で、これは説明でもあったのですが、該当者があったということですが、実際500万円の予算を取っていますけれども、この費用対効果というか、意義がしっかりあるのかどうか、その辺についてお伺いします。

以上4点です。よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 ご質問にございました関係でございます。

長尾根トンネルの期成同盟会の関係でございますけれども、進捗状況ということですが、私のほうでも今年度まだ会議のほうに出席しておりません。ただ、会議には出席しておりませんが、こういった秩父地域一体となりまして、事業につきまして進めている会議であると認識しております。

続きまして、集落支援の設置事業の関係でございますけれども、これは横瀬町の実情に詳しい、それとあと集落対策の推進について知見を有した人材、こういった方が町から委嘱を受けまして、町の職員と一緒に連携して地域への目配り、地域を巡回したり、状況を把握していただくというものでございます。なお、この集落支援員につきましては、総務省のほうから財源手当としまして、1人当たり上限350万円を上限に特別交付税措置が予定されております。実際どういった方ということでございますけれども、現在候補者を見つけておる状態で確定はしておりません。

続きまして、国際交流事業でございますけれども、これは町内の外国人住民の方を対象にしまして、横瀬にいらっしゃる外国人の方などにパンフレットなどを作成したり、多文化のいろいろな外国の文化の共生セミナー等を開催していく予定でございます。50万円の事業費に対しまして、財源は50万円の財源を頂くことになっております。

続きまして、移住定住のこの500万円の予算措置でございますけれども、これにつきましては現状1件ということでございます。今後、補正のときにも答弁させていただきましたが、この制度をさらに周知徹底して、利活用していただくように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

再質問。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 再質問をさせていただきます。

まず、最初の長尾根の関係ですが、会議に出ていないというのは、課長が出ていないということですか。今まででその会議の進捗というのは、どなたが出ていたかというところを教えてください。

それと、集落支援の関係ですけれども、国から1人350万円出るということですが、実際この横瀬町狭い狭いと言われてはいますが、農地に関して1人で本当に賄い切れるのかどうかというのが疑問なのですが、その辺はどうなのか。

国際交流推進事業、少し私の認識が違ふとあれなのですけれども、町内の外国人の方に横瀬の文化を知ってもらおうということが多少なりともあるのですか。すごく難しく、パンフレットをつくってもらうというのが横瀬を海外にPRするという意味でのつくってもらうのか、何かちょっとその辺が自分の中で今すつと入ってこなかったもので、もう一度その辺を教えてください。

最後、移住定住の関係は、とにかく前に進んでいいものができるように、一人でも二人でも、移住就業者が横瀬町に来るように努力をしていただければいいと思っています。

3点の再質問をお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 会議につきましては、誰が出席ということでございますけれども、ちょっと会議の開催通知と、今年度はその前というのですか、確認して、誰が出席したかということになるかと思いません。私のほうでは出席していないので、申し訳ないです。

続きまして、集落支援の関係でございますけれども、具体的にということでございますが、実際1人で横瀬町内を全部回っていただくというよりも、横瀬町が委嘱し、その集落支援員と町の職員で連携をしまして、地域の集落ですか、点検を行ったり、いろいろ話合いを通じまして、地域の点検をしていただくようなことになるかと思えます。

続きまして、国際交流文化推進事業でございますけれども、まず町内に住んでいらっしゃる外国人の方、こういった方を町内のまちづくりとか、あるいはそういった方々の必要な情報を日本語もあれなのですが、多言語で提供していくものでございます。それに伴いまして、どういったことをやっていくかという、町内に住んでいらっしゃる外国人の方をワークショップを行ったり、あるいは簡単なパンフレットで情報を共有していくというような事業を予定しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、何点か補足をさせていただきます。

まず、長尾根トンネルに関しましては、基本的に大きな進捗はございません。これは、3議連の活動ともリンクをしています。会議自体もほかの会議と一緒にやったりとか、時には書面であったりとかということもあったやに記憶をしています。3議連で分かっていない何かが進捗しているということではないです。

それと、集落支援員が足りるのかという話ですが、これはおっしゃるとおりで、1人でどこまでできるかというのはやってみないとということはあると思います。人選も具体的にある程度実績があってという方を想定してということだと思います。総務省の特別交付税の対象ということもあって、あまり誰でもというわけにはなかなかいかないかなというふうに思っています。町としては初めてのケースなので、しっかり取り組みたいと思います。

それと、国際交流のところは、最終的には外国人向けの町紹介パンフレット等につなげていきたいということだと思います。この機会を生かしてということ、昨日も一人も取り残さないということは申し上げたのですが、その中に日本語にアクセスできない方が町内にもいらっしゃいます。今、そこがまだ十分把握できていない状態で、初めてそこにアクセスするという、これは私にとってはその意味がとても大きくて、その人たちがどこで困っていて、どういうニーズがあるのかというのをこの機会に酌み取ればなんと、そんな思いも込めてやる事業であります。

それから、移住定住の推進は、これは県等との連動になるわけですが、この令和元年度はいい動きになってきたと思います。非常に使い勝手も悪くないと思いますし、移住を検討する際の魅力的なメニューということにはなるのだと思いますので、これはしっかり取り組みたいなというふうに思っています。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 1点です。長尾根の関係なのですけれども、これは横瀬町が関わる部分というのは明確に出ていますか。仮の話ですけれども、よくいうこの長尾根トンネル構想と聞くと、ミューズパークのところから横瀬側のほうにもトンネルを抜くというのが長尾根トンネルの構想だというのは、いろんな方からお話が出ていたのですが、この期成同盟会の中でも、そういう内容になっているのかどうか、最後その確認だけ。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 出ていないと思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。質問は、項目で5つございます。

まず、39ページなのですが、39ページの真ん中辺、公用車運行管理事業の前に、昨年だと自治功労者等表彰式の事業が入っていたのですけれども、こちらはどこかに移ったか、どこかに組み込まれたか、それをひとつお願いします。

また、次が48ページなのですが、今までも何度かこの議会の定例会の場において出てきている外部専門家の招聘委託料に関しまして、530万円昨年計上があって、今年はそれがなくなったことによる減額というお話でしたが、今までアドバイスを頂いて、今後はいいということなのか、そこのところをお願いします。

3つ目でございます。49ページの地域おこし協力隊事業の中の起業支援事業、昨年200万円の計上で、今年300万円の計上、1人100万円までということで、昨年2人、今年3人ということですが、昨年の200万円はどのように使われた、どのような事業になったか、それからまた今年の3人分というのは、今現時点

でこんなような話を聞いていると、方向性、あれば情報をお願いいたします。

また、同じようなところの項目になるのですが、エリア898に関して、地域おこし協力隊のこの部分での施設設備等修繕費とか、そこのことなのだと思うのですが、ここのところ議論で出ています防火管理者の件なのですけれども、今度農協さんと話合いをするということで、阿左美健司議員の質問に副町長のほうからお答えがありましたので、そこでのお話になるかと思いますが、防火管理者の私も一応それを持っているので、見ると、集会所とかというところの部分にあそこは該当すると思います。1項の口ということになるのですが、一方、農協のほうは事務所ということで、15項になるのですけれども、選任を要する収容人数というのが事務所のほうだと50人なのです。集会場だと30名なのです。ということは、火事、火災の可能性がより高いのは、エリア898という捉え方になるので、そういった意味でも、農協のほうの2階にも集会所はありますので、そちらがどういう捉え方なのかにもよるのですが、防火管理者を置いたほうがいいのかということをお考えですが、そのあたりそのときにぜひ話し合っていたいただきたいと思います。そちらが1点でございます。

次に、5点目になりますが、65ページになります。選挙関係の、申し訳ございません。65ページの選挙啓発事業になります。こちらは、昨年同額の計上になりますが、18歳、19歳が選挙権をようして一定期間がたちました。18歳、19歳の新しく選挙権を得た層の投票率、具体的な数字が分かればここまで、ただここまで選挙があったかどうか、すみません、そこまで確認していなかったのです。そこに関する啓発内容、どういふことをその層にしていっていかうことをお願いいたします。

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 エリア898の防火管理者というところにつきまして、お答えを申し上げます。

私ども、先日ご説明申し上げたのは防火管理者が建物の管理ということでJAさん、火元管理者について今後話ししましょうということでご報告申し上げたところです。今のご指摘も踏まえまして、今後JA様と話をしてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 向井議員の質問に答弁させていただきます。

自治功勞者の表彰がないということでございますけれども、今年度は表彰等を予定しておりませんので、予算計上は行っておりません。

続きまして、外部専門家がないということでございますけれども、これにつきましてはそもそも……すみません、申し訳ありません。

続きまして、地域おこし協力隊の質問に答弁させていただきます。1人100万円の起業支援金でございます。これは、令和2年度におきますと、今の地域おこし協力隊のうち3人の方が該当になってきます。この起業支援金につきましては、3年の任期のうち、1年前から、それと任期が終わってから1年後、この期間は起業支援金が受けられるという規定があります。向井議員ご指摘の200万円につきましては、前年度起業支援の利用がなかったということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 外部アドバイザーの件でございます。これまでお願いをしまして、いろいろとアドバイスを頂き、あるいは共同させていただきました。立ち上げのところでいろいろな貢献をしていただいたと思っております。来年度以降はない状態で、自走してまいりたいなと思っております。これまで頂いた助言、あるいはノウハウ、それから事業を引き継いでいくという形で自走してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから選挙の関係について答弁をさせていただきます。

そもそもこの啓発費につきましては、明るい選挙推進委員さんに対する啓発運動の講習会等の参加費用ということの費用ということでございます。18歳、19歳に特化した啓発というお話ですが、町内には高校とかがない関係もありまして、なかなか特化した研修については行っておらないのが現状でございます。ホームページ等を活用して、若い方たちにも投票に参加していただけるような啓発は今後も続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。1点だけなのですが、選挙啓発事業に関しまして、ぜひ進めていただきたいところなのですが、先ほどすみません、私調査不足で、選挙自体はあったのですが、投票があったかどうかということで独り言のように申し上げてしまったのですが、実際にこのところのその期間で投票あったと思いますが、その投票率、18歳、19歳の投票率が分かれば教えていただきたいのですけれども。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 今手元のほうに資料がちょっとないので、もし実際に行った参議院の補選、すみません、知事選挙があるかなと思うので、知事選挙についてのみということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○守屋敦夫総務課長 調べて、後で回答させていただきたいと存じます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、40ページです。昨年、この広聴広報の関係ですが、ホームページのリニューアルで500万円ということでありました。今年もホームページ、このホームページの更新委託料ということは、逐次委託すると思うのですが、そういう形で解釈でいいかどうか、あとはホームページの保守委託料、去年つくったのにもう保守委託がこういうふうにかかるのかどうかというのが1点目であります。

2点目であります。41ページになります。この中でグループウェアの管理運営事業であります。サ

一パー更改業務委託料ということで、このサーバーについては、パソコンを取り替えるのだから、あるいはソフトの更新なのかということの中身についての説明をよろしくお願ひしたいということでありませう。

それから、45ページです。ここで一番45ページの上のところ、本庁舎の昇降機改修工事がほぼ3,000万円近く予算計上されています。こういう中で昇降機の保守点検委託料が30万1,000円入っていますので、修繕するのにこのときの保守委託料が入ってくるかどうかということなので、年間でいくなれば、月割になるのではないのかなというふうな気がしたので、そここのところの点をよろしくお願ひいたします。

それから、同じく45ページですが、財産管理事業でP C Bの含有機器の廃棄処理業務委託料ってあります。これはどんなもので、どこにあるかということについてであります。幾つかということについてよろしくお願ひします。

あと、54ページです。うららかよこぜの推進事業であります、ふるさと納税のシステムということ、ふるさと納税の返納金とか、返納ではない、報償品とかというのが上がっています。財源の問題で見ますと、ここにふるさと納税、私が、いや、入っていますよということであれば、ここにあるけれども、財源にないので、そこはどうしてかということの中身であります。

以上です。5点です。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから41ページのグループウェアの管理運営事業の関係について答弁をさせていただきます。

補足説明のほうで、細部説明をさせていただきましたが、L G W A Nの接続系サーバーの機器の入替えということで、ソフト、ハードともに改修をするような形でございます。基本的にはサーバーの構築、それとネットワークの構築、それから現行サーバーの撤去廃棄料というような内容になります。

次に、45ページ、本庁舎のエレベーター改修に伴う昇降機の保守料の委託点検料についてのお尋ねでございますが、こちらについては十二月分を計上させていただいております。今、エレベーターの改修工事をこれから行うわけでございますけれども、入札等を行った後に、使用停止期間等についてどの程度になるのか、再度業者のほうと詰めまして、必要なその期間について確定をしたタイミングで、減額のほうをさせていただく予定で考えておりますので、今のタイミングではまだその停止期間が不確定のため、十二月のほうの計上をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 まず、ホームページの更新の関係でございます。昨年行いましたホームページ更新でございますが、これは内容をホームページを一新するという意味の更新でございます。今回更新ということでございますけれども、全面的な更新でなく、軽微な更新が発生した場合の更新委託ということでございます。

続きまして、P C Bにつきましては、旧芦ヶ久保小学校の体育館がございませうけれども、そこに体育館にございませう電気、電気の安定器でございます。これは、電気の安定器につきましては、高濃度のP C Bということでございますので、処分するというところでございませう。

続きまして、ふるさと納税につきましては、寄附金でございますので、一般財源という扱いになっております。充当は行っておりません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明で、ホームページの更新委託料につきましては、軽微な委託という、私はこのホームページは逐一変えていくとか、情報が入ったらそこを変えていくという形で見るので、そうかと思ったのですが、そうではなくてそのホームページを管理していくというのは、どの項目になるのかについて、再度そこはよろしく願います。

ホームページの保守委託料についての回答がなかったので、これ127万5,000円、すごく高いなって思うので、そこのところどうかというのについてのもう一度よろしく願います。

それから、2番目ですが、サーバーの更改業務委託料で、中身は機器購入とかってあります。これは委託になるのですか。改修工事だとか、更新工事とかという工事ではなくて、委託になるのかどうかの確認をもう一回よろしく願います。

あとは、芦ヶ久保の小学校の照明器具ということなのだけれども、これは改修工事とセットではなくて、改修工事は改修工事として取り替えて、出てきたものをこういうふう処理するのかどうかについて、もう一度よろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 グループウェアの関係については、工事が委託かというご質問でございますが、委託で予定しております。委託でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 ホームページの更新、委託の件でございます。今年度、ホームページのほうをリニューアルするわけでございますけれども、初年度に恐らくある程度まとまった更新事情というのが出てくるであろうというところをもって、この更新のところを計上させていただいております。ですから、恐らくは初年度の特事情というところになるかと思っておりますので、これがずっと続くということではないということでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 ただいまのホームページの関係でございます。更新のほかにホームページ保守ということで、1年間の運用サポートあるいはシステムサポート、メンテナンスサポートをお願いすることになっております。予定でございます。今までの金額でございますけれども、今までのホームページ、セキュリティ面で脆弱、あるいはスマートフォンにも対応していなかったということから、利用者からはとても使いづらいホームページとなっておったということで、今回このような予算を計上しております。

続きまして、PCBと改修の関係、工事の関係なのですが、今年度行っておる耐震工事、改修工事、あれは木造校舎の部分で、体育館のPCBの工事につきましては、今までの工事とは別のものではご

ざいます。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ホームページ更新委託は、これが運用サポートということでのところだそうです。去年から111万9,000円プラスということになったので、スマートフォンとも対応ということなのですが、なかなか更新が遅いというか、リンクはされていないとあって結構感じられるのです。そういうところはぜひ早目の対応、それから……質問だから、これはやめましょう。

あともう一個、PCBを廃棄するということは、やめるということは取らなくてはできないわけなので、それは工事に伴って、もう工事は済んでしまっているかどうか、まだこれから工事をして、外したのをPCBの廃棄処理をしてもらうのって、そこのところなのです。もう機器はここにこれだけそろっているから何基だから、これで安定器のところはこういう業者に出しますというかどうか、その確認です。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 予算が議決いただいた後でないと、当然工事は行わない予定でございます。

あと、ホームページにつきましては、議員ご指摘のとおり使いづらい、なかなかリンクが分かりづらい、そういったご指摘、結構声を頂いております。そういったことに気をつきまして、使いやすいホームページをつくっていければと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません、10点ぐらいありますので。

まず、40ページの今浅見議員からもありましたが、ホームページの更新委託料、詳細は何となくは分かりますが、リニューアルの前後の維持費の問題です。維持費はどっちが高いのか安いのか、高い、安いどれくらい割合、金額でもいいですし、割合でもいいですし、分かれば教えてください。

それと、今も浅見議員ありましたエレベーターです。3,000万円もかけるのですから、その管理というか、保守点検料ぐらいまけてもらう交渉をしてください。

それと、45ページの施設管理委託です。これ恐らく芦小だと思われれます。芦小のことに管理に関しては、平成30年度の行政評価のところに、今後も有効利用したいというふうに、拡大だっけな、拡大というふうに今後の方針が出ておりますので、今後どういうふうに、設備とか施設の維持管理もありますが、どのようなことを考えているのか教えてください。

それと、47ページの一番下、持続可能な発展を目指す自治体会議負担金ですか、すみません、これ何なのか教えてください。

それと、48ページの企業等職員受入負担金、まず基本的なところからお願いいたします。JICAとは何か。JICAのどういう事業から横瀬町に、今年度も来ていますが、どういう事業から発生して横瀬町に来ているのか。今来ていただいている方の選考について、JICAにお任せしたのか、こちらからの要

望をしたのかどうかです。

それと、同じく48ページのよこらぼです。向井議員もありましたが、今年外部専門家がありません。よこらぼ自体のホームページが、国から来た補助金でリクルートにつくってもらって、この何年か外部専門家も国から来た補助金で、その外部専門家もリクルートのOBということ調べて分かりましたが、この外部専門家の補助金というのは何年間の補助金だったのか、補助金が切れたからやめたのか、その辺を教えてください。

それと、ここに施設管理委託料8万5,000円がありますが、これはどこなのか。

それと、よこらぼのホームページのサーバー使用料かな、19万円、どこが管理しているのでしょうか。私が以前一般質問させてもらった審査会委員に町長が云々というところの表記は直ったようですが、ほぼ3年ぐらいそのままだったので、この19万円の価値があるのかどうか教えてください。

それと、48から49ページの地域おこし協力隊です。各費目があります。自動車燃料、電気、水道、PCリース、建物借上料、車のリース、起業支援、ガス代もろもろ活動業務委託ありますが、人数は9人ということを知りましたが、それぞれの科目ごとにプラス・マイナスが混在しております。その混在する理由を教えてください。

それと、あと活動業務委託に今回から人件費の部分になりましたが、委託内容というか、個人個人委託の内容が違うと思いますが、その委託費にはどこまでが含まれるのかを教えてください。

それと、すみません、基本的なことです。地域おこし協力隊、ミッション型とか何とかミッションとかいろいろありますが、3つぐらいあったと思うのですけれども、日本語で言うと何というか教えてください。

それと、49ページ、集落支援設置事業、黒澤議員もありました。私もいろいろとあれなのですけれども、これ国からの補助金ということで、わざわざ1人選定するということですが、町内の人を想定するのか、町外の人を想定するのか。わざわざここで補助金をもらって考えなくても、手当を考えなくても、横瀬町には職員の中で各地区担当窓口の職員の方もいますし、区長さんも頑張ってもらっているのです、わざわざこういう役職を設けなくても、その方々たちへのサポートをしっかりすれば、何とかその辺のことはもっと細かく見守りができるのだと思います。こういう人を委託とはいえ入れますと、それを管理する役場の職員も必要になると思いますので、その辺の労働もかなり増えると思いますので、補助金の申請ですとか会計のこととか、労働が増えると思いますので、そんなのならばやらなくていいと思いますので、その辺ご意見をお聞かせください。

それと、52ページ、国際交流推進、ここに翻訳業務委託料24万円、私は英語とか外国語は全くさっぱり分かりませんが、横瀬町にはJICAから来たすばらしい人材がいらっしゃると思いますので、この方に翻訳業務をやっていただければいいのではないかと思いますけれども、その辺のご意見を教えてください。

それと、54ページのうららかよこぜ推進事業、ふるさと納税の報償金というか、ふるさと納税に関するところがここに出ておりますが、報償品、返礼品か、返礼品を新しく追加したりいろいろありますが、今年、去年、今年度かなり金額増えました。受入れ寄附金額が増えましたが、今までのところと新しいものとそれぞれ伸び率というか、寄附してもらった方の希望の返礼品の割合ですか、新しかったり古かったり、その辺分かれば教えてください。寄附金額が増えました、増えましたということが今までの説明で

もありますが、ふるさと納税に関わる経費の合計、これが幾らかを教えてください。

それと、55から56の移住定住に関してですが、これも平成30年度の行政評価のところ、ふるさと納税、ごめんなさい、同窓会のところなのですが、行政評価のところ同窓会事業がふるさと納税につながらなかったのは残念であるというふうにコメントがあります。原因が何か自己分析ができていますのかどうか教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 いただいた質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 私のほうからは、エレベーターに伴う委託料の関係ですが、工事業者さんと保守の委託業者さんが通常の場合、異なる場合が多いので、その辺の交渉というのはなかなかしづらいのかなと思いますが、同じそういう業種を持っているようなところでうまく調整ができるようなことがあるかどうかは含めて検討してみたいと思いますが、基本はちょっときついのかなと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうからは、JICAについてご回答を申し上げたいと思います。

国際協力機構ということで、日本政府の海外援助を行っている機関でございます。ここから横瀬町に人を出していただくという経緯については、以前も少しご説明申し上げたかもしれませんが、JICAさんのほうで国内における事業の経験を積む、あるいはネットワークをつくっていく、自分たちのできるノウハウを地方創生に生かしていくということを目指し、国内への人材派遣というのを検討されておりました。それに対して私どものほうも、いろいろな人材、多様な人材、それから我々がふだんは持っていなかったような人材、これを入れることによって、町政を進めていきたいというニーズがございました。そういったことを先方とお話をする中で、派遣をしていただくということがまとまったものであります。人選につきましては、私どものほうから、こういった人材が欲しいということ具体的に申し上げました。結果としては、今のまち経営課で働いていただけるような人材が欲しいということをお願いし、JICAさんのほうでは、社内的に、組織的に公募、それから面接等々の審査を経て人選がされ、現在に至っているというところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 では、時間の関係もありますので、私のほうから。

まず、1番のホームページのリニューアルの維持費がどうなるかですが、従前のホームページの運営はなかなか難しい面がありまして、一つはセキュリティーがかなり脆弱であるということ、それから使い勝手のところで、スマホのリンクとかもできていないということもありましたので、基本的にセキュリティーを強化して、かつ使い勝手をよくするというのを今回やりますので、維持費は上がる形にはなろうかと思っております。

それと、これが一つと、それから12番目の集落支援員、想定しているのは町内の、まだ決定ではないですけれども、想定は町内の人のほうが想定しやすいということだろうというふうに思います。これは、確

かに役場の人をやればという部分もあるし、管理がというのはありますが、我々として明確な役割期待を持ってやってもらうという形にはなろうかなというふうに思います。耕作放棄地の問題だったり、あるいは農協さん、すみません、農家の方とのネットワークづくりだったり、いろいろ今まで以上にやっていきたいところがあるので、そういったところで力を発揮していただくということを期待しています。

それと、その前か、11番、ミッション型というのは、ミッション、やってもらうことです。やってもらうことがあらかじめ決まっていて募集をするのか、ある程度フリーにして募集にするのかという違いで捉えていただければいいかなというふうに思います。横瀬町は、地域おこし協力隊の採用市場の中で、よりいい人材を取るというところもあって、こちらのほうから、この仕事をやってもらうという特定をしないでまず募集をしてもらって、一定条件を満たせば面接をすると、そういうステップを踏んでいますので、横文字でいうとフリーミッション型と言っていますが、意味はそういう意味であります。

取りあえずそんなところですか。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 47ページの持続可能な発展を目指す自治体会議について、私のほうからご説明申し上げます。

通称クラブヴォーバンという片仮名の表記になりますけれども、ということでやっておられる団体でございまして、専門家のグループ、それから全国の、正確な数を今ちょっと失念しておりますので、また補足をしたと思います。幾つかの自治体が加入をして、定期的な情報交換、情報共有、それから研修等による知識を高めるといったことをしている団体、取組でございまして。我が町といたしましては、特に省エネあるいは再エネルギーの活用等々について、いろいろな情報交換、それから情報入手、それからアドバイスを受けながら、必要な町政の中に生かしている。具体的には地球温暖化の対策の計画にその知見を生かしているというところで町政の中に生かしている、あるいは今回SDGsということを取り入れてまいりますけれども、そこの特に環境分野については、非常に専門家がそろっておりますので、いろいろ相談をしながら諸所を努めているという、そういう団体になります。ちなみに、昨年从小鹿野町さんも加入をされまして、昨年は共同でこの地元での研修会というのを開いたという、そういう存在でございまして。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、45ページの施設管理委託料がございまして。芦小の管理でございまして、今後どのように考えているかということでございましてけれども、今年度、木造校舎の簡易耐震工事も終わり、また来年度以降、利活用を積極的に取り組んでいきたいと考えております。特に老朽化している建物ですので、安全面でのケアは注意していきたいと考えております。

続きまして、よこらば外部専門員のご質問でございましてけれども、3年間やっていただきまして、成果を頂きまして、今年度完了ということにさせていただいております。

続きまして、地域おこし協力隊、いろいろ混在しているというご質問かと思っております。補正のときにも答弁させていただいた増減、加入、協力隊として加わっていただく時期、あるいは協力隊の方には建物、ア

パートです。アパートを経費ということで持っておるわけですが、横瀬町内のアパートの金額にもよります。

それと、今年度ですと、中途からやはり入った方の年度予算、あるいは新年度からのアパートの関係もございまして、そういった入り繰り、出入りで増減ということになっております。

次のふるさと納税のご質問につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

それと、移住定住促進事業におきまして、同窓会、ふるさと納税につながらなかった、これは議員ご指摘のとおり反省点でございます。今後、ふるさと納税につなげていくような努力をこれからも重ねてまいりたいと考えております。

それと、地域おこし協力隊の委託に関しまして、どんな委託内容になるかでございますが、主なものにつきましては、委託の業務としまして、地域コミュニティーの活性化に関する活動、SNSやその他媒体を通じまして情報発信をしていただく、あるいは地域資源の発掘、あるいは活用に関する活動、それと活動拠点に関する活動でございます。

それと、もう一点、8万5,000円の関係でございますけれども、管理委託としまして、シルバーのほうの委託等を考えております。

続きまして、ホームページの19万円、これをどのような内容ということでございますが、これにつきましても、この議会で更新ができていないということで、そういった指摘がありまして、ホームページにつきましては極力更新なり管理、安全面の管理等を行うように気をつけております。今後一層気をつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。十何件ありがとうございました。

それでは何点か、芦小のところですが、施設管理委託の、もうそろそろ何年か、コスプレか何か何年かもうここもたつし、あと廃校の施設も全国にかなり増えますから、耐震工事、その他もいいのですが、もうちょっときれいにあそこしてもらいたいし、貸し出し施設としての管理をちゃんときちんとしないと、そろそろ飽きられる時期が来ると思っておりますので、その辺のことをどう考えているかお聞きします。

それと、企業等職員受入負担金ですが、今のようにこちらの要望をJICAのほうへ伝えてとありました。こちらの要望というところですが、こちらの要望というところが横瀬町の弱いところになると考えて、恐らくお願いしたいと思っております。そういうところを役場の職員の中で何とかしようという考えがあったのかなかったのか、今後どうするのか教えてください。

それと、よこらぼの委託管理の8万5,000円はシルバーにということですが、どこを管理してもらうのか教えてください。

それと、地域おこし協力隊、アパートと言いますが、アパートは建物借り上げが去年495万円が今年6万円なので、ここに入っているとは考えられないのですがということと、ガス代が今年度ゼロになっていきます。私、よく分かりませんが、898のところにはガスはないのかどうか、あるのかどうか分かりません。

それと、業務委託の内容ですが、コミュニティーの活性化にということありましたが、その辺の進捗管理なり成果の評価方法なりはどのようにするのか教えてください。

それと、すみません、先ほど答弁漏れで、国際交流推進の翻訳業務をJICAのあれにお願いしたらいいのかというのが漏れていましたので、それ1点お願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいま、3番、阿左美議員の質問中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 正 午

再開 午後 零時59分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎答弁の補足

○内藤純夫議長 先ほどの質問に答弁漏れがございましたので、ここでさせていただきます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 すみません。先ほど答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。

埼玉知事選挙における18歳と19歳の投票の状況についてでございますが、18歳のほうからまず申し上げさせていただきますと、当日有権者数が96人、投票者数が24人、投票率は25%でございます。19歳につきましては、当日有権者数が78名、投票者数が16名、投票率が20.51%、トータル当日有権者数が174名、それから投票者数が40名で、投票率は22.99%でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

旧芦ヶ久保小学校の施設管理でございます。きれいに貸し出すようにというご質問でございます。令和2年度におきましては、清掃費あるいは樹木伐採、これらにつきまして、予算を前年度よりも増額して計上しております。きれいに清掃に努められるようにしたいと思います。

続きまして、シルバー管理の8万5,000円、どこというご質問ございました。これにつきましては、よこらば等で採択された事業、あるいはイベントで必要となる場合に委託、それとエリア898の管理人等を想定しております。

続きまして、地域おこし協力隊の業務委託の関係でございます。これにつきましては、業務どんなことをやるのかのもちろん予定の共有、それと活動日誌を作成していただいたり、活動報告書あるいは面談等を適宜行っていきたいと考えております。

それと、ふるさと納税につきましての実績でございます。ふるさと納税、データがちょっと前になって

しまいますが、2月13日現在で、収入が2,670万5,500円でございます。支出、これに伴います経費です。の合計が1,310万8,836円でございます。

続きまして、ふるさと納税の寄附実績でございます。主なものとしまして、メリノン羊毛の製品です。これが大幅に伸びております。全体の67.4%でございます。ほかにはシャインマスカット13.9%、イチゴ12.1%ということになっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 それでは、3番、阿左美健司議員の再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、JICAから受け入れている方の関係の答弁を2つさせていただきます。まず、受入れということでございますけれども、こちらのほうから人材についての要望を出したというところでございます。何かの専門家として呼んでいるわけではございません。町で活躍できる人材として、まず呼んでいるということが前提でございます。そして、要望は弱いところを言ったのではないかということでございますが、今年度進めたい事業の中で、足りていないところを言ったということではございませんで、今年度やるところのフォーメーションの中でより強化したい部分については申し上げたつもりでございます。また、総合的に私どもの役場の中でご活躍いただけるような人材が欲しいということで、お願いをしたところでございます。その部分について、職員への影響ということでございますけれども、もちろん職員の方にいろいろな面で能力を伸ばし、幅をつけていただくということは我々のやるべきことだというふうに考えております。今回、JICAの方に来ていただいたことで、我々が今まで持っていなかった経験や知識、能力等々を皆と一緒に共有することによって、職員の能力、それからその経験の幅というものを伸ばしていけるというふうに期待しております。この後もできるだけ仕事をその他と一緒に過ごしていただく、あるいは協働するというのを増やしていくことによって、職員の能力を高めるところにも作用をしていく、そういう関わり方をしていきたいと、していただきたいというふうに思っておりますし、そのようにマネージをしていきたいというふうに思っております。

それから、国際交流推進事業の翻訳の面でございますけれども、英語だけではないというのがまず物理的には事情としてはございます。それから、今も申し上げましたように、受入れの人は技術家としてお呼びしているわけではございませんので、できるところについてはもちろん今でもやっていただいております。英語能力を今の仕事の中で生かしていただいているところはたくさんあります。ただ、今回のこの事業の中で、その配布物、成果物としてふさわしいものをつくるというところには、必要な手続は取っていきたいというふうに考えておりますので、こういった形で予算のほうも計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、51ページですけれども、今回会計年度任用制度が始まりましたので、区長さんの報酬等が今までと違った形で出てきているのですけれども、従来と同じような計算方法で区長報酬については決められているのかどうか。

それと、やはり全体的にパートタイムにしても、会計年度任用職員増えていきますので、そういう中において区長さんの報酬等も、あるいは特別職の非常勤の方の報酬等も、私はもう見直す時期ではないかな、そんな気がしています。今回はやむを得ないとしても、この辺を見直すことをまずお願いをしたいと思います。その点のお考えを一つと、何回か聞いております、53ページにあります地域乗合バスの関係なのですけれども、この過疎バス対策につきましては毎回疑問に思っていて、これがなかなか改善されないできているのですけれども、私は定住自立圏の中でもいいのですが、やっぱりしっかりと方向性を出してもらったほうがいいかな、いわゆる公共交通を残す必要性もあるのですけれども、赤字の補填については、当初発足したときの補填の仕方が大分違ってきています。それは、県も財政が厳しいということで、どんどん切ってくるのです。切られたほうは財政が厳しいのです。それなのにまた厳しい状況が続いてくる。これを何とか正すようにやっぱり働きかけをしていただきたいな、そんなふうに思うのですが、この2点についてお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 私のほうから、区長報酬の関係が支出科目が変わったということに伴って、支出すべき報酬等の額がどうなったかというご質問かと思いますが、今までと同じ額で、令和2年度の予算のほうには計上をさせていただいております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから2つの質問にお答えしたいと思います。

まず、区長さんや非常勤の特別職の報酬に関してなのですが、問題意識としては持っております。これも様々な情報等を入れながら、先々どうするかというのはしっかり考えていきたいというふうに思います。

2つ目の地域乗合バスのところはおっしゃるとおりです。これも問題意識としては持っていて、今地域公共交通のいろんな見直し等もこれから図っていきたくと思っています。足としてのブコーさん号というのと併せてこの町の将来の公共交通機関どうあるべきかというのは、しっかり考えていきたいなというふうに思っています。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、この移住の関係の支援金の要件をもう一度教えてもらいたいのですけれども。支援金支給の要件というのがあるわけですね、何か。それをもう一度教えてもらいたいのと思います。

それと、職員の研修に関わる費用というのは総額どれぐらい、項目別に、その辺をちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 関根議員から移住支援金制度のご質問でございます。この支援金でございますが、世帯においては100万円、単身では60万円を支給する制度でございます。移住先としましては、東京23区在住者または通勤者ということでございます。移住先につきましては、2019年、昨年4月1日以降に秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町に転入してきた方が対象となります。就業先につきましては、埼玉県または他の都道府県が開設するマッチングサイト、これは詳しくは埼玉県のホームページになりますが、移住支援金を対象としている求人のところに就職した方が対象となります。また、起業につきましては、埼玉県の起業支援金補助事業の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時におきまして、この交付決定日から1年以内であること、これが主な要件でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、職員研修についてのお尋ねでございますが、額的には40万円ということで計上させていただいております。内容については、これから検討するところもございますが、人事評価の関係とか、それからファシリティマネジメントの関係、それから男女共同参画等について費用がかかるもの、かからないものもあると思いますが、そちらのような研修をまた実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 移住の件については、移住してきて、その要件に合った方に世帯で100万円、個人では60万円ということですが、そうすると初期投資ということで理解して、初期にかかる経費の補填ということで考えていいのかどうかということです。

それと、来たけれども、すぐいなくなってしまった場合にどうなるのかってありますよね。半年でいなくなりましたとか、来て何年はやりましたという、そういう決めがあるのかどうかということが気になりました。

それと、研修についてなのですが、これは提案なのですが、以前に民間の企業です。例えば百貨店だとか、そういうところで研修したことがあるのです。やっぱり若い人が結構入っているので、実は業種の異業種と研修するための、したらいいのではないかなって、もうそれをやらなくなっただけでも、そういう時期がありました。秩父の百貨店、そういう販売でもいいし、いろんな業種があると思うので、接客だとか販売員だとか、そういうのだと取っかかりやすいのかなと思うので、短期でもいいですから、そういうほうにも目を向けて、改めてそういう研修をしたらどうかなと思います。当然役場スキルとしては、そういういろんなファシリティーですか、そういうのを身につけるとかいうのもあるでしょうけれども、一般のそういう企業に出向いて、町が提携して異業種と、それに派遣してやるということも大事なかなと思うので、ぜひそういう面で予算化もしてもらいたいと思います。今後検討して

ください。

それと、県の派遣はもうなくなっているのですよね。なくなっていない。それを一言。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 この条件でございますが、移住した市町村に移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有しているということでございます。ですので、これに基づいて審査し、支給するような形になるのかと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 職員研修の関係の再質問についての答弁でございますけれども、議員おっしゃるように異業種、業種が異なる民間等の派遣については、従来も実施をしておりました。毎年基本的には民間企業の派遣等についても検討はさせていただいておりますけれども、ここのところ期間が、先ほどもありましたけれども、10日から2週間程度ということで、職員としてはほかの研修から比べると期間が長いというようなこともありまして、少しちょっとここのところ見送っているところがあるのですけれども、その辺については毎年毎年一応検討して、今後も引き続き必要性について検討しながら、また考えていきたいと思っております。

それと、県の派遣につきましても、実務研修と相互派遣というのが今までもございまして、その辺についても技術者の育成だとか、いろんな部分でも必要なところがありますし、市町村課等への派遣等もございますので、またそれについては毎年毎年基本的には派遣するかどうかについても、町としても検討はさせていただいております。来年度につきましても、それについては必要なタイミングで検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○守屋敦夫総務課長 ここ2年間は派遣しておりません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1点だけお願いいたします。

73ページになります。シルバー人材センターの補助金なのですが、昨年この場でも私、シルバー人材センター補助金額が前年同様だがアクティブシニア事業との連携を含め、増額するべきではとご質問申し上げております。今、その対象の人数も増えていると思います。そういった中で昨年の答弁といたしましては、現状としては適正額と考えているが、今後を見据えた上では増額の必要性を感じている。アクティ

ブシニア事業の連携はできればよいなと考えているとありましたが、この現在の状況、今回も同じ同額計上でございます。お聞かせください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

シルバー人材センターに対する補助金590万円につきまして、今年度も検討はいたしました。国からの支援も同額の支援ということもありまして、足並みをそろえる意味で同額計上とさせていただきます。今後、十分に内容は検討すべきと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2点あります。1点目が今の向井議員とちょっと重複する部分があるのですが、74、75ページでアクティブシニアの関係です。非常にいい事業なのですが、これのもう一度対象年齢が下は幾つからになっているのかの確認と、開催時刻の変更というか、基本的には日中やっている事業が多いのですが、なかなか参加できないという声もよく聞きますので、その辺どういうふう調整しているのか教えてください。

それと、2点目が83ページの小児科オンラインの関係です。これはちょっと補正予算のときにも少しお話が出ていましたが、いい取組で、利用していますという利用者の声も私のところによく届くのですが、一方で横瀬以外の方からも非常に興味のある事業で、ぜひ参加したいのだけれども、何とかならないのかというお話もよく頂きます。過去に「ほっとハグくむママサロン」的なものが横瀬の事業から広域化に定住の関係で移ったということもありますので、そういう発展性に関してはどういうふうに捉えているのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 まず、アクティブシニア事業の年齢の部分であります。基本的には60歳以上を対象とした事業としております。ただ、県のほうと協議をいたしまして、中には50歳以上であっても対象として構わないというような指示も受けておりまして、そういった対象年齢としております。

時間帯につきましては、講師をお願いしていることもありまして、日中に行うことがほとんどになっております。今後、要望等があれば、その辺は加味していきたいと思いますが、現状は日中と考えております。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 小児科オンラインの発展性ということについてお答えさせていただきます。

ママサロンについては、こちら横瀬町でもママサロンを開始したときに物すごい反響を頂きまして、ほかの他市町村の議員さん等も見学されて、かなり反響を呼んで定住自立圏事業として実施ということになりました。小児科オンラインにつきましても、いいなという声をお聞きするのですが、まだそこまですべてちょっと反響を頂いていない状況だと思います。今後何かあればまた対応していきたいと考えております。

す。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ページ数74ページ、高齢者見守りネットワーク推進事業の中で、先日も答弁頂きましたけれども、現状と今後の啓発活動はどのようにしていくのかをお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 予算にあります見守りネットワーク推進事業であります。今までは、これで夏場に声かけ訪問というような事業も行っておりましたが、横瀬町には見守りネットワークという組織がありまして、年に2回ほど会合を開いておりますが、そういった組織の中でそれぞれの加盟している団体が日頃の活動の中でさりげない見守りをさせていただくというような形を取っております。そういった中でその団体ごとにやっただいて見守り事業につきまして、委託料等をお支払いしている部分もありますが、今後とも地域の中での見守り活動は続けていっていただきたいと考えて、会議等も開くように考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどお願いします。

1つは、72ページであります。新規の事業で、結婚新生活の支援補助金であります。県の事業で2分の1補助ということで、340万円未満で34歳以下と言ったのですか、それでこれはどういう支援をしているのか、現物支給かどうかという点が1点であります。

2つ目であります。78ページであります。78ページの中段です。基幹相談支援事業負担金ということで、1市4町で進めていくということですが、どんなことを行うのかというものが2点目です。

3番目であります。83ページで、先ほど黒澤さんのほうからですか、小児科オンラインの関係がありました。昨年まで県費補助があったと思うのですが、今年県費補助計上されていないというふうに思うのですが、そのところはどうかについての説明をよろしく願いいたします。

3点。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 結婚新生活支援事業についてのご質問でございます。こちらにつきましては、内閣府の結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援のために行う取組の中から、地域少子化対策重点推進交付金のうちの結婚新生活支援事業となっております。そして、この国の補助金について県を経由する間接補助金となっております。議員おっしゃいましたとおり、年齢のほうは夫婦いずれも34歳以下ということとなっております。こちらについては、対象経費がございまして、そちらについての支払いが分かる

領収書の写し等を添付して、交付申請をすることとしております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 基幹相談支援センターについてであります。これは障害者総合支援法の77条の2、第2項に規定がございまして、地域における障害者相談支援の中核的機関ということで、設置を義務ではなく設置をすることという規定がございまして。ただ、国も県もこれを積極的に設置するようにというような指導がありまして、秩父地域の自立支援協議会というところで協議した結果、それぞれの自治体の単独での設置は難しいというようなことから、1市4町で設置をすることになりました。内容的には障がい者のニーズが多様化しているというようなことがありまして、総合的かつ専門的な相談支援が必要であるということで、その相談に答えるという部分であります。負担金の割合につきましては、人口割、手帳所持者割等で決められた額を計上しております。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 小児科オンラインの財源のご質問でございますけれども、ふるさと創造資金を充当しております。これにつきましては、原則1年ということでございますけれども、小児科オンラインが産婦人科部門もということでグレードアップしたということで2年目も補助金を頂くことができました。3年目は補助金は頂いておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

再質問、5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 民生費の児童福祉費の財源の関係なのですが、小児科オンラインがここのところになって、今ふるさと創生ということなのですが、ここに今掲げているのは特別事業等4点なのですが、ここには入ってこなくてなのですか、再度のその説明をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 先ほどの小児科オンラインにつきましては、今年度は補助がありませんので、こちらの財源には入ってきておりません。

〔「今年度、来年度」と言う人あり〕

○浅見雅子子育て支援課長 来年度。2年間の補助金でしたので、3年目、来年令和2年度3年目になりますので、令和2年度については補助金はありません。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。1点お願いします。

103ページの子育て世代包括支援事業ですが、先ほど課長の説明の中で非常勤とか代替とか短時間1人ずつということで人材の配置をお聞かせ願いましたが、やっぱり事業の性格上、利用者からすると、担当者がころころ変わるよりも固定してやったほうがいいと思うので、この辺のマンパワーといいますか、その辺の補充というか、固定化というか、その辺でもうちょっとサービスの充実を図ってもらいたいと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

子育て世代包括支援センターでは、主に妊娠婦から就学前までの子供さんを対象に、専門職による相談事業や訪問事業を行っております。また、子育て支援課では、児童虐待等の担当課でもあり、18歳までの児童とその保護者への支援等、関係機関と連携をし、行っております。今後、ますます相談内容が複雑だったりとか、あとは多くの問題を抱える家庭への支援等困難が予想され、専門職の関わりというのが非常に重要になってくると思います。ただ、専門職の確保については難しい部分が多々あるのですけれども、現在の職員の質の向上も含めまして、必要な人員の確保については検討していきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどよろしく申し上げます。

96ページであります。今回、生活排水処理の基本計画策定ということで、5年間の見直しでということでもあります。生活排水の処理ということになると、全体的な点では合併処理槽で処理できてくるのではないかなと思うのですが、そこら辺の生活排水処理の基本計画、下水道との関係も含めて、どんなことを委託するのが1点であります。

2つ目であります。107ページであります。し尿処理の関係であります。し尿処理量が昨年比べて352万9,000円増えたということで、前年度の結果と、それから処理量の推移ということでありました。なかなかこういうのを一回一覽にしてみらしてみえるというように、それが一番いいのですが、処理量の推移というか、前年、何立米ですか、トンですか、こういう形になって、今年はどうだった、前年度の委託料はこうだったので、こうだったというふうな点をもう少し分かりやすく説明していただければと思いますので、2点です。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず1点目、生活排水処理基本計画策定事業がどのような内容かということでございます。この生活排水処理基本計画は、平成28年に策定しました。内容としましては、下水道の普及やくみ取り式単独浄化槽からの合併浄化槽への転換などを促進することにより、家庭から排出される水の浄化、公共的水域の水質浄化に役立terるといふものでございまして、この中に下水道の普及率だとか、浄化槽の普及を促進するといふ内容がありまして、この内容が下水道の補助金とか、浄化槽の補助金に影響するところでございます。

ので、専門的な計算をしていただいて、10年間の計画の中の後期5年間で策定するものでございます。

続きまして、し尿処理量でございます。当初予算の説明の中で、前年度の処理量を算定に使うということを説明させていただきましたが、ちょっと見直しましたところ、処理量についても前々年度でございましたので、訂正をさせていただきます。前々年度の平成30年度の処理量でございますけれども、横瀬町、生し尿といいまして、くみ取り式のトイレからのし尿が20万2,338リットル、浄化槽の汚泥につきましては、197万6,740リットルという量でございます。このトータル量は前年度とそう変わりません。ちょっとここで今平成29年度の量がデータとしてありませんので、ただ、推移としては、全体の量は変わらないのですが、くみ取り式のトイレから出た量は年々減っております。その分、浄化槽のほうの汚泥が増えているという傾向でございます。この算定に使うものとしては、し尿処理の秩父市と横瀬町の処理の総支出額から総収入額を差し引きまして、実際に処理をした量で割ります。それに対して横瀬町は、事務手数料料として14%の部分を上乗せをして、横瀬町の年間処理量をこれに掛けますと、令和2年度の基本の金額は、2,782万2,000円ということになるのですが、平成30年度の決算が固まりまして、そこで事前に横瀬町から委託料を払った分と差し引きをしますと316万4,000円が足りなかったものですから、先ほどの2,782万2,000円にこの316万4,000円を足しまして、今回3,098万6,000円ということで、予算に計上させていただきます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私は、下水道と合併浄化槽の管理という形で独自かなと思ったら、大本を決めるのは今回のこの生活排水処理の委託で決めるという提案なのですね。建設課と振興課の関係で、下水処理独自に建設課がこういうふうにごまかして決めたので、これで進めていくということなのですが、その大本となる計画は振興課のほうでつくるということの理解でよろしいか、もう一回確認です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 ご質問のとおりでございます。上位計画としまして、この生活排水処理基本計画でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 2点です。

111ページの棚田遊歩道の350万円、先ほど課長の説明の中で、無償の使用はまずいということづくるといことです。どういう歩道をつくるのか、今までとどう違うのか、無償の使用がまずいというのでは、無償ではなく買うなり借りるなり、きちんと契約関係をはっきりしてちゃんと使えばいいと思うの

ですが、その辺の考えはないのかお聞かせください。なぜかという、今あるものが本当にだめならば別ですけれども、ここで350万円かける意味があるかどうか分かりませんので、その辺の説明をお願いいたします。

同じく111ページ、一番下です。有害鳥獣の対策ですが、この過去3年間予算額ベースで見ますと、2,493万円、2,400万円、2,360万円と、大体減って減少傾向です。それに対して、先ほどもお話ししました行政評価の結果の報告では、この有害鳥獣の対策は拡大というふうになっています。こちらで拡大というふうに評価をしておきながら、ここで予算額が減額しているのはおかしいと思いますので、その辺の説明をお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それではお答え申し上げます。

まず、1点目でございます。寺坂棚田の遊歩道の整備事業でございます。こちらにつきましては、寺坂棚田の中の遊歩道の部分でございますが、その町有地を使っている遊歩道もあるのですが、多くの部分に個人の所有の土地が含まれています。その中で、今回公職の立場にある方の所有地を通っていることが分かりまして、現状のまま使わせていただくことが公職選挙法の禁止行為に当たるとということが分かりまして、それをどうしたら対応できるかということで考えたところ、その部分を買取ったり、有償での借入れをするということになると、同様の条件で今まで借りていた方々の影響が及ぶと考えまして、そのルートを変えることで、今回対応できるという考えでございます。この遊歩道のルートを変えることで、またその遊歩道の整備が図れますので、おいでいただく方に便利、気持ちよく歩けるようなルートとしてまたつくっていきたいと考えております。

続きまして、有害鳥獣の事業でございます。こちらにつきましては、この予算書に載ってくる金額は下がり傾向であります。このほかのところ、例えば町から秩父地域の獣害対策協議会に強くお願いしまして、新年度の期間に当たりましては、GPSで猿の行動状況を把握するということをお願いしたところ、GPSを2基用意してくれるということになりました。そちらの活動も今回獣害対策の中に取り込める、また県の農業技術研究センターの方にもいろいろとお願いをしておるところでございます。遠隔操作で捕獲を可能とする猿用の箱わなとか、令和2年度も優先的に設置を横瀬町でしてくれるということもあります。また、東京農大との官学連携事業としまして、横瀬町から有害鳥獣の捕獲の関係、学術的な研究をお願いしております。地理的な条件で、現在長瀨町でその研究が行われていますが、横瀬町にもその結果を反映させてくれるということをお願いをしておりますので、そのような取組を行う予定です。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。1つ遊歩道に関して、今現在、使い勝手の問題点があるかどうかをお聞かせください。

それと、同様の方々への影響ということですが、ならば同様の方々もそのようにちゃんと契約環境をはっきりすれば、一番すっきりするのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それではお答えします。

現在の使い勝手でございますが、特に使い勝手としては支障はなく使っていただいております。また、同様の方々へも同じ対応ということでございますが、あの柵田の中を測量を全部し直して、境界の確認等の作業もして、それでその結果として賃貸借なり、土地売買なりのことをすればいいのでしょうか、それには測量設計、業務委託料とか、あと期間等も応分にかかると思って、今回はこの対応とさせていただいているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 使い勝手が問題にならないのであればいいのではないかと、再々質問になるのですけれども、いいのではないかとということ、柵田は横瀬町の一番とも言える観光財産とされますので、そういうところがそういうふうに、ちょっと言葉悪くまた言いますが、いいかげんでなあなあで、ずるずる、ずるずるいってしまいました。それでまた、今現在元気な方ならばいいですけれども、いろいろな家族関係の変化ですとか、相続とかが発生した場合には、今町でも地籍調査は今年度、来年度か、力を入れるようですので、そういった場合にも問題点が発生するということが予想されますので、きちんとしたほうがいいと思いますが、その辺から見てどういうふうにお考えでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいま再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

今回、一つの事例を、賃貸借とか土地売買とかの一つ事例が発生すると、やはり発生をさせるということとはほかのところも同様の対応に心がけなければならないということでございます。今までその方もそうでしたが、柵田の一部を町にお貸ししていただき、そういうこと、それは本当に善意のご好意から、そのようになっておまして、多くの方が柵田を本当に近くで見えて楽しんでくれる様子というのもきっと所有者の方々にも、それはいい印象で受け止めていただいているのだと思います。今回、この対応はでも適正だと考えて行うところでありまして、今後、地籍調査等を行っていく上で、さらにまたよい考えに変えられればなということその地籍調査等の結果を見ながら、今後の対応を検討させていただくということでお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、一言補足をさせていただきます。

先ほどいいかげんでなあなあというお話がありましたけれども、ものの両側面がありまして、柵田は地権者の皆さんが共同体として、みんなで管理しているという部分があります。境界の話というのは、官民の境界であれば、我々が主体的にということがあるのですが、民と民の境目、昔からずっとという部分があって、その部分にいきなり官が入って、柵田の皆が共同体で管理していたものにどこまで入るかという

ところもあります。なので、なかなかそこはデリケートな問題かなというふうに思っています。地籍調査の延長線でというところはもちろん選択肢としてはあるのですが、私としては棚田が皆の地権者さんの共同体として管理されているという部分は尊重していきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 すみません。健司さんと丸々かぶりの部分だったので、答弁が納得いったら控えようかなと思ったのですが、今地籍調査という話がありましたが、地籍調査は同時に一緒に行っている、今かなりやっていかなければいけない部分でというところの関連づけの部分での話であって、そこ自体はしっかりと地籍調査の事業がどうとあって関係なく、先々を考えたときにはしっかりやっておかないと後になって、やはり世代が替わっていくとどんどん状況変わってくるので、その世代が替わるのが10年、20年先かという、もうそうでもない、近いところに来ていると思うのです。そういった意味では、しっかりとそこを今のうちから整えていかないと、棚田をずっと存続させるということを前提に考えたときには、かなり無理があるのではないかなということを思います。そこがいかがでしょうかという点。

また、遊歩道、大体想像がつくのですけれども、場所的に。違う形にしたとき、下から多分上っていく、最初まずいきなり上っていく形になると思うのですけれども、これはいろいろ考え方なのですが、遊歩道にばって入ったときにばって横に歩けると、遊歩道に入るときにちょっと上がるって、また感覚として、真っすぐのほうは私個人としてはいいのではないかなと思うのですけれども、そういったことも踏まえ検討したのかどうか、遊歩道の形状、使い勝手、そのあたりもお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 お答え申し上げます。

まず、近い将来の世代交代等を見据えた対応かということですが、確かに近い将来かもしれません、そういった問題が起こるのは。ただ、今回の対応を全て地帯で考えると、全体の測量と図面に落として、それで各地主さんの立会いの下、境界を確認して、その上で遊歩道がどの位置にあるか、その作業を進めるとなると、膨大な時間、金額も相応にかかると思っています。そういうところ、今後、地籍調査等が行われることにはなるはずなので、そこまでそれは先延ばしになってしまうかもしれませんが、することで、町にとって、地主さん方には本当に善意をもってお借りしているわけですが、ご了解、ご理解を頂いて、協力を求めたいと考えます。また、地形的に通り過ぎてからの坂、上り坂が急になるということですが、確かにその点は否めないのですが、あの棚田の駐車場からの上っていく道、あの町道9号線自体が坂道になっております。上り切ってから水平に行くか、上り切る手前で遊歩道に入るかというところがありますが、できるだけ傾斜を急につくらないように努めていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 遊歩道の件なのですが、誰も取り残さない世の中を築くという今のこの町の前提の

上で、確かに駐車場からは遊歩道に早く入って、同じ位置に行くには一緒だということは意味が分かるのですが、私のさっきの急というのは、坂が急というよりは入っていきなり坂になるという意味だったのですが、例えば足が悪い方とかは、駐車場とかではなくて車で途中で降りて歩いていくケースって結構あるのです。そういった方は、車がそこの中に入っていくわけにいかないの、道端から入るのにはやっぱり坂を上らなければいけなくなると、それを言ったらもっと上のほうの入り口から入ればいいではないかと言ったらそれまでなのですけれども、そういったことも踏まえいかがでしょうかという。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、質問にお答えします。

確かに今の地形よりも車でその入り口まで行くとすると、その高低差はやはり負担になると思います。それでもその地形に合わせて楽しんでいただけるように、何とか努めていきたいと考えます。以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2点なのですが、ちょっと重複すると思います。

111ページの有害鳥獣とP114の野生生物個体分析の関係なのですが、去年は豚コレラの関係でいろいろと騒ぎがありましたが、イノシシがやっぱり同じようにウイルスを持っているということで、捕獲調査などの関係はどういうふうに進んでいるのかということと、放射能の関係が最近ちょっと豚コレラで薄れたのですけれども、その辺の数値の推移というのは、イノシシ、鹿に関してはどういうふうになっているのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それではお答えします。

イノシシと鹿の個体数でございますが、このところのCSFの関係で、イノシシにつきましては捕獲強化ということで、昨年からかなり捕獲のほうを例年になく個体数捕獲をしています。その関係で、つい最近ですが、ワクチンを町内4か所に設置して、1週間後にワクチンの食べた状況等を調べたところ、あまり食べた形跡はありませんでした。それなので、イノシシ自体はかなりその数が減っているのだということは想像できました。鹿につきましては、個体数は増えています。相当数の個体を捕獲して個体分析調査に回しているのですが、まだ鹿については、農家さんに被害を及ぼすほどの数が生息していると考えられます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 すみません。では、再質問ということでもう一度お聞きします。

野生生物の個体分析のほうで、放射能の関係がもし分かれば、今回答いただければ、分からなければ後の報告でも結構です。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え漏れがありまして、申し訳ありませんでした。

埼玉県が行っていますこの個体分析調査では、放射能についての検査を結果としてこちらに届けるものではありませんので、また調べて後ほど、では報告させていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点ほどになります。

1つは、先ほどからの寺坂棚田の遊歩道の関係の整備工事であります。いわゆる公職選挙法に触れるということもあったところなのですが、かつて学校用地でも、同じ地権者という形での売買もあったというふうに思います。そういう点と、あと全体を測量しなければならぬかといったら、町道が走っているわけですから、その町道と地権者ともう一人の地権者と3点地権でいくので、全体を測量しなくても、今の道はできるのではないかなというふうに思います。地主さんも売買では、今のままでそのままいくなれば一番今回の測量委託料も見込んでいますが、そのぐらいでも済むのではないかなというふうに思います。ぜひここはもう一回、よく話をして、その地籍調査を待つだけでなく、待たなくたって、その測量は部分的、全体の先ほど町長、共有財産という形で共同体ということで話されましたが、まだ部分になっているのではないかと、真ん中から一番端までつながっていくのなら、それはそうしていかなくてはならないだろうけれども、関わる地権者というのはそんなにいないと思うので、測量をしてやったほうがということで、再度見直しをしたらどうかというふうに問うものであります。

2つ目であります、114ページ、道の駅地域拠点施設の木製仮設階段・デッキ等改修工事測量設計委託ということで280万円が計上されています。ここは、どの範囲で行うのかという点です。デッキ等がいくとなると、もうちょっと表のほうも入るのかなというような気がするので、ちょっと範囲を示していただければと思います。

3つ目であります、115ページであります。今回、新しく日本型直接支払制度ということでの説明となりました。この中で、多面的機能支払制度交付金というのがあってとのことでありました。具体的に中山間で今までやっているのに対して、どのようなことをつけ加えるのかについての説明をよろしくお願ひします。

もう一個は116ページであります。この林道維持費なのですが、昨年、測量調査委託料で638万円を計上していましたが、林道修繕という形で今回44万円しか残っていないので、昨年の委託調査料はどう反映されるのかについての4点です。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目でございます。測量の範囲は、わずかではないかということで、先ほどまで私の説明がち

よっと足りなくて申し訳ありませんでしたが、遊歩道が通っている場所というのは、棚田のかなりの広い範囲でございます。その全体の遊歩道の位置を確認し直さないといけないということを申し上げさせていただいたつもりでした。それでしたので、ごく一部のところではないので、そのような測量やら境界確認やら、そういったところが大規模になってくるということでご説明したわけでございます。

2点目といたしましては、木製階段等の測量設計の範囲でございます。こちらにつきましては、広場のウッドデッキについても腐食が見られますので、併せて鉄道の芦ヶ久保駅から道の駅に来る動線ですとか、駐車場とかから来る方の道の駅の動線、流れをうまく分かりやすくあの中を利用していただきたいということで、駐車場からと道の駅の施設との木製今階段がありますけれども、その木製の階段についても、今のところが最適なのか、または位置をずらせばもっと利用者が使い勝手がよくて、道の駅との行き来が楽になったりなる可能性がありますので、駅との斜面のところを測量していただいたり、施設の内部の広場だとか、川のほうまで行く動線だとか、その辺も意識しながら測量設計ということをお願いする予定でございます。

3点目といたしまして、日本型直接支払いの制度でございます。今までも中山間地域の直接支払制度は、交付金を頂いて活動していただいておりますが、中山間地域の直接支払いも新年度から始まる多面的機能の支払交付金についても、日本型直接支払制度の中のそれぞれ一つ一つでございます。今回の多面的機能支払交付金につきましては、芦ヶ久保地域会で手を挙げていただきまして、新年度から始めていただくわけなのですが、農地等が本来持っています多面的機能、その機能の向上、または保全ということを目的に補助金を国、県、町で出すわけです。内容としましては、地域資源といたしますその農地と農道とか、そういったものを保管理していただきまして、景観的にもきれいにさせていただく、そういうことを地域の住民が一緒になって取り組んでいただく、その活動費に交付金を出すというものでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 それでは、私のほうから林道維持管理事業についてのご質問に答弁させていただきます。

先ほどお話しいただいたように令和元年度、今年度に林道橋の定期点検を実施をさせていただきました。これらの結果を踏まえまして、来年度、令和2年度でございますけれども、それぞれの個別計画を策定する予定でございます。ですので、実際修繕等を始めるのは令和3年度からということで今予定をしているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 しつこくなりますが、寺坂棚田についてでありまして、測量全体ということは遊歩道がここからここまでということでの全体を測量するということでのなるならば、先ほど共同体としてのが必要だということになると思うのですが、今回全部やるというか、私が聞いているのはごくこの入り口のところということだったというふうな記憶なので、そうではなくて全体を整備するのだよということの

再度の確認です。測量が大変だからやらないのだというふうに聞こえるのです。買うとか売買とかという、あるいは借地権、借地権よりもそんなに面積ないから、買うのがあるけれども、売買契約はそもそも問題はないと思うのですが、そこが何かに触れるか触れないかという点と、それから今回の遊歩道の場所の確認、そこを再度よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

全体の中で、私が申し上げたいのは、町が持っている土地というのはごく一部と考えていただいて、多くの部分を個人の方が所有している、そういった善意に頼っているところは、これは肩身の狭いところなのですが、そういったところを一部賃貸借、土地購入ということを始めますと、同じような個人所有のところについても、やはり同じ対応をしなければならなくなってきます。それは、町にとっても負担になりますし、これまでどおり善意でお貸ししている方々にどう受け取られるかは不明ですが、町としての費用負担が、先ほどから申し上げましているように大きくなります。その辺を考慮して、例えば地籍調査というところで、その対応の根拠となる資料等が整った時点で検討をし直したいということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 商工費の関係です。120ページであります。昨日の説明の中で、遊歩道改修工事というのがあります。観光施設の維持管理事業の中の遊歩道というところではありますが、芦ヶ久保の河原を直すという改修工事という説明がありました。河原は、県土整備部の仕事ではないかなというふうに思うので、その分けがどうかというところであります。

もう一点は、同じページですが、ちょっと上に上ります。観光施設の維持管理等委託料であります。前年104万2,000円に対して95万6,000円アップになってはいますが、ここはどこにどんなことを委託するのか、いわゆる契約書はどうかということについての説明をよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 では、お答えいたします。

1点目といたしまして、120ページの遊歩道の改修工事50万円とあります。これにつきましては、おっしゃられたとおり県の事業としてはつらつプロジェクト、川の公園を県のほうでつくっていただきました。そのときの取り決めといたしまして、今後できた後、50万円以上の改修を伴う工事については、埼玉県がそれは担当すると、ただし50万円に満たない金額については、町のほうがその補修に当たってくださいということがございまして、この令和2年度も50万円をその額としてここに載せさせていただきます。令和2年度に何を行うかということは、今のところ予定はございません。

もう一点は、観光施設維持管理等委託料でございますか、こちらにつきまして、昨年度よりも約倍になっています。これにつきましては、花咲山公園の維持管理に対して、観光協会のほうにもその管理を委託するということを考えております。これは、委託契約を結びたいという考えでございます。この全額ではありませんで、シルバー人材センターへの管理委託、それは年間を通してまとめたものではありませんで、草等が伸びたときに委託をする、草刈りをしていただく、そういった委託契約もこの中に含まれています。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 細かいところであります。50万円以上は県土整備、50万円未満は町でやるということだね。そうすると、50万円って書いてあると、これは県でやるのではないかって、これは幾つかの一個一個の工事の一つの工事ではなくて、積み重ねの工事かどうかということの確認です。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 質問のとおりで積み重ねでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。120ページと121ページの観光施設整備事業のハイキング道整備工事66万円、昨年度が44万円で、日本一歩きたくなる町という割に金額的に少ないのかなと。先ほど来話になっています棚田の遊歩道の整備が350万円、ハイキング道整備のほうが対象区域は広いはずなのですが、こちらのほうが予算的に6分の1です。なので、優先順位が間違っているのではないかと思いますので、その辺の考えをお知らせください。

それと、案内板の整備ということで33万円です。今年度まとめてリニューアルするということだったのですが、何か所くらい予定しているのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、ハイキング道等の整備工事66万円とあります。こちらについて現在予定しておりますのは、クアオルト健康ウォーキングのコースの整備を考えております。

もう一点でございます。観光案内板・道標整備工事でございますが、こちらにつきましては、花咲山公園の案内看板を予定しております。補正予算のときにご説明いたしました町内全域につきましては、すぐすぐに何基ということではなくて、これからどこどこの案内看板をどのようによくしていこうかという、そういった検討を始めているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 クアオルトということは、根古屋地区と花咲山周辺の2か所だけということですか。まだほかにもハイキング道、クアオルト制定、クアオルトになる前にもハイキング道は横瀬町にもあったかと思いますが、その辺は対象ではないということでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それではお答えいたします。

ここで考えているのは2か所なのですが、そのページの上の観光施設維持管理事業の管理道等整備工事、こちらについては主に武甲山の登山道の復旧工事ですが、ほかの道路についても対応したいと考えています。また、ページが1つ戻りますが、119ページの同じ観光施設維持管理事業の中の、この中ほどに施設設備等修繕料というのがあります。こちらについてもハイキング道とか登山道も、その施設として考えていますので、こういうところで対応したいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、123ページであります。この修繕工事に寄附金を使えというふうになっていきます。この寄附金は、具体的にはどの工事に該当するのかということが1点であります。

次に、124ページであります。今回の防災安全対策工事ということで、芦ヶ久保橋のつてありました。ごめんなさい、自分で言いながら、学校のところと、それから道の駅に入るところと、駅に行く道とありますが、どの橋かという点での確認です。どのようなことをするのかということが2つ目であります。

3つ目は、125ページになるのですか、説明の中にあつた社会資本整備の中で、のり面工事を行うということでありました。のり面工事、昨今の台風状況等を見ると非常に手がけたら早く終わらせてしまったほうがいいのではないかなというふうに思うところであります。単年度でやるのか、あるいは台風時期を避けて、その前にやるとか、後とかということがあると思いますので、その発注時期と予算がどれだけつくかということはあると思いますが、どのように考えているのかについてであります。

それから、127ページの地籍調査についてであります。大分地籍調査の先ほども話ありました。今どの程度進んで、全体的に始まったらずつという形なのですが、今進捗率どの程度までを今後見越すのかというのが、今年度予算でこれぐらいを考えているというところがあればそこをお願いします。

あと、129ページであります。これは、町営住宅の浄化槽汚泥引抜委託料なのですが、364万1,000円ということで非常に多くなって感じるのですが、堆積量、どのぐらいの想定、何十立米あって、これの処理がこうだということの説明をよろしく願いいたします。

以上、5点になってしまいましたが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、ご答弁をいたします。

まず、123ページの道路の修繕の関係になるのですけれども、寄附金を伴う修繕工事ということで、これは町道3号線を計画をしております。横瀬駅からずっと線路の脇を通りながら、三菱のマテリアルのセラミックスのほうにずっと行く道、線路脇をずっと上っていく道のことになります。ここについて道路と、それから歩道ということで整備を予定しております。これは、武甲山の関連4社に関連して1号線、3号線、それから110号線等について、4社のトラック等の交通がありますので、道路修繕に対しては、今まで2分の1の寄附金を頂きながら工事を進めていたという関連がございますので、そういったことに基づいての工事になります。

続いて、124ページの芦ヶ久保橋につきましては、これは駅のほうに上っていくところの橋になります。新年度については、駅の主桁の塗装工事予定をしております。

それから、続いて125ページの3175号線ののり面工事についてでございます。これは、御覧になっていられると思いますが、大部大規模に山の斜面を削って、のり面の工事をする予定でおりますので、この辺については、できるだけ早い時期に発注をしながら、単年度で山を切る工事については行いたいと思っています。山を令和2年度でのり面を切って、その後、令和3年度で下の道路のところをまたきれいに舗装したりとか、そういったほうにつなげたいというふうに思っていますので、山を切るのはかなり大工事になりますので、なるべく単年度でその辺はやり切りたいなというふうに考えております。

私のほうからは、以上3点でございます。

○内藤純夫議長 建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 私のほうからは、127ページの地籍調査事業に対するご質問でございますけれども、来年度、令和2年度は、字11番の面積でいいますと0.27キロ平方メートルのうち、0.18キロ平方メートルを対象にいたしまして、筆数でいきますと調査筆数が723筆を一つのエリアとして実施をしていきたいというふうに思っております。場所といたしましては、字11番の国道から北側を予定をしております。作業としましてはまず土地所有者への説明会、その地に一筆ごとの境界確認等の現地調査、そして測量などを行う予定となっております。

続いて、128ページの町営住宅の浄化槽の汚泥の引き抜きの関係でございますけれども、来年度引き抜く汚泥量でございますけれども、約110トンとなっております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。1点です。1番の道路維持費の修繕の2分の1を業者に持ってもらおうという形で話が進んできたということなのですが、道路環境維持費は3,891万円をトータルとしてということになると、もうちょっとほかにも、ここだけではなくて、でもないですよ、使うところが。ここの中で使うのかと、ちょっと説明と、お金が2分の1使うということで3,000万円寄附頂きました。道路工事はこういうところに使いますというけれども、工事が全体を見ても、道路維持費だとすると3,800万円なので、そのところの先ほどの説明との差があるのではないかと思いますので、もう一

度よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 3号線のみでございまして、3号線の工事費が約6,000万円を予定しておりますので、という約3,000万円の寄附の予定になってございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 1点だけお願いいたします。

130ページの消防団員活動です。すみません、これも行政評価のほうに評価が出ていまして、もう過去何年間か、消防団員活動に対しては拡大というふうな評価をしています。それで、拡大ということなので、今後どういうふうに進めていくかということと、ちょっと各分団を見ていると、いろんな分団運営に關しまして、かなり分団任せなところが多いような気がしますので、本部なり役場のほうで何かしらの支援をお願いできればと思うのですが、どのようにお考えかお聞かせください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、消防団員拡充対策についての行政評価の拡大というところのお話でございしますが、まず取組実施の取組の状況について申し上げますと、町のホームページのほうで新たな町の横瀬町消防団ということで、ページのほうを増設をして、消防団員のコメント等も入れた消防団の紹介ページをつくったり、それとあと秩父はんじょう博において、各市町が一緒ですけれども、消防団で特別ブースにて啓発活動を行う、それから団員募集のチラシ配布として、成人式だとか25歳の成人式等で配布をする、それから消防団員の装備品の充実、それから各分団における募集活動等も行っております。なかなかそれが実績にならないというところは、町のほうとしても悩みどころではあるのですけれども、そういうことと、それとさらに、これまでの対応を継続するとともに団員の処遇改善、それから機能別消防団員というのがありますので、例えば火事のときだけ、なかなか消防団員の方もこちらのほうに勤めている方がいらっしゃる場合もあるので、そういうときに火事の対応をできる、そういうような研修等も必要ですけれども、そういう方で地元の安全安心を守っていただくようなことも含めて考えていきたいと思っております。

それと、分団任せというお話ですけれども、先ほども話がありましたように、分団長会議等を常に開いて各分団の意向も聞いていますし、消防自動車の購入の関係も今回挙げさせていただいていますし、消防団長を中心に各分団長から意向等を情報共有を図りながら、常に実施している考え方でございますので、役場主導というよりも、消防団と一体となって、引き続きその辺について進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございませんか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 1点なのですが、133ページの食糧費です。防災体制整備事業ということで、昨年度も台風19号による災害ありまして、食糧の関係いろいろ議題に上がったのですが、毎年循環させていっているという中で量の調整がうまくいったのかもしれませんが、昨年に比べて若干減っていますよね。昨年が78万7,000円の計上だったので、今年74万8,000円ということで、この部分教えてください。その理由等です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 基本的な考え方として、町で備蓄すべき備蓄品の量だとか、保存年限等を見ながら、その年数を5年とかで、過渡期になるとどうしても食糧品とか買い換える量が多くなったりということがあると思います。今年度については、必要な絶対数を確保する上では、年数とのバランスから、その辺の額が少なくなったということだと認識をしております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。昨年の19号を受けて避難所運営等のいろんな課題が出た中で、その総量というもののその量のどれだけもつかという認識というのは増えたりはしていないですか、変わらないですか、そこだけお願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 基本的に県と町のほうで用意すべき部分とかというのは3日ということで、前の議会でも答弁をさせていただいておりますけれども、その分を確保することを念頭に置きながら、備蓄のほうをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2 番、黒澤克久議員。

○2 番 黒澤克久議員 防災費の132から133のところの項目で、デジタル無線の下、災害用備品購入費の関係なのですが、今回こうやってコロナがはやったりしてマスクが手に入らなくなったりしたのですが、災害時にウイルスだとかインフルエンザだとか、いろんな時期、タイミングによって必要なものの準備というのが今後は変わってくるのではないかと思うのですが、その辺の認識はどういうふうに捉えていますか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 台風19号の状況等を踏まえ、それに必要なものでいろんなものを今回買ったり、3月中に購入したりするということをしているのですが、今回の新型コロナ対策だとか、いろんな対策、

危機管理の部分もあろうと思います。今回もどのような対応が町でしたらいいのか、どこまで踏み込んだ対応ができるのか等も含めて、今後検討しながら、必要なものについては、必要なタイミングで購入をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか、

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

133ページであります、この中で地域防災計画策定業務委託というのが今年度入ってきました。非常に重要な地域防災の計画だと思えます。非常に分厚いのですが、より分かりやすくつくって、多くの人に分かるようにつくっていただければと思います。そこら辺での今回の防災計画に対するこの業務委託に対しての発注仕様とか、そういうところに生かせてもらえばと思うのですが、そこはどうか1点であります。

それから、2つ目であります、防災行政無線デジタル化の点であります。非常に進んできて、アンテナが方々に見えたりとかきているところで、芦ヶ久保も私のうちの近辺では変わって聞きやすくなったなというところがありますが、どの程度まで進んできて、今年度が最後だったので、今年度の進捗状況について教えてください。

2点です。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 まず、2点のご質問でございます。まず1点、地域防災計画策定業務委託料の関係でございますけれども、この中には補足説明でも説明をさせていただきましたが、国土強靱化計画の策定と、あと地域防災計画の改定という2つの内容がございます。

まず1つの国土強靱化地域計画の内容についてですけれども、国のほうで強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行されまして、この法律の第4条で地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定及び実施をする責務が規定をされております。このことから、国土強靱化に係る都道府県、市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、都道府県、市町村が国土強靱化地域計画を定めることができる規定となっております。国の各省庁においては、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対して、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急計画対策等に鑑み、新設された補助金の追加や既存の交付金等における対策事業の追加等による支援の充実を図りまして、交付金、補助金により支援することになっております。今年度予算で地域防災計画の見直し及び国土強靱化計画を策定をさせていただきたいということでございます。

それから、地域防災計画の改定の内容につきましては、内閣府のほうで策定をした地方公共団体のための災害時の受援体制に関するガイドラインだとか、防災基本計画の修正等を盛り込んだ内容にしたいと、それとあとは土砂災害特別警戒区域の指定に伴う見直し関係、それから気候変動に伴う風水害の激甚化に伴う対策の見直し等を計画の中に盛り込むということで考えております。

それと、デジタル化の防災行政無線の進捗状況の関係でございますけれども、令和元年度といたしまし

ては、親局の設備、これにつきましてはほぼ完成をしている状況でございます。再送信子局につきましては、2か所完成をしております。それから、屋外拡声子局については、7か所が完成をしております。戸別受信機につきましては、芦ヶ久保の200世帯のうちの100世帯を3月までに完了する予定ということになっております。残りにつきましては、令和2年度のほうに実施をしていくという予定でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ページ132、消防施設費の中で自動車購入費というのがあります。第2分団の車両を入れ替えていただけるということで大変ありがたいのですが、前回入れた車に比べて割高傾向かなと、大分高いのではないかなと思っています。仕様の向上とかがあるのかもしれませんが、もうちょっと明細、詳細の仕様が向上している、あるいは何か新しいものを入れたということであればお伺いしたいと思いません。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 すみません。この詳細の内容についてちょっと手元に資料がないので、確認して答弁をさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1点だけお願いいたします。

教育費のところ、コミュニティースクールが本格的に始まると思うのですがけれども、こちらに関しまして今までは、昨年度はコミュニティースクール推進体制構築事業というのがございまして、ここ周知を図られてきたと思います。回覧板等でも回って、熟議とは何かとか、なぜ求められているのか等の説明が表裏にわたってされたのを私も見させていただきました。ただ、まだまだコミュニティースクールが何か、どういうものかというものが認識がまだ世間一般にされていないと思います。そういった中で今回の予算計上の中では、コミュニティースクールだと言えるところでいうと、委員報酬ぐらいなもので、あとは総務費的なもので対応していただくのだと思うのですが、始まると同時に、始まったらそれにだけということではなく、研修会等はしていただけるようなお話は聞いていますけれども、ぜひここをもっと充実させていただいて、前回のときですか、なぜ必要なのかというのがございましたけれども、今みんなで話し合うのが必要とされているのだよとかいうような文言が載っていて、そこまではいっているのですが、時代背景というのが基本載っていなかったのです。どうして今こういう時代になってこうなったので、必要とされているのだよと、核家族が増えて、いろいろなかなか家庭教育といっても家庭で教育をするにも限度があり、そういった中でやっぱり地域の大人がみんなで一丸となって子供たちを見守っていくということが趣旨だと思うのですが、その時代背景というのが載っていなかった気がしたので、そのあ

たりも今後、やはりそこがないと、町民の皆様納得して、だから必要なのだってならないのかなと、みんなて話し合っって子供たちのためにやっていくのは、それは必要なこと、当たり前のことでありまして、それは今までも変わらないこととさせていただきます。そこまでは載っていますけれども、もっと危機感が伝わるような時代背景と必要とされている理由等を今後も周知させていただきたいと思ひます。そのあたりいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁をします。

教育次長。

○大野 洋教育次長 お答えいたします。

コミュニティースクールの関係につきましては、コミュニティースクールを日本語で言ひますと、学校運営協議会制度ということになります。今回の予算の上では、ご指摘のとおり小学校でいひますと139ページの横小管理運営事業の中の学校運営協議会委員報酬というところと、またその少し下にあります費用弁償のところ、この学校運営協議会の関係、コミュニティースクールの関係の予算を計上させていただきます。同じくそれぞれ小中に設置するということで、中学校におきましては、144ページのほうに同じように学校運営協議会委員報酬ということで計上をさせていただきます。ご質問にありましたように、今まで1年間をかけた、この構築体制を推進するというこゝで毎月回覧板に回させていただきます、周知とまた理解を図るよう努めてきたところとさせていただきます。予算的には、この中にそういった具体的に周知に関わるような予算は今年度計上はしてないのだけれども、全体の学校管理運営事業の中で需用費等必要に応じて、必要があればそこからの対応をさせていただきますと思ひております。また、コミュニティースクールの時代背景といひますか、なぜというふうなところのお話とさせていただきますが、こちらは学校と、それから保護者や、それからまた地域の方々と共に知恵を出し合っって学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるということが法律のほうにうたわれておりまして、これに基づいた仕組みをつくるということとさせていただきます。ですので、今まで以上にこの地域と学校が一つになって子供たちのことを、子供たちの豊かな成長を考へるといひことがより一層重要になってきているということだと思ひます。

また、このコミュニティースクールの大きな機能、今まで学校評議員会というふうな形で、保護者の方に学校に来ていただいて意見を伺うというふうな組織があったわけだけれども、それに代わりまして、この学校運営協議会制度になりました。そこでの大きな違いと機能の大きな柱といひますと、コミュニティースクールでは校長が作成する学校運営の基本方針を承認するという権限といひますか、権能が新たに加えられました。また、学校運営について、教育委員会また校長に意見を述べるこゝができるというものです。

そして、3つ目が教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるこゝができるというふうな、新たに大きな3つの機能をコミュニティースクールは持っているということとさせていただきます。先ほどの地域とともにある学校づくりのための新たな機能かということになるかと思ひますが、ということとさせていただきます。

以上とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。コミュニティースクール事業は、確かに国のほうの方針の中での事業でございまして、それにのっとってというのはあるのかもしれませんが、ただこれが必要とされているから国が行うことであって、その必要とされているというところがどういう理由なのかと、先ほどおっしゃっていただいた内容は、確かにそうだなというところなのですが、その裏にあるものというのをもっと伝えていっていただかないと、皆さんが納得して参加していけないかなと。そして、その納得して参加していくということが重要だというのは、今の学校評議員制度、私も小学校、中学校、その評議員もやらせていただきました。ただ、参加した地元の方々、またそういう関係者の方が自分なりの意見を述べてその場で終わることが大体多かったというのが現実だと思っております。そういった中で、このコミュニティースクールは、そこで議論することが大事なわけではなくて、議論した上で、それを地域に広げて協働して、それを連携してやっていくということだと思いますので、ぜひそこに参加する人だけではない人たちもみんながこれを理解していないと、それが連動しませんので、ぜひそのあたりを強化していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○内藤純夫議長 ただいま向井議員の質問中ですが、議長より申し上げます。

本日、東日本大震災の発生から9年となりますので、ここで1分間の黙祷を行いたいと思います。起立して、館内放送に合わせて黙祷をお願いいたします。ご起立ください。

〔黙 祷〕

○内藤純夫議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 先ほどの質問に答弁漏れがありましたので、ここでいたさせます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 先ほどイノシシ、ニホンジカの個体調査のところでは答弁漏れがございました。

この調査につきましては、捕獲者が調査票をつくりまして、その調査票を県に町を経営して送るという
ことで、個体自体の放射エネルギーは測定することができない調査でございます。

また、111ページの寺坂棚田の件ですが、390万円2,000円の事業費に対し、県のふるさと創造資金より
2分の1の補助を見込んでおります。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 先ほどの答弁漏れについて答弁をさせていただきます。

消防自動車のグレードの関係なのですが、グレードについては変わっておりません。前回、平成27年に
購入しているときから見ると、議員さんおっしゃるとおりに金額のほうは上がっております。内容見ます
と、車両関係だけでも100万円から違ったりとか、装備品の関係もやはり相当額が違っておりますので、
今回見積もりということで取らせていただいてこういう形ですが、実際実施するときにはまた入札等を適
正に執行して、適正な価格で契約をしたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 それでは、先ほどの1番、向井議員の再質問の答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

諸問題ということにつきましては、昔から今もあると思っております。しかし、そういったものが少子
高齢化や社会環境の変化に伴い、学校だけではなかなか担い切れない問題、また解決できないことも多く
あるということになってきていると認識しております。そういった中で、地域と学校が共通の目標を定め
て地域と学校一体となって、それぞれ役割分担をしながら、それぞれがまた主体的に取り組むことが重要
になってきているというふうに認識しております。

以上です。



◎議事進行の発言

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ちょっと発言なのですが、コロナ対策ということで執行部も時間的に迫って
いると思うので、このままでいくと2時間以内に、今日総合振興計画もあるので、以降は質疑を受けて執
行部に書面回答していただくということで進行したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいま関根議員からも発言がございましたが、これからは質問だけ受けて、執行部の書
面の回答という形で議事の進行を行いますので、ご了承ください。

○内藤純夫議長 それでは、第9款教育費の質問を継続いたします。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 3点です。

1点目が小中学校のICTの関係で、昨日の説明でも通信費が大分下がったのですが、今回中学校のほうはワイファイが全部完備されたということで、来年度以降は通信費が大幅に下がるのかということを確認の意味で教えてください。

2点目が160ページの歴史民俗資料館の管理956万円というのがありますが、非常に大切な文化財を展示している会館ですので、より広く認知、そして有効活用できるように工夫をしたほうがよいという声が多いのですが、来年以降についてこの民俗資料館、何か対策を講じる予定があるのかどうかを教えてください。

164ページ、3点目なのですが、町民グラウンドの管理の関係なのですが、昨日防球ネットの話はお伺いして理解できているのですが、下グラウンドの人工芝もほぼほぼ耐久年数の半分の年数を超えてきてまして、大分傷んできているのですが、今後の方針的に人工芝というのはどういうふうにしていくのか、決まっているようであれば、またその回答を教えてください。

以上3点です。

○内藤純夫議長 他に質疑、質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まず、137ページの中学生国際交流事業、謝礼が8万円から3万円に下がっているの、それはどういう経緯で3万円に下がったのか。

それと、141ページの横瀬小学校校舎整備検討委員会報酬が去年の51万8,000円から31万1,000円に20万円下がっているのですけれども、下がる理由です。メンバーの入替えとか、原因があるのかどうかお聞かせください。

それと、同じく横小のところの142ページ、校舎建築工事实施設計業務委託料5,456万円、これプロポーザル時の基本設計時にもうプロポーザルの要綱で実施設計業者も決定しているということでしたが、そのときの金額がたしか5,280万円ぐらいだったと思うのですけれども、今回5,456万円で計上されていますので、違いがあるのかどうかということと、これも5,456万円で載ってきていて、もう設計業者も事実上決まっているということなので、この辺の契約はいつ頃の予定なのか教えてください。

それと、今回の定例会初日の横瀬小学校校舎整備検討特別委員会の委員長報告時に先輩議員からも意見を頂きましたが、要はきちんと意見を言って、いいものを早くつくれという趣旨だというふうに私は考えましたので、私も12月議会で、私から検討委員会でどんな意見があったかということ是一般質問で申し上げましたが、改めて事務局のほうから、そのときに検討委員会で出ていた意見ですとか、その辺がもし大事だと思った意見があれば、その旨をお聞かせ、どんな意見が大事だったのか、どのような意見を重視したのか、分かれば教えてください。

それと、実施設計5,280万円の予定が5,456万円になっています。これ5,000万円を超えていますので、

横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例ですとか、横瀬町契約規則に照らし合わせて契約が必要になるかと思うのですが、その辺の今回議案にしなかった理由、もしくはできなかった理由を教えてください。

それと、建設課長の説明でもありましたが、社会資本整備のところ、要望額を認められづらくなっているという答弁はありましたが、小泉代議士らの協力で補助メニューが見つかり、いろいろ予算の手当の部分で助かったかと思いますが、その事業の存在を役場は以前から知っていたのかどうか、もしくはそれは知らなかったとしても、具体的に何かありませんかという働きかけを県、国へ具体的にどのような働きかけを、手段は何を用いて、いつどんなやり方でやったのか、詳細にお聞かせください。

それに対して、これまでは多分12月までは、そういう働きかけに対していい回答が県、国から来なかったと思いますが、そのときの町、県、国からの返答を教育委員会が受け入れて、町長に判断を仰いだときの町長の判断はどのようなものだったかお聞かせください。

それと、初めにこういった大きなものをやるときは、予算的なこと、お金のことをあらかじめ手当をしてから計画を進めるのが一般的だと思われませんが、この整備検討委員会が発足時に委員長に横瀬町としての基本的な条件、面積ですとか金額ですとか、その辺を大まかでも提示してあれば、今現在のような状況にはならなかったと考えます。検討委員会の中でも、委員の中で新井鼓次郎議員なんか私案を提出したりですとか、そのほかにも基本計画の案を提案したりですとか、いろいろ意見を言う委員も、私たち議員以外にもいらっしゃいましたが、その辺の意見は基本的に委員会では取り上げられず、結局的に委員の皆さんのやる気もなくさせてしまった結果がございます。また、その延長線上にある、特別委員会の議員の皆さんは感触が分かると思うのですが、基本設計を受託した設計業者さんも同じような感じで、こちら側の話を聞かなくなってしまったと考えますので、その辺どうお考えなのかお聞かせください。

小学校関係は、以上でよろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 その他質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点ほどお願いします。

1つは、142ページであります、学校建設の関係で、木材製材業務委託料ということで1,800万円が計上されています。どの程度の材料を考えているのかということが1点であります。

2番目は、144ページであります、新指導要綱の見直しに伴って、教科書用指導書というのが出てきて、265万円という、非常に私は多いと思うのですが、何冊ぐらいがこれいくのかという点であります。

それから、154ページであります。町民会館の清掃業務委託なのですが、従前施設清掃委託料ってなっていたと思うのですが、これが今回2つに分かれて、清掃委託料と日常清掃業務委託料ということに分かれました。この分かれた理由は何なのかという点が3つ目であります。

4つ目は、165ページであります。先ほど黒澤議員のほうからも話があったネットについては理解を示しますとのことだったのですが、町民グラウンドの防球ネットであります。この設置については、ちょうど私も常任委員会の委員長をやっていたときに、体協の総会に出まして、そこで問題を提起されて、グラウンドの南側の住宅地にボールが飛んでしまうのではないかとということで、ネットをもっと高くしてくださいよというふうな要望があったので、それが具体化されたなと思ったのですが、今回のこのグラウン

ド防球ネットの設置工事というのは、どういう内容であるかについて概要で結構です。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 その他質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。

質疑ございますか、

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ページ数は170ページであります。公債費の関係で利子の関係であります。一時借入金で40万円をということが上がっています。これは、予算書の1ページに書かれている一時金については4億円をと定め、最高額はということであります。今年は、この一時金を借りる予定で進めていると思うのですが、率にすると、4億円から見ると40万円は0.1%です。どこから借りるのを想定しながら、こういうふうになっているのかについてであります。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 一時借入金利子40万円、今5番、浅見議員が質問したのに関連して、今年度から一時借入金の額を4億円に増やしています。それで、4億円なぜ一時借り入れをしなければならないのか、そういった財政事情ではないと思っているのですけれども、もう今年度、そういう状況に陥るのかどうか、その点が非常に疑問であります。その点についての見解をお聞かせ願ひたい。

以上です。

○内藤純夫議長 その他質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、次に歳入全般の質疑を受け付けます。

質疑ございますか、

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、まず歳入の関係で10ページです。款の並び替えなのです。昨年と比べると、1の1款町税から始まって歳入の関係であります。並び替えと新しくというのが出てきたりします。こは、どういう根拠に基づいて、この款が決まってくるのかについての説明をよろしくお願ひします。

2つ目ですが、17ページであります。昨日の説明で地方交付税、第10款であります。実績に基づいてということの説明でありました。地方交付税は、県あるいは国からこういうふうを示されていく、これは市町村が独自に財政規模をやって、これこれ、このぐらいの金額だからこうだつて、その実績に基づいてという言い方だと思ふのですが、そういう算定の仕方をしてるのが2点目であります。

3つ目、同じく17ページであります。分担金及び負担金の関係であります。昨年の専決処分した分担金条例があります。今回、その分担金という形で出てこないの、これはどういうことかということについてが3つ目であります。

それから、27ページであります。寄附金の関係であります。先ほど町道改良維持管理のときに武甲山4社から寄附金を募るといふ形になって、これは取り決めによって2分の1をとということですが、武甲山、この4社に、これは協定を結んでいて、これこれ、こういう形だから、これだけお願ひしますつて

持っていったのかどうかということでもあります。なお、4社については、比例配分というか、業績に応じてなんだか、あるいは一括して割る4で持っていつているのか、そのことについての説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 その他ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 18ページです。先日もお聞きしましたが、移住定住交流等推進拠点施設使用料が1万円となっておりますが、この施設で今まで今年1年間試用期間としてやったと思われるので、入場料合計金額が分かれば教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 その他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、ここで歳入歳出と質疑漏れがございましたらお受けしますが。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 質疑漏れと申しますか、全般にわたることでしたので、こちらでさせていただきたいと思っております。水銀灯に関してなのですが、2020年、今年水銀灯のほうで製造中止になります。その関係で、各業者も恐らく在庫はもうそんなに持っていないと思っております。そこで水銀灯に関してなのですが、水銀灯で主なところで私の把握している限りですと、芦ヶ久保小学校、45ページで載っています、施設修繕費、設備等修繕費11万円、それから118ページ、これは街路灯の関係なので、直接ではなく補助金という形ではありますので、またちょっと形態違ってきますが79万円、140ページ、これは小学校の施設設備等修繕費、前年同額の51万円、そして中学校のほうは少し増額の85万1,000円、保健体育費のところでも少し施設修繕費が入っていますが、本当わずか13万円ですか、しか入っていません。1基当たり購入等ですとなると、数十万円かかるというふうに聞いております。機械ごと替えないといけないと、球が切れたためにそういう費用が発生すると思っておりますが、このあたりまず1点目は、その把握をされていたかどうかということ。

それと、もう一点は、今後その対策をどうしていくかということをお願いいたします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 一般的なことと質疑漏れなのですが、協力隊とJICAの受入れ、集落支援等がありますが、ここは協力隊の業務委託のところあるのですけれども、この辺この3つはほぼ委託ですとか、そういう支払われ方はするのですけれども、実質上人件費に当たる部分と考えられますので、この3つの金額を入れた形での人件費とされる金額と、それを入れた人件費相当額の予算に対する率が分かれば教えてください。

それと、施政方針の12ページに予算編成を今年から積み上げ方式から枠配分方式にしたとありましたが、今、最後の教育からのこっちは質疑はあれでしたけれども、あれがありませんでしたが、説明質疑を経て、去年と比べての変化点がよく分かりませんでしたので、具体的にどういうところが枠配分方式にして変わ

ったのかお聞かせください。

それと、私が今回の質問の中で何回か引用させていただきました、この行政評価結果報告の一覧表なのですが、これ大変よくできていると思うのですがけれども、その評価の基準が適切かそうではないかという1点か2点というところでしかありませんので、ここを1点とか2点ではなくて、3段階ぐらいに分けてもらったほうがよりきめ細やかな評価ができると思いますので、一考をお願いできればと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第21号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第2、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、歳出全般についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 国民健康保険の特別会計です。ページ数からいきますと、10ページであります、歳入の関係であります。

○内藤純夫議長 歳入歳出全般で行います。

○5番 浅見裕彦議員 歳入のページの10ページなのですが、滞納分についてであります。課税分については、全体の額から見ると思うのですが、滞納分については、実質的な今の状況から見て出したのかが1点であります。

それから、もう一個は20ページであります。出産一時金であります、前年度、形で140万円が今回…ごめんなさい。予算上で昨年が420万円に対して、今年は210万円ってありました。確認なのですが、一般財源がこういうふうな形になっていいますが、町の繰入金というのは、これに対し140万円という形になったと思うので、国保財政から見るときに国保財政が70万円になるという計算になると思うのですが、こういう形でよろしいかどうか、出産一時金の財源の内訳で、いわゆる一般会計というのと、国保財政の持ち分の関係についてであります。そこが2点であります。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第22号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは歳入の関係で、昨日、課長のほうから、今日ですか、課長のほうから説明ありました。保険料の負担割合という形でパーセントが示されました。例えば国庫負担金は15%だよ、ある

いは国庫補助金が5%と25%、最小5%から38.5%まで、こういう区分でこういうふうの説明がされました。この補助率というのですか、これについてはどのような点で決まっているのだから、実績に基づいてなのだから、そここのところについての説明をよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 41ページの高齢者サロン設置補助金ですが、これがちょっと減っていると思っていて、それでこの後控えております振興計画では、サロンの設置箇所を6か所から10か所へ増やすという達成目標が出ておりますが、金額はこれでその10個が、近々3年か4年以内のうちに達成できるのかどうか、もしくは達成できるように何かするほかの施策があるのかどうか教えてください。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 阿左美議員とちょっと重複する部分があるのですが、41ページの高齢者サロンの関係なのですけれども、非常にいい事業だと思っています。一方で、ただ交通弱者の関係が今後免許証返納でかなり出てくるような時代背景になってくると思うのですが、そのところの交通弱者を救済しながら高齢者サロンをうまく運用するような関係で、もう少し金額のところが違う名目でもいいので、タクシーだか、オンデマンドの何かを用いるとか、そういうことを考えてはいかがでしょうか。その辺の検討をしたことがあるかどうか。

以上です。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 後期高齢者に対しては、均等割を抑えて所得割の0.1%でアップということで、極力抑えたなということでありました。こういう中で、軽減措置として5割軽減あるいは2割軽減を今後繰り入れていくということでの低所得者に対する保険基盤安定繰入れということでありました。これは全額県がカバー、全額ではないです。県がカバーの中で、県4分の3、町が4分の1ということは、この高齢者保険、この会計の中の町からの補助で来るのだから、この会計でやるのだから、県からの補助4分の3は分かったのです。町からというのは、一般会計からの補助か、あるいはこの特別会計の予算内でやるかについてについて説明よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の来年度予算で見ますと、下水道特別会計につきましては、職員を前年2人だったのが今年度は3人にして1人増やしていくということでのより充実を進めていく中身にいきますが、どんな点での充実を図ろうとしているのかについての説明をよろしくお願いします。

1点です。以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第6、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 浄化槽設置管理事業、なかなか今後難しくなっていくって、昨年の決算、補正がきた中では3,786万9,000円という形になりましたが、今年度の当初予算においては、目標値という形で出てくるのだと思いますが、6,126万8,000円ということで、今年度実績のもう大分上回る点になっていくと思います。心意気としての進め方だと思いますが、今度進める浄化槽設置工事費、あるいは帰属を含めてどの程度を予定して進めていくのかについてを説明いただきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の令和2年度予算6議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論から受け付けます。

反対討論ございますか。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可を頂きましたので、反対の立場から意見を申し上げます。

議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算に反対の立場から申し上げます。今回、小学校の建て替えについて、校舎建築工事設計業務が5,456万円、学校施設等整備工事に1億5,532万円が計上されております。小学校の建て替えは、横瀬町にとって近年の最も大きな建築事業ですが、その整備検討委員会でのやりとりは、オープンアンドフレンドリーを標榜する横瀬町の考えに反していると考えます。小学校整備検討委員会でまとめた横瀬小学校校舎建築基本構想、基本計画の内容は、特定の意見に支配され、横瀬小学校建て替えに関係する横瀬町民を代表する委員が私案を提示しても歯牙にもかけてもらえず、多くの意見

をしても取り上げられず、反映されていません。これではとても町民代表の意見に広く意見を求め、それらを集約した基本構想、基本計画とは到底言えるものではありません。そして、この基本計画を基にした基本設計業務でも、当初のプロポーザル時のプランと現在案は、紆余曲折を経て大変な大幅な変更がありますが、検討委員会においても基本設計に対しても、町民代表である委員の意見が取り上げられず、やる気をなくすメンバーも少なくありませんでした。このような状態でこの予算案が通ってしまうと、業者側も実施設計についても、このままの進め方でいいと思われてしまう危険性があり、委員つまり横瀬町民の意見が実施設計に反映されるとは考えられません。今後、実施設計が業者のペースで進んでしまうことが予想されます。そうなってしまいますと、でき上がるであろう新校舎に胸を張って子供たちを迎えることができません。私も一日も早く校舎を建て替え、子供たちをいい環境で勉強してもらいたいと考えます。予算案の小学校建築関係以外の部分に関しては、おおむね、おおむね理解できますが、この小学校建築に関しては再考を要望し、オープンエンドフレンドリーを掲げる町政に町民の声が届かなくなると大変な困りますので、戒めの意味を込めて反対討論といたします。

議員皆様のご理解を頂き、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 次に、賛成討論をお受けいたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しを頂きましたので、一括上程中の令和2年度一般会計予算及び5つの特別会計予算6議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度は、第6次総合振興計画のスタートの年となり、町長の言う日本一住みよい町、日本一誇れる町の実現に向けた重要な1年になります。まず、一般会計では、歳入歳出予算総額42億3,500万円が計上され、前年度と比較して6億3,100万円の大幅な増となりました。歳入は、町税が26.6%を占め、前年度より減額となり、国庫支出金は前年度比43.5%の大幅増の3億9,651万8,000円を計上しております。これは、来年度の重点施策として横瀬小学校校舎整備事業、台風19号被害の復旧復興、防災行政無線デジタル化などの事業があり、よりよい未来をつくるために必要であり、財政的バランスの取れた積極的な予算になっていると思います。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計は、前年度と比較して減額となっており、下水道、浄化槽設置管理事業特別会計については、前年度と比較して増額になっています。前年度実績により精査し、積極的な予算編成となっていると思います。

最後に、この6議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆さんのご苦勞とご努力に対し、厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算6議案に対して、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 ほかに討論ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 議長のお許しを頂きましたので、ただいま上程中の令和2年度横瀬町一般会計予算について、反対の立場で議論いたしたいと思います。

まず、先に3番、阿左美議員から反対討論がありましたが、私はその趣旨に賛成いたします。さらに追加しまして、農林水産業費、寺坂棚田遊歩道整備事業、こちらにつきまして、昔ながらの原風景、寺坂棚田のよいところは残しておかなければならないと考えております。協力していただけるということであれば、最大限それを利用して、開発行為はなるべくするべきではないと考えております。問題となる歩道区間のみ規制して、迂回すればいいだけの話でありますし、全く新たに開発行為をするという必要はないと判断いたします。

よって、おおむねこの上程中の会計予算は賛成なのですが、この学校関係、それからこの寺坂棚田に関しまして、反対の立場をとりますので、ここで申し上げます。議員皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 ほかに討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のご指名を頂きましたので、上程されました議案21号から26号までの令和2年度の横瀬町の一般会計予算、その他特別会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成29年度当初から、第2校舎改修についての議論が始まりました。それから3年の議論を経て、今回横瀬小学校改築の建設に向けての予算が計上されました。正解のない問題でしたが、真剣に検討していただいた委員の皆様に感謝しています。紆余曲折がありましたが、去年の暮れには期待の大きかった国からの補助金の決定も見ることができました。今後50年以上にわたる横瀬町の教育行政の基盤となる事業を揺るぎなく実行していただきたいと期待しています。予算全般を見ますと、ここ数年減額の多かった社会資本整備総合交付金が大きく増加しました。住民の生活に直結する社会資本整備が進むことを期待しています。歳入において、個人、法人とも町税の減額が見られるところですが、家屋税の増加が見られ、人口減少の抑制も期待されます。

その他5会計においても厳しい現状の中、ご尽力をお願いいたします。執行部には厳しい状況の中、職員一丸となり、公僕の間をもち、町民福祉の向上のため事業執行を期待します。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに起立採決によって行います。

日程第1、議案第21号 令和2年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第22号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定する

ことに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第23号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第24号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第25号 令和2年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第26号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました令和2年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算6議案につき

まして、議員各位には大変難しい状況の中、熱心なご審議を賜り、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算案可決に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 以上で町長の発言を終了いたします。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第27号 工事請負契約の締結についてであります。災害復旧工事（1災267号）の請負契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 上程されました議案第27号 工事請負契約の締結につきまして、細部説明を申し上げます。

工事名は、災害復旧工事（1災267号）でございます。工事の施工場所は、横瀬町内の町道122号線で、武甲山へ向かう生川沿いでございます。昨年10月の台風災害によるものでございます。入札につきましては、2月6日に指名競争入札により執行いたしました。業者は7社で、全業者が応札し、4,390万円で落札されました。請負金額は、消費税及び地方消費税を含めて4,829万円となります。請負者は、埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6565番地、株式会社大場建設代表取締役、大場武です。なお、本工事はさきに議決いただきました補正予算にある繰越明許費の災害復旧工事の一つでございます。

以上で、工事請負契約の締結についての細部説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、説明ありがとうございました。まず、ここに出ています提案理由の中にある横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定とありますが、こ

こには5,000万円以上の工事又は製造の請負とあるのですが、今回これは消費税込みでも4,829万円なので、5,000万円を超えていないので、議決は要らないと思うのですが、その辺議決が必要になったという判断はどこなのでしょう、教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

予定価格でございます。入札にかける前の予定価格の段階が町としまして5,000万円を超えていたため、今回議決を凶るものでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、この工事に対して7社が応札という形で、指名業者7社で応札7社だと思えます。最低制限価格というのは設けているのかどうかということと、それにひっかかって、それ以下の業者がいたかどうかということです。設けていたかないか、それからそれ以下があったかどうか、そして今回予定価格は公表したかどうかについてであります。

3点ですか、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 最低制限価格は設けておりました。

それと、予定価格につきましては、事後公表ということにさせていただいております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 最低制限価格以下で入札した業者はおりませんでした。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第27号 工事請負契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第28号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第28号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想についてであります。第5次横瀬町総合振興計画基本構想及び横瀬町地方創生総合戦略の計画期間が令和2年3月をもって終了することに伴い、これまでの取組の成果をさらに発展させ、持続可能なまちづくりを計画的に実施することを目的として、第2期横瀬町地方創生総合戦略を内包した第6次横瀬町総合振興計画基本構想を策定するため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 第6次横瀬町総合振興計画基本構想についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づきまして、第6次横瀬町総合振興計画基本構想を別紙のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。

それでは、お手元の第6次横瀬町総合振興計画基本構想の案について説明申し上げます。

1ページを御覧ください。計画策定の趣旨でございます。現行の第5次総合振興計画は10年前に策定されて、その計画期間は本年度までとなっております。そのうち国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの推進による横瀬町地方創生総合戦略も加わりまして、計画に基づき様々な取組を行ってまいりました。この取組を令和2年度以降におきましても、町民の皆様と共にさらに発展させ、変化の激しい時代において、日本一住みよい町、日本一誇れる町を計画的に実現するため、第2期地方創生総合戦略も兼ねた本計画を策定するものであります。

続きまして、2、計画の構成と期間でございます。この計画は、基本構想と基本計画、実施計画の3部構成で構成され、議決案件となりますのは、最上位の基本構想部分でございます。基本構想は、令和2年から令和9年の8年間を計画期間としております。その下に来る基本計画は、前期が令和2年度から令和5年度までの4年間、後期が令和6年度から令和9年度までの4年間となり、さらにその下に来る実施計画は、3年間を1単位としますが、毎年見直しを行います。

2ページを御覧ください。3の将来人口想定でございますが、横瀬町には現在約8,200の方が暮らしております。人口減少を抑制する施策を積極的に講じることで、2040年時点で約6,500人、2060年時点で約5,400人の人口を維持することを目指します。

続きまして、4、土地利用構想ですが、現時点では第5次計画の土地利用構想を引き続き使っておりま

す。これにつきましては、令和2年度策定予定の都市マスタープラン及び町内の住宅政策検討の結果等に基づきまして、改定予定でございます。

続いて、3ページ、5、計画の方向性です。ここで横瀬町の目指すべき将来ビジョン、日本一住みよい町、日本一誇れる町と、基本目標にカラフルタウンを定め、多様性あふれるまちづくりを進めていくことがうたわれております。さらに、カラフルタウンを実現するために、7つの施策の柱、1、人づくり、2、健康づくり、3、安全安心づくり、4、産業づくり雇用づくり、5、賑わいづくり中心地づくり、6、景観環境づくり、7、人の輪のづくりを掲げ、取り組んでいきます。

続いて、4ページを御覧ください。そのうちの(3)としまして、7つの施策の柱を支える土台について記載しております。7つの柱を実行するためには、職員の横の連携はもちろんのこと、町民との協働、広域での連携、民間企業等との連携などによりまして、施策全体を支える土台もしっかりと築いていこうとするものでございます。

(4)では、SDGsの考え方を本計画にも取り入れ、地域の課題解決とともにSDGs達成を目指していきます。

最後となる5ページ目に、ただいま説明いたしました基本構想の構成を分かりやすく図式化しております。

なお、参考資料としまして、基本構想の下の部分であります前期基本計画を添付させていただきました。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時05分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に移ります。

質疑でございますが、質問だけ受け、後ほど書面での回答といたします。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。質疑ということですが、今回上程されておりますのが第6次横瀬町総合振興計画の基本構想についてでありますので、私は勘違いしてきてしまって、振興計画のほうについての申し入れ事項をちょっと考えてきてしまいましたので、質問という形ではなく要望という形で受け止めていただければということで構いません。

それでは、ちょっと数が多いのですが、申し上げます。まず、この振興計画について要望ということで申し上げたいと思います。

まず、2ページ目、このSDGsがあるのですが、まだ横瀬町民というか、まだ一般的ではないので、

まずSDGsから説明してくれないと、何を言っているのか分からないと思いますので、その辺詳しく説明してから、一般市民に言っていた方がいいかというふうに考えます。

あと、達成すべき指標を設定はされておりますが、これをSDGsに当てはめるのは、横瀬町の場合、ちょっと無理があるのではないかなというふうに考えておまして、無理してこの辺でお上の機嫌を取らなくてもいいのではないかなというふうに思っております。

それと、達成すべき主な指標ということが出ておりますが、主なということで、ほかにも指標を出しているのかどうかです。

それと、それが大きなところではあるのですが、それで個々のところに行きまして、まず1の柱ということで1ページのところに学力の伸びの基準値が、達成すべき基本目標のところに埼玉県学力状況調査のところで、伸び率がマイナス1から5というふうにあります。これ県で言っている伸び率では、学力の伸びがちょっと分かりづらいので、ほかの指標を持ってきてもらったほうが直接的な学力は分かるのではないかなというふうに思います。

それと、2ページ目の達成すべき主な指標のところに、小学校の校舎改築件数ということがありますが、もうこれは横瀬町には小学校は一つしかありませんし、もうこれは決定事項でありますので、わざわざここに載せる必要はないというふうに考えます。

それと、そのところの一番下の審議会などの女性委員割合ということですが、今が基準値が25で、23年が50ということですが、今現在も25もないと思うのですが、これが将来的な話として23年にいきなり50%ということは、2分の1が女性の委員の割合ということになりますと、委員自体の成り手がなくなるようなところがありますので、ちょっとこういう無理なことは載せない方がいいかなというふうに思います。

それと、次の2の柱のところの4ページの達成すべき主な目標ということで、1歳6か月健診の受診率、3歳児健診の受診率ということで、基準値と年度目標の数値がそれぞれ出ていますが、もうこれは子育て支援課がかなりしっかりしてもらって、もう数値自体も高止まりといいますか、もうかなりいい数字出ていますので、わざわざここに載せて、わざわざ数値を取ることに對する手間のほうが大きいと思いますので、これは要らないと考えます。

それと、健康づくり課の、逆に私は包括支援センターのこの件数が達成すべき主な指標ではなくて、基本目標のほうにもっと大きな指標に移るべきだというふうに考えます。

それと、先ほどちょっと特別会計のところの予算で申し上げましたが、高齢者サロンの6か所から10か所ということで予算の手当てが心配なのですけれども、この辺はもうちょっとやってくださいということです。

それと、3番の3の柱のところ……ごめんなさい、4の柱でした。9ページです。9ページの達成すべき基本目標で、転出超過数が23年ゼロとありますが、どう考えてもゼロは考えられないので、先ほどの女性のところと同じですが、実現不可能な数値を載せないでください。

それと、11ページの取り組むべき施策というところの④の宮横線が出ております。これも都市計画マスタープランの中にも国道299号の迂回路的なバイパス的な感じで出ておりましたが、横瀬大橋がもしこの宮横線の延長線というか、一部として横瀬大橋を使うとすると、横瀬大橋は恐らく大型とかの耐加重は耐

えられないと考えるので、こういうふうにあまり実現可能性の低いものをこういった将来、にぎわい町中心づくりとありますが、あまり夢を見させないほうがいいかと思っておりますので、省いていただければありがたいと思っております。

それと、そのこのところの一番左下の達成すべき主な指標ということで、エリア898の数値が入っておりますが、今が基準値ゼロというふうになっておりますが、今回の答弁でここが3,900だか3,800という利用者数が入っておりますので、これを入れておかないと、入れるならばそれをゼロではなくてきちり数字を入れたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、6の柱の13ページですが、13ページの取り組むべき施策の⑥に大勢のボランティアの力を借りてという文言が、ボランティアということがあるということと、それと16ページの7の柱の人の輪のづくりのナンバー④のところにもシルバー人材云々とあって、ボランティア活動の促進というふうにあります。今現在ボランティア活動をされている方は多いのですが、あと5年、10年すると、恐らくボランティア活動できる年代の方たちが減ってくると思っておりますので、何でも町の活動にボランティア頼みでいくと、将来支障が出るかと思っておりますので、ボランティア頼みにはほどほどにしてもらいたいと思っております。

それと、16ページの取り組むべき施策の⑥、⑧に若者と文化財というところが出ておりますが、それに対して達成すべき基本目標のところにも若者、文化財というところが主な指標がありませんので、何かしらの指標を入れてもらったほうがいいと思っております。

それと、16ページの一番下の表の中の達成すべき基本目標の一番下、笑顔で対応する職員の割合、こんなのはこれに載せるものではなくて、職員教育を何とかしてくださいというレベルのものなので、削除してください。

すみません。私、そんなところを意見として申し上げますので、反映させていただければありがたいですが、質問ではないので回答は不要です。

○内藤純夫議長 次から質問以外は受け付けませんので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 まず、1点、全部で4点を大きく分けてありますが、1点目がこの基本構想に関してなのですが、人づくり健康づくりと、この7つの柱がございます。ここはかなり重要なところなのですが、これも一つ一つが思いがあるのだと思っております。順番にもしっかりこだわっていただいたのだと思っておりますが、これは私としての意見もちょっと入ってしまうのですが、人づくり、まずは人間がいなければできません。やっぱり人が一番大事であると。そこにその人間は健康でなければいけない、そしてそこに安全安心、そして私は景観環境、生きる環境、そこに安心安全が伴ってあって、あるべきだと思います。そこに、産業づくり雇用づくりというところが入って、ここまでが人間が生きるという意味での必要最低不可欠なことなのだって私は思うのです。その上で、賑わいづくり中心地づくりがあったり、人の輪づくりがあるのかなということを私としては思っております。このあたり順番に関しては、どういう理由でこういう順番になったのかということがまず1点目でございます。

2点目からは、先ほどの健司さんもおっしゃっていましたが、この基本計画のほうに関する部分でもありますので、要望的な要素が強くなるのですが、まず人づくりのところに関しましては、一番大事など

ころだと思っております。この中で、この非認知能力を高めるとか、やはり生きる力を高めるといふ、生きる力をつけていくというようなことは入っているのですが、どうしても入れづらいのだと思いますが、指標のほうに入っておりません。何かしらそういったことの調査できるテスト等もあるでしょうし、それに関連するイベント等の回数とか、そういったものというのも入れていったほうがいいのではないのかなと、それがボランティアというところの、先ほどボランティアが減っていくという、これは全体人数が減っていくということだけでなく、それをやろうと思うボランティア精神の持っている人が減っていくという意味でもあると思しますので、そこにも関わってくると思います。

次に飛びますが、最後の人の輪づくりのところなのですが、ここも人の輪ができることに通じる町民の自発的なイベントの回数ですとか、そういったものというのを、やはり人の輪というのは町民の中で自発的にできていかなければ意味がないので、そういったものをもっと指標に入れていったほうがいいのかなと、エリア898での、これはにぎわいのところですか、エリア898とかでの回数とかという指標等は、このにぎわいづくりのところ、ちょっと今の人の輪づくりとまた別の、関連していると思しますので、そちらに入ってはおりますけれども、それはあくまでもその場所を使う人数であって、それが個人であるか団体であるかは分かりません。そうではなくて人の輪づくりのところに、その人の輪というものがどんどん促進されるきっかけとなる、そういった事業、自発的な事業というものを入れたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひお願いします。

あと、最後なのですが、最後の別表に、これはまだ案なので、今後変わっていくと思うのですが、別表のゴールのところにぜひ視覚に訴えるように、ゴールを入れたほうがいいのではないかなと、ゴール1とは書いてありますが、そこにこの1のやつが書いていないですよね、この赤い人が手をつないでやるとか。そういうのも印刷で入れていったほうが視覚にも訴えていいのではないかなと思います。

以上4点でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 それでは、ご質問したいと思います。

2ページの土地利用構想、こちらに観光・スポーツ・レクリエーション地域というのがあると思います。この中に横瀬町の都市計画区域、全部で789ヘクタールあると思いますが、のうち字南前峠、字北前峠がなぜ入っていないのか。こちら、今花咲山もこの地域に含まれておりますので、ぜひ入れてほしいなと思うところであります。そういうことで、土地利用構想図を見直していただきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第28号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

○内藤純夫議長 日程第9、選挙第1号 横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、慣例に倣い総務文教厚生常任委員長から指名をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長において指名することに決定いたしました。

総務文教厚生常任委員長、4番、宮原みさ子議員。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員長 ただいま議長よりご指名を頂きましたので、横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をさせていただきます。

まず、選挙管理委員ですが、加藤清史さん、浅見直也さん、吉野強さん、町田勝次さん、以上4名でございます。

続きまして、選挙管理委員の補充員でございますが、第1順位、今井敏男さん、第2順位、柳吉晴さん、第3順位、浅見信子さん、第4順位、平沼智次さん、以上4名でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいま総務文教厚生常任委員長から指名がありました横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の候補者につきまして、確認の意味で事務局長よりさらにご報告申し上げます。

事務局長、お願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時22分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長、報告をお願いいたします。

○小泉 智事務局長 それでは、再確認の意味で再度申し上げます。

横瀬町選挙管理委員会委員候補者、加藤清史さん、横瀬町大字横瀬476番地、昭和31年2月16日生まれ。浅見直也さん、横瀬町大字横瀬4370番地1、昭和30年6月15日生まれ。吉野強さん、横瀬町大字横瀬5046番地10、昭和26年4月23日生まれ。町田勝次さん、横瀬町大字芦ヶ久保332番地、昭和28年10月5日生まれ。

続きまして、横瀬町選挙管理委員会委員補充員候補者です。第1順位、今井敏男さん、横瀬町大字横瀬4021番地、昭和30年10月9日生まれ。第2順位、柳吉晴さん、横瀬町大字横瀬6569番地2、昭和29年1月10日生まれ。第3順位、浅見信子さん、横瀬町大字芦ヶ久保1640番地、昭和23年6月30日生まれ。第4順位、平沼智次さん、横瀬町大字横瀬1669番地、昭和36年7月17日生まれ。

以上でございます。

○内藤純夫議長 議会事務局長の報告を終わります。

ただいま総務文教厚生常任委員長から指名がありました方々をもって、横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長の指名した横瀬町選挙管理委員会委員4名、同補充員4名の方をそれぞれ当選人と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時26分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま8番、大野伸恵議員から、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者として発言いたします。

横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例について、広報常任委員会を設置したいので、この案を提出いたします。

常任委員会化は、全国の議会でも導入が進んでいます。横瀬町議会でも広報活動に力を入れていくことが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

内容を読んで説明といたします。

横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例。

横瀬町議会委員会条例（平成3年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）広報常任委員会（6人）議会広報の編集・発行等に関する事項。

第7条第1項を次のように改める。

議員は、第2条第1号及び第2号に規定する常任委員会のうち、少なくとも一つの常任委員となるものとする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、賛成者の発言を求めます。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しを頂きましたので、横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例、すなわち広報常任委員会の設置に関しまして、賛成の立場で発言をさせていただきます。

これまで、任意の委員会として議会だより編集委員会が組織され、議会だより、現在は議会ナビと名称が変わっておりますが、議会広報の編集、発行を行ってまいりました。そのような中、町民に求められ

ております開かれた議会の実現には、この議会広報が欠かせないものであり、より分かりやすく見やすいものを作成するためには、様々な研修や情報収集等が必要とされます。また、その責任の重大さからも、様々な権限を持つ常任委員会とすることは、大変重要かつ必要なことであると考えます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎日程の追加

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

ただいま発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議決していただきましたので、広報常任委員会委員の選任について、広報常任委員会の正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがいまして、追加日程第2、広報常任委員会委員の選任について、追加日程第3、広報常任委員会の正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、直ちに議題とすることと決定いたしました。



◎広報常任委員会委員の選任

○内藤純夫議長 追加日程第2、広報常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指

名することになっております。

ここで、お諮りいたします。

広報常任委員会委員の選任については、慣例に倣い、議長指名とさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、異議なしと認めます。

それでは、ご指名させていただきます。

1番 向井芳文議員 3番 阿左美健司議員

4番 宮原みさ子議員 5番 浅見裕彦議員

6番 新井鼓次郎議員 8番 大野伸恵議員

以上、6名でお願いしたいと思います。



◎広報常任委員会正副委員長の互選

○内藤純夫議長 追加日程第3、広報常任委員会の正副委員長の互選についてを議題といたします。

広報常任委員会の正副委員長の互選については、委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、委員会において互選をお願いいたします。

互選いただく間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報常任委員会の正副委員長の互選について、委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、委員会において互選をいたしました。その結果を事務局長より報告いたします。

事務局長。

○小泉智事務局長 それでは、広報常任委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、その結果につきまして、私のほうから報告をさせていただきます。

委員長 5番 浅見裕彦議員

副委員長 3番 阿左美健司議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいま事務局長が報告いたしましたとおりでございます。ご了承いただきたいと思います。

◇

◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長　ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長　異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○内藤純夫議長　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當または不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◇

◎閉会の宣告

○内藤純夫議長　以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　4時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 阿 左 美 健 司
署 名 議 員

署 名 議 員 向 井 芳 文

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 若 林 清 平